

平成17年第1回京丹波町議会定例会（第1号）

平成17年12月12日（金）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長施政方針
- 日程第 5 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 同意第 2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 同意第 4号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 同意第 5号 教育委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第 1号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 2号 京丹波町消防団組織等審議会設置条例の制定について
- 日程第12 議案第 3号 京都中部広域消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都中部広域消防組合規約の変更について
- 日程第13 議案第 4号 船井郡衛生管理組合規約変更について
- 日程第14 議案第 5号 京都中部地区地域市町村圏協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第15 議案第 6号 京都中部広域市町村圏協議会を設ける地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
- 日程第16 議案第 7号 船井北桑田地区土地開発公社定款の一部変更について
- 日程第17 議案第 8号 町営土地改良事業の変更について
- 日程第18 議案第 9号 平成17年度京丹波町一般会計予算
- 日程第19 議案第10号 平成17年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第11号 平成17年度京丹波町老人保健特別会計予算
- 日程第21 議案第12号 平成17年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第13号 平成17年度京丹波町水道事業特別会計予算

- 日程第23 議案第14号 平成17年度京丹波町下水道事業特別会計予算
日程第24 議案第15号 平成17年度京丹波町土地取得事業特別会計予算
日程第25 議案第16号 平成17年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
日程第26 議案第17号 平成17年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
日程第27 議案第18号 平成17年度京丹波町宅地等開発事業特別会計予算
日程第28 議案第19号 平成17年度京丹波町須知財産区特別会計予算
日程第29 議案第20号 平成17年度京丹波町高原財産区特別会計予算
日程第30 議案第21号 平成17年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
日程第31 議案第22号 平成17年度京丹波町梅田財産区特別会計予算号
日程第32 議案第23号 平成17年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
日程第33 議案第24号 平成17年度京丹波町質美財産区特別会計予算
日程第34 議案第25号 平成17年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（17名）

- 1番 西山和樹君
2番 室田隆一郎君
3番 東まさ子君
4番 片山孝良君
5番 横山勲君
6番 坂本美智代君
7番 今西孝司君
8番 小田耕治君
9番 畠中勉君
10番 山田均君
11番 藤田正夫君
12番 山内武夫君
13番 篠塚信太郎君
14番 吉田忍君

16番 野口久之君

17番 野間和幸君

18番 岡本勇君

4 欠席議員（1名）

15番 山西桂君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（18名）

町長 松原茂樹君

参事 片山長男君

参事 寺井行雄君

参事 田渕敬治君

瑞穂支所長 森田一三君

和知支所長 片山俊明君

総務課長 長谷川博文君

企画情報課長 田端耕喜君

税務課長 伊藤康彦君

住民課長 岩崎弘一君

保健福祉課長 野間広和君

子育て支援課長 朝倉富雄君

地域医療課長 上田進君

産業振興課長 山田進君

土木建築課長 岩田恵一君

水道課長 田井勲君

会計課長 下伊豆かおり君

教育次長 松村康弘君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長 谷俊明君

書記 山内圭司君

○土木建築課長（岩田恵一君） おはようございます。

私の方から、先般の臨時会で宿題をいただいておりますので、その件につきまして、ちょっとご報告を申し上げておきたいというふうに思います。

東議員さんから、須知公園の関係で、土地代と、それから工事費についていくらかという質問が残っておったというふうに思います。

本須知公園の土地の関係ですけれど、これは補助対象金額ベースで2億4,600万円ということでございまして、これの3分の1の補助で補助金をいただいているということでございます。

また、工事費といたしましては、先般暫定予算でも議決をいただきました排水路の関係の工事も含めまして、全体で1億5,000万円ということでございます。

これにつきましては、2分の1の補助ということで予定をさせていただいております。

以上です。

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

12月に入りまして、何かと慌ただしい今日この頃ですが、議員各位にはますますご壮健でご活躍のこととお喜び申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただき、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、平成17年第1回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、3番議員・東 まさ子さん、4番議員・片山孝良君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月22日までの11日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月22日までの11日間と決しました。

会期中の予定については、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長(岡本 勇君) 日程第3、諸般の報告を行います。

今期定例会に町長から提出されています案件は、同意第1号のほか、29件が提出されております。

提案説明のため、松原町長ほか関係者の出席を求めました。

去る12月8日に、議会運営委員会が開催され、今期定例会の運営について協議されました。

《日程第4、町長施政方針》

○議長(岡本 勇君) 日程第4、町長から施政方針の申し出がありました。

町長の発言を許可いたします。

松原町長。

○町長(松原茂樹君) おはようございます。

本日ここに、平成17年第1回京丹波町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとお忙しい中ご参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日は、初めての定例会に当たり、議案の審議をお願いするに先立ちまして、町政運営に対する私の所信を申し上げ、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力をいただきたいと思っております。

まずもって、先の臨時議会におきまして、専決処分いたしました京丹波町の条例の制定や暫定予算ほか諸案件につきまして全議案ご承認いただきましたことに、衷心より厚くお礼を申し上げます。

さて、私は、旧3町の基本路線を大切にしながら、合併協議会で確認されました新町まちづくり計画の基本姿勢を踏まえ、将来像の「丹波高原につつまれ、人の交流・連携で築くぬくもりと躍動のあるまち」の実現を目指して、全力で取り組んでまいりたいと存じております。

議員各位のご支援、ご指導を心からよろしくお願い申し上げます。

まず、合併の理念であります「財政難の克服」、「自治能力の向上」、「総合的な行政力の展開」を大切にしながら、町域の均衡ある発展と特色あるまちづくり、そして、「住民参加」による躍動する京丹波町の創造を基本姿勢に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、現在の行政区のほかに、地域振興会などの住民自治組織をつくり、町民自らが地域の問題を考え、具体的な要望を町に提案していただけるような仕組みを構築していきたいと考えております。

また、地域間の格差を感じることなく、町域の速やかな一体化を図るため、住民自治組織の活動を支援する助成金制度についても設置していきたいと考えております。

あわせて、町内の若者や事業者など、町民が幅広く参加していただける「まちづくり委員会」のような組織を設け、町政に対して自由に意見を述べてもらう場をつくりたいと考えております。

いずれにいたしましても、町民の皆様との「対話」を大切にしながら、情報を積極的に開示し、行政と町民の皆様によりよい信頼関係、協働関係に基づく「住民参加のまちづくり」を進めていきたいと考えております。

私は、先の選挙において、

人権を尊重し、保健・福祉・医療の充実、防災など、安心・安全なまちづくり

農林、商工業の振興、丹波ブランドの確立

上下水道等の一層の整備促進と環境保全

情報・道路・交通ネットワークの構築

教育の振興、子育て支援など若者定住対策の推進

この5つを基本政策として申し上げてきました。

それでは、この中から何点かについて具体的に申し上げます。

まず、農林、商工業の振興についてであります。

耕畜連携した循環型農業による米、黒豆、小豆、京の伝統野菜、食肉などの生産振興に取り組み、「丹波ブランド」のさらなる確立に努め、安心・安全な食の供給基地としての産地づくりを目指します。

きのこ類、山菜など、豊富な森林資源を生かした食品加工や、地域に根付いている製造業の振興、地域に密着した商店街育成にも力を入れていきたいと思っております。

また、新町のまちづくり計画に企業参画の促進が図られるよう、環境を整えていきたいと思っております。

次に、教育の振興についてであります。

自ら考え、自ら学ぶ力や、心身ともに豊かな人間形成と、生涯にわたる学習の基礎を培う学校教育や、人権を大切にし、郷土を愛する社会教育を推進してまいります。

特に、学校、社会教育を通じて、郷土の現実を学びつつ、自立できる自治組織の向上に結びつけていきたいと考えております。

また、須知高校を地域の人材をはぐくむ学校として位置づけ、通学支援など、活性化を図っていきたいと考えております。

次に、交通体系の整備について申し上げます。

町民の皆さんの生活の足の確保、バス路線の再編につきましては、早急に取り組みなければならない課題であると認識しており、運行形態を含めて、どう運行すれば乗車していただけるか、よりよいバス事業のあり方を検討し、全町での新たな路線の速やかな構築に努めてまいります。

効果的・効率的な運行システムとして、予約制システムや小型バスの運行、旧和知町で導入されていた高齢者対象の運賃半額券など、さまざまなシステムやきめ細かいサービスを導入し、バスの乗車促進を図っていきたいと考えております。

次に、情報基盤の整備についてであります。現在、旧町間において、行政から町民への情報伝達の手段が、有線、ファクス、ケーブルテレビ、防災行政無線とまちまちであるため、旧町間での情報格差が生じないように、情報基盤の整備も早期に取り組みなければならないと考えており、ケーブルテレビによる一元化を進めたいと考えております。

次に、保健・福祉・医療の充実、子育て支援について申し上げます。

保健・福祉・医療の相互連携により、各サービスが一体的かつ効率的に提供できる体系を確立するとともに、相互扶助やボランティアなど、町民の皆様の福祉活動の推進に努め、子どもから高齢者まで、すべての人がいきいきと暮らせる施策を展開します。

高齢者対策では、いわゆる配食サービス事業など、高齢者福祉事業の充実を図り、生涯にわたり健康で安心して暮らせるよう、温泉保養施設を整備し、活用していきたいと考えております。

少子化対策では、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのため、延長保育や学童保育、医療費助成など子育て支援策を推進します。あわせて、京都中央テクノパークを軸に、企業誘致による就労の場の確保に努め、若者定住対策を積極的に進めていきたいと考えております。

以上、町政運営に当たっての基本的な考え方と主要施策の大綱について申し上げましたが、今日のように厳しい財政環境にあっても、行政には常に住民福祉の向上を目指して、総合的、

計画的な施策の推進が求められております。

そのため、行財政改革の理念に沿って行政内部を再点検し、旧3町から継続している事務事業や住民サービスを見直し、町民の皆さんから本当に求められているサービスができるよう努めてまいります。

あわせて、情報を開示し、厳しい町の財政の現状を説明し、理解を求めた上で、真に必要なものを予算で重点配分し、無駄のない行財政運営を図っていきたいと考えております。

また、府政との連携をさらに強め、行財政の効率化を進めてまいりたいと考えております。議員各位並びに町民の皆様の一層のご支援、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます、所信といたします。

《日程第5、同意第1号 教育委員会委員の任命について》

○議長（岡本 勇君） 日程第5、同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） 同意第1号 教育委員会委員の任命についての提案理由をご説明いたします。

ご承知のとおり、京丹波町発足に伴い、暫定の教育委員会の委員さんとして、水嶋教育委員長、山本教育長、太田教育委員長職務代理、岩崎委員、田端委員の5名の方にその任についていただいておりますが、法の定めるところの暫定期間終了に伴い、今回新たに教育委員を任命することになりましたので、ご同意賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

5名の方の年齢順に、それぞれ提案とご説明を申し上げます。

まず、同意第1号の太田喜好氏でございます。

太田喜好氏は、旧和知町にご在住で、長年郵便局にお勤めになり、平成4年から和知町で教育委員及び教育委員長を歴任されており、暫定の教育委員会でも職務代理をお世話になるなど、豊富なご経験をお持ちでございます。

適任と存じますので、京丹波町教育委員会の委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、ご同意をお願いする次第であります。

なお、教育委員の任期は、通常4年と定まっていますが、廃置分合の際の最初の任期は、次回以降の一斉改選を防ぎ、継続性を保つため、それぞれの委員さんの任期に年数差を設け

ることになっております。

これら、個々の任期設定については、委員協議を尊重した上、決定したいと存じますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと初めての方で、私どもとしては、旧町の関係でいくとわかりませんので、全く判断がつかないので、ちょっと休憩をお願いしたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時18分

再開 午前 9時25分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

今、質疑を求めるところでございますが、先に町長の説明がありましたが、提案の理由につきましての朗読を求めます。

○総務課長（長谷川博文君） それでは、私から、同意第1号の朗読をさせていただきます。

教育委員会委員の任命について 下記の者を京丹波町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。 記 住所 京都府船井郡京丹波町大迫西ノ下44番地 氏名 太田喜好 昭和13年5月1日生まれ 平成17年12月12日 提出 京丹波町長 松原茂樹 提案理由 新町設置により臨時に選任した京丹波町教育委員会委員の任期終了に伴い、新たに教育委員を任命する必要があるため。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 以上、朗読を求めたとおりであります。

それでは、質疑を再開します。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 先ほど提案理由の説明等の中にあっただけですけれども、いわゆる合併に伴う廃置分合の関係で、任期の関係の説明があっただけでございますけれども、5人全体では任命されようとしておるんですが、任期のいわゆる例えば4年在任というのは何人なのか、例えば3年というのは何人ということなのか、2年任期が何人ということなのか、そういうことが定まっておるのかどうか、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） 任期の件でございますけれども、1年の方が1人、2年の方が1人、3年の方が1人、4年の方が2人と、こう定まっております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、同意第1号を採決いたします。

この表決は、起立によって行います。

同意第1号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、同意第1号は、原案のとおり同意されました。

《日程第6、同意第2号 教育委員会委員の任命について》

○議長（岡本 勇君） 日程第6、同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） 同意第2号 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

阿部 定氏をお願い申し上げるところでございますが、阿部氏は、旧瑞穂町の中台にお住まいで、平成元年から15年の長きにわたって瑞穂町体育協会の会長をお務めになり、社会体育の振興にご尽力されました。また、平成10年からは瑞穂町社会教育委員を歴任されるなど、社会体育、生涯教育などに精通された方でございます。

阿部氏は、地域の信望も厚く、現在、桧山地区の区長会長をなされており、地域振興の推進役として、また、まとめ役としてご活躍中でございます。

適任と存じますので、京丹波町教育委員会の委員として任命したいので、ご同意をお願いする次第であります。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） それでは、同意第2号を朗読させていただきます。

同意第2号 教育委員会委員の任命について 下記の者を京丹波町教育委員会の委員に任

命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。 記 住所 京都府船井郡京丹波町中台藪ノ外40番地7 氏名 阿部 定 昭和14年2月27日生まれ 平成17年12月12日提出 京丹波町長 松原茂樹 提案理由 新町設置により臨時に選任した京丹波町教育委員会委員の任期終了に伴い、新たに教育委員を任命する必要があるため。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、同意第2号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

同意第2号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、同意第2号は、原案のとおり同意されました。

《日程第7、同意第3号 教育委員会委員の任命について》

○議長（岡本 勇君） 日程第7、同意第3号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） 同意第3号 教育委員会委員の任命についてをご説明申し上げます。水嶋正治氏をお願いするものでございます。

水嶋氏は、旧瑞穂町の質美にお住まいで、長年中学校の教諭として、また学校長としては小学校教育にもかかわられました。その実績とご経験により、平成15年から瑞穂町の教育長にご就任され、教育行政の推進にご尽力いただきました。そして、暫定の教育委員会の委員長としてお世話になりましたところの教育行政に精通された方でございます。

適任と存じますので、京丹波町教育委員会の委員として任命したいので、ご同意をお願いする次第であります。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） 同意第3号、朗読させていただいて説明にかえます。

教育委員会委員の任命について 下記の者を京丹波町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。 記 住所 京都府船井郡京丹波町質美竹村垣内17番地
氏名 水嶋正治 昭和16年1月14日生まれ 平成17年12月12日 提出 京丹波町長 松原茂樹 提案理由 新町設置により臨時に選任した京丹波町教育委員会委員の任期終了に伴い、新たに教育委員を任命する必要があるため。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、同意第3号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

同意第3号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、同意第3号は、原案のとおり同意されました。

《日程第8、同意第4号 教育委員会委員の任命について》

○議長（岡本 勇君） 日程第8、同意第4号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） 同意第4号 教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

岩崎正子氏をお願いするものでございます。

岩崎氏は、旧丹波町の富田にお住まいで、長年小学校の教諭として、また学校長として小学校教育にかかわられました。その実績とご経験により、平成14年から丹波町の教育委員としてご就任いただきました。そして、暫定の教育委員としてもお世話になりましたところの、大変ご経験豊かな方でございます。

適任と存じますので、京丹波町教育委員会の委員として任命したいので、ご同意をお願いする次第であります。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） 同意第4号、朗読して説明いたします。

教育委員会委員の任命について 下記の者を京丹波町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。 記 住所 京都府船井郡京丹波町富田坪井75番地 氏名 岩崎正子 昭和18年12月28日生まれ 平成17年12月12日 提出 京丹波町長 松原茂樹 提案理由 新町設置により臨時に選任した京丹波町教育委員会委員の任期終了に伴い、新たに教育委員を任命する必要があるため。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、同意第4号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

同意第4号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、同意第4号は、原案のとおり同意されました。

《日程第9、同意第5号 教育委員会委員の任命について》

○議長（岡本 勇君） 日程第9、同意第5号 教育委員会委員の任命についてを議題といた

します。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） 同意第5号 教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

山本和之氏をお願いするところでございます。

山本氏は、旧丹波町の高岡にお住まいで、長年丹波町役場にお勤めになり、総務課長や参事の要職を歴任されました。そして、平成14年からは丹波町教育委員会の教育長にご就任いただきました。そして、暫定の教育委員会では、教育長としてお世話になりました。町行政と教育行政の両面にわたって精通された方でございます。

適任と存じますので、京丹波町教育委員会の委員として任命したので、ご同意をお願いする次第であります。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） 同意第5号、朗読して説明いたします。

教育委員会委員の任命について 下記の者を京丹波町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求め。 記 住所 京都府船井郡京丹波町高岡檜原20番地 氏名山本和之 昭和22年3月30日生まれ 平成17年12月12日 提出 京丹波町長 松原茂樹 提案理由 新町設置により臨時に選任した京丹波町教育委員会委員の任期終了に伴い、新たに教育委員を任命する必要があるため。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、同意第5号を採決いたします。

この表決は、起立によって行います。

同意第5号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員 起立)

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、同意第5号は、原案のとおり同意されました。

《日程第10、議案第1号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
についてから日程第34 議案第25号 平成17年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業
会計予算まで》

○議長（岡本 勇君） お諮りいたします。

ただいまから上程になります日程第10、議案第1号から日程第34、議案第25号につ
きましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日の日程といたしたい
と思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、これより日程第10、議案第1号から日程第34、議案第25号までを一括議題
といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、平成17年度の行政執行に係る当初予算を始めとする関係
諸案件につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員各位のご賛同とご協力を賜りたいと
存じます。

それでは、まず予算案件でございますが、先の暫定予算の提案の際にもご説明させていた
だいたとおり、平成17年度京丹波町の当初予算は、旧の丹波町予算、瑞穂町予算、及び和
知町予算のうち、旧町で執行できなかった事業経費を精査しながら計上するとともに、新た
に新町運営上必要と思われる事業経費を加算したものであります。

新たに加算したものは、平成17年度第4四半期の人件費、扶助費等の経常経費、アスベ
スト対策など、緊急度の高いもの、旧町からの課題となっているもののうち、本年度中の対
応を要するもの、及び、私が上げております公約実施のための調査費等でございます。

議員各位ご承知のとおり、本格的な地方分権の到来を迎えた今日、地方自治体は自らの責
任において自らの進むべき方向を定め、実行できる体制を確立することが求められてきたと
ころであります。

しかしながら、国・府の予算及び地方財政に関する措置状況は、三位一体の改革によりま

して、国庫補助負担金の廃止、縮減を始め、地方交付税の減額についても予断を許さない状況にあります。また、税源移譲については極めて不透明な状況にあるなど、これら影響は大きく、総じて財源確保の困難な状況は深刻化しております。

歳出においても、人件費等の義務的経費や、国庫補助負担金の廃止等による影響のほか、特別会計への繰出金が大きなウェートを占めるなど、財政環境は極めて厳しい状況となっております。

さて、平成17年度の一般会計であります。総額71億520万円であります。各事業の詳細につきましては、本日配付の資料に示しているとおりでございますし、また暫定予算のご承認をいただく際にご質疑をいただいたことから、割愛し、特徴的なものをご説明いたします。

まず、アスベスト対策でございます。

旧町でそれぞれ公共施設等のアスベスト検査が行われましたが、その結果、瑞穂地域でアスベストを含んだ建材からアスベストが飛散していると思われる箇所が2カ所出たことから、その対策の工事費等を計上いたしました。

また、丹波地域及び和知地域では目視調査のみであることや、公的農業施設は未調査であることから、今回、アスベスト素材が使われているところについて飛散状況等の調査を実施することにいたし、それらの経費として、継続分も含め、総額2,486万円を計上いたしました。

次に、畜産振興対策費の畜産堆肥化施設の件でございますが、財源として起債や京都府の補助が見込めることから、附属部品の経費も含め、工事費として3,186万円を計上いたしました。

次に、新たな事業でございますが、新町の発足を記念した開町記念式典を年明け後に予定をいたしておりますのと、施政方針でもお話しいたしました自治活動を促す組織等について調査、研究する経費、及び、町民の皆さんが利用しやすいバス運行について調査、研究する経費を計上しております。

その他、旧町での予算化されていたもの及び旧町からの課題となっているもののうち、本年度中の対応を要するものとして今回当初予算に計上した主なものは、地域イントラネット基盤施設整備事業2億7,622万8,000円、IT情報地域イントラネット推進事業1,267万2,000円、中山間地域直接支払事業9,841万6,000円、府営土地改良事業、長瀬橋等1億3,288万3,000円、南丹地区農用地総合整備事業1億4,229万円、森林整備地域活動支援事業3,117万8,000円、交通安全施設設置事業2,

755万円、道路新設改良事業5億9,331万2,000円、その他、福祉対策や農林業育成事業など、町民の日常生活に直結した事業を主体としています。

一方、歳入は、国・府支出金及び有利な起債を充当いたしましたが、どうしても歳入不足が生じるため、基金の取り崩しにより調整せざるを得ない状況となっています。

今後、さらに国・府支出金などの特定財源の確保に努めるとともに、行政経費の節減を図り、健全な財政運営に全力を注いでまいります。

また、各特別会計、財産区関係、企業会計につきましては、順次表の朗読をさせていただきますと思いますが、国民健康保険事業特別会計13億7,772万5,000円、うち事業勘定10億7,132万5,000円、うち質美診療所勘定1,300万円、うち和知診療所勘定2億4,360万円、うち和知歯科診療所勘定4,980万円、老人保健特別会計14億9,933万円、介護保険事業特別会計9億1,910万9,000円、水道事業特別会計11億1,400万円、下水道事業特別会計5億7,200万円、土地取得特別会計278万4,000円、育英資金給付事業特別会計56万1,000円、町営バス運行事業特別会計5,033万9,000円、宅地開発事業特別会計206万9,000円、須知財産区特別会計173万6,000円、高原財産区特別会計32万6,000円、桧山財産区特別会計1,260万円、梅田財産区特別会計3,020万円、三ノ宮財産区特別会計952万円、質美財産区特別会計274万4,000円、国民健康保険瑞穂病院事業会計5億1,277万3,000円、うち収益的支出4億8,821万2,000円、うち資本的支出2,456万1,000円。

これら、いずれも厳しい財政状況にあるものの、それぞれの会計の設置目的に沿い、その事業運営に万全を期すとともに、住民福祉の向上に向けて一層の努力を重ねてまいり所存であります。

以上、一般会計、特別会計、さらには財産区会計、合わせまして総額132億1,301万6,000円の予算をもって平成17年度の各種事業を執行してまいります。各事業の詳細につきましては、主要施策の概要としてお配りしましたのでごらんいただきたく存じますとともに、詳細については各担当課長から説明をいたさせます。

次に、条例関係でございます。

まず、議案第1号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは平成17年人事院勧告に基づき、本町職員の給料表の改定及び扶養手当、勤勉手当の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第2号 京丹波町消防団組織等審議会設置条例の制定についてでございますが、

これは来年4月から京丹波町消防団を設置することが合併協議会で決定していることから、その組織等について、調査及び審議をする審議会を設置しようとするものです。

次に、議案第3号 京都中部広域消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都中部広域消防組合同規約の変更について、議案第4号 船井郡衛生管理組合同規約変更について、議案第5号 京都中部地区地域市町村圏協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、議案第6号 京都中部広域市町村圏協議会を設ける地方公共団体の数の増減及び規約の変更について、議案第7号 船井北桑田地区土地開発公社定款の一部変更についての5つの議案でございますが、これらは来年1月1日に南丹市が発足するに当たって、関係団体の規約等の変更を行うものであります。

次に、議案第8号 町営土地改良事業の変更についてでございますが、これは旧瑞穂町坂井地内の町営の土地改良事業が完了を迎えることから、事業内容の変更を行い、確定をするものであります。

以上をもちまして、平成17年度第1回定例会の提出議案の説明とさせていただきます。

何とぞ、議員各位の絶大なるご支援を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 補足説明は、休憩中の説明といたします。

暫時休憩いたします。

休憩中、この場において全員協議会を開きます。

休憩 午前 10時00分

再開 午後 3時06分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会いたします。

15日に再開いたしますので、定刻までにご参集ください。

ご苦勞様でございました。

午後 3時07分 散会

平成17年第1回京丹波町議会定例会（第2号）

平成17年12月15日（木）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（17名）

1 番 西 山 和 樹 君

2 番 室 田 隆一郎 君

3 番 東 まさ子 君

4 番 片 山 孝 良 君

5 番 横 山 勲 君

6 番 坂 本 美智代 君

7 番 今 西 孝 司 君

8 番 小 田 耕 治 君

9 番 畠 中 勉 君

10番 山 田 均 君

11番 藤 田 正 夫 君

12番 山 内 武 夫 君

13番 篠 塚 信太郎 君

14番 吉 田 忍 君

16番 野 口 久 之 君

17番 野 間 和 幸 君

18番 岡 本 勇 君

4 欠席議員（1名）

15番 山西 桂 君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（19名）

町 長	松原茂樹君
教 育 長	山本和之君
参 事	片山長男君
参 事	寺井行雄君
参 事	田淵敬治君
瑞穂支所長	森田一三君
和知支所長	片山俊明君
総務課長	長谷川博文君
企画情報課長	田端耕喜君
税務課長	伊藤康彦君
住民課長	岩崎弘一君
保健福祉課長	野間広和君
子育て支援長	朝倉富雄君
地域医療課長	上田進君
産業振興課長	山田進君
土木建築課長	岩田恵一君
水道課長	田井勲君
会計課長	下伊豆かおり君
教育次長	松村康弘君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	谷 俊明君
書 記	山内圭司君

○議長（岡本 勇君） 本会議の定刻前ではありますが、ここで12月12日付で新たに京丹波町教育委員会教育長として就任されました山本和之教育長から就任のご挨拶の申し出がございましたので、お受けいたします。

○教育長（山本和之君） おはようございます。

ただいまございましたように、12月12日、京丹波町議会定例会の初日におきまして、教育委員の任命同意をいただきまして、午後4時から開催をされました京丹波町教育委員会におきまして、教育長に選任をいただきました山本でございます。

松原町長から引き続き教育委員にというご要請がございましたときに、合併をひとつのけじめにしたいというようなことを強く思っておりましたし、またもっとふさわしい人があるというようなことで、いろいろ抵抗もさせていただいておったわけでございますが、最終的にお引き受けをした次第でございます。

大変不都合なものでございまして、その器ではありませんだけに、責任の重圧さを痛感いたしておるところでございます。

大変微力ではございますけれども、京丹波町議会でご同意をいただきました重みと、松原町長、そして京丹波町教育委員会で任命をいただきましたご期待に添えるように頑張らせていただきたいと思っております。

合併という大きな変革期にございまして、今後の教育行政もほんとに厳しい、また難しい困難さがあるわけでございまして、そういった点も十分認識をさせていただいているつもりでございます。

皆さん方のご指導をいただきながら、また町部局との連携を深めながら、そして教育委員会内部におきましても、十分協議、積み上げを行いまして、よりよい方向に進むように頑張らせていただきたいというように思っております。

また、子どもたちを取り巻く環境もほんとに厳しい社会状況が続いております。子どもたちが犠牲になる痛ましい事件も多発いたしておりまして、何が起こるかわからない時代でもございます。

また、こうした中でありまして、気になる子どもたちも増えていく傾向にございます。やはり学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割をきっちりと果していくことが、今求められているのではないかなあという思いがいたしております。

知、徳、体、バランスのとれた、調和のとれた、子どもたちの育成のために、学校、家庭、地域社会、一体的な協力を発揮するという基本を大切にさせていただきながら、教育行政に

携わっていきたいというように思っております。

大変不都合な者でございますが、今後とも皆さん方のご指導、ご鞭撻をいただきますように、お願いを申し上げまして、まことに意を尽くしませんが、就任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） もう一点、お知らせいたします。

本職あてに、議場でのテレビカメラ撮影という申し入れが、昨日14日にありましたが、情報の共有化、手段などについて、十分な事前協議が必要であり、そのための時間的な余裕もないことから、今回は見送りとさせていただきます。

改めましておはようございます。

本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただき、ご苦労さまでした。

15番議員、山西 桂君より、本日から12月22日まで、検査入院のため、欠席届を受けております。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、平成17年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《 日程第1、会議録署名議員の指名 》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、3番議員・東 まさ子さん、4番議員・片山孝良君を指名いたします。

《 日程第2、一般質問 》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の通告議員はお手元に配布のとおりであります。

最初に篠塚信太郎君の発言を許可いたします。

篠塚信太郎君。

○13番（篠塚信太郎君） 皆さんおはようございます。

議長より発言の許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

質問に入りますまでに、松原町長におかれましては初代京丹波町長にご就任、まことにおめでとうございます。

町長のこれからの町政の舵取りに多くの町民が期待をしているところであり、これから私が質問いたします事項につきまして、町民が夢と希望を抱けるような明解なご答弁をお願いいたします。

それでは通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず最初に地域情報の整備方針について、町長にお伺いします。

合併協議会では、大項目26、中項目32、小項目252の項目が確認をされましたが、合併と同時に、統一、あるいは一元化された項目は僅かであります。平成18年度から国民健康保険税、保育料などが、平成19年度からは町税が、平成21年度からは介護保険料が統一されることで、確認をされておりますが、新町に先送りされ、検討調整される事務事業が数多くあります。

表面上は合併はいたしました、中身は旧3町でバラバラの事業が行われているわけがあります。このことは、松原町長も合併協議会委員でありましたので、よくご承知のことでございます。

このような不均一な状態の事務事業を統一・一元化し、旧町間の格差を解消することが一体制のあるまちづくりに欠かせない要件であります。

その中でも不均一で最大の格差が生じているのが、地域情報であります。多くの旧丹波、和知町の皆さんが、地上デジタル放送も見られるなどIT化・情報化時代に対応した瑞穂ケーブルテレビの拡大整備を望んでおられるところであります。

事業費が数十億円必要な事業であります。松原町長は施政方針で早々と「ケーブルテレビによる一元化を進めたい」との方針を示され、一体性のまちづくりに大きな一歩を踏み出したと感じております。

ケーブルテレビによる一元化方針を打ち出されましたが、税負担は同一で、行政サービスに大きな格差がある現在の状況が長期間にわたり続くことになれば、合併に対する不信感や町民間の不公平感が増すこととなります。

ケーブルテレビの全町拡大を再重点課題と位置づけ、また「最優先事業として取り組まれる」お考えはあるのかが、第1点目の質問でございます。

第2点目は拡張されますケーブルの整備であります。丹波有線ファックスは9カ所の中継基地までは光ケーブルで、集落内の支線と引き込みがメタルケーブルであり、ケーブルが張られてから10年余り経過した光ケーブルとメタルケーブルでは、テレビの大容量の情報

に対応できないため、全面張り替えしなければならないと聞いております。

旧和知町は現在、地域イントラネット基盤施設整備事業を施工中であります。この事業は将来ケーブルテレビが拡大されたときに、すぐに接続し対応できるように整備されているのではないかとこのように推察をいたしております。

現在、瑞穂ケーブルテレビは各集落まで48キロが光ケーブルで、集落内と宅内引き込み線は129キロの同軸ケーブルが使用されておりますが、これからの情報量は我々の想像を遥かに超えるスピードで多くなっております。

同軸ケーブルでは、今後増大する情報量が伝送できないことも予測されるため、この旧丹波和知町のケーブル整備については、宅内引き込み線まで光ケーブルで整備をされるお考えはないのかが、第2点目の質問でございます。

第3点目は、ケーブルテレビの機能でございますが、丹波有線ファックスは、住民間の電話・ファックス連絡はもちろん、インターネット、そして役場、幼稚園、保育所、気象情報などの取り出しなど、双方向の通信機能を持っておりまして、一斉放送を聞き逃した場合は、再放送が聴けるなど、優れた機能を有しております。現在旧丹波町地域では、毎日の生活や地域振興にはなくてはならない設備となっております。

この丹波有線ファックス機能はなくなることになれば、十数年前の状況に逆戻りすることになりかねません。

ケーブルテレビ拡張整備をされる際に、「丹波有線ファックスの機能」も取り入れられるお考えがあるのかが、第3点目の質問であります。

第4点目は、拡張事業に伴います加入者負担の問題であります。

この厳しい社会・経済情勢の中で、これ以上の負担はできないとの声が大多数を占めております。そして、地域情報は全戸に近い加入がないと、その役割を果たせないのではないかとこのように思っております。

現在、丹波有線ファックス加入者は、一時休止等を含めまして、平成16年度末では、2,288世帯で、加入率は約76%であります。

このような状況の中で、加入者負担が必要となりますと、さらに加入率が大幅に低下するのではないかと、心配をしているところでありますが、「加入者負担金は徴収されない方向」でお考えなのかが、第4点目の質問でございます。

第5点目は、ケーブルテレビの拡張には、数十億円の事業費が必要となりますが、篠山市では、関西電力の子会社で民間のケーブルテレビ会社であります「ケイ・オプティ・コム」のe o光ネットにより、ほとんど市の負担なしで、光ケーブルが宅内まで引き込まれたと聞

いております。

行政の自主番組、一斉放送等は、この民間ケーブルを通して放送することができます。e o 光ケーブルは、現在京丹波町は区域外にありまして、個人で加入することはできませんが、全世帯加入となれば、e o 光ケーブルによる整備も可能ではないかと考えられますので、事業費の節減と事業完了後の維持管理費の節減を図るために、民間のケーブルテレビによりまず整備も、選択肢の一つとしてお考えはないのかが、第5点目の質問であります。

次に、町営バス路線の拡大について、町長に伺います。

現在、旧丹波町では、町民バスが週2回運行されておりますが、下山や、下山グリーンハイツ方面は、京都交通の破綻によりまして、国道27号線を運行してございました定期バスが廃止となり、不便な地域になったなあとの声をよく聞きます。また、合併によりまして、旧丹波町区域にも町営バスが運行されることを、多くの町民の皆さんが大きな期待をされているのも実際であります。

また、現在運行されております、町営バス路線で「猪鼻戸津川線」であります。1便は、楡山を7時に出発し、猪鼻を7時21分に乗車しますと、楡山到着が7時50分です。このような時間帯では、役場は開いてない、病院、ショッピングセンターも開いていない、そういう時間帯に乗車しても何も利用できないという、猪鼻の住民の方からの強い要望もございまして。時刻表を見ますと、午前中はこの1本で、2便は猪鼻着が午後12時30分です。さらに、足の障害のある人とか、お年寄りには停留所が幹線道路に0あり、遠いため、バス停留所まで行くことができないということで、小型バスで集落の中まで入ってほしいとの要望もございまして。

さらに、JR胡麻駅路線、それから須知商店街の停留所設置、また高齢者・障害者の方が、利用しやすいバス停を設けた運行などを望んでおられます。

また、バスはたぶん増車が必要ではないかと思われまして、高齢者や障害者にやさしい、ワンステップの低床ボデーの導入の要望もございまして。

12日の町長の施政方針で、「運行形態を含めて、どうすれば乗車していただけるか、よりよいバス事業のあり方を検討し、全町での新たな路線の速やかな構築に努める」との方針を示されたところであり、数多くの住民の皆様方の要望を踏まえ、いつ、新たな路線網を構築され運行されるのか、お伺いいたします。

須知高校のスクールバスは、現在、町営バスで下山・和知方面からの2便が運行をされておりますが、平成17年8月11日付けで、須知高校PTA会長より、合併協議会長あてに「通学バス確保に関する要望書」が提出されております。その要望内容につきましては、一

部省略して申し上げますが、「国道27号を通るバス路線が大幅に削減され、地域住民の生活はもとより、和知町、下山地域からの本校生徒の通学を著しく困難にしているのが実態です。このことは本校の教育活動そのものに大きな支障を来すとともに、生徒の登下校のための保護者会員の負担をより大きなものにしていきます。通学手段の有無で進学を選択肢が左右されることにもつながり、須知高等学校の危機といっても過言ではありません。そこで本校PTAでは過日の定期総会において、通学問題を今年度の重要課題として取り組むことを全会一致で決定いたしました。また生徒会では和知、下山方面からのバス通学に関する実態アンケートを行い、一刻も早い改善をめざして運動していくことを確認しあっています。新町まちづくり計画の基本方針に町営バスを中心とした公共交通網の整備推進主要施策に須知高等学校の活性化支援が掲げられており、その一環として通学バス問題を重要課題として位置づけ、町営バスを生徒が登下校に利用できるよう利便性の向上を図っていただくこと」ということで、このPTA会長より、このような要望書が提出をされております。

さらに、平成17年9月に須知高校の生徒会から、合併協議会長あてに生徒のアンケート調査結果による「国道27号線運行の路線バスに対するお願い」が提出されております。要望内容につきましては、「昨年から今年にあたり京都交通のバス路線が縮小され、本数も大幅に削減されました。須知高校にかかわっては京都市内からの朝の直通バスが廃止されたことや、国道27号線を通るバスの本数が大幅に削減されたことにより、大きな影響が出ております。現在、朝夕2本ずつのバスが運行されていますが、実際には土曜日、日曜日のクラブ活動や進学補習への参加ができない人がいたり、テスト期間中や短縮授業のときは授業終了時間が早いにもかかわらず、午後4時まで下校できない人がいて困ってます。これらにより、送迎をしなければならない父母の負担を大きなものにしてます。またこの通学は大変不便であることで、和知、下山など、地元の人にとって須知高校は通学しにくい高校となり、須知高校の生徒数が減少してしまうのではないかと心配しています。今年10月の3町の合併に伴い新町が発足しますが、新町の町営バスを運行されるにあたり、下記のことが実現され生徒一人一人が充実した高校生活を遅れるようお願いいたします。」ということで、1点目に「国道27号線の和知、下山方面から通学する須知高校生が今後もバスで登校できるように、バスの本数を増やすと同時に、昼間や休日にもバスを運行してください。バスを利用できる人がすべて乗れるようにしてください。運賃はなるべく安くしてください。」というよう要望になっております。

それです、署名付きでこれはきていますのでございますが、その中で出た要望が要約したことが3点取りまとめられております。

1点目は、先ほども申しましたように、「運賃を安くしてほしい。」

2番目が「クラブや補習のために須知高校発6時30分頃のバスを出すなど、本数を増やしてほしい。また休みの日もバスを出してほしい。」

3点目、「テストなど、午前中授業の日に昼頃に臨時バスを出してほしい」というような要望が、切実な要望が提出をされております。

これらの要望を実現するため、現在2便を増便し、新たな路線を構築されるお考えはないのか、お伺いいたします。

次に、若者定住対策事業について、町長にお伺いします。

平成14年度から16年度の3年間の住民基本台帳年報によりますと、出生者数が激減をいたしております。年報によりますと、旧丹波町では、平成14年度62名、15年度58名、16年度41名ということで、毎年出生者数を減少をいたしております。

瑞穂町では14年度14人、15年度21人、16年度26人と、瑞穂町は逆にふえております。

和知町は13人、14年度。15年度23人、16年度17人ということでございまして、16年度を見ますと、この京丹波町全体で84人と、100人を切ったというような状況になっております。

この現象はですね、夫婦一組の出生率が1.2人に低下をしてきているということも影響しているのではないかとと思われませんが、子どもを生む世代が転出しているのではないかと考えられます。この年報によりますと、丹波町では子どもを生む年代で、それ以外もあるわけですが、まだ20歳から39歳のこの人口の動態と申しますか、それを調べますと、14年度が1,890人、15年度が1,859人、16年度が1,823人ということで、14年度から15年度にかけまして、31名減少いたしております。15年度から16年度には36、16年度には36名ですね。減少をいたしております。

瑞穂町では15年度に35人減少、16年度に17人減少いたしております。

和知町では15年度に34人、16年度に33人減少いたしております。

転出される方すべてがそういう出生をされるとか、子ども生まれるとかというような方ばかりではないかもしれませんが、このように毎年若者が、また市町村へ転出等によりまして、減少していることがわかります。

このような状況を一刻も早く食い止めるためには、若者が定住できる公営住宅の整備促進と子育て支援の推進に取り組む必要があるのではないかと申すふうに思われます。

最近の現象としましては、町内に勤務していても、他市町村に転出して住むと。また

子育て支援の充実している市町村を選んで住む傾向がございます。

非常に若者がお金にシビアであるといえると思います。

子育て医療費助成は合併協議によりまして、中学校卒業までに統一されましたが、お隣の園部町では以前から高校卒業までと格差があります。

また出産祝金は、第3子以降は合併協議により20万円支給となりましたが、お隣の園部町では、以前から30万円の支給となっており、この格差も是正する必要があるというふうに考えられます。

若者定住対策は、公営住宅のほかに、働く場所の確保である企業誘致、商業施設の進出などがございますが、旧3町の新しい町営住宅には、若者が多く入居しておりまして、募集すれば2倍、3倍の応募が今までからありまして、公営住宅を建設すれば間違いなく若者が定住するものと考えられます。

若者定住対策につきましては、新町まちづくり計画の主要プロジェクトとして位置づけられており、これからの行政の取り組みに期待をしているところでございますが、町長はどのような施策をお考えなのか、お伺いいたします。

次に、学校給食について、教育長にお伺いします。

中学校の給食は、合併協議会で「新町において検討する」ということで、確認をされており、蒲生野中学生、瑞穂中学生では給食が実施されるのではないかと期待と、逆に和知町では給食が廃止されるのではないかと不安が保護者の間で広がっております。

学校給食につきましては、明治22年に山形県鶴岡町で行われたのが始まりとされておりまして、それから100年以上経つわけでございますが、戦後は困難な食料事情のもとで、主として経済的困窮と食料不足から、児童生徒を救済するために措置として、アメリカ等からの脱脂粉乳等の援助物資を受けて再開をされております。

その後、学校給食の意義に対する理解の深まり、また保護者等の学校給食実施に対する強い要望を受けての学校給食法の、昭和29年でありまして、の制定を始めとする制度面での整備等が相まって、学校給食は逐年、普及、充実が図られてきたわけでございます。この結果ですね、平成15年5月現在、児童生徒数で小学校では99.4%、中学校では82.5%の高い実施率に達しまして、全体では実に1,043万人の児童生徒等が学校給食を受けるに至っております。

ところで中学校の都道府県別の学校給食の実施状況でございますが、京都府では中学校の総数が179校ございまして、完全給食が92校、それからミルク給食が15校、合わせまして107校で、59.8%という状況になっております。47都道府県中45番目の実施

率であります。

ちなみに46番目は和歌山県の50.3%、47番目の一番実施率が低いのは大阪府でございまして、20.9%という状況になっております。

ところで、私が15年前に蒲生野中学校のPTAの本部役員をしていましたときに、保護者の会員さんからですね、成長盛りの中学生にはミルク給食が絶対に必要だということで、学校にミルク給食をしてもらうよう、申し入れをいたしました。しかし学校は給食指導ができないということで、拒否をされた経緯があります。

蒲生野、瑞穂中学生で給食が実施できなかった理由はどこにあるとお考えなのか、お聞きをいたします。

次に、生徒一人一回あたりの平均栄養所要量の基準というのが、学校給食には設けられておりまして、それによりますといわゆる中学生12歳から14歳の場合はエネルギーとしては830キロカロリー必要だというふうに決められております。この中で学校給食でそのとるエネルギーの割合は33%というふうに定められております。以下、タンパク質は32グラム、学校給食では40%分ですね。これの。脂質につきましては学校給食による摂取エネルギー全体の25%から30%ということになっております。以下、ナトリウム、カルシウム、鉄、ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンC、食物繊維と、このようにその基準が設けられているわけでありまして、生徒が持参している弁当が、平均栄養所要量を満たしているかどうか、調査されたことがあるのかお伺いをいたします。

学校給食は成長盛りの生徒の心身の発達に大きな影響を及ぼしていると考えられますが、生徒の体力、学力が給食を実施している学校と、していない学校とでは体力差、学力差が出ているのか、いないのかについてお伺いいたします。

中学校の給食はこれからの京丹波町を背負い、世界に羽ばたく人材を育てるために、ぜひ実施してほしいとの保護者の要望がありますが、どのようにお考えなのか、お聞きをいたします。

また幼稚園の給食については、どのようにお考えなのか、お聞きします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは篠塚信太郎議員の一般質問にお答えさせていただきます。冒頭、篠塚議員から私の町長への就任に対しまして祝意を賜り、恐縮をいたしておるところでございます。町民の皆様のご期待に添えるよう全力で取り組んでまいりたいと存じておりますので、一層のお力添えを賜りますよう、この場をお借りいたしましてよろしくお願いを申

し上げます。

さて、議員の一般質問、最初の地域情報の整備方針についてでございますけれども、新町まちづくり計画に日常生活の利便性の向上と災害時の安全確保に向け、均一な情報の提供を共有できる情報、通信施設の整備充実を図るとあるように、全町的な情報基盤の整備は急務であるというふうに考えおるところでございます。旧瑞穂町で行っているケーブルテレビが最も有効であるというふうに考えているところでございますが、しかし、そうした中にありましても、旧町における情報基盤の整備状況には、差異があることから、有効的な資産活用や、既設の設備における住民サービスの継承、さらにはテレビ共聴施設の現状、地上波デジタル放送への対応など、全町的な情報基盤の調査が不可欠と思っております。

また、厳しい財政状況の中での事業実施となることから、有効な財源確保が重要であり、早急な事業実施へと展開する必要がありますけれども、当初として、それら調査、研究、協議がまず必要であるというふうに考えているところでございますが、ただいま多岐にわたる中身についてのご質問をいただいたわけでございますが、そうしたことも含めて、十分調査をしながら進めてまいりたいというふうに思っておりますし、ご指摘がございましたように、このことを進めていく中におきましては、住民負担も発生をすることから、幅広く町民の皆さん方のご意見を伺う中で、慎重にかつ速やかに計画を樹立をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、町営バスの路線の拡充についてでございますが、このことに関しましては、当初から申し上げておりますように、地域の均衡ある発展を目指し、かつ福祉の充実を図るためにバス運行は重要なキーワードというふうに思っております。しかし現状それぞれで行っておりますバス路線すべてが、町民の皆さんのほんとの利用に沿った形で運行ができていくかということについても、いろんな課題があろうと思います。そうした中で、ただバスを走らせて、そのことによって町民の皆さんが安心をされているということも一定理解をできるわけでございますが、ただそうであっても、皆さんに実際ご利用いただければ、その意味はないというふうに思っております。そうしたことを考えますときに、やっぱりこれまでの運行方法にとらわれない考え方もまた必要ではないかというふうに考えているところでございますが、例えて申しますと隔日運行、この辺も十分町民の皆さん方にもご理解をいただく中で、実際町民バスに皆さん方の用事を合わせていただくということも、これからも厳しい時代の中では選択肢の一つとしてご判断をいただくこともまた必要ではないかというふうに思っておりますし、小型バスの導入もしかりであるというふうに考えているところでございます。

要するに町民の皆さん方ほんとうにご利用いただける、そうしたバス路線の構築が、皆さんとしっかり協議、あるいはご意見を承る中で、来年度については新路線で運行することを目標に、精力的に詰めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

次に幅広くお尋ねをいただいております定住を支える環境づくりとして、働く場の確保、あるいは公共住宅の整備、子育て支援の推進など、どのように取り組むのかというお尋ねでございます。

近年国はもとより、我が町においても少子高齢化が急速に進行する中で、若者定住はまちづくりの根幹にかかわる大きな課題であると認識をいたしております。しかしながら、この課題は様々なところから生じてきているものであり、簡単に解決の糸口が見出せるものではない、とも言えるかと存じております。それゆえに議員ご指摘の働く場の確保、住むところの確保、そして子どもを育てるための支援など、今考えられる限りのことを精いっぱい進めることで光明を見出していきたいというふうに考えているところでございまして、例えば働く場としては、現在工業団地として京都中央テクノパークの企業誘致を積極的に進めておりまして、その結果、操業する工場の数も増えてまいっております。

また住宅等につきましても旧瑞穂町、あるいは旧和知町で公営住宅の整備も積極的に今日まで進められておりまして、居住する若い人も多くなっているという報告も受けておるところでございますけれども、こうした公営住宅の整備等、推進につきましては、基本的には旧3町の住宅マスタープランを尊重、堅持しながら、新町まちづくり計画の中で年次計画を立て、取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

さらに子育て支援においても乳幼児保育、時間延長保育など、働くお父さん、お母さんに合わせた対策もとってまいりたいと思っております。

今後はこれらの取り組みの手を緩めることなく、さらなる工夫を加え、若者定住こそ未来ある丹波町をつくる要であるとの認識のもと努力をしてまいりたいというふうに存じておるところでございます。

以上、誠に簡単で恐縮でございますが、篠塚議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 教育長。

○教育長（山本和之君） それでは篠塚議員さんの学校給食につきまして、ご答弁させていただきたいと思っております。

中学校給食の関係でございますが、学校給食法制定から半世紀を経た今日でございますが、

昔と今とでは、状況もおのずと異なるわけですが、教育の一環として一定の、また重要な役割を果たしたきた学校給食につきましては、平成9年の保健体育審議会の答申におきまして、今日的な意義と機能が次のように示されております。

『学校給食は栄養バランスのとれた食事内容、食についての衛生管理などを直に体験しつつ学ぶなど、食に関する指導の生きた教材として活用することが可能である。こうした学校給食の活用により、栄養管理や望ましい食生活の形成に関する家庭の教育力の活性化を図る必要があると』一点述べられております。

また2点目としては、『学校給食は社会全体として欠乏しておりますカルシウムなどの栄養摂取を確保する機会を学齢期の児童生徒に対して用意しているという機能を果たしている』と述べられておりまして、こうした今日的な意義と機能が明確に示され、健康教育の推進を図る中、学校の教育活動全体を通じての食に関する指導の核になる給食指導の重要性が再確認されているところでございます。こうした意味からも、中学校におきましても取り組みが望まれているものと受けとめております。

篠塚議員おっしゃってございました蒲生野中学校、瑞穂中学校で導入できなかった理由でございますが、篠塚議員もよくご承知おきいただいていると思うわけですが、やはり今日までの生徒数の規模から言いますと、施設の整備面、あるいは生徒指導面で問題もあったのではないかなという思いもいたしております。やはりお弁当の場合は10分ぐらいで食べてしまうと。ただ給食になりますと、準備から片付けまで、大体40分ぐらいは必要になるであろうと言われております。

特においしいものは早く食べるということでございますので、お弁当が自分の好物がかなり入っておるといようなことで、早く食べる。給食は苦手なものもありますので、やっぱり苦手なものは時間がかかるようございまして、そうした昼の時間の行事の取り方も含めて、生徒が運動場で運動する部分も含めて、そうした生徒側の受け入れもあるんじゃないかなという思いもいたしております。特に給食の関係につきましては、中学校いきますと女生徒については多過ぎるんじゃないか、また男子の生徒については少な過ぎるんじゃないかと。特に後々放課後、部活をする生徒につきましては、そういったような状況もお聞きをいたしておるところでございます。

それとお弁当が栄養量の平均摂取をしているかということでございますが、これは調査をしたことはございませんので、わからないわけですが、学校給食では子どもたちが1日に必要とする栄養量エネルギーのおよそ3分の1を摂取しておるといふふうになっておりまして、これは学校給食の実施基準によって定まっているわけですが、こうした

指標に基づいて実施をしておるわけでございます。しかし、いろいろ聞いてみますと、給食での野菜の量というのは弁当では摂れないというようなことも言われておるわけでございます。自ずとそういった面からいきましても、やはり給食の方が栄養価は、エネルギーはこうつくんじゃないかという思いはいたしております。

それと体力差、学力差、給食を実施している学校と、給食を実施していない学校との、こういう体力差、学力差でございますが、比較するデータが持ち合わせておりませんので、一概には言えないわけでございますが、自ずと栄養価のある、またこうバランスのよい食事である給食といいますかね、そういった関係につきまして、やはり体力面、学力面とも効果があるのではないかなあという思いは、私自身いたしておるところでございます。

いずれにしましても、学校給食の導入にあたりましては、施設面の整備はどうしていくか、また学校として、こう受け入れに当たっての、先ほども申し上げました現実的な問題もあるわけございまして、今後望ましい方向付けについて、前向きにみな検討、並びに取り組みをしてまいりたいと考えおります。

また幼稚園給食につきましても、中学校給食の導入と合わせまして、検討をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどお願い申し上げたいと思います。

○議長（岡本勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 答弁漏れがございましたので、再登壇をお許しいただきたいと思っております。大変失礼いたしました。篠塚議員のお尋ねの中で、須高の生徒のそれぞれPTA等から要望が出ております件につきまして漏れておりましたので、ご答弁をさせていただきたいと思っております。須知高校の生徒に関することにつきましては、京都交通株式会社が撤退をいたしまして、その後のいわゆる10月11日からの対応につきましては、町営バス須知高校線を新設をいたしまして、本数、運賃など、京都交通路線を継承する形で登下校時に運行を行っているところでございます。

しかしPTA等から要望が出ておりますように、通学費がただや、あるいは運行時間が就業時間や登校時間と噛み合っていない。また他の交通機関への乗り継ぎが不十分である。昼の便がないのでテスト期間中は利用できない。また休日は運行されていないのでクラブ活動や補習への参加が困難である等々の課題も多くあることは事実でございますし、そうしたことから、テスト期間のバス利用については臨時便の運行で便宜を図っており、そうしたことで利用生徒からは喜ばれているところでございます。

今後につきましては須知高校の発展、活性化を図るための一つの通学バスの確保であり、また生徒たちが登下校時に町営バスを有効利用できるような利便性の向上が必要というふう

に認識をいたしておりますので、今後さらに検討を加えながら、こうした要望に応じてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡本勇君） 次に、今西孝司君の発言を許可いたします。

7番、今西君。

○7番（今西孝司君） 今西孝司でございます。今日は多くの町民の皆さんが傍聴にお越しいただきまして、初めての議会であるだけに、皆さん関心を持っていただいておりますことに感謝いたしたいと思います。ありがとうございました。

今日は新町、京丹波町になって初めての一般質問をさせていただくことで、多少緊張をいたしておりますが、早速先に提出いたしております通告書に従いまして質問に入らせていただきますが、その前に一言だけ申し上げますことをお許しいただきたいと思います。

まず松原町長におかれましては、激しい選挙戦を戦われ、見事当選をされましたことを衷心よりお祝い申し上げたいと思います。「おめでとうございます。」

丹波・瑞穂・和知の3町が合併をして京丹波町として新たな町が発足し、その初代の町長に就任をされたわけで、町政の運営も手探りの部分もあろうかと思われま。しかし、立ち止まってばかりいられないのが、1万8,000町民の生活を担う町政であります。

新しい町の船出がスムーズにいくかどうかはすべて松原町長の才覚にかかっていると思います。どうか健康に留意をされ、京丹波町という船の舵取りをされるようお願いをいたします。

さて、私ごとではありますが、今回の京丹波町議会議員選挙には立候補を断念していましたが、身近な多くの人たちからのお薦めもあり、共産党を離れ無所属というフリーの形で立候補をいたしました。これからは、住民の皆さんの声をよく聞き、住民の皆さんの代弁者として活動をしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

これからは松原町政に対しても、これまでのように何が何でも反対という立場はとらず、是々非々で対処していきたいと考えています。

しかし、ポチやタマになろうという考えは毛頭ありません。「聞くべきは聞き・言うべきは言う」これこそが住民の側に立つ議員のあるべき姿であると思います。町政と議会は車の両輪のようなものであり、どちらがパンクをしてもスムーズに進行することはできません。お互いがお互いの立場をよく理解しあい、よりよいまちづくりが進めていけるよう、努力をしたいものだと思います。

また、今回当選をされた18名の新議員の皆さんが、力を合わせ、旧町の枠を取り払った

形で、新町の発展という、一つの方向性に向けて取り組んでいけるよう、不肖私からも皆さんにお願いをいたし、前置きはこの辺にして本題に入らせていただきたいと思います。

それでは通告書に沿って質問をいたします。

まず最初は一番目に取り上げなくてはならないと心に決めていた問題であり、多くの住民の皆さんからもご意見を聞いています「町内バス」の問題であります。この問題は篠塚議員からも質問があり、町長からの答弁も出ておりますが、私はまた視点をかえた方向で質問を行いたいと思いますので、どうかよろしくをお願いいたします。

旧丹波町においては国道27号線を走っていた京都交通のバスが会社更生法の発動で廃止をされて以後、特に下山・富田地域の住民は大きな不自由を強いられていることとなっております。10月11日に合併をすれば町内バス路線も新しく編成をされるものと思っていた住民の方も少なくありません。それは合併の説明会などでも「合併をするまでの辛抱」というような内容な説明が行われてきたからであります。それを信じてきた住民が甘いといえ甘いかもしれませんが、住民とすれば信じられるのは行政しかありません。他の会場においてはどうだったかしれませんが、私が参加した下山地域での説明会においては、10月の合併後にはバス路線の再編が行われるとの説明がありました。このような説明がなされれば誰もが合併と同時に新路線により運行がなされると理解しても当然のことと思いますが、いかがでしょうか。「合併協議会」「合併準備室」において来年の4月ということになったのでしょうか。現在週に2回、スクールバスを利用して町民バスが運行をされていますが、時間が中途半端なこともありますし、行きと帰りの時間に大きなずれがあることから、利用者も伸び悩んでいるようです。それと週に2日間というところで、自分が出かけたいと思う日に出かけられないということもあります。

また以前は京都交通と競合するということで、運行がされていなかった白土や黒瀬の人たちは町民バスも利用できないような現状であります。来年の4月には新しくバス路線が再編されると聞いていますし、松原町長も京都新聞のインタビュー記事の中や、本日配布を受けました広報「京丹波」の中でも言うておられますが、町内バスによる住民の足の確保を重要課題として上げていられるので、このことは心を砕いていられると思いますが、具体的に運行が実施されるのは来年の4月からということになるとしても、どのような路線を何便運行させるのかという方針だけでも早急に決定をされ、一日も早く住民に周知徹底をさせることで、安心感を与えるべきであると思いますが、いかがお考えでしょうか。

住民は毎日毎日生活を営んでいるのです。足の確保は今現在でも必要なことであります。来年の4月といわずに、一日でも早い解決をお願いしたいと思います。

また今でも国道27号線を運行している「京阪京都交通」は乗客が満員で、旧丹波町内の停留所には止められないと言っていると、横山旧丹波町長からの話にありましたが、私、通過するバスを見ていましたが、満員どころか空車同然で走っています。旧丹波町内のこれまでの停留所全部に止められなくても、主要な停留所には止めてもらえるように、「京阪京都交通」と交渉を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長はこれらの問題をどのように解決させていかれるお気持ちか、具体的なお考えがあるのなら、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

また旧瑞穂、和知町の問題であります。路線見直しによって、現在の運行が後退するのではないかと心配をされていますが、そのようなことはなく、運行が維持されることを強く望みます。選挙期間中に旧和知町の西河内の与立でご婦人のお方に話を伺う機会がありましたが、バス路線の縮小や本数が減らされるのではないと、大変心配をされていました。また、同時に現在配布されている「敬老パス」は引き続き配布を続けてほしいと強く希望されましたが、これらの政策は後退をさせることなく、新町においてもこの制度は京丹波町全体に広げて、引き続き継続されるようお願いをいたしておきます。

旧丹波町のバス路線の問題、旧瑞穂、和知町の問題とあわせ、具体的な方針をお聞かせ願いたいと思います。

初日の議案の中でもバス運行の問題は論議され、今後の合併後の大きな問題として取り上げられています。これらのまちづくりを考える上でも、過疎地域の問題としても、高齢化の問題としても決して放置することのできない重大な問題であると思います。何はさておいてもまず解決させなければならない問題であると思いますので、町長の決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

次に新興住宅地の問題を伺います。

まずグリーンハイツ内の水道、下水道、道路の問題ですが、この問題の現状は松原町長もよくご理解をいただいていると思いますが、上水道は一応公共水道に移管がされたという形になっておりますが、まだ中途半端な形であり、完全解決には至っていません。一番の問題は、今なお牛糞汚染の原水を取水していることであります。

確かに加入分担金の納付は8分の1か7分の1程度であり、このままでは完納までに7年から8年かかるものと思われま。そして、原水を取水することで、原水代金を水道課の方に納めています。せめて、加入分担金を納め終えるまで、原水代金の徴収をストップさせるというぐらいに配慮はできないものでしょうか。それともグリーンハイツ水道に公共水道の水を一刻も早く供給していただくことを強く求めます。

これまでから水源が汚染をされ給水をストップさせるというような状況も繰り返されてきました。ここ最近は安定していますが、いつ何時汚染が繰り返されるかしれませんので、住民は安心ができません。住民の最大の願いは安心安全な水の確保であります。一日も早くその思いを実現していただくようお願いをいたします。

また下水道の方ですが、下水道の方もかなり老朽化をしています。浄化能力もだんだんと衰えてきていますので、一刻も早く公共下水道に切り換えていただきたいと思います。こちらの方も加入分担金の問題があります。ご存じのようにグリーンハイツも高齢化が進み、老人の一人暮らしや高齢者の家庭や増えてきています。分担金を一時に拠出することはとても無理だという家庭も少なくありません。その点をよくご配慮の上、この問題に対処いただくようお願いをするものであります。

団地内道路の問題はグリーンハイツ自治会がダイテツ建設から無償譲渡を受けたものの、一部が中央信用金庫の抵当に入っていて、このままの形では町道認定ができないようですが、これらの道路の管理は一自治会には荷が重すぎます。グリーンハイツ住民も京丹波町住民として、その義務を果たしているのですから、すぐに認定は無理であっても、他地域と同様、道路の管理は町の責任で行っていただきたいと思います。町長のお考えを伺います。

みのりが丘、清風台の問題も同様であり、早期の解決が待たれます。水道の条例で開発地の70%以上の同意が必要とされたのを、条例の改正で開発地の区画割を小さくするよう見直しが行われ、70%枠も縮小された形の条例になると聞いていますが、この改正により、町内の新興住宅地に水道の供給がどの程度行われることになるのでしょうか。できれば全地域がこの制度の変更により救済されるようになることを強く望むものであります。詳しいことがわかれば教えていただきたいと思います。

また、みのりが丘も清風台も団地内の道路は穴ぼこだらけで、大変危険な状態になっています。町道認定も含め、町長の英断が必要であります。新興住宅地の問題はまちづくりに欠かせない重要な問題であります。現町民が移り住んでよかったと実感のできる町でなければ、新しい住民が移り住んでくれることは期待できないと思います。

今後、町民の人数を増やし、活力あるまちづくりが求められていますが、松原町長に課せられた第一の仕事として捉え、解決を目指していただくよう重ねてお願いをしておきたいと思っております。

次に須知高校の問題について伺います。この問題も先ほどの篠塚議員からの質問がありましたが、私からも重ねて質問をさせていただきたいと思います。

須知高校は京丹波町内唯一の高校であり、町を挙げてその存続に取り組んでいかなければ

ならないと考えます。

最近では子どもも減り、入学する生徒も少なくなっています。そのために府立高校統廃合の対象のなるのではないかと危惧されてますが、統廃合になり、京丹波町内から高校がなくなるようなことにでもなれば、ますます過疎化を誘発させる原因となると思います。地元の中学生の中にもよその高校に行く子どもがいると言いますが「どうしても行くな」と強制はできませんが、みんな力を合わせて須知高校を守っていくのだという町民の意識を向上させていくことが必要であると思います。

町の方でもプロジェクトを立ち上げてでも、この問題に対処する必要があるのではないのでしょうか。

町長の心意気をお聞かせいただきたいと思います。

また通学に当たっては、町外から通学をする生徒や足を確保させることも含めたスクールバスの運行や、下山駅を発着点とするバス路線の復活なども含め、通学定期代の補助などの気配りも必要であると思います。

町内から高校をなくさないためには、大変だと思いますがそれなりの努力も必要だと思います。須知高校の通学路の確保として進められてきた国道27号線の下山栄農橋から富田長野間の自転車歩道も富田側の部分が未完成のまま放置をされています。旧丹波町時代の土木建築課長の説明では、用地買収がスムーズにいかず、当初計画から遅れているとのことですが、27号線下山バイパスの工事も進行しつつある現状です。自転車歩道の残りの部分の工事も急いでいただいて、安心安全に通行ができるよう対策を講じていただきたいと思います。

また、須知高校の今後を考える意味での育友会・教師・行政が膝を交えての話し合いを行うということが言われていましたが、実現したのでしょうか。実現したのであれば、どのようなことが話し合われ、当面どのような活動がなされるのかをお聞かせいただきたいと思います。

新町のまちづくりについて伺います。

3町の合併により、町の面積は数段膨らみ、中心部から周辺地域への距離も随分と離れた町になりました。中心部はほっといても栄えますが、周辺地域はそういうわけにはいきません。周辺地域には十分に目が届かなくなりがちだと思いますが、町長は1週間に一度ぐらいは町内をくまなく回り、町の姿をじっくりとその目で捉えることも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

中心部ばかり見ていたのでは周辺部への配慮が十分に行われなくなる心配があります。配慮の上にも配慮が必要です。松原町長の心の通った思いやりのある町政の運営を望みますが、

何か具体的な方針がありましたらお考えをお聞かせください。

少子高齢化は本町だけではなく、まさに日の出の勢いで全国で進んでいるといっても過言ではありません。しかし、その傾向は農村部で顕著に見られます。農村部の行政は、まさに少子高齢化との戦いであるといえるのではないのでしょうか。交付税の削減や補助金の削減等々、国の赤字の付けが小さな地方の市町村にまでかぶせられ、予算は縮小される一方です。こうした限られた予算ではありますが、その予算をどのように配分し、どう使うか、松原町長の才覚が問われる問題でもあります。

今日の厳しい時代です。大型公共工事は一時ストップをさせ、後回しにしてでも子育て支援や老人福祉など、目に見えない部分ではありますが、住民の暮らしに密着した部分に視点を当てた町政の運営がされることを望みます。

旧丹波町で行われてきた「みんなおいデイ」などの施策は、今後後退させることなく、継続させてゆかれるのでしょうか。このような施策は「介護予防」を考える面でも有効な施策であり、介護を必要とするようになってから予算を付けるのか、未然に防ぐところに予算を付けるのか、予算の付けどころの問題であると思いますが、いかがでしょうか。

町長の方針をお聞かせください。

次に農業公社とシルバー人材センターの運営について伺います。

この問題は全国的だと思いますが、農業の後継者問題はだんだんと厳しくなってきました。これからは耕作ができなくなった休耕地などが増えていくと思います。そうした農地を守っていくために、農業公社の存在は重要であると思います。個人的に守ってゆけなくなった農地を荒らしてしまうことは、これ即ち自分たちの住む町を荒廃させてしまうことになると思います。耕作を続けようと思っただけでも、高齢化のため体がついていかなくなったりやむなく農地を放置せざるを得なくなっている人も多いと思います。これはただ単に個人の資産を守るためではなく、そこに住む者の責任として捉え、荒廃を防いでいかなければなりません。後継者の減少が進む中、いよいよ農業公社の存在意義が重要視されると思います。それに追い打ちをかけるように、米価の値下げに値下げが続き、もう農業なんかやっつけられないと、農民が音を上げるような状態が続き、人に耕作してもらっても、便利の悪いところであれば地主が追い金を出さなければならない時代です。中山間地直接支払いの制度もありますが、これとて十分といえるものではありませんし、いつ廃止になるわからない制度であります。

旧丹波町では独自の制度で補ってきましたが、この制度は今後どうなるのか。できるものなら他の旧2町にも拡大して存続されることを求めたいと思います。幸い朝市の方は人気

継続していて、今後にも期待が持てますが、こちらにもまた高齢化問題、後継者問題では深刻なものがあり、なんらかの対策が必要であります。農業公社をより有効に利用しつつ、第一次産業である農業をどのように守り、発展させていくのか、今後の取り組みについてお聞かせいただきたいと思ひます。

シルバー人材センターは第一線を退かれた人々に生き甲斐を与えるという意味では大変有意義であると同時に、現役を退いて家の中にこもりがちな人をも表に誘い出すということからも、介護予防の見地からも意義のある事業であると思ひます。これからは高齢者がますます増えてきますし、団塊の世代が定年を迎え、全員が再就職ということではなく、一線を退く人もかなり多くなると思ひます。そうなればシルバー人材センターで働く場をという人も増えてくるのが考えられます。これからはますます仕事を提供する側も、仕事も求める側もシルバー人材センターが重要になってくるものと思ひます。町を挙げて仕事の斡旋・仕事の確保などを通じての支援が進められるべきだと思ひます。

これからのまちづくりなどにも、ますます高齢者の力が必要とされる時代が到来することが必至であると思ひます。高齢者の人たちに自分たちの力が求められているのだということを感じていただき、町の発展のために積極的に参加していただくためにも、シルバー人材センターの充実と発展は、今後の重要な課題であると思ひますが、いかがでしょうか。

町長見解を伺ひいたします。

最後にアスベスト対策と住宅改修助成制度の実現をとしてお伺ひをいたします。

広島・栃木と相次いで小学1年生の少女が常軌を逸した形で殺害をされるという事件が発生をいたしました。また京都の宇治市でも学校ではなく塾での事件ではありますが、同じ教育現場で塾の講師に生徒が殺害をされるという、何と云っていいのかわからない痛ましい事件が発生をいたしました。日本は比較的治安のいい国だと言われてきましたが、最近はその言葉も通じなくなってしまったのでしょうか。また、加害者の人権ということが大きく取り上げられますが、被害者の側の人権はどこに行ってしまったのか、矛盾を感じずにはられません。

それともう一つ、姉齒建築設計事務所による耐震強度偽造問題が全国に広がり、テレビ・新聞は連日大騒ぎであります。アスベストの問題はどっかに吹っ飛んだ感じであります。もちろんこれらの問題も重大な問題であり、早期に解決を図らなければなりません。アスベスト問題も人命にかかわる重大な問題で、全国的に大きく取り上げられるべき問題であります。アスベストの問題も予算審議の中で取り上げられ、質疑応答がなされましたが、改めてお聞きしたいと思ひます。

それぞれ旧町においては、公共施設の調査が行われたようですが、結果はどうであったか、明らかにしていただきたいと思います。公共施設のみでなく、個人住宅にも多くのアスベストを含む建材が使われている可能性があります。それらの調査を行う必要があると思いますが、国や京都府の方からはそのことについては、何らかの連絡がきているのでしょうか。個人の問題は個人でとって放置をしておける問題ではないと思いますが、いかがでしょうか。また住民の希望者には「南丹保健所」において健康診断を行うと新聞で報道をされておりましたが、京丹波町での現状はどうでしょうか。アスベストが原因とされる肺ガンや中皮腫は30年から40年の潜伏期間を経てから発症すると言われていています。これからは、毎年行われている成人病検診と合わせて検診が行われるようにするべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

私事ではありますが、11月の26日に京建労が取り組んだ「石綿傷害予防特別教育」を受講してきました。これからはこうした講習を受けないとアスベストに触れることもできなくなります。来春には作業主任者の講習も行われることになり、アスベスト問題はいよいよ重大な問題として取り上げられることとなります。京丹波町での取り組み、何かありましたらお聞かせください。

住宅改修助成制度の問題は旧丹波町議会でも何度も取り上げ質問をしまいましたが、いまだ実現していません。全国的にはかなりの市町村で導入がされています。この問題も引き続き訴えていきたいと考えています。この問題は建築職人だけにとどまらず、町内の広い分野での業者に活性化させ、景気回復の一助となるといえます。そうすれば税収確保にもつながり、巡り巡ってお金は返ってくるといえるのではないのでしょうか。ぜひ一考をお願いし、私の質問を終わります。

○議長（岡本勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは今西議員のご質問にお答えを申し上げたいと存じます。

今西議員からも私の町長就任への祝意を賜りまして、誠にありがとうございます。議員新規一転、また新たな思いで議会へ出てこられたというふうにお伺いをいたしております。ほんとに力強く思っておりますし、是々非々の考え方でぜひとも新しいまちづくりへ、共に力を合わせて取り組んでいただきますことを切にお願いを申し上げる次第でございます。よろしくお祈りを申し上げます。

町内バスの充実をとということで、多岐にわたりまして、ご質問を賜ったところでございますが、前段、篠塚議員のご質問にお答えをさせていただきました内容でございます。その基本的な考えに何ら変わりはないわけでございますが、今ご指摘をいただきましたように、

それぞれ今日まで京都交通が運行されておりました路線等については、町民バスが走ってなかったり、あるいはこれまでそれぞれの地域で走っております路線が、この合併によって縮小されないのか、あるいはまた、ご指摘の京阪京都交通が舞鶴から京都市内までノンストップで走っております部分につきましての問題含めて、たくさんの方がご意見を伺っていますが、町のあり方等につきましては、先ほど申し上げましたように十分ご利用いただく町民の皆さん方のご意見をしっかりと聞かせていただきながら、今仰せの問題が少しでも町民の皆さん方のご意向に沿えるように取り組んでまいりたいというふうに思っておりますし、京阪京都交通の途中停車の問題等につきましても、やはりこうした問題についてはなかなか止めてほしい、あるいは停留所の設置をとるときには、たくさんの方のご賛同を得て要望をしてみたいわけですが、一端止まりはしたり、あるいは停留所ができますと、なかなかご利用いただけない、こうしたことも現実、京都交通の時代にもあったわけですが、この辺のまた申し出る以上、私ども利用者も、そうしたことについてしっかりと協議をしながら、またそのことを確実に守るということもひとつの相手側への誠意の見せ方かというふうに思いますし、この辺についても十分皆さんの要望を聞かせていただきながら、具体的にになりますれば京阪京都交通の方へ要請をしてみたいというふうに考えているところでございます。

それから和知地区で実施をされております70歳以上の町営バス利用者に対しての利用料金の半額補助事業の継続をとということでございますが、現状、瑞穂地域におきましては、JRバスが走っておりますこと。あるいはまた丹波地区では部分的に無料バスが運行をしている等々から考えますと、それらの整合性も図りながら進めていかなければ、なかなか統一してそのことを取り入れるというのは現状難しいところもあるわけですが、そうしたこともご理解をいただく中で、現状、料金を低額にするということも含めて、そうしたことが皆さんのご期待に応えられるような考え方を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に新興住宅地の問題でございます。グリーンハイツは現在、昨年10月15日に締結をいたしました合意書によりまして、グリーンハイツ簡易水道事業において水道料金の納付書発行や下水道料金及び一般管理費の納付書の発行及び収入の消し込みを町が行っている状況でございますが、今後の対応としては先ほど議員からも言っていましたように、加入分担金13万6,500円、591戸分約8,000万円でございますが、この時点でお約束をいたしております期日もあるわけでございますので、事実上、大変なことは承知をいたしておるわけですが、約束は約束でございますので、ぜひともその辺は鋭意ご努力

をいただいて、一日も早くこうした加入分担金を納付いただきまして、すべてを町が維持管理できるようにしていただくことが、加入者にとりましても最良ではないかというふうに考えているところでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

また下水道につきましても特定環境保全公共下水道の下山浄化センターに接続すべく、来年度府にお願ひし、変更認可をとり、早期に接続できるよう取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。しかし、これもまた一方で地元分担金につきましても総事業費の20%をご負担いただくということでございますので、こうした分納の方法も考えよということでございますが、具体的にまた皆さん方としっかりその辺につきましてもご相談を申し上げながら、今、町の考え方としては申し上げたとおりでございますので、できるだけそうした範囲の中で取り組んでいただきますことも、あわせてお願いを申し上げておきたいというふうに思うところでございます。

みのりが丘、清風台におきましては井戸により給水をされておりますけれども、近年の降水量の減少や老朽により、水量が不足いたしておりますので、応援給水を行っておるところでございます。またみのりが丘につきましても水道事業の円滑化支援として、毎月の水道料金計算及び納入通知書の発行事務を町が行っている状況でございます。議員仰せのとおり、新興住宅地におきます問題はまちづくりに欠かせない重要な問題でありますし、未給水地域の解消に向けて積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

道路の問題、それぞれの新興住宅地で抱えておるわけでございますが、この件につきましても、早期にすべてを町が乗り出して解決できるという状況にはないこともあろうかと思っております。この辺は行政にできる分、あるいは住民の皆さん方に積極的にはご努力をいただかなければならない部分があるわけございまして、それぞれの持ち分で、こうしたことで速やかに町に移管できますように、鋭意努力をしてまいりたいと思っておりますので、これもまた皆さん方のご協力を切にお願いを申し上げる次第でございます。

次に須知高校を守り通学安全確保というお尋ねでございます。

日本でも有数の敷地面積を持ち、クラブ活動においても輝かしい成績を残してきた須知高校は、京丹波町のかげがえのない財産であるというふう存じております。

平成17年度における須知高校に通学する生徒は、5月1日現在で298人のうち、京丹波町在住者は224人でありまして、全体の75%が町内から通学をいたしてございまして、近年の在校生数を比較いたしましても、全校生の減少とともに、京丹波町出身者の減少が見受けられるところでございます。

近年、府立高校の改革が次々と打ち出され、希望する高校の選択肢の広がりや、少子化の

要因等などが、在校生の減少につながっていると思われましても、こうした中、須知高校も生徒確保にご尽力をいただいておりますけれども、今後においても積極的な活動を展開されておられる須知高校の学校同窓会とも連携をとりながら、町民に対し須知高校のよさをアピールしていくとともに、町内の中・小学校や地域住民を含めた連携により、よりよい教育環境の確立と、地域に根ざした教育社会の充実に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

バス路線の考え方は、先ほど篠塚議員に申し上げましたのと重複いたしますので、省略をさせていただきたいと思っております。

次に、27号線の歩道の関係でございしますが、須知高校生の通学のために歩道をの置をとの件でございしますが、国道27号下山地内から富田地内に向けて、一昨年歩道設置の完成をみましたが、残り富田地内での区間については国道27号バイパスとのとりあいの関係から、本バイパス工事と合わせて施工する必要があると聞いております。それらの関係工事と合わせて施工をいただけるものと考えておりますのでよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

また、関係地権者のご理解、ご協力をいただきながら、引き続き国交省に要望をしましてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に新町のまちづくりは平等にせよということで、そのためにも1週間に一遍ぐらひは、全町を町長は見て回るべしということのご指摘を賜ったところでございます。私も同様の考え方でおりますが、現状、全町を就任以来、見て回ったということにはまだなっておりませんで、大変申し訳なく思っておりますが、落ち着きましたら、すぐさまそうした行動を取ってまいりたいというふうに思っているところでございます。町域の均衡ある発展はまちづくりの基本と考えておりますし、地域の実情を今申し上げましたように、把握するとともに、支所機能を十分に生かして、地域格差が生じない行政運営に努めてまいる所存でございします。

地域が持つ課題は地域ごとに多少ながらも異なります。単に一律に整備しておくのではなく、それぞれの地域の特性を生かしながら、その地域に応じた施策を推進することにより、町域の均衡を図り、町全体が発展していくように努力する考えでおるところでございします。

また合併により面積が単に広くなっただけでなく、自然景観、文化、特産品など、これまで大切に育て保存されてきた地域資源も幅広くなり、豊富に存在する町となりました。それらをうまく連動させ、一体的な取組みを通じて、本町の新たな魅力づくりを推進していきたいと考えておりますので、ご協力を賜りたいというふうに思っております。

次に少子高齢化対策でございしますが、ご指摘のとおり、この町におきましても、少子高齢化の進行は著しく、抜本的な対策を見出すことは難しい状況にあります。限られた予算の中

ではありますが、少しでも安心した暮らしができ、たくさんの人が住みたくなるような対策を講じていくことが必要であるというふうに思っております。

特に少子化対策に当たっては、少子化の要因が多岐にわたっていることから、全国的にも様々な支援制度が取り組まれておりますけれども、十分でないというふうにも思われるところがございます。そんな中にありまして、本町は設けております子育て医療費支援制度は効果的な制度であると存じておりますし、今後におきましても、このような特色ある効果的な制度に財源が振り分けられるよう、工夫と努力をする必要があるのではないかというふうに思っております。みんなおいデイでの継続性と子ども中身も十分検討しながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に農業公社、シルバー人材センターの充実をということでございます。

農業公社の関係につきましては、近年、農業を取り巻く環境は過疎と高齢化の進行、担い手不足など、深刻の度を深めております。このような状況の中、国の施策におきましては、これまですべての農業者を対象として、個々の品目ごとに講じられてきた対策を見直し、意欲と能力のある担い手に対象を限定し、経営の安定を図る対策、いわゆる品目横断的経営安定対策を講じようとしています。

この施策では集落営農の組織化の方向を打ち出しており、高齢化が進む本町においては、すべての地域が集落営農組織を立ち上げるのは難しいのではないかと推測されます。現在、旧3町には丹波ふるさと振興公社、みずほ農業公社、和知ふるさと振興センターが、地域農業の守り手として農作業の受託を行っており、それぞれ受託面積や所有機械台数、職員数など、差異はあるものの、合併を一つの機会として、より広い範囲と幅広い作業受託、さらには農業機械の有効的活用や、強いては公社の安定経営にもつながるものと認識をいたしておるところでございます。

一方、地域への組織へも各単位で頑張っていただいております、これらが相互連携、またお互いの分担をしながら農地保全に努めていただければと考えているところでございます。

また、町内3箇所で、それぞれ地域の特色を生かし、新鮮野菜の直売もされております。このような取り組みが高齢者の生き甲斐対策にもつながり、合わせて都市住民との交流の場にもなっております。このような活動をされている団体については、今後も支援を行ってまいりたいと考えております。

シルバー人材センターの充実でございますが、現在、旧瑞穂町、旧丹波町にありますシルバー人材センターは、高齢者の豊富な知識や技術、経験を後世に引き継ぐとともに、高齢者の社会参加と生き甲斐づくりのために頑張っていただいているところでございます。

旧和知町の高齢者の方も参画を願い、京丹波町シルバー人材センターとして設立総会も12月17日に予定をされておりまして、法人の手続きを経て、平成18年4月1日付での法人化を目指して取り組んでいただいているところでございます。

行政といたしましても、側面から支援させていただきたく思っております。具体的には補助金はもちろんのこと、引き続き町施設の管理清掃をお願いしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

ちなみに17年11月現在の瑞穂シルバーの会員数は109名、男性が82名、女性が27名でございます。契約金額が2,697万8,333円。前年対比154.8%ということのようでございますし、丹波シルバーにつきましては、会員数が142名、うち男性が105名、女性が37名、契約金額は3,928万3,087円、前年単位162.7%ということでございます。

現在のところ旧和知からの会員申し込み数は先ほど申し上げましたように、12名ということでございます。既にご案内のとおりでございますが、法人の条件といたしましては年間就労延べ日数が5,000日以上、会員数が120名以上ということでございます。

次にアスベスト対策についてでございます。

今、アスベストによる健康被害の問題が、新聞やテレビで連日取り上げられており、非常に重大な問題と、深く認識をいたしておるところでございます。既にそれぞれ旧町におきまして、公共施設を中心にアスベスト調査が実施されております。

また現在におきましても、各省庁からそれぞれの所管となる施設の調査依頼や照会がされているところでありまして、この平成17年度の当初予算にも調査費等の予算計上をいたしているところでございます。

先ほどの旧町で実施されましたアスベスト調査結果の概要でございますが、旧3町で119施設について調査を実施いたしました。

先に報告いたしましたように、そのうち2カ所でアスベストを含む建材から基準量を超える飛散があり、直ちに対策を講じたところでございます。

また旧和知町役場の地下で吹き付けアスベスト等の可能性が高い材料が確認され、直ちに浮遊検査を実施したところでございます。結果につきましては、後日となりますけれども、その結果を受けまして、次の段階の措置を講じてまいりたいと考えております。

なお国といたしましても積極的に対策を進めようとしておりまして、補助制度も設けることになっているようですので、詳細が明らかになりましたら、本町においてどのように適用できるかを検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

また個人住宅のアスベスト調査についてお伺いですが、アスベスト問題にかかわり、個人住宅での使用などについて、不安、あるいは心配をされてる家庭も多々あるものと推測をし、調査の必要性もあるのではと思われましても、まず公共施設などで多くの住民の皆さんが利用されるものを中心に、調査を実施するよう指導がされてまいりました。また、現在国の公共施設や会社等の多数が利用する建物の調査改修にかかる補助制度が設けられようとしている状況であり、個人住宅の支援については、今後の問題となっているのが現状であると存じております。ご理解を賜りたいと思います。

また、住民の健康診断についてでございますが、アスベストによる健康被害については、毎日のように新聞等による報道で住民の方々の不安が増しているのではないかと心配をいたしておるところでございます。

アスベストによる肺ガンは皆様もご承知のように、暴露してから発病するまで20年、あるいは50年と長く沈黙の病気と言われている所以であります。発病すると経過が悪く、治療方法も確立もしていない現状で、ほとんどが症状を緩和する対処療法になります。ときに肺移植でアスベストの肺を根治できることもあるそうですが、稀であります。そのためできる限り早期発見し、早期対応することが大切になります。京丹波町におきましても、京都府と協力し、合併後すぐに住民の方々の健康相談、健康診断を計画し、既に実施しているところでもあります。京丹波広報のお知らせ版やCATVテレビ等によりお知らせを行っているところでございます。

健康相談日といたしまして、京丹波町では12月1日より、第1、第3月曜日の午前9時30分から11時30分まで、本所保健福祉課及び瑞穂・和知の地域保健福祉室で随時相談に応じさせていただいているところでございます。

また南丹保健所におきましても、第1、第3水曜日の午前9時30分から11時30分、保健所の医師による健康相談、あるいはレントゲン検査を実施いただいております。相談件数といたしましては、平成17年12月5日現在では5件、これは保健所の依頼分も含むご相談がありました。

次に住宅改修助成制度の実現についてでございますが、住宅改修助成制度は障害のある方や高齢者など、弱者対策については一定制度を設けて取り組んでおります。

一般家庭など、すべてを対象として町独自で制度を確立するとなれば、利子補給など、財政的に難しいものとなることと、一概に町全体が潤う活性化するとは考えにくいと判断いたしておりまして、現行の京都府住宅改修資金制度の活用など、広くPRしてその運用を促してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、今西議員のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岡本勇君） 　ただいま1回目の質問答弁が終わったわけですが、ここで暫時休憩いたします。

11時まで休憩といたします。

休憩　午前10時47分

再開　午前10時58分

○議長（岡本勇君） 　休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、今西君。

○7番（今西孝司君） 　町長には大変詳しくご答弁いただきましたんですけれども、私もう少しちょっと伺っておきたいことを、要点のみ申し上げて、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず町内バスの問題ですけれども、現在いろいろ検討をしているというふうにおっしゃっていただいたわけですが、その検討をされている内容を一日も早く住民に周知徹底させる意味からも、できるだけ早く4月から実施をされるとしても、こういう内容で4月から運行をさせるんだというようなことを早く知らせていただくことによって、住民は4月からはこういう方向でバスが運行されるんだなあという安心を抱くと思いますので、その内容を一刻も早く決めていただいて、住民に周知徹底をするべきではないかというふうに思うわけなんですけれども、その点はいかがかということと、現在の瑞穂、和知町のその運行状態を後退させることなく、維持していかれることになるのかどうかということも、合わせてお伺いしておきたいというふうに思います。

次に新興住宅地の問題ですけれども、グリーンハイツの水道は現在も畑川下流から取水を行っておるわけなんですけれども、この水今のところ汚染をされずに順調に推移しておるわけなんですけれども、上流の牛糞の汚染が、また大雨が降ったり台風がきたりした場合は懸念をされます。この問題を一刻も早く解決させなければグリーンハイツの住民は安心ができないという状況ですので、この問題の解決に向けて、何らかの解決を方法を探っていただいておりますのかどうかということをお伺いたいのと、グリーンハイツの団地内の道路はさっきも申しましたように、無償でグリーンハイツの自治会がダイテツ建設から移譲をされたわけなんですけれども、一部が中央信用金庫の抵当に入っております。これはダイテツ建設の負債があって、その差し押さえ的なことがされておるところがあって、町道に認定はできないというふうに聞いておるんですけれども、この管理をやはり一自治会が行っていくには大変荷が重すぎるということがありますので、これがやはり町の方で管理がしていただけないも

のかどうかということをお伺いをいたしたいというふうに思います。

それとみのりが丘清風台の件で水道の供給をこれまでの条例では開発地の70%の人が同意をしなければ供給ができないというふうになっていたのが、水道の条例の改正で、そういう枠が縮小され、また区画割も小さくしてその制度を導入するというふうに聞いております。この条例によって町内の多くの小さな新興住宅地も含めまして、どれだけぐらいな団地がこれによって救済されるのかということがわかっておりましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思いますし、できれば全新興住宅地がこの制度により救済をされるようになることを望んでおりますので、その点をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

また須知高校の問題に関連しての国道27号線の自転車歩道の問題ですけれども、これは下山バイパスと関連をして行われる残りの分が行われると、町長の答弁にありましたけれども、国道27号線のバイパス工事はもう既に私がグリーンハイツに移りすんだところから、この27号線のバイパス工事は出ておりまして、もう既に30年近くになるんじゃないだろうかというふうに思います。こうした中で、まだその27号線のバイパスの完成というのは国土交通省の方に説明のときにお伺いをしても、国土交通省もいつになるかわからないというような、その答弁をされておりますので、その工事の完成と同時にということでは、かなり自転車歩道の完成も先になるんじゃないかというふうに思いますので、とりあいの部分が工事が多少遅れても、あと残りの部分の工事はできるだけ早く急いでいただいて、安心安全に通行ができるようにしていただきたいということを、やはり国土交通省の方にも要請をしていただきたいというふうに思います。

それと最後のアスベストの問題のところ、町長答弁をいただいたんですけれども、私、希望としてはこの毎年行われております成人病検診に合わせて、このアスベストの検診も同時に行われることが望ましいんじゃないかというふうに思いますので、できれば毎年行われる成人病検診、どうせその肺のレントゲンなんかもとっていただきますので、その結果を返すときの説明のときに、一緒にこのアスベスト肺というか、その中皮腫、肺ガン等の心配がないんかあるんかというような答弁も返してもらったら、わざわざ検診に行かなくても、その1回の検診で済むというふうに思いますので、これからぜひ取り入れていただきたいというふうに思ってますけれども、その件を再質問でお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 新しいバス路線の検討課題について、早く示して住民の皆さんにもその問題点を明らかにして進めるべきではないかということでございます。

これにつきましては、既にご承知をいただいておりますように、合併協議会におきまして、平成16年8月から同11月までの期間において、各2回の小委員会並びに協議会が開催をされまして、その結果を踏まえて行政内部に新町生活交通網検討会議が設置をされておりました。平成17年4月から8月までの間に5回の検討会議を持っていただいておりますが、合併期日までに新交通網の構築までには至らなかったというのが現状というふうに認識をいたしておるところでございます。先ほど申し上げました基本的な部分をもう少し整理をしながら、皆さん方にその問題点を提示をして、十分ご意見等も拝聴をした中で進めてまいりたいというふうに思っております。

それぞれの路線後退をするのではという部分につきましても、現状のあり方もやっぱり再認識をしていただかなければいけないというふうに思っておりますので、見ていただきますように、今はスクールバスの利用実態が中心に運行をされているというふうに思っておりますし、その辺もどう皆さん方にご利用いただける町民バスとなるか、その辺の部分についても現状の皆さん方のバスに対するお考えも含めて聞かせていただきながら、進めていきたいと。後退を前提に考えているということはありません。

それから、特にグリーンハイツの水道の問題でございまして、取水の原水の問題等、ご指摘でございます。上流域に畜産の形態が広がっておりまして、これは以前から環境整備という観点からも非常に重要視されてまいりましたし、特に畑川ダムの水質汚染の観点からもしかりでございます。そうしたことから平成12年から先般の全協でもご説明を申し上げましたように、抜本的な改革を進めてまいるということで、いろいろ思考錯誤いたしましたけれども、温風発酵型の堆肥センターの構築に向けて15、16年の2カ年計画1億8,000万で進めてまいったところでございますが、既にご説明申し上げましたように、内容的にその効果を十分発揮できるように若干の補完もしていかなければならんというのが、実情でございますので、その辺も含めて、これら堆肥センターの機能が十分当初の目的に沿った形で運用できるように努力をしてまいりたい。そうしたことによりまして、水質の安定を図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

また区域内の道路の管理等でございます。現状、ダイテツ建設から自治会が移管を受けられて、今、管理をいただいているという現状がございまして、当区でも管理費を住民の皆さん方から徴収をされておるといこともございますし、そうしたこともすべてがそれということにはまいらんかと思っております。すぐさま先ほど申し上げましたように、登記上の問題等もありまして、町へということにはいかない部分があるわけでございますが、ご相談を申し上げながら進めてまいりたいというふうに思っております。

また未給水団地への給水の条件緩和を審議会からの答申で、今そのことを各自しながら進めていこうといたしておるわけですが、具体的な数字につきましては、担当課から報告をさせますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

下山地内の27号の歩道の関係でございますが、これもこれまでのバイパスとの関連の中で、特に今残っております部分が、その工事と重なるということもありまして、少し時間をおいてということのようでございますが、詳細につきましては担当課長から説明をいただきます。

アスベストの健康調査等々につきまして、もう少しそのあり方等について検討を加えるべきではないかということにつきましては、今後、保健所と十分協議を詰めてお知らせをしてみたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 田井水道課長。

○水道課長（田井 勲君） 現在、未給水の団地が約30団地でございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 岩田土木建築課長。

○土木建築課長（岩田恵一君） はい、失礼します。私の方から27号の歩道設置の関係につきまして、状況なり経緯を説明させていただきたいというふうに思いますが、状況につきましては今先ほどから町長の方から申し上げておりますように、下山27号バイパス、約4キロの事業につきまして、本年度集中してですね、現在も4工区わかれまして事業化を進めていただいております。ただ議員さんからもありましたように、前課長が申しあげましたように、一部用地の取得にちょっと難を示しているというのが、27号バイパスの関係でございます。その関係が整理できますれば、歩道の関係も一緒にですね、整理いただけるものと、私の方も確信しておりますし、またなぜ放っているのかということになるんですけれども、ちょうどバイパスと現道とのタッチ部分が通常でしたらY字型になるんですかね。その関係の修正も一定の国の方でせざるを得ないというようなことも含めまして、その関係もあつて歩道は一体的に27号バイパスのタッチ部分と合わせて施工するというような方向で、今進んでおります。

それから27号バイパスの経緯なんですけど、議員さんの方から30年間ということがあったんですけども、昭和50年度に調査着手をしております、59年度にはその事業化が決定をされ、平成元年度から用地買収着手をしたというような事業でございます。

それからいつ完成をするのかというようなことにつきましては、先般も京都府さんの方か

ら町の方に現道ですね、バイパスができましたら、現道をどこに移管するかという問題が発生すると思うんですけども、その関係につきまして府の方と町と協議をさせていただいたという経過もあります。このことからみましても国の方では20年、21年ごろには完成させたいという思いで、今事業の方も進めてもらっておりますので、そういったひとつの目標を示していただきながら、いま現在取り組んでいただいておりますので、ご理解を賜りというふうに思います。以上です。

○議長（岡本勇君） 7番 今西君。

○7番（今西孝司君） 長くなって大変申し訳ないんですけども、水道の未給水団地が30団地あるということを今お聞きしたんですけども、これ条件が緩和されたら、この30の団地は全部救済をされて給水が受けられるようになるのかどうかということが、お伺いをしたいのと、それと今の須高の問題で、以前には育友会・教師・行政が膝を交えて将来のことをいろいろ話し合う機会を持つとか、持ちたいとかいうようなことを聞いていたんですけども、これが実行されたのかということと、どういう当面の活動としてどのようなことが話合われたか。もし実現していればお聞かせいただきたいと、この2点をお伺いをして、3回目の質問といたしたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 未給水団地への対応でございますが、今、担当課長から30カ所の団地があるということで、ご報告させていただいたところでございますが、基本的には、すべてを今ということは考えておりませんで、既に30年近くお住まいになっておられる方もあるわけございまして、そうした団地を優先にしながら、一定の条件のもとで整備をしてみたいというふうに考えているところでございます。

また須高の関係等については、教育長の方から答弁をいたします。

○議長（岡本 勇君） 山本教育長。

○教育長（山本和之君） 須知高校の関係でございますが、合併前にちょっと日は覚えておりませんが、旧3町の町長3名、そして教育長3名、そして学校関係から校長、教頭、等々出まして、あと須知高校の同窓会から役員さんをご参加されて、いろいろ今後の須知高校のあり方等につきまして、活性化が主になるわけでございますが、そうした形で話し合いもさせていただいたところでございます。

主な内容は、先ほどからも出ておりますように、やはり今旧和知さんからの須知高校へ来る子どもさんが少ないということも含めて、通学バス路線の充実について確認がされたのが大きな確認事項のひとつでございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 次に室田隆一郎君の発言を許可いたします。

2番、室田君。

○2番（室田隆一郎君） それでは京丹波町発足後、初めての定例会、通告に従いまして、新しいまちづくりの基本について、そしてまた住宅団地の早期給水について、町長にお尋ねをしてみたいと思います。

今日は大変多くの議員のご質問がございます。また内容も多岐にわたりにまして、重複する部分がたくさんあるかと思いますが、また角度を変えて丁寧なご答申をいただきますように、最初にあたりお願いをしておきたいと思います。

まずは松原町長におかれましては、京丹波町初代町長として、めでたく就任をされましたことに、お祝いを申し上げる次第でございます。

町長は6期22年間、丹波町議会議員として活躍をしてこられました。私も瑞穂町で同じ22年間共に歩んでまいりましたが、今回は立場をかえられて町の理事者と就任されたわけでございます。

これから新しい町の出発に当たりまして、京丹波町をどのようなレールの上に乗せていくのか、町長の双肩にかかっていると思いますが、厳しい財政難を克服し、住民サービスの維持向上に向けて徹底した行財政改革に取り組み、指導力を発揮されなければならないと思いますが、まずは町長のご決意をお聞かせを願いたいと思います。

これまで任意合併協議会の中で、船井、北桑田の7町合併から船井郡6町、あるいは美山を含む今の3町プラス4町と、そして3町合併と、いろんな選択肢が議論をされてまいりましたが、今回の選挙で町内をくまなく走ってみて、余りの広さに驚き、互いに「顔の見える行政」、そして「行き届いたサービスを受けられる行政」は、このぐらいの規模にとどめておいたのは正解ではなかったかと、今さらながら私なりに感じているところでございます。

松原町長が選挙公報で約束をされております「町域の均衡ある発展」、私も公報で「地域の均衡ある発展」を重点目標として訴えてまいりました。これは合併の基本的要件として、最も大切なことであります。

合併すれば行政区域の拡大によって、住民と行政の距離が大きくなって、住民の意見が新しい町の施策に反映されにくくなりますけれども、このことに対応して、それぞれの地域の実情に応じた施策の展開に対する意向表明の方法として、地方自治法第138条に定められました合併市町村の附属機関としての「地域審議会の設置」が可能であります。京丹波町にはこれが適用されませんでした。

そこで、これまでから、例えば瑞穂町では、旧村4つの地域に任意の地域振興会を設置をして、住民ニーズを反映した地域の均衡ある施策が展開をされてまいりました。今後こうした地域振興の任意団体を積極的に育成し、地域の声に耳を傾けられるべきだと思いますが、このことについては定例会初日の施政方針の中にもふれられておりまして、具体的にどのようにお考えか、ここでお尋ねをしておきたいと思えます。

来年1月1日に発足する南丹市の日吉町におきましては、合併後は行政の目配りもこれまでのように期待できないので、地域のパイプ役となる自治振興会が設けられることになりました。

また美山町におきましては、町が音頭を取って住民を中心とした美山まちづくり委員会を旧村単位にある地域振興会とは別に発足をされることになりました。

園部、八木の両町は、既存の区長会が機能する予定であると、去る12月11日の京都新聞に報道されたところでございます。

本町といたしましても、旧3町それぞれが特色を生かしたまちづくりを進めることが、必要であります。

一方においては、行政に屋上屋を架することのないように、また新しい町の一体性を損なわないように、配慮をしながら、財政面の援助を含めて新しい自治組織を育成すべきと考えますが、町長のお考えを伺いたいと思えます。

また一方、住民アンケートの中に、合併すれば一部の地域だけが発展して、周辺部はますます寂れないかという多くの人からの不安が寄せられました。例えば中心地の税収を周辺地域に重点配分することは異論があるかも知れません。しかし、新たな一つの地域をつくっていくのだと考えるなら、周辺地域への当初の施策の重点配分も考慮すべきだと思いますが、町長は地域の均衡ある発展をどのような形で具体化されようとされているのか、お聞かせを願いたいと思えます。

合併という行政の枠組みをかえるには、大変なエネルギーが必要であります。当初1,728項目という膨大な調整項目を長い長い協議を経て、合併調印にこぎつけられた前横山会長が、調印式で感極まって言葉を詰まらされた記憶が今も忘れられません。

「合併は手段であり目的ではない」とよく言われますけれども、これまで3町協議の中で、また住民説明会の中で、金がないから合併するんだと。財政面やコスト削減効果のみが強調をされ過ぎた面もございました。しかし、根本的に重要なのは「政策能力をいかに引き上げるか」という視点であって、「地方分権の受皿づくり」、「行財政改革のチャンス」、さらには「自治能力の向上」などを含めて、合併の本旨を忘れない努力が必要と思えますが、ス

ケールメリットの余り期待できない今回の合併に、町長は新たな自治の形をどのようにつくりたいとおられるのか、ご見解をお伺いしたいと思います。

いよいよ三位一体改革が具体化されまして、交付税、国庫補助金の減額にスライドされ、3兆円の税源移譲が決定をし、市町村には8,000億円が税源移譲されるということが決定をいたしました。しかし、税源移譲が実施されましても、このような小さな町で税源客体の少ない本町では大きな恩恵は受けられないと思います。

また一方、交付税改革の中での段階補正の一律化や見直しが迫られている中で、いかにして住民負担を低く、サービスを維持向上させていくのか、政策ビジネスを巡る競争、いわゆる創意と工夫のまちづくりのありようが、これから各自治体間に大きな格差をつくるのではないのでしょうか。

今回の3町合併で事業費分88億7,000万円の合併特例債の活用が示されております。合併協議会では特例債の6割、約53億円を目安に事業を行うということを確認をされました。これは大変よい判断だと、私は思っております。

合併を必要とする地域の論理が「行政の効率化」にあるとなれば次の世代に借金をつけ回すことだけは避けねばならないと思います。

合併特例債を用いた公共事業は短期的には地域の経済活性化にメリットを持たずと考えられますけれども、所詮、30%以上の借金を次の世代に送るものでありますし、財政の収支予測には、行政も我々議会も関心を高めて取り組まねばならないと思います。

合併した場合に、合併特例債を使って何の事業を行うのか、このことが決定的な意味をもつものと思われまます。

地域の企業関係者含めて、官民合わせて真剣な議論をし、合併を契機に京丹波町をどうつくっていくのか、というところから出された施策にお金が使われなければいけないし、ハコモノ施設をつくって終わりということになれば、借金だけが残ることにならないように、これから策定される振興計画と整合されなければなりませんけれども、合併特例債の活用方法について、どのようにお考えか、基本的なお考え方をお聞かせを願いたいと思います。

次に未給水住宅団地の早期給水についてお尋ねをしたいと思います。

先ほども今西議員の方からも具体的な質問がございました。畑川ダム建設の主な目的は、水の少ない丹波高原に人口増加や企業誘致を進め、増加する住民の水需要に対応していくことが当然の目標でもありますけれども、特に必要とされたのが開発団地の給水確保のためでありました。旧丹波、瑞穂両町の既成住宅団地の状況は、造成面積約240万平米、区画数にして約8,000区画を有して、一部団地を除けばほとんどが水のないままの状況であり

ます。

本町に永住される方や、セカンドハウスとして利用される方が日毎に増加する現況の中、人口増加を願う本町としても、一日も早く未給水地域への水の供給を実施すべきではないでしょうか。

税収の客体の少ない本町としては、給水区域を早急に拡大し、固定資産税等の税収確保に努めなければならないと思いますが、町長はいかがお考えでしょうか。

もちろん採算性とか、給水の優先順位の問題もありますけれども、何%以上の加入があれば本管を通すとか、あるいは加入パーセントの割合を緩和するとか、こうした条件上の話は聞いております。そうでなしに、逆に給水をするから一人でも多くの住民の方に住んでくださいという方向、前向きな行政の姿勢が大切でありますし、加入金を大幅に今回下げられた、こうした狙いもこういうところにあったのではないのでしょうか。

瑞穂平第2期の団地におきましては、1,000区画、約500人余りの土地所有者が自治会を組織されて、何年も前から給水の要求を続けられております。

また民間会社が再開発している瑞穂平第1次、及び瑞穂台の永住、あるいはセカンドハウス住民の皆さん、約60人の住民の会が昨年から結成をされて、給水の切実な要望が出されております。

そこで以前から給水のネックになっている条件があれば、お示しを願いたいと思います。

平成6年7月に最終改正をされました水道法第2条にも住民の日常生活に直結し、健康を守るために欠くことのできないことから、地方公共団体の給水の責務が示されております。

万難を排して未給水地域への給水実現に努力すべきと思いますが、町長のご見解をお聞きいたしまして、最初の質問といたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは室田隆一郎議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。議員からも私への祝意をお寄せいただきまして、心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。これからのまちづくりに全力で取り組んでまいりますので、よろしく願いを申し上げたいと存じます。

まず、第1点目の新町まちづくり計画についてでございます。

地域の暮らしや問題はさまざまでありまして、行政が画一的に事業を行うだけで解決できないものもありまして、地域の課題を地域住民が考え、共に行動する場の構築が必要でありまして、合併し、広域となった本町としては、その構築が急務と考えておるところでございます。

今後、組織助成制度の整備に当たっては、広島県安芸高田市で重点施策としてお取り組みをされております全市で整備された地域振興組織と助成制度をモデルケースに、今年度から調査研究を行い、本町にあった組織づくりを進めてまいり所存でございます。

また、旧町などでは、昔からの地域のつながりや協同の仕組みなどがあり、地域の振興を考える上で重要な組織体となるべきものと考えておりますが、速やか町域の一体化を図るため、旧町の地域の枠組みを超えた構成についても、合わせて調査研究を行っていきたいと考えておるところでございます。

なお、区等の行政区の活動についても、旧3町の制度にもありました自治活動に対する補助制度を一本化して、今後引き続き支援を行っていくとともに、旧瑞穂町の4地区、地域の振興会、先ほどございましたように、桧山、梅田、三ノ宮、質美、また本年度4月に設立をされました旧和知町の西河内区、下栗野の区、細谷区、上栗野区、仏主区で構成されました北部振興会など、既に地域の活性化等についてご尽力をいただいている地域住民組織に対しましても、同補助制度等により支援をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

基本的には、住民と行政の対話を基礎とした住民参画のまちづくりをめざして、地域の問題等を住民自らが考え、町に要望を提示できる仕組みをぜひとも構築をしてまいりたいというふうに思いますし、先ほど申し上げましたように、現在の行政区のほかに、地域振興会などの住民自治組織をつくって、合わせてそれらに対する助成制度について、検討をしてまいり所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、合併当初は特に周辺地域に施策の重点配分を展開すべきではないかというご指摘でございます。仰せのとおり、今回の合併は3町の住民福祉、行政サービスなどの向上と地域の特性を生かした均衡ある発展をめざすものでありまして、その意味からも速やかな一体化を図るため、必要な施策を重点的に実施すべきと私も考えておるところでございます。

今おかれている地域の現状と課題を十分認識しつつ、しっかりした行財政の計画のもとに、事業を展開していくようにしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

またスケールメリットの余り期待できない3町の合併で、いろいろご指摘をいただいたところでございます。議員にも大変お世話になりました3町の合併協議会において策定された新町まちづくり計画は、計画段階からかかわっていただいておりますので、よくご承知をいただいていると存じます。改めてすばらしい計画書を策定いただき、お礼を申し上げたいというふうに思っているわけでございますが、本計画で「丹波高原につつまれ、人の交流、連携で築くぬくもりと躍動のあるまち」を将来像といたしておるところでございます。

将来像にある人の交流・携とは人をまちづくりの中心に位置づけ、この地域に住む人々がまちづくりについて自ら考え、住民同士が強い絆のもとに活発に交流し、連携することにより、これからの時代の変化に柔軟に、的確に対応できる地方自治、いわゆる住民自治を推進するものであります。

この位置づけから見てとれますように、市町村合併とは人口や面積だけが大きければいいというものではなく、何でも「頃」といいますか、そういうものがあると思います。合併とは地形的、地理的な実情や市町村の歴史や文化等々の、いろいろなものが熟慮されて、考えられ、かつそのことにより導き出された人口や面積や財政力等があります。まさに3町の合併はその「頃」が一番適したものと考えております。

また本町は高齢化率が29.2%でございまして、船井でも大変高く、年少人口比率につきましても14.2%となっておりますが、今後も少子高齢化が進行していく中で、人が主人公であるまちづくりを中心にして、人と人の息づかいが聞こえてくるまちづくりを進めていかなければならないというふうに思っております。

具体的には毎日の生活の単位であるまちづくりの基本は行政区であり、また自治の基本だと存じます。行政区による工夫をもっともっと進めて、住みよいまちをつくっていくには、何らかの形で自治活動に対する助言や助成を行っていきたいと考えております。そして長年培ってきた行政区の歴史も少子高齢化という社会背景の中で、今後においても形をかえていくこともあるかも知れません。これらは今後、先進地も研究、調査する中で、18年度、新年度予算で、何かの形にしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、合併特例債の充当計画についてでございますが、合併特例債は合併市町村の一体性の速やかな確立と均衡ある発展を図るために必要な施設の整備に充当されるものと、地域住民の連帯の強化や、地域振興等のための基金積み立てに充当されるものがございます。このうち、公共施設等の調整に関しましての基本的な考え方ですが、本町では従来から過疎債や辺地債を利用した施設整備を実施しており、これらの地方債等、合併特例債をもとに充当する事業を整理し、財政運営上も効率的な活用をしていきたいというふうに思っております。

具体的な事業につきましては、旧町において策定されております総合計画を基本としながら、調整を図ってまいりたいと思います。

また、基金の積み立てに関しましては、コミュニティ活動の推進など、地域振興にかかわる事業を検討し、その財源として活用してまいりたいというふうに考えております。

次に、未給水住宅団地の早期給水についてのお尋ねでございますが、議員仰せのとおり、旧丹波町、瑞穂町地域の団地において、ほとんど水のない状況でありまして、畑川ダムの早

期完成により、これら未給水団地すべての給水が実施できるものと考えております。

上水道普及計画ですが、ことし9月の旧丹波町・瑞穂町水道事業組合の審議会におきまして、団地内分譲区画の細分化を図りながら、また有効な財源措置を講じながら、50%程度の加入率で加入の促進を図られたいという答申が出されたところでございます。しかし、瑞穂平第1次、第2次等の団地、通称「いこいの里」、「しきさいの里」、「ワインの里」におきましても、居住区画、セカンドハウスを含むわけでございますが、全体区画数の50%には及ばない状況でありまして、他の団地においても同じ状況で、大きな団地ほど、この条件を満たすのは、なかなか難しいことも承知をいたしておるわけでございますが、未給水地区へのアンケート調査の結果については33%が給水を要望されており、居住されている方の多くが望んでおられるという結果ではないかと思っておりますので、条件が整った団地から工事に着手をしてみたいというふうに思っております。

具体的な条件としては、居住区画の100%以上が加入されることを思っております。

また加入分担金、給水工事負担金が納入されること、あるいは水路を管理、水道管理設については公道埋設が原則でありますので、その道路所有者の承諾が得られること等がございまして、団地ごとに条件が違ってくるとも考えられるわけでございますが、この条件に合うところから優先的に着手できればと考えているところでございます。

工事については民間業者より造成、建築が進められているため、造成地の造成図面がなく今後、事業推進を図るためにも、現況測量が必要になると思っております。

基本設計により団地全体の管網図を計画し、実施設計により現在居住されている区画への給水を最優先と考えていきたいと思っております。

また畑川ダムからの取水も考えながら進めていかなければ、せっかく給水した団地が水不足により断水する恐れもあるため、計画的な工事進捗が必要と考えておるところでございます。

なお、1団地当たりの工事費も多額となることが予想されますために、単年度完成はなかなか難しい状況で、統合簡易水道整備事業工期は平成10年から24年に設定をいたしておりますけれども、これらによりまして着手をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上で室田議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 2番、室田君。

○2番（室田隆一郎君） ただいま答弁をいただきまして、地域の均衡ある発展については、先進地のモデルケースを例に進めていこうというようなことで、またそのいろんな財政援助

にも手を付けていきたいというようなご答弁でございまして、非常にありがたく思っております。

合併特例債の活用方法でございしますが、先ほども答弁をいただいたんでございますけれども、この全国的にいま数百件の合併の事例が発生をしております。特例債の発行額は、およそ十数兆億円にのぼると言われております。こうして今の合併特例債の大盤振る舞いをしたら、これはもう国の財政が潰れるんじゃないかというような、素朴な質問が一般の住民の方からも、私も聞いております。しかし、これらの国の負担が増えるということじゃなしに、基準財政収入がここに算入されるだけで、交付税総額の範囲内で、各自治体に配分されるということになっておるんじゃないかならうかと思っておりますので、まあそういう交付税の先見というような合併特例債の性質じゃないかならうかと思っております。

それで、特例債の充当が95%ということになれば、5億円の一般財源があったら100億円の事業ができるということになりますので、非常にこう安易にこの特例債を活用するということ、これから発生していくんじゃないかというように、私は心配をしております。先ほどもご答弁にありましたように、特例債の6割活用ということでもありますけれども、辺地債とか、もう22年に切れませぬ過疎債、それから1年前に切れる辺地債、そういうことの活用方法も合わせて、考えたいということでございますけれども、やはりこうした過疎債とか、あるいは辺地債のある間にこれを活用して、特例債は10年間の後半に留保しておいて、そして使うというような方法も一つの方法じゃないかならうかと思いますが、こうした基本的な特例債の使い方について、町長はどのようにお考えか、再度質問しておきたいと思っております。

それから給水問題でございしますが、先ほど質問させていただきまして、給水のネックになっておるものは何かということでございますが、いろいろそれは財政的な問題とか、あるいはいろいろあるんでございますけれども、下山水源が今日量3,000トン、それから水原水源に日量700トン、この取水可能な現状でございますので、これはもうダムに頼らずとも、この水量確保は大分できておると、私は思っております。このネックになっております、その一つに、先ほどもございましたが、水道管の埋設の底地の件でございます。これ所有者の承諾はもちろん必要であるということでございますけれども、私も謄本もちょっとあげて調べたんですけども、さっき言いました瑞穂平の第1次につきましては、この松下開発から受け継いでおる中野開発が一応このことについては了解を受けておるというような状況でございますが、この瑞穂台については、もと東洋開発、これはもう倒産もされて、今、新の所有者はございません。やはりこれは非課税物件として取り扱っておりますので、これは国の財産ということで、理解をしておるわけでございますけれども、ということは、これは逆に

こうした措置がしやすいというような状況だと思うんです。それでやはりこうした問題もやはり調査をされたのか、臆本あげて調査をされておるのかということをお聞きをしておきたい。やはり一日も早くこうした問題を解決して、給水を早く進めるということに努力をしていただきたいと思うんですか、このこと2点について、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 合併特例債の充当の計画、あるいはまたそのどういう考え方を持っているかということについてでございますが、先ほど議員からもご指摘をいただきましたように、合併協議の中でも十分そのあり方等については検討を加えられて、100%これを使い切るというのは、現状の京丹波町の体力からして、非常に無理があるのではないかとということで、一定の統一した見解が示されておるといふふうに理解をいたしておりますし、私もまさしくそのとおりであるといふふうに思っておりますので、今ご指摘をいただきましたように、過疎債、辺地債等々、いろいろな部分を活用しながら、この残されております9年間の中での特例債の活用、しかもそれは本当に町民の皆さんがこれにはどうしてもお金をかけて、皆さんの、それこそ均衡ある発展のために活用すべきという事業に重点的に活用してまいりたいといふふうに思っておりますし、その中身等につきましては、建設計画に基づいた中で、十分協議をしながら進めてまいりたいといふふうに思っております。

また水道関係につきまして、それぞれの団地の底地の問題等々についての調査を十分できているのかということでございますが、現在、そこまでは至ってないということのようでございます。またそれぞれの関係の皆さんと、その状況等も十分掌握をしながら、逐次進めてまいりたいといふふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（岡本 勇君） それでは1時まで休憩といたします。

午後1時に再開いたします。着席の用、お願いいたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（岡本 勇君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

次に、坂本美智代さんの発言を許します。

6番、坂本さん。

○6番（坂本美智代君） まず、初めに、さきに行われました京丹波町議会選挙では皆さんの大きなご支持をいただきまして議会へ送っていただきましたこと、この場をお借りいたしまして、住民の皆さんへ心から厚くお礼を申し上げます。ともに公約実現のために全力を挙げて頑張る決意であります。

また、松原町長におかれましても、京丹波町の初代町長として就任されたこと、改めてお祝いを申し上げます。

それでは、ただいまから平成17年第1回定例議会におきまして、通告書に従い、私は京丹波町議会として初の一般質問をいたします。

次の4点について町長にお尋ねをいたします。

何点かこれまでの質問で重複している点もあろうかとは思いますが、的確な答弁をよろしくお願いをいたします。

1点目は、まちづくりについてであります。

住民が京丹波町に望んでいるまちづくりとは大型公共事業優先の町政ではなく、住民の福祉や教育・暮らしを守ることを何よりも優先させる町政、そして、平和と民主主義を基本に町政を推進していくことが何よりも求められているのではないのでしょうか。

町長は施政方針で、町域の均衡ある発展と特色あるまちづくり、そして、住民参加による躍動する京丹波町の創造を基本姿勢に取り組んでいくと述べられております。

まず、その1つであります交通過疎地域解消のため、生活の足の確保は最優先されるべき重要課題であります。町長も当選され、記者会見において、早急に手がけたい課題にバスの問題を上げておられました。そこで町長にお尋ねをいたします。

高齢者や交通弱者の方への対策として、小型バス等の導入で町内をきめ細かく走らせる巡回バスなどの運行のお考えはどうでしょうか。

また、現在、旧町のまま引き継ぎ運行されておりますが、運行の形態も違い、また、3町を結ぶ運行となっていないため、住民は不便を強いられております。こうした乗り継ぎがスムーズに行え、住民が1人でも多く乗っていただくためにも、利用しやすく、また、効率よく走らせるためにも、町長がまちづくり方針に上げておられる住民参加による、例えば、老人会、婦人会、PTA、区長さんなど住民代表を含む専門家など、幅広い人たちでバス運行検討委員会を設置し、取り組むべきと考えますが、どうでしょうか。

また、バスの運賃は周辺部になるほど高いものとなっており、周辺部から中心部まで出るのに往復1,200円かかる路線もあります。年金暮らしの高齢者の方にとっては、外出を極力控えているという声をお聞きいたします。こうした引きこもりを防ぎ、気軽に出かけやすくするためにも、旧和知町で現在実施をされております高齢者対象の運賃半額券など、町域の均衡を図るためにも早急に全町で実施すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

2点目は、未給水地域への水の確保についてであります。

これまでも水の問題は、それぞれ旧町においても取り上げられてきました。特に再開発

団地の水問題は、深刻で切実な問題であります。今議会の一般質問においても他の議員からありますが、それだけ未給水地域の方にとっては水の安全性、たび重なる断水により、安心して毎日の生活ができないのであります。この10月にも旧瑞穂町において、府の保健所から飲料水として認められないとして、給水車を出す事態が起こっております。

水道法の第2条には、国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結をし、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びに、これらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し、必要な施策を講じなければならないとあります。町役場の一番大事な仕事は、住民の健康、安全を確保することです。毎日の生活に欠かすことのできない生活用水の安全性に問題があったり、断水するなどの状況は、町の責任で解決すべきこととあります。そこで町長にお伺いをいたします。

1つ目は、今現在、未給水地域の団地等は何カ所ありますか。そして、住民票を移し居住されている世帯は何世帯でしょうか。また、こうした未給水地域の団地等への町水道給水の予定計画はどうなっておられるのか。こうした給水計画は住民にきちんと知らせることも大切ではないでしょうか。

2つ目に、昨年3月に旧瑞穂町の再開発団地で家屋火災が発生をいたしました。こうした火災によって全財産を失いかねません。防災対策からも消火栓や防火用水が必要であり、町として開発業者に指導するとともに、協議をするなど求められます。未給水地域への防災対策を講じるために、一日も早い町水道給水が求められます。町長のお考えを伺います。

3点目は、交通安全対策について、お尋ねをいたします。

合併により、今後、本庁に出向くことが多くなる中、質美地域の住民から旧丹波町富田をつなぐ七山線の舗装を願う声を聞いております。本庁に行くには大変近道であるとともに、特に、バイクに乗られる方にとって国道27号線を走ることは交通量も多く、危険性が高いため交通対策の面からも、また、この七山線の峠に貯水池が設けられ、町の水道管が布設されており水道管理の面からも、町道であるこの七山線の舗装改良を早急にすべきではないでしょうか。また、国道27号線の道路照明や自転車歩道の設置は、長年にわたり須知高校生の父母の皆さんを中心に粘り強い運動がされ、道路照明の設置は終わり、自転車歩道も相当部分の工事が進んできておりますが、須知高校へ通う生徒の安全確保のためにも富田・長野地区まで一日も早く全線改良を急ぐべきであります。

我が共産党議員団は、11月10日に国土交通省、福知山工事事務所長と面会をし、自転車歩道設置工事の一日も早い完成の申し入れをいたしました。所長は必要性は認識しており、

今後とも進めていきたい。町としても声を上げてほしいとの回答でありました。町としても一日も早く完成するため、国や府に対して要望すべきではないでしょうか。また、今後の計画や取り組みはどうなっておられるのか、町長の見解を伺います。

4点目に、子育て支援についてお尋ねをいたします。

1.29というこの数字は去年の合計特殊出生率であり、1人の女性が生涯に産む子供の数を意味しております。現在、人口1億2,500万人を維持するには、出生率が2以上必要なのですが、このままいけば2050年ごろには1億人を割ると言われております。

長きにわたって少子化傾向が続いている根本には、不安定雇用の広がりや長時間労働、そして、増税に加え出産・育児・教育などの経済的負担が増え、子育て世代にとって安心して産み育てることができる社会的環境ではなくなりつつあるということではないでしょうか。町長は、安心して子供を産み育てることができる環境づくりのため、子育て支援策を推進していくと施政方針の中でも言われております。しかし、本町では、出産祝い金の充実ということで、旧瑞穂町で独自で行われておりました「すこやか手当」が合併を期に廃止をされました。すこやか手当は第3子から支給されるもので、第3子は月額3,000円、第4子以上は月額5,000円支給されておりました。満6歳まで支給されておりました。

大阪から引っ越しをしてこられた4人の子供さんを育てておられるお母さんは、「旧瑞穂町の子育て支援の充実にびっくりをした、越してきてよかった。」このようにおっしゃっておられました。引き続き新町でも実施をしてほしいというたくさんのお声をお聞きしておりますが、そこで町長にお尋ねをいたします。

若者定住を進める上にも、京丹波町の将来を担う子供を安心して産み、子育てのできるまちづくりを進めるために、新町として新たに「すこやか手当」を実施すべきと考えますが、町長のお考えを伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、坂本美智代議員のご質問にお答えをしてみたいと存じます。あわせて私への祝辞を賜りましたことを心から感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございます。

まず最初に、まちづくりについて巡回バスなどの運行をどう考えているかということでございます。

瑞穂地域、和知地域の町営バスの運行につきましては、現状として通学生徒の交通手段の確保を優先させていただいておりますが、まさに少子高齢化時代を迎え、さらに、この状況

が深刻化を増していく今日、ご指摘のとおり、特に、ほかに移動手段を持たない高齢者や子供、車の免許を持っていない人などの、いわゆる交通弱者に対しての全町での町民バスを中心とした使いやすい交通機関を提供することが必要である。こういったことにつきましては、十分消費者ニーズに合ったサービスの提供を今後考えてまいりたいというふうに思っております。ご理解を賜りたいというふうに思っております。

また、2点目でご指摘をいただいております検討委員会等についてでございますが、現在担当課におきまして、それらのいろんな課題、問題を調査検討中でありまして、もう少しそうしたものが固まる中で、この検討委員会については判断をしながら決めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

高齢者のバス代半額の問題も先ほどご答弁をさせていただいたとおりでございますので、省略をさせていただきたいというふうに存じます。

未給水地域の水の確保等についてでございますが、旧町のときから開発団地への給水が問題となっております。現在は開発業者による水道管理に頼っている状況で、議員仰せのとおり、この10月に管理業者の手違いによりまして濁水が供給され、住民の皆さんにご迷惑をおかけいたしました。町といたしましても見過ごしておくわけにはいきませんので、人道的支援として給水車を出し、約7,000トンの水を供給したところでございます。

また、未給水の開発団地の箇所数であります。旧丹波町で8団地2,876区画、旧瑞穂町で11団地4,617区画となっております。なお、居住世帯数につきましては把握できておりませんので、お許しをいただきたいと思います。また、この数字は平成15年にアンケート調査を実施したときの数字でありまして、その後におきましても開発業者により再開発等がされており、現在の数字は把握できておりませんので、あわせてご了解を賜りたいというふうに思っております。

町水道の普及予定なり計画につきましては、室田議員の質問にお答えいたしましたとおりでございます。そのことと重複をいたしておりますので、答弁は省略をさせていただきたいと思いますが、よろしくご理解を賜りたいというふうに思います。

次に、交通安全対策等につきましては、町道の舗装改良の件でございますが、質美地域と富田地域を結ぶ町道の改良についてでありますけれども、確かに合併したことによりまして連絡道路として、その利用も多くなったと思われるわけでございますが、山林内を通過することから、現道での舗装では路肩部の問題や、あるいはまた見通しの確保などの点で、かえっ

て危険であると考えておるところでございます。従いまして、抜本的な道路改良ということになります。旧3町それぞれ取り組んでいます道路改良事業も、まず年次計画に基づき完了させた中で新町としてどう取り組んでいくか、その利用度も確認しながら、また、どういう手法で、どのような制度を活用していくかなどを見きわめながら、検討精査をさせていただきたいと存じております。

お尋ねの国道27号歩道設置等については、先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。さらに国や府への要望をしっかりとつぎまはすことにつきまはすは、仰せのとおりだというふうに思っておりますので、引き続き要請をしまいたいというふうに思っているところでございます。

次に、すこやか手当の問題でございます。坂本議員ご指摘のとおり、合併前の旧瑞穂町において、すこやか祝い金として第3子以上につき年額10万円と、すこやか手当として月額3,000円を、また、第4子以上は、1人につき月額5,000円を就学前まで支給いたしておりましたものを財政難ということ等によりまして、合併協議の中で一たん廃止する結果となりましたけれども、廃止することによりサービスの低下とならないよう、合併を期に出産祝い金を大幅に改正し、第1子目に対し5万円、第2子10万円、第3子以上については20万円までの支給をさせていただき、合併後におきまして現在まで既に13名の出生で、125万円の支給額となっております。たくさんの方から喜んでいただいておりますところでございます。

先ほど、篠塚議員からのご質問に対してもお答えさせていただきましたように、次世代育成支援行動計画に基づき、社会的な環境整備などによる子育てに対する親の不安感などを解消できるよう努めてまいることにより、少子化対策などにつなげるよう創意と工夫を生かし取り組んでまいりたいと存じておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 6番、坂本さん。

○6番（坂本美智代君） 重複するところがたくさんありまして、簡単に答弁をいただきましたけれども、1つ、今、バスの問題であります。

皆さん、住民にしたら早く次のバス路線を心待ちにしてはるかとは思いますが、そういった急ぐことも大事かとは思いますが、もしこれが来年度の4月から実施しようかなとなれば、それまでに予算を組まなあきませんわね。そうすると検討する期間が大変短くなると思うんですよ。先ほど町長もおっしゃってございましたけど、やっぱり住民が一番利用しやすい、たくさんの方がやっぱり乗ることが一番望ましいことでありまして、そのことを思

いましたら、やはり時間をかけることも大事なことかなと私は思うんです。

それで、そういったことを、やっぱり時間をかけるということを住民にも知らせながら住民の、町長がおっしゃっておいりました参加をして、通学であれば、やっぱりPTAとか先生を含む方とか、また、地域で言えば老人の方、区長さんとかね。そういった方を含めての代表者、そういった方を、検討委員会を、代表を決めることも大事かと思うのと、そしてまた、そういった公募をしてね。やっぱり関心がある方は、あると思うんですよね。だから、そういったことも公募することも一つの手ではないかなと思います。その点をどのように、そういった住民参加、参画する方法としては、とられようとしておられるのか。そのことをもう一回聞きたいのと、それと、私以前に瑞穂町するときでも、やっぱり便数が少なかったり、先ほど篠塚議員もおっしゃった猪鼻なんかはね、朝出ましたら、ほんまに昼までなかったりとか、そういうことがあったので、そのときにも巡回バスのことなどをしたらどうやろいうことも提案させてもらいました。

そのときに兵庫県の福崎町に、ちょっと私たち共産党の議員は視察に行き、そこでは巡回バスというか曜日ごとにコースを設けていまして、月曜日やったらこの北の方面とかいってぐるぐる回る。そういうふうにしておられました。実際に、そのバスにも乗せていただきまして、その中にはボランティアの方が乗っておられまして、足腰の悪い方とか、そういう方を手助けするために、そういったボランティアの方が乗っておられましたし、やっぱりそういうこともまたちょっと提案として考えてみられることも大事かと思います。

それと運賃の問題ですけど、これはやっぱり先ほども言いました下山とか北久保は、檜山まで行くのに600円かかるんです、片道がね。往復で1,200円で一番高かったんですけどね。やっぱりそういったことを今も町長言わはったように、やっぱり全町が均衡を図るためにも、この運賃の割引、それぐらいは早くできるんやないかなと。バスの運行は、なかなか確かに大事なことなので時間はかかるかと思いますが、この運賃の助成は早い時期でできるんやないかなと思いますけど、その点もう一度お伺いします。

それと水の問題でありますけど、これもまた何人か質問がありましたので、私はまた違う観点で言わしていただきたいんですけど、瑞穂の場合は断水やら、そして、こないだは保健所がこれは飲料水として認められないと言われて給水車が出たというふうにお聞きしているんですけどね。あそこの地域の人ほとんど何か丹波町の、何というところや、天神さんやなしに何かそこら辺まで水を汲みに行っておられるようにお聞きしているんです、飲み水はね。お風呂なんかはあれなんですけど、そのように聞いておりますし、あそこは高屋川の伏流水から取水しておるわけで、やっぱりこうした水質の検査を町としても責任を持って、保健所

で調べることもするべきやないかなと思うことと、一度町長なり水道課も現場を一回見ていただいて、どんな状況で水が住民に供給されているのかいうことを一度見ていただきたいと思います。

それと、こうして断水が続きますと、やっぱり住民の人にとってはすごく不安やし、もちろん団地の方は開発業者と、そして契約しているからいうことでなくしてね。やっぱり住まれたら住民でありますんでね。やっぱりそういった断水とかの緊急の対策として、みのりが丘とかグリーンハイツなんか先ほどもおっしゃいました応援給水、そういった体制を、いつでも水が供給できるような町水道と団地内の用水を接続しておくべきではないかなと、その点もう一度お伺いしたいのと。

七山線の舗装なんですけど、確かに路肩が緩かったり、そういった危険があるということもあるとは思いますが、やはり質美の住民にとったらこの合併が、やっぱりその七山が続くことの一つの合併の利点になるわけですし、やっぱり要望もありますので計画もあるかと思いますが、そのことも含めてお願いしておきます。

それと、すこやか手当でありますけど、出産祝い金を充実させたからということで廃止になったんですけど、出産祝い金というのは一時金でありますわね。こないだ私もちょっとおりましたら若い、ほんまに若いお父さんが、知ってる人なんですけど、わざわざ車で止まってね。2人目ができまして、すごく喜んでおりましたけどね。子育て支援頑張ってくださいと、わざわざそれを言うためにも止まってくれはったんかもわかりませんが、やっぱり若い方は、若い方なりに子育てに精一杯頑張っておられるんです。先ほど、篠塚議員がおっしゃったように、さっき人数が増えているのは瑞穂だけやということをおっしゃったと思いますが、出生の人数が年々増えているのは瑞穂だけと。それを私聞きながら、ああ、これはやっぱり瑞穂は、こういった子育て支援が充実していたからかなあと、改めて瑞穂の施策は、ああよかったなあと考えております。これ私、15年度の合併協の資料でしかちょっと計算ができなかったんですけど、3町で第3子の人数は15人なんです。第4子は2人なんですよね。これを20人と見ましても、年間100万円もあつたら十分できますし、やっぱり若者ができるだけこの地域で住んでいただいて、そして、町長もおっしゃったように子育て支援とかそういうことで、ほかの町から人を呼ぶということの特色あるまちづくりの一つとして、もう一回新たに「すこやか手当」を実施していただきたいなと思いますので、その点をもう一度お願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 先ほど、質問をいただきました内容の中で1点答弁漏れがございました

たので、大変失礼をいたしました。いわゆる消火栓、防火水槽の関係でございますが、これらにつきましては、水道あるいは用地などの一定の整備が必要なことや、また、地元のご負担も必要なことから、地元のご理解が得られた上で消防整備の充足率の低いところから順次整備をしまっているのが筋かというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、バス路線の新たな構築等について十分時間をかけて住民の意向を酌み取る必要があるのではないかと。4月からということになれば、その時間も非常に少ないというご指摘でございます。また、仰せのとおりかと思えますけれども、一方では、先ほどから申し上げておりますように、できるだけ早い時期にこうしたものを構築しながら、町民の皆さんの利便性を高めていかなければならないということもまたしかりであるというふうに思っております。今この新町をスタートするに当たりまして、まちづくりの考え方などをお話をさせていただいているところでございますが、今、私の思いといたしましては、2月を中心に住民懇談会を各町域で持たして、町政懇談会ですね。を持たしていただきたいというふうに思っております。かなり広い町域でございますので、細かくというわけにはなかなかまいらないかと思えますけれども、一定の回数をこなしながら、今ご指摘の点等も含めて考え方をお示しをさせていただく中で、十分町民の皆さん方の意向等もその中で聞き取ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、先ほどからもご指摘をいただいております検討委員会等の考え方等につきましては、そうしたことも踏まえながら公募もということもご提案をいただいたわけでございますが、十分検討をしまいたいというふうに思っております。コースあるいはボランティアの添乗等々につきましても含めて、検討の要素として加えておきたいというふうに思っております。

また、高齢者の半額の問題で、これはすぐさまできるのではないかとというご指摘もいただいておりますが、先ほども他の議員のご質問にお答えをいたしておりましたように、現状、瑞穂地区にはJRバスが走っておりまして、こうした中で町営バスだけ半額にしますと、なかなかこれらのJRのバスの利用者が減るということも予測をされますし、このことが主たる原因で撤退をされますと、また別のところで、京都方面あるいは福知山方面への手だてが全くなくなるということもありますので、先ほど申し上げましたように、このことについては非常に検討を要するというところもあるかと思っておりますので、今すぐさまに、その半額補助ということについては難しいというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、全体的な料金体系を考える中で、その辺についても一定理解が得られるような

形を考えていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、すこやか手当等の考え方をもう一度改めてみないかということでございますが、考え方としては先ほど申し上げましたとおり、それぞれ子育てに対する親の不安感など、本当に今悩んでおられることも事実ですので、そうしたことについてのお手伝いを十分させていただくというようなことも非常に重要なことではないかというふうに思っておりますし、お金を用意すれば本当に増えていくのかということにも、それだけでは私はないというふうに思っておりますので、含めて申し上げました十分な若い人たちへの心のこもった対応をしていくことが、まず肝心ではないかというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 6番、坂本さん。

○6番（坂本美智代君） 水問題で応援給水の体制と水質検査を町の責任とするべきやないかということと、担当課もまたそういった現状を見ていただきたいということを、ちょっと答弁漏れでするのでお願いします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） ただいまの質問、抜けておりました恐縮でございます。

ワインの里を見に行ったかということでございますが、一度住民の皆さん方から状況の把握のために私たちの話を聞いてほしいということでお伺いをさせていただきました。これはまだ選挙前でございましたので、確たるご返事は申し上げるわけにはいかなかったわけですが、現状としての、その団地がお抱えになっております悩み等につきましましては、十分お話として聞かしていただけてきたところでございます。そうした中にありまして先ほどから申し上げておりますような、行政側も未給水地への給水を積極的に進めてまいりたいというふうに考えておりますし、また、さらには住民の皆さん方にも個々の対応ではなしに、団地それぞれの皆さんがともにこうした思いになっていただくことも、また大事なことであろうというふうに思いますので、その辺もあわせてお願いをしているところでございます。

応援給水等につきましましてはご指摘のとおり、先ほども申し上げましたように、突発的な事故等もあるわけでございますし、人道的な観点から応援給水は万全の体制で臨んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

七山峠の関係等につきましましては、仰せのとおりであろうかと思いますが、先ほど申し上げましたように、順次その辺も十分検討も加えながら、また、緊急度の高いものから整備をしてまいるということで旧町時代のものも引き継ぎ、今その整備をさせていただいているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 次に、横山 勲君の発言を許可いたします。

5番、横山君。

○5番（横山 勲君） それでは、5番、横山勲でございますが、通告書に基づきましてご質問をさせていただきたいと思っております。

私からは3点についてご質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点は、「新町まちづくり計画を実行するために」として1点。

そして、2点目は、「財政の改革に向けた取り組みについて」として2点目。

3点目として「畜産堆肥化施設の早期運営引き渡しについて」

3点についてご質問をさせていただきたいと思っております。

多くの議員のご質問がありますので、私からは極めて簡略にご質問をさせていただきたいと思っております。

最初に「新町まちづくり計画を実行するために」、ご質問をするわけでございますが、このことにつきましても、さきに大先輩であります室田議員様から、高い見地からご質問がございました。思いは私も全く同感でありますことを最初に申し上げておきます。

そこで、この春でございましたが、新町まちづくり計画が示されまして、当時、私は町民の一人として、それらまちづくり計画についていろいろ勉強をした一人でございますが、その中で基本方針、また各プロジェクト、主要施策等々について新しい町への期待に夢を膨らませました私は一人でございます。これら町民に約束をいたしましたまちづくり計画を実行に移すためには、財政問題をはじめとして多くの解決しなければならない課題が山積をしとるんではなかろうかと思っております。例えますと、きょうもご質問がされておりましたように、情報通信網の統一の問題でございます。旧丹波町は有線、瑞穂はケーブルテレビ、和知は防災行政無線等々まちまちでございます。さらにまた町営バスの運行の問題、若者の定住化対策等々の問題もそうでございます。

こうした多くの行政の課題がほかにも多く山積をしとるものと思っております。そこで、そうした課題につきましても具体的に、ひとつ示していただきたいと思います。それから、そうした多くの課題を解決し、克服するための施策、これは財源等々も含めてでございますが、何をどこからどのようにして手をつけていくのか。理事者の回答を求めます。

それから、3点目でございますが、合併特例債の関係でございますが、投資的経費として新町合併特例債88億7,000万円の60%に当たります53億2,000万円が計上をされておりますが、これらの活用について、その内容について回答を求めたいと思っておりますが、この質問につきましても先ほど室田議員様から質問がございました。回答をいただいております。

ますが、適切な執行をお願いを申し上げたいと思いますが、しかし、一方では、町民が期待をいたしておることも事実でございます。均衡ある3町発展のため、適切な執行を求めるものでございます。

それから次に、町政の改善に向けた取り組みについてご質問を申し上げたいと思います。

三位一体の改革等、地方交付税の大幅な節減が予想されております中で、財政調整基金等の取り崩しなどで緊急処置的な対応がなされてきたようにつながるところでございますが、このことは財政運営に重大な影響が発生することを危惧いたしております。とりわけ特別会計部分に多額の一般会計からの繰り入れが行われておりまして、その額について回答を求めるところでございますが、これらにつきましては、平成17年の予算書の補足説明資料として過日提出をいただきました。それによりますと、一般会計からの繰り入れ等として7億907万4,000円と説明がなされておりますが、この繰入額7億907万4,000円のうちには特別会計、企業会計ともどもに、それぞれの会計別に交付税として償還がなされる金額があると思います。それらの償還がなされております金額につきまして、回答を求めたいと思います。

それから、特別会計部門でございますが、特別会計部門のうちに事業性の高い部門がございますが、これら事業性の高い部分につきましては、企業会計を導入すべきでないかと考えます。また、瑞穂病院についても、そうした諸法はとっていただいておりますが、私から申し上げますれば極めて不十分としか言いようのないものでございます。

そして、企業会計を導入して、損益計算書や貸借対照表といった「事業の成果」から現在の経営の状況をチェックして改善点を見つけ、将来に備えることが必要であると思いますが、町長の考え方を回答を求めます。

なお、先ほど、瑞穂の病院会計について不適切ということを上げたわけでございますが、厳しい言い方をいたしますと、貸借対照表でございますから貸借対照表のようにお願いを申し上げたいというふうに思います。すなわち、左側に資産の部、右側には負債及び資本の部として、対照表としておつくりをいただきたいと思いますが、試算については最初に、私は流動資産から計上すべきだというふうに思います。さらにまた勘定科目等々におきましても細分化をいただきますこととあわせて、それらに伴います補足説明資料等を添付をいただきたい。そんなふうな意味で不適切と申し上げておきます。

それから、3つ目でございますが、丹波の食彩の工房の会計処理でございます。

丹波の食彩の工房につきまして、一般会計の処理がうかがえるところでございますが、歳入の関係、製品、加工品という名目であったというふうに思いますが、売上収入が計上され、

そして、歳出3,801万8,000円でございますか。の歳出が一般会計で処理をされておるといふふうに思います。言うならば、丹波の食彩の工房については、材料を買ってきて加工して販売をする。まさに企業的性質を持っておられるというふうに思います。一般会計から切り離しをいただきまして企業会計を導入すべきだと考えますが、町長の考え方をお聞きいたしますとあわせて、運営の形態につきましても改善をする必要があるのではなかろうかというふうに考えます。あわせて町長の明確な回答を求めます。

それから、3点目でございますが、畜産堆肥化施設の早期運営引き渡しについてでございます。

既に本議会におきましても、いろいろ報告がされ検討されてきた内容ではございますが、私は違った観点から、これからのことについてご質問を申し上げたいと思いますが、既に、この堆肥センターから良好な堆肥が各集落のストックヤードに、8月から9月にかけて搬入がなされております。私の地域も3カ所ほどのストックヤードを持っておるわけでございますが、耕畜連携によります田畑還元が行われておりまして、非常に町民の方々も喜んでいただいております。そうした私は取り組みであるというふうに確信を持っておるところでございますが、予算不足によりまして未完工事となっております工事部分、担当課長様によりますと、当時説明がございましたのが900万円程度、17年度一般会計では1,064万7,000円となっておりますが、この額のことは別にいたしましても、私は未完部分につきましても一日も早い、早期の着手と完成を求めたいと思います。

そして、それら堆肥化施設の完成によりまして、私は直接的には堆肥の処理は可能と考えておりますが、水道の主水源として建設が進められております畑川ダム等への汚水の懸念が依然として払拭をされないところではございまして、私は、それら堆肥センターの本体の工事とは別にいたしまして、堆肥センターの周囲のコンクリート舗装、また排水工事、雨水との分離槽工事等について必要と考えますので、ぜひそうしたことにつきまして、ご検討を賜りたいと思います。理事者の考え方をお尋ねいたします。

そして、そうした工事を早期に完了していただきまして、堆肥センターを完全な形として早期に、施設の運営主体であります農業法人丹波ユーキに引き渡すべきだと思います。これら施設がいつ丹波ユーキに引き渡し完了されるのか、町長の見通しをお尋ねしたいと思います。

以上、町長の見解をお聞きいたしまして、私の最初の質問といたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、横山議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

冒頭、横山議員からも私への町長就任の祝辞を賜りましてありがとうございます。全力で頑張っております、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

それでは、まず第1点目でございます。3町ごとに残る行政の課題は何か、具体的にということでございます。

3町ごとの課題は、並べかければ切りがございませんけれども、大きな課題から細かい課題については、すべて京丹波町に引き継がれたわけですから、京丹波町が抱える課題であると存じております。

細かいことはさておきまして、京丹波町の大きな課題及び問題といたしましては、財政の健全化、行政改革、情報網の統一化、町営バス・交通網の整備、少子高齢化への対応、医療費の抑制化、介護予防、高齢者介護、環境問題、不法投棄処理問題、基幹産業である農業後継者の問題、京丹波ブランドの確立、鳥インフルエンザ問題の後処理、堆肥センターの充実、町道の維持管理・整備、地元における雇用場所の確保、畑川ダムの早期完成及び水道施設整備、下水道の全戸普及、少子化に伴う小学校及び保育所の統廃合、病院・診療所の経営、そして職員数の適正管理と庁舎の老朽化等々の多数の課題があると存じております。

しからば、それをどれから、いつということでございますが、これらの多数の課題は、旧町において積み上げてきたものや、歴史の上に成り立つものでございまして、もちろん一朝一夕に片付いていくものでもありませんし、また、反対に、今までどうしても動かなかったものが急に動くケースもあろうかと存じます。しかし、どの課題も大変重要なもので、新町のまちづくりに向けて議員各位に大変お世話になる中で懸命に汗と智慧を出し合って、全力で邁進していきたいと考えているところでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、合併特例債の内容等についてでございますが、この件につきましては、先ほど室田議員の質問でお答えしておりますとおり、合併市町村の一体性の速やかな確立と均衡ある発展を図るために必要な施設の整備と、地域住民の連帯の強化や地域振興のための基金積立に充当するものを、旧町において作成されております統合計画を基本としながら、調整を図ってまいり所存でございます。

さらに、財政改革に向けた取り組みの中で、一般会計から特別会計に対する繰出額についてでございますが、一般会計から各特別会計への繰出額につきましては、予算書に記載されておりますので省略させていただきますが、先ほど議員からご指摘のとおり、今回の当初予算で総額6億6,400万円となっております。これに瑞穂病院に補助金として約3,700万円の支出分を合わせて7億900万円となっているところでございます。各特別会計への

繰り出しの中でも国民健康保険事業特別会計の事業勘定分、老人保健特別会計及び介護保険事業特別会計では、保険給付にかかる義務的経費分でありまして、簡易水道事業、下水道事業、瑞穂病院事業特別会計の中にも交付税措置による繰出額も含まれていることから、すべてが一般財源によるものではございません。

また、企業会計の導入でございますが、使用料、利用料等によって事業を運営するものについては、独立採算制の原則に基づき企業会計を設置し、経理されるものであります。地方財政法の適用を受ける企業としては病院事業のみであり、その他の会計は法非適用の公営企業として位置づけられるため、従来からの特別会計として運用をいたしているところです。法非適用といっても独立採算制は必要不可欠でありまして、一般または他の特別会計で負担する必要がある経費を除き、独立採算が義務づけられています。

以上のようなことから、各特別会計におきましては経営状況を十分把握し、企業的感觉を持ち、会計を運営することが必要であるというふうに思っているところでございます。

また、その中で京都丹波食彩工房の会計処理についてでございますが、これにつきまして旧丹波町時代から企業会計の導入が課題となっておりました。在庫勘定や繰越勘定などの面からしても、企業会計の処理の方が明確であると考えているところでございます。3町にございます農業公社の統合など、総合的農業振興公社の確立と調整しつつ、まずは製造販売部門を持つ丹波食彩の工房と瑞穂マスターズハウスの統合と、公社への運営委託を検証する中で、企業会計への移行を検討したいというふうに思っております。

次に、畜産堆肥化施設の問題でございます。

第1点目の未完成の部分、このことにつきましては、温風配管保温工事と舗装新設工事が残っておるところでございます。工事内容としては、保温材ロックウールによります被覆とステンレス鋼版をその上から取りつけ保温する温風配管保温工事と、堆肥センター前のアスファルト舗装新設工事費用を精査した結果、総事業費は1,064万7,000円で、今回の一般会計予算に計上いたしておるところでございます。京都府の地域問題対応型ふるさと推進事業費補助金をいただき、承認いただければ着手する予定であります。

また、周辺の水処理のための分離槽を設けてはというご提言でございます。このことにつきましては、周辺の環境整備は非常に重要な課題であると認識をいたしております。特に、畑川ダムへの影響は絶対避けなければならない事態でありまして、関係機関とも十分調整をし、検討をしまいたいと考えております。

また、これら全体の運営主体への引渡しはどうかということでございます。施設整備とともに所期の目的とする良好な堆肥が生産されるよう京都府畜産技術センターの指導のもと、

製造技術、操作を習得させ、早期に運営主体である農事組合法人丹波ユーキに引き渡したいと考えておるところでございます。そして農事組合法人丹波ユーキによる構築連携した環境に配慮した農業振興を図るため、耕種農家の堆肥利用を進めたいと考えているところでございます。ご理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 次に、西山和樹君の発言を許可します。

1番、西山君。

○1番（西山和樹君） 1番の西山和樹でございます。

京丹波町議会で私の質問は初めてでございますが、その質問に入ります前に、皆さんと同じことを申し上げるようですけれども、松原町長が今回激戦を勝ち抜かれて、初代の新町長に就任されました。誠にめでたうございます。

新町政の実現には辣腕を発揮されて、誠意のある実行力で町民に対する公約の実現を一日も早く完成されるよう、まづもって期待するものであります。

立地・財政なども異なる上に、各旧町合併後50年を経てもなお残る地域特性といいますか地域エゴといいますか、そういうものを加えて多事多難が十二分に予測される現在、「地域間格差の解消による一体化の促進」をベースに、最速・最善の努力を傾注されるよう切望いたします。

つきましては、これに対する今からの一般質問に対しましての答弁は、町民の目線を十分意識されて、わかりやすい単純なご答弁をお願いしたい。

以上のことをお願いをいたしまして、一般質問の通告書に基づきまして、極めて単純で町民の肌を感じられることについての問題を、以下3点について質問をいたしたいというふうを考えます。

まづもって、今まで各先生方から既に一般質問でなされて、それに対する町長からの答弁も当然にあったわけですけれども、私は私のまた目線で質問をいたしたいと存じますので、そのようにご理解をいただきたいと思えます。

1点目の質問でございますが、新町における財政難は合併前より、もう十分予測され、それを指摘されておったことは、もう既にご高承のとおりであります。それを克服することは極めて困難、「入るをはかりて、出るを制する」という昔からの格言もございますが、その履行は極めて至難と考察される状態だと考えます。以下3項目に分けて質問をいたします。

まず、事業歳出として今般の合併によりまして認められております合併特例債でございますが、これを活用することも当然の一策ではあると考えます。合併特例債を利用する当面とい

いますか、18年度ないし19年度の事業計画の予定はあるのかどうか。これを単純にお答えいただいて、その事業の概要を簡単に結構ですので、こういうことを考えておるとい段階まで結構ですので、ひとつそれをお伺いしたい。

次に2番目、歳出の削減の問題であるんですが、これはもう当然に歳出を削減しないとできない、ただし、町民の生活に欠かせない部分は、当然の出費は当たり前のございますので、さっきも申し上げましたように、出るを制せなきゃいかんわけのございますが、その中で、よほど心して着手しないと合併による地ならし事業と申しますか、それぞれのところが今までから継続しておる事業もたくさんあるわけのございますが、その歳出増加は、やむを得ず多額になるものというふうに十分予測されるわけのございます。

さすれば、これをどうやって少なくするのかということのございますが、例えば、一番大きい金額を占める固定経費のございますが、その固定経費の中でも特に高額を占める人件費の削減のございます。これは例えば、業務効率をアップさせることによって業務を見直していくということ。いつもよく言われることですが、できないんじゃないかと、どうすればできるのかという方法を考えることが私は先決だろうというふうに考えております。人件費の削減がまず一番目だろうと。

2番目は、公用車を含めた什器備品がたくさん残余しているというふうに考えられます。特にパソコンの端末機などに関しましては、もう日々新機種が出ておまして、古い機種はもう使いもんにならん、もしくは価値がゼロになるというふうなものがたくさんございます。できるだけ早いうちに机、その他のものもあろうと思えますけれども、公用車も一緒だと思えますが、そういうものの処分を早急にやっていただけたらいかがかというふうに考えます。

それから、不要不急の遊休土地が相当残っておると思いますが、これを売却して、その売得金による収入でございますね。それと同時に、個人に売却することによって税金を課すことができるということもございます。

それから、自治能力の向上を町長の公約にも掲げておられますけれども、自治能力を向上することによって、それを基本とした官民が一体となって小規模の土木工事の推進をする。お互い労力は出してくれんかと、資材は出しましょうと。これ私の持論でございますが、全部丸投げで業者をお願いするのではなくて、地元で何とかなることについては真剣に対応してくれというふうなこと。例えば、林道であるとか町道であるとか、その他小さい河川といひますかね。いわゆる法定外の不動産でございますが、そういうものに対する不便さから起る町民の要望もあろうと思えます。こういうものについては、ただ単に業者をお願いするということだけではなくて地元との協調によって、そういうものを減らしていく。材料は支

給するけれども労力はあなたの方で、というふうなこともあろうと思いますので、そういうこともひとつ考えていただきたい。

それから、最後は究極でございますが、これは、議員・理事者を含めた全職員の給与をカットするところまで、場合によっては考えなきやいかんのじゃないかというふうにも私は考えます。いろいろと削減、ほかにも多数の歳出削減の方法もあろうと考えられますけれども、まず町長の目指す歳出削減の重点施策を3点、これを披瀝されて、その各施策ごとの具体的な遂行方針と達成される見込みの期限を、これは率直にお答えいただきたい。

財政安定のための質問は、これで置きまして、次に、畑川ダムの見通しについてという第2点目の質問であります。これも先ほどから語るられて、お答えになっておるので、重複する部分も多々あろうと思いますが、これも単純にお答えいただきたい。

既に未給水住宅と地域への早期給水については、るる質問に対する説明も答弁もあったわけですが、これは、畑川ダムの工事は水質汚濁という大きな問題を抱えつつも、現在進捗しつつあります。その完成の予定時期をどの程度まで把握されておられるのか。大体いつごろに完成できるのかということと、それに伴って生活用水の供給の開始時期は、大体いつごろの年度内というふうなご計画なのかということも、あわせて伺いたい。

それから2つ目でございますが、特に旧丹波町、同じく瑞穂町には多数の開発住宅地が点在しております。これは、さっきから言われておりますように、たくさんの小さい部分も含めて未給水が30団地ほどあるというふうにお聞かせいただいたわけでございますが、そこに給水することによって、もしくは、それを準備することによって住民、そこに住んでおられる未給水のままの住民ですね、それから、現に開発をしておる開発事業主が売却とかいうことのための付加価値をつけて、安心して販売していただくという意味からも、施工工事費も期間によって分散されるのではないかというふうに考えますが、事前に、いわゆる給水事前に本管の布設工事ぐらいはした方がいいのではないかと。いずれやられることのはずですし、十二分に畑川ダムによって水量は確保されるわけですから、その部分についてもひとつ、そのように布設されてはどうかということの町長のお考えと伺いますか、所見をあわせて伺いたい。これが2点目の質問でございます。

次、3番目の質問でございますが、これは旧瑞穂町にあります情報センターから発信されるケーブルテレビの全町の配信についてでございますが、これは本合併によって町民ひとしく、その公共生活の利益を享受する権利を有するという事は、もう論を待たないわけでありませう。つきまして、これについて前質問者によって既に、町政執行者としての意見はそれぞれ拝聴いたしましたので、これにつきましては、あえて質問はこの辺でとめさせていただきます。

す。

一つだけ最後になりますけれども、ケーブルテレビの布設をするということは、既に町長のお約束の中にもあるようでございますので、これについてでもございますが、この施設をつくるための施行期日というものは急務というふうにおっしゃいましたけれども、その答弁のみで、いつ着手されるのか、いつごろの完成時期を目指しておられるのか。これらについて特に明確にご答弁をいただきたい。また、これに対する推進委員会、特別委員会などを設置される予定もあるのか否か、ということもあわせてご答弁をお願いしたいと思います。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、西山議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。あわせて祝辞に対するお礼を申し上げます。ありがとうございます。

まず第1点目、新町の財政安定のための施策につきまして住民の目線で答えよということでございますが、なかなかそのことが一番難しいかと思えますので、容赦をお願いを申し上げますというふうに思うわけでございますが、合併特例債などを活用する事業の考え方等につきましては既に述べたところでございますけれども、行財政の効率的な運営をしていく上でも、合併による速やかな一体性を確立するために、緊急かつ重要な事業を厳選し、地方債を効果的に充当していくこととしておりますが、具体的な事業内容等につきましては、間もなく始めます平成18年度当初予算等において検討をしていくことといたしておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

次に、歳出削減に向けた重点的施策と項目等についてでございますけれども、合併協議会において策定されました財政シミュレーションでの考え方を基本としながら、歳出削減に向けた取り組みを行ってまいりたいと思えますし、具体的には人件費における適正人員の把握と、これに向けた削減措置、物件費における削減目標の設定と実行、補助費における整理、統合等の実施などを今後、合併による特例措置が行われる10年間を目標に、できるだけ早く実施をしてまいりたいというふうに思っております。

また、その中でご指摘がございました車、あるいはパソコン等の更新、これらにつきましても適切に行ってまいりたいというふうに思えますし、また、多くの土地も抱えておるわけでございますし、これは非常にバブルの全盛期と申しますか、そうした一番高いときに入手をいたしてございまして、現状それに利子が乗っておりますものをどう売却していくかということについては、このことを議会にお諮りするときに、簿価を割ってということも選択肢の一つとしてご提示をせねばならんこともあろうかと思えます。このことも含めて、こうした

土地のこれからの考え方等につきましては、できるだけ有利な事業化を展開しながら整理をしてまいりたいというふうに思いますし、さらには、そうした決断をしながらでも整理をしていく、このこともご指摘のとおり、新たな皆さん方がこの土地を再活用いただくという意味では一時簿価を割ってでも、そのことを選択する方が将来的には有利な展開につながるということもあろうかというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、自治能力の向上ということを行っているのではないかとということでご指摘をいただきました。本当にこれからのあり方としては、もちろんこのことをお互いが研鑽を積んでいかなければならんというふうに思っておりますし、その中でも特にご指摘がございましたように、自分たち自らの力で何ができるか。このことが今非常に欠落をしているのではないかと。何でも行政でということではなしに、そうした行政の役割、そしてまた、地域あるいは住民の皆さん方の役割も当然あろうかと思っておりますし、先ほどから申し上げております住民自治の組織の確立の中で、これからの少子高齢化の時代に本当にみんなが力を合わせながら、自分たちの地域をいかに元気なものにしていくか。こうした中で、それぞれのあり方を再度見直していくということが非常に重要だというふうに思っておりますので、この辺もあわせてご指摘のとおり、お力添えを賜りましたら誠にありがたいというふうに思っておりますのでございます。

さまざまな人件費等のカットも、特に職員の皆さん方には人事院勧告に基づきまして、そしてまた合併に際しましての差異のあるものを調整した中で、非常に厳しい条件のもとで今ご努力をいただいておりますのでございます。こうしたことも十分ご理解を賜りまして、以後の対応のあり方等についても適宜、皆さん方にご相談を申し上げながら進めてまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

それから、次の畑川ダムの今後の見通しでございますが、畑川ダム建設事業につきましては、現在、湛水区域内の約7割の用地が取得をされ、残りの用地についても鋭意交渉を進めているところでございますが、これら用地取得をすべて完了させないと、ダム本体工事に着手することができないところでございます。このことから京都府、本町が一体となって現在取り組んでいるところでありまして、用地取得ができれば本体工事に着手し、予算の割り当てにより年数は前後するわけでございますが、おおむね供用開始という時期も含めて5年間を見込みされて、完成まで5年間の年数を要するという見込みを聞いておるところでございます。なお、現在、用地取得済みの区域内において水没する付けかえ林道、町道の整備を順次行っているところでございます。

また、開発団地の給水可能な時期については、畑川ダム工事の進捗とあわせながら各団地の現地調査、測量とあわせて加入同意書を把握しながら、計画的な管路の布設を行ってまいりたいということで、先ほどから申し上げております基本的な考え方に基づいて、こうしたことについては進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

次のケーブルテレビの全町配信について、その時期はということでございます。非常にこのことにつきましても、現状のいろんな状況から見ましても、町域全体が同一の情報通信網によって、その恩恵に浴することは当然必要なことであろうと思っておりますし、この差異をできるだけ短い時間の中で解消してまいりたいというふうに思っておりますが、議員もよくご存じのとおり、このことにつきましては非常に多額の財源も要することでもございますし、現状のそれぞれの施設の整理等もあるわけでございますし、こういうことを考えます中でこれから、先ほどから申し上げておりますように、当初としては調査研究、そうした住民のみなさん方との協議を十分進めながら、この私の任期の中でそういう部分が整理でき、具体的に事業に着手できるような環境を整備してまいりたいというふうに思っておりますし、今後精力的に、そうしたことについて環境整備に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いを申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 1 番、西山君。

○1 番（西山和樹君） 今、町長の方からそれぞれご説明といたしますかご答弁をいただいたわけですが、3 番目に質問をいたしましたCATVについての関連ということで、あえて再質問の中で質問をさせていただきたいと思っております。

まず、CATVというのを現在、何と申しますか瑞穂町ではごく当たり前に現在見ているものでございます。これは本CATVの通信網を目指しているという町長からの現在の答弁に関しまして、本日は、それに対しては、この本日の一般質問はもちろんでございますが、町民にとって最も必要であつたらうと思える、いわゆる合併後の初代町長の表明する施政方針、これすらも録画されなかったということは、極めて私は遺憾に思うところでございます。録画さえしておけば、放映するかしないかはまだ議論の余地はございます。時間もございます。ただ、それすらもされなかった。これは、よく言われるように、もう既に覆水は盆に返りません。というのは、同じことを二度とやるわけにはいかないので、この撮影は事実上もう不可能になったわけでございます。これはCATV、いわゆるケーブルテレビを有償で現在視聴している旧瑞穂町民の宝とも言うべき現在の見る権利、これを明らかに無視されたものであるというふうに私は考えます。

情報センターによって撮影された数少ない議場の映像を今まで瑞穂町民は慣例的に、それ

を視聴しておりました。よく、「こないだの質問は、あれ何や」、「もうちょっとこういうふうに言うわんかい」とかいうふうな叱責もたくさんいただきました。また、「うまいことやったなあ」と言われるものございました。そういうふうに私自身が感じてるだけではなくて、少なくとも瑞穂町民全員はというふうに私は言って過言ではないと思うんですが、その慣例的に視聴している町民にとっては、今回独断によって撮影が禁止されたということは、理由のいかんを問わず許されるべき制限とは、私は言いがたいんじゃないかと、極めて憤りが高いものであります。これは、合併によって旧瑞穂町民のCATVの視聴する既得権ですね。これはお金も払ってやっているわけです、配線もし。それに対する重大で、なおかつ無謀な制限であるということは、私は明白な事実ではないかというふうに考えます。

以上のとおりの経過によって撮影不能となった結果、旧瑞穂町民のCATVによるこの本日の議会を、明日も続くわけですが一般質問も含めまして、それが視聴不能の事態に立ち至ったということは、町長の旧町民に対する説得力のある事情の説明をお願いしたい。そして今後どうするのか。ああこれでもう行くわ、一切入れないのかとか、例えば、そうやってきますと外部で、いわゆる外部といいますか瑞穂町外で起こった問題も撮影できない。瑞穂町民はそれすらを知ることができないというような問題が起こるわけです。3町の情報の共有を優先する旧各町が勝手にやると、勝手にせえということなのか。こういうことのないように、一体化と言われることが非常に大事だと私も思いますし、そういう点では不穏当な発言もあったかと思えますけれども、その部分についてはご容赦をいただいて、ひとつ懇切で、しかも説得力のあるご説明をお伺いして、第2回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） ただいま西山議員からCATVの関係につきまして特に配信の問題で、議場になぜカメラを入れないのかというご指摘でございます。この件につきましては、本日の会議冒頭に議長の方からも説明があったとおりでございますし、今、西山議員おっしゃいましたように、旧瑞穂町でのこのケーブルテレビの活用のあり方等も、私も議員をさせていただいておりました時期に一度見せていただきましたが、本当に短い時間の中で、その技術も非常に高いものを持たれておりまして、町民の皆さんが本当に、このケーブルテレビをこよなく愛して、また、その情報を本当に楽しみにされているということも目の当たりにして、そのことを思いつつ私は町長就任以来、旧瑞穂町のケーブルテレビを京丹波町の情報の一元化に最もふさわしいものであるということで、公約として掲げさせていただいておるところでございます。

そうした中にありまして、旧瑞穂町で展開されておりますケーブルテレビ、しかし、合併

をいたしまして現状、京丹波町でございまして、その中に問題点として申し上げておりますように、それぞれの情報のあり方が統一できていないという中で、それぞれの地域の皆さん方の思いも、また逆に、瑞穂町が今おっしゃる思いと同様のものがあるかというふうに思ったところでございますし、この辺につきましては十分、この議場の中の整備の問題等もあるかと思っておりますし、皆さん方、議長を中心に、そうした細かな部分での合意形成も必要ではないかというふうに思っているところでございますし、先ほど申し上げましたこの整備の時期、それまでは一切という考え方ではございません。ここにそうしたカメラを入れて多くの皆さん方に録画として配信をする、そういうことにつきましては、十分議会の皆さん方と協議をしていただく中で取り組んでいくべきだというふうに思っておりますし、また、この中で配慮としては、それぞれの場所で、先ほどもありましたように、録画のテープ等も用意できるわけでございますので、瑞穂町のみならず、ほかの丹波、和知地域でも、その模様がそれぞれ貸し出し等の方法によりましてでも、また、集会所でこうした議会の模様がどなたでも見ていただけるような、一方では配慮を整えた上で、そうした部分をしていくことが大事だというふうに思っておりますし、これについては、それほど時間がかかるわけではございませんので、すぐさまご指摘のとおりできるのであるというふうに思いますが、全体的にはそうした配慮もやっぱりしていくということでないで、瑞穂町が今すぐさまできるからカメラを入れようというだけではなかなか全体的な、それこそ一体化を保てていけないのではないかと。しばらくの間皆さん方とも、そうしたことについて具体的に、この議場にカメラを入れることについての合意形成が、18名の議員の皆さん方でお取りになることも、また必要なことではないかと。このことが全町民に十分理解を深めていける一つのあり方であるというふうに認識をいたしておりまして、意図的にカメラを議場に入れることを拒否したわけではございませんので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 暫時、2時50分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時55分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野間和幸君の発言を許可します。

17番、野間君。

○17番（野間和幸君） それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

初めに、町長が選挙戦を通じましてさまざまなことを訴えられたと新聞を通してお聞きいたしました。そういったことを通しまして6,480票、有効投票数に占める割合が率にし

て57.08%という有権者の力強い支持を受けられました。町長の公約実現のために、しっかりと支えていきたいと望む町民の多くの願いが込められていることを強くご認識いただき、健康に留意され京丹波町の舵取りをしっかりと取り組んでいただきたいと考えております。

私もまた、ともに顔が見え、人の息づかいに触れることのできる町を目指して合併に取り組んできた者として、うれしく心強く感じております。しかし、今後は立場が首長と議員としての違いがございます。さまざまな局面におきまして、しっかりと対峙していかなければならないことがあろうと思っておりますけれども、同じまちづくりを目指す者の諫言として受けとめていただきたい、そんなふうに思っております。

さて、合併によるまちづくりの新たなスタートは、それぞれの方の思い入れの違いはあるにいたしましても、住民の意思がどのように反映されるかが大切であります。安心・安全であったり公平・公正、さらには均衡ある町を実現することを望んでおられるところでありませう。このためには、やはり町長の姿勢が最も重要であります。特に選挙戦を通じて感じられておりますように、あなたには1票を投じられなかった方々の思いをどのように受けとめていくか、そのことは、あなたに1票を投じられた方々の思いとひとしく大切であり重要であります。そのことは今後の町長の施策実現を通して答えていくことが、あなた自身の支援者を大きく広げていくものと考えます。

そこで、対立候補の公約を通しての有権者の支持が4,856票、率にして有効投票者数の42.92%の大きな支持を得られました。このことについてあなた自身がどのように受けとめておられるのか。また、有権者があなたにはない何を対立候補に求められて1票を投じられたのかについて、どのようにお考えになっておられるのかお尋ねをいたしたいと思っております。

次に、朝一番以来、町長の選挙公約について、いろいろな方からご質問がございましたし、また、私がお聞きしたいと思いましたがものについてもご質問があったり、お答えいただいておりますので重複いたしますけれども、選挙公約の一つとしてうたっておられます住民参画型のまちづくりについてお尋ねをしたいと思っております。

元来、日本の政治風土は、と申しましても私自身が知る限りにおいてでございますけれども、一般的には上意下達といいますか、上位下知と申しますか、日本の時代劇を見ておりますと、よく使われております。お上のお示しによって事がなされるというものであったと理解をしております。しかし、戦後の民主主義国家のスタートの後にも面々と変化することなく今日まで続いてきております。しかし、近年の行政手法の行き詰まり、さらには財政の行き詰まり、あるいは政治に対する住民の意識変革などによって少しずつ住民自治に対する意

識の高揚と、さらに身近なことに対する住民自治の必要性を感じておられることを強く、私自身も感じております。

こうした地方自治、住民自治の元来の考え方を考えますときに、住民に芽生えておりますそうした政治風土をさらに推し進める必要を感じておりますけれども、情報開示のみならず地域自治組織や、あるいは地域振興会の自主的な組織づくりは当然でございますけれども、為政者自身の目線が、あるいは耳が、住民にとってどの位置にあるのが最も重要であります。そういった意味において、住民との対話を基本として取り組むとの心強い姿勢をお示しいただいておりますけれども、町政懇談会を実施するというようなお答えもあったようでございますけれども、そういったことも含めて具体的に、今後のまちづくりの中で取り組みを通して耳を傾けられるのかお尋ねして、1回目の質問とします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、野間和幸議員のご質問にお答えを申し上げたいと存じますのと、野間議員からも私の町長選挙に対します流れの中での、それぞれの思いも含めてご祝辞を賜りました。本当にありがとうございます。私も議員という立場から理事者という立場になりまして、また、その違いの大きさに改めて今、責任の重大さをひしひしと感じているところでございます。今お尋ねをいただきました内容も含めて、これから皆さん方のご期待に沿えるように全力で取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。どうぞお力添えを賜りますように、重ねてお願いを申し上げる次第でございます。

お尋ねの町長選挙の結果について、対立候補の得票率をどのように受けとめているかというお尋ねでございます。今回の選挙は特に合併直後の選挙戦でもありましたし、また、それにかける町民の皆さん方の熱い思いもたくさんあったというふうに思っております。今日までなかったような本当に早い時期から、町民の皆さん方にそれぞれの思いを訴えながら、そして、この新町にかける思い、また、町民の皆さん方がそのことに本当に関心を寄せていただいて、たくさんの皆さんにそうした場への参加もいただいてまいったというふうに認識をいたしておりますし、その町に対する思いは、私が立候補を表明した思い以上に熱いものを感じさせていただきながらの、私にとっては50日前後の時間であったというふうに思っております。今さらながら、そのことを思い返しますときに、多くの皆さん方のそうした思いを背に受けながらの選挙戦であったというふうに思っております。

そうした背景の中で、この選挙戦の結果につきましては、さまざまな形のそれぞれの皆さんが想定をされておったというふうに思います。しかし、仰せの結果につきましては有権者の皆様方のご判断でございますので、私はこの得票率、また、得票をいただきました部分も

含めて真摯に受けとめさせていただきながら、これから町政を預かる者といたしまして、このことに恥じないように誠心誠意、粉骨砕身、努力をしていく決意を固めているところでございます。ご理解を賜りたいというふうに思いますし、また、この選挙で有権者が私に何を対立候補にお求めになったのかということでございます。

これもなかなか難しい質問でございますし、有権者お一人お一人のお考えでございますので、すべてを的確に申し上げることができないかと思いますが、総じて新聞等あるいは公報等で見させていただく限り、対立候補のお考えになられておりました部分と私の公約の中身につきましては、少し差異のあるものもありましたし、また、特に、まちづくりのあり方等については、私は基本的には非常に長い時間をかけて、多くの皆さん方が7町合併も視野に入れた時期もございましたけれども、そうした中で、たくさんの町民の皆さんが今までの町で、みんなで考えていくまちづくりを選択するのがという多くの声ございましたし、全体がそのことを受けとめて、この3町1万8,000京丹波町の誕生に至ったというふうに思っております。

そうした多くの人の、そしてまた長い時間をかけた、この細部までの合併の中身、いわゆる新町まちづくり計画が、住民の皆さんが本当に安心・安全で暮らしが送れる、そのことをまさしく示したものだというふうに私自身は、この協議にかかわった者の一人として認識をまいりました。従いまして、私は、そのことを忠実に形にしていくことこそが、この合併議論の中で町民の皆さんがひたすら行政、議会をご信頼いただいて、大きな混乱もなく10月11日を迎えられたということへの私個人としての思いとしては、そのことをまさしく進めさせていただくことがまず第一であるというふうに考えたところでございます。そうしたことを思います中で多くの皆さん方のご推挙も賜りまして、有権者の皆様方にお答えをさせていただきました。

そうした中にまちづくりの、先ほど申し上げましたように、基本的な思いとしては違うものがあつたように思います。そのことをここにご指摘をいただいております多くの皆さんが期待をされて、そちらに投票されたというふうに認識をいたしております。また、そこが私の今の思いと少し違うところかなというふうに思いますけれども、こうして町長という重責を担わしていただきました以上、そうした皆さん方の思いもまた、先ほどから申し上げておりますように、しっかり対話を重ねながら、お互いの考え方も十分話し合う中で、今求められておりますものを、そして、自らができますものを、どうしてもこれからの一体感を速やかに保つために、どうしてもそのことは重要であるという部分については、ともにお互いの考えを出し合いながら、そしてまた、それを十分耳を傾けながら取り組んでいくのが今私に

課せられた課題であるというふうに思いますし、また責任でもあるというふうに存じておるところでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

2点目の住民参加型のまちづくりについて、具体的にどのような取り組みをするのかというお尋ねでございます。先ほどから申し上げてきておるところでございますけれども、行政運営は、要望を受け、町がその対策を講じるという形ではなく、町民の皆様が、我が町はこうありたいとか、我が町をこうしたいとか、こうした自らが考え実践する、そして、その取り組みを行政がサポートするといったような住民主体のまちづくりが大切であり、それを実現するためには、町民の皆様自らが住む町を支持、愛し、誇りを持って暮らせる環境づくりとともに、自治活動を支援する仕組みを充実していかなければならないというふうに、先ほどから申し上げておるように考えているところでございまして、新町まちづくり計画の将来像にある「人の交流、連携で築く」という表現も、このような意味を含んでいるというふうに理解をいたしておりまして、選挙戦でも多くこのことを伝えながら訴えをさせていただいたところでございます。

具体的には、先ほどからケーブルテレビの問題もあるわけでございますが、当面、広報の充実などにより町民の皆様が情報を共有できるよう、情報施策の充実を図るとともに、これまでから行われてまいりました町政懇談会の定期開催をはじめ、区長さんなら区長会、また各種委員会、各種団体との懇談のほか、先ほど申し上げました地域づくり組織の育成に向けて調査研究を始めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

もう既に就任をさせていただきましてから、商店街のあり方をどう考えているかというような部分でもお招きをいただいて、出かけさせていただきました。商店街の多くの皆さんがご参加をいただいて、本当に熱心な議論をしていただきました。それぞれの支所長も一緒に行かしていただいたり、また議長さんも同席をいただいたりしながら、そうした場も持たしていただくことができました。本当に、まさしく即座に解決をするということではございませんけれども、まずはそれぞれの思いをお互いが十分聞き、また話をしながら、そのことを深めていくことが大事であるというふうに考えておりまして、これからも、今申し上げましたように鋭意、機会あるたびに、時間の許す限り、そうした場を設けながら十分これからのまちづくりについて対話を重ねてまいりながら、よりよいまちづくりを進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 17番、野間君。

○17番（野間和幸君） 今お答えをいただいたわけですが、もう少しはっきりしなか

ったなあと、こんなふうに思っております。

私自身は、自分自身の選挙のために町長も、あるいは対立候補のお話も伺う機会が少なく、というよりも対立候補については一度もありませんでしたので、新聞、公報によるのみ知ったというところがございます。そういったことを見てもみますときには、ある意味では公約されました施策概要については、必ずしも同じ表現ではありませんでしたが、大枠としては似たようなものではなかったかなあと、そんなふうに雑駁なところでとらえております。

どういいますか、大きな違いであったのかどうかということにはわかりませんが、相手候補が民間活力の導入とか、あるいは民にできることは民でということが、強く住民の耳に残ったことは事実でありまして、いくらかそのことも今日までの行政手法を考えますと、いくらか左右したのかなあと、そんなふうに私自身は受けとめておりますけれども、町長が今申されましたような、まちづくりのあり方に差異を感じたとおっしゃった部分について、どういったことについて対立候補との差異を感じられたのか、お尋ねをしたいと思います。

さて、次の住民自治組織の問題についてでありますけれども、具体的には広報、情報とかいろいろなことをおっしゃっていただいたわけですが、基本的には定期的な町政懇談会の必要性は強く感じておりまして、そのことができるだけ細やかな中で実施されることを願っておるところでございます。しかし、現実の問題として、ご存じのように、かなりたくさん自治区がございます。それを一巡いたしますと、やはり町長の公務と含まして、最初のスタートから考えますと、随分情報に大きな開きが生じてまいります。そういったことをどういいうふうに回避されようと思われておられるのかお尋ねいたしますとともに、当然今日まで、旧町の中で100人近い職員体制で行政運営をやってこられて、その方々が一気に、いわゆる類似団体にふさわしいような職員数しか必要がないということにはなりませんので、なかなか難しいとは思いますが、職員を通してのやはり声をしっかりと聞くということも、また一つの方法ではないかなあと、そんなふうに思っております。

一番には、町長自らが出かけていただくこととさせていただきますし、そして、町長自身が手の届かない部分については、やはり職員一人一人が町長の手足となって住民の声を聞き、住民の顔を見て、息づかいを感じていただく、そして、そのことがしっかりと町長に伝えられてこそ、しっかりと町長が住民の声を聞くまちづくりにつながっていくのではないかと、そんなふうに私自身は思っておりますが、そういった点についても一度お答えを賜りたい。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） まず第1点目、まちづくりの中で対立候補と具体的にどの部分がどう

違ったのかというお尋ねでございますが、私は、大きな違いはハイウェイオアシスの構築を訴えられたことだというふうに思っております。私が長年、これまで京都縦貫等の建設に向けましての経緯を少なからず承知をしてまいったところでございますし、このことの丹波以北の延伸の中で今、丹波・和知間、この辺が工事として残っておるわけでございますが、こういう方線の決定、そしてまた京都府の都市計画街路としての設定、また、そこにかかわりました当該地方公共団体の3町の考え方、こうしたものも踏襲をされまして、この京都縦貫が進んでおるといふふうに理解をいたしております。

もう十数年前でございましたけれども一度、いわゆる京都縦貫から自然運動公園への乗り入れ、このことも検討された時期もございましたけれども、一町のこうした自治体で用地の負担、その他たくさんの経費を伴うものを進めていくのには到底無理であるというようなこともありまして、現状、一部そうした土地も抱え込んでおるわけでございますが、そうしたことで断念をした時期もございました。そうしたことを思いますときに、この新町のまちづくりの中で京都縦貫の関係で、丹波マークス周辺にそうしたハイウェイオアシスをという構想については、現状のまちづくりの中では到底、私としては考えにくいという判断をいたしたところでございますが、また、そのことに期待を寄せられた方もたくさんあったというふうに承知をいたしております。その辺が大きな私とのまちづくりの中で違った部分であったかというふうに思っております。

それから、これからの住民参加のまちづくりをしていくのに、いろいろ町政懇談会等を持っていくということはわかるけれども、現実的に難しいのではないかと。これも確かに、3町合わしまして85の行政区が誕生いたしましたわけでございますし、それではということで、それぞれ代表区制をとって、それでも25の代表区ということでございますので、その範囲を設定いたしましても25カ所ということになるわけでございます。さらに、ご無理を申し上げて当面ということになりますと、なかなか参加をいただける町民の皆さんも限定をされてくるということで、心配をいたしておるわけでございますが、この303平方キロの町域になりましたことも、また十分皆さん方もご承知をいただいておりますし、物理的にどうにも時間の中でおさまらない部分につきましては何とかご理解をいただきまして、その急を要するような課題、そしてまた、ぜひとも町民の皆さん方のご意見をお伺いしたいという部分等につきましては、できる限りの設定をさせていただきたいと思っておりますけれども、逆にまた広い範囲でお願いをせねばならんことも出てこようかと思っております。

こうしたことも含めて、そのときそのときの判断をさせていただきまして、そうした住民懇談会等の設定もさせていただきながら、また、町民の皆さんのご理解も求めてまいりたい

というふうに思っているところでございますし、そうしたことを十分320名の職員が一体となって、8時半から5時までという考え方ではなしに、また、ご自分の家に帰った中での町民との接し方、あるいは職務の中での接し方も十分、自分たちの地域のまちづくりだという中でとらえていただいて、積極的に今申し上げておりますような住民自治の、そうした組織づくりの中、そしてまた、そうした会合にも積極的に参加をいただいて、行政マンとしての能力を十分、住民の皆さん方に活用いただいて、よりよい地域づくりができるように、一層のご奮闘をお願い申し上げていきたいというふうに考えているところでございます。

日常の業務等につきましても特に支所の職員の皆さん方には、そうした町民の皆さんと直接かかわっていただきます機会が多いわけでございますし、また、本庁と遠いという、そうしたこともあるわけでございますので、なお一層の職員の皆さん方の支所長を中心に、積極的な町民とのかかわりをお願いをしていきたいというふうに思っているところでございます。十分、まだまだそうした面で、すべてのことが動き出しているということにはなっていないかと思えますけれども、また、議員の皆さん方のご指導をいただきながら一日も早くそうした体制で、町民と一体となって行政が展開できますように最善の努力をしてまいる覚悟でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 次に、東まさ子さんの発言を許可いたします。

3番、東さん。

○3番（東まさ子君） 東まさ子でございます。

まず最初に、松原町長におかれましては、新町におきます町政執行、大変ご苦労さんでございます。私も大変皆さんに選挙戦お世話になってまいりました。私は、これまでのよいところを生かして、みんなが健康で安心して暮らせるまちづくりに、皆さんとご一緒に頑張るつもりでおります。どうかよろしくお願いをいたします。

また、日本共産党の議会におきます態度でありますけれども、議事録を見ていただいてもわかりますように、いろんな議案に対しましては、大方8割以上賛成をさせていただいておるところでございます。その態度を決める際には、何よりも住民の皆さんの利益を第一に考えてきたところでございます。今後もそうした立場を貫いてまいる覚悟でございます。

それでは、12月議会におきます私の一般質問を行ってまいります。

まず第1点目は、旧町が行ってきました3つの独自の施策について、その存続を求めるものでございます。

1つ目の旧丹波町が平成13年度から行ってきた町独自の中山間地域直接支払交付金制度についてであります。この制度は、農業生産活動の継続的な発展と農地の保全等を図るため

として、田んぼ10aあたりにつきまして3,000円、畑10aにつき1,500円が集落営農組織に交付金を交付されてきました。これは国の直接支払制度が山村振興地域の竹野地域しか適用の対象とならないために町が実施してきたものでございます。一つの理由としては、対象外の部分と区別がしにくいということと、また、感情的な問題も配慮して行われてきたという経過があります。

合併で京丹波町全体が過疎地域に指定となりまして、全域にこの国の制度が適用されるということで、この独自制度は廃止と決まりました。しかし、傾斜度の要件で旧丹波町で多くの地域が対象外となり、残される状況があります。農作業などにつきましても、圃場整備など畦畔も大きくなりまして草刈りも大変苦勞をしておりますし、また、担い手も高齢化し平坦地でも耕作放棄は起きている状況であります。米価も6,000円台と下がり、農業を続けていくこと自体が困難な状況にもなっております。また、旧丹波町議会の町づくり特別委員会は、新町への提言をまとめたところではありますが、この政策の継続と拡充を求めて農事組合の支援とともに、これ以上の農地の荒廃を防ぐ対策として町の重点施策として位置づけることを提起しました。これまで実施してきました趣旨からも、国の制度の対象外のところにこれまでどおり実施をして農業を支援していくべきと考えますがいかがでしょうか。

次に、ミニデイサービスのみんなおいデイについて、みんなおいデイは、10時ごろセンターに集合されまして、午前中は委託を受けている介助員さんなどによります体操やゲームなどをされて過ごしておられ、月1回は保健師さんの保健指導も受けられているところであります。午後は、それぞれ趣味の時間を過ごされて、3時ごろ帰宅されるというものであります。1週間に1回顔を合わせ、世間話など楽しい時間を過ごしておられるということで生きがいにもつながっているように見えます。1週間に1回を楽しみに待っておられるところでありますが、来年度以降も現行内容で続けられるようお願いをするものでございます。

この事業は、来年度以降は京丹波町で統一して実施するとなっております。そして、和知町で実施をされております日常生活リハビリ訓練事業が、このミニデイサービス事業で対応するとしております。そこでお聞きするわけではありますが、この2つの事業は内容が根本的に違っていると思われませんが、どういう内容で統一されようとしているのか答弁を求めます。

次ですが、就学援助制度についてであります。

まず最初に、就学援助制度は憲法26条の「義務教育は無償とする」というものに基づいて、法律で小学生と中学生のいる家庭に学用品費や入学準備金などを補助する制度として実施がされております。義務教育は無償でなければいけないところでありますが、法律は「経済的理由により就学が困難な者」となっております。そこで、お聞きするわけではありますが、

支給額ですが、旧丹波町では、国の制度に上乘せをして実施をしまいいりました。この制度は来年度から統合するとなっておりますが、これまでどおり行い、全町での実施を行うべきと考えますが、どうされるおつもりなのか。また、制度が適用できる基準を明らかにして、保護者全員にお知らせするようになるべきだと思います。そしてまた申請も、学校でも教育委員会でもよいようにするべきと考えますが、見解を求めます。

第2点目に、未給水区域に対する一日も早い町水道の供給について町の考えをお聞きいたします。グリーンハイツについては、この12月議会の資料にも示されておりますように、昨年合意ができ必要な取り組みが進められて、来年度、給水の予定が立てられております。他の開発団地の給水計画については、団地ごとの状況を把握しつつ、配水管整備の検討に入っているとされております。きょうの室田議員の答弁でもありました給水の条件の整ったところとして、100%加入の承認がされているところ、負担金が納入されるということと水道管理設のための道路所有者の了解が得られるところ、このように答弁がありました。

例えば、みのりが丘はトーア㈱が倒産をいたしまして、昨年9月1日から管理者がいない状況になりました。言うまでもなく、本来水道水の供給は地方自治体の責任であります。自治会として町に要請をされてまいりました。

その内容は、1.水道管理担当者が不在となり、水道水の供給が不可能になりますということで、緊急な対応を求めてこられました。

2つ目には、みのりが丘の水道施設をトーア㈱から水道組合に無償譲渡を交渉すること。

3つ目に、丹波町の責任で水道問題の解決を図ることを町に要請されてきました。また、水道事業組合にも丹波・瑞穂水道事業組合が責任を持って、みのりが丘団地の水道業務全般を引き継ぐように話し合いもされてきました。

この要請書に対する回答は、1については、みのりが丘自治会による管理、または管理が可能な業者等への委託を検討されたい。丹波町・瑞穂町水道事業組合からの応援給水は継続して行う。

2つ目に、水道施設はトーア㈱からみのりが丘自治会に譲渡を受けられるべきと考える。

3つ目には、丹波町・瑞穂町水道事業組合の条例に基づく加入分担金の納入をはじめ、公共水道布設に関する諸条件を整備されたいという内容の回答が返ってきたということでありました。

自治会では総会を開かれて対応を、自治会は水道に責任は持てないという決定をされ、今日に至ってきております。それは、自治会では専門の技術者を置くことが困難である。水道法の第19条であります。技術者を置くことが困難ということでもありますし、第8条6項

の自治会では経理的基礎がないということでありまして、水道法の第3条2項の100人以上は水道事業で水を供給すると定めておりまして、みのりが丘団地は500人余りで水道法に違反するという、そういう理由から自治会は責任を引き受けされませんでした。そして、水道事業組合と相談をされながら、集金などを担当しながら、住民の水確保に努力を毎日されてきているところであります。

このようにいろいろと、倒産したトーアของบริษัทから譲渡を受けるためのいろんな取り組みでありますとか差し押さえが入っている、そういうのを解除するための取り組みとか、大変努力されてきて今日に至っているみのりが丘でございますが、この公共水道の布設について自治会は、総会で全員一致で承認をされているところでございます。加入分担金の支払いについても加入時に半額、完成したときに半額という水道事業組合との約束において、支払いできるというふうに承認をされて、先ほど申されました条件のすべてをクリアされているところでございますが、このみのりが丘の水道布設についてどのようにお考えであるか、お聞きをいたします。

また、同じ町水道から応援を受けておられます清風台では水道代金が大変高く、30立方メートルで1万700円と聞いており、基本料金2,500円の上水道と比べると、ほぼ倍に近い水道代になっているところであります。こうした大変大きな差があってよいのかということで、改善が必要なのではないでしょうか。検討をお願いしたいと思います。

そして、団地内道路であります。この道路もデコボコだらけでありまして、極めて危険であります。一気にいなくても計画的に、主要道路から認定をするべきではないでしょうか。道路認定に対する考えをお聞きいたします。

3つ目に、日々の住民の交通安全対策についてお聞きをいたします。

安心安全のまちづくりにぜひ取り組んでいただきたいということでありまして。以前から要望もされております旧丹波町近畿紙工(株)前の町道は、ちょうどカーブで見通しも悪く、道路幅も狭いために歩道もない状況であります。ここを来年小学1年生が通学いたします。側溝に蓋をしていただきまして通学の安全、歩行の安全の確保に努められたいと思います。

それからもう一カ所、国道27号沿いの蒲生野の(株)今藤建設付近に信号機の設置を行っていただき、27号の歩道を利用して小・中学校への通学可能となるように、関係機関に取り組みを行うよう図っていただきたいということでありまして。早急に実現しない場合には、現在利用している通学路の舗装を行い、防犯灯を設置して安全対策を図られたい。さらに、(株)小林組付近は右折レーンを設けて、追突事故が起こらないよう安全対策に取り組まれたい。このことを要望いたします。

第4番目に、都市公園についてであります。再検討を求めたいと思います。

ひかり小学校下に都市公園が計画されておりますが、その予定地2.8ヘクタールは、もともと土地開発公社が先行取得していた「塩づけ土地」になっているものでありまして、その活用の方法として浮上してきたものであります。地域の皆さんにも経過や公園の細かい内容について何も説明がされていないと聞いております。地域の皆さんにも内容も知らさないで、また、私たち日本共産党が「まちづくりアンケート」というものをとらしていただきましたが、そのアンケートでも都市公園の希望はわずかに過ぎない数でありました。こうしたところに8億6,000万円ものお金の投入は、まさに無駄づかいそのものになるのではないのでしょうか。

町長は施政方針で、旧3町から継続をしている事務事業や住民サービスを見直して、町民の皆さんから本当に求められているサービスが提供できるように努めたいとされているところでもあります。公園予定地は、はっきり白紙に戻し、検討委員会もつくって地域住民の声をよく聞いて、住民の皆さんとともに有効活用を考えることが重要ではないでしょうか。町長の見解をお聞きいたします。

また、最近、若い夫婦が新居を構えるのに、町営住宅の蒲生野団地や町内の民間住宅では入居条件に収入が合わず、園部などに転出する例が増えております。低家賃の町営住宅を整備して、若者の定住を図ってはどうか。例えば、公園予定地もそういう町営住宅や若者向け住宅用地として活用を図ってはどうか。

最後に、中学校給食を全町で実施をしてほしいということでもあります。

中学校給食に対する要望は、選挙の中でも大変大きかったものの一つでありました。今、全国の中学校給食の実施率は74%であります。政府の調査によりますと、小学5年生では15.6%、中学2年生では19.9%が朝食をとっていないということでもあります。また、食品群別の摂取では、肉類や油類が多くて豆類や野菜、果実の不足、カルシウムや鉄が不足しております。特に給食のない日は、必要のカルシウムの50%未満しかとっていない女子中学生が31.6%と言われております。子供の食状況の問題は生活習慣病の低年齢化として進み、肥満や喘息、アレルギーが増え、子供の体の異常が指摘をされているところでございます。

学校給食は、義務教育段階のすべての児童生徒の心身の健全な発達を担い、将来の日本国民の食生活の改善に大きく寄与するために、その拡充を図るという意義を持っております。したがって学校給食は教育であり、人間づくりの原点にあるということが基本であります。子供の健やかな発達のためにも日本の食文化をしっかりと味わわせていく学校給食は大切であ

ります。そして、中学生は人生で最大の発育期であります。文部省も中学校の時期の給食は小学校のそれよりも一層地域の食生活の啓蒙に役立つと重要視をしております。ニーズも意義も大変大きい中学校給食、心身ともに豊かな子供たちの発育にぜひとも力点を置いていただき、全町で実施に取り組みいただきますようお願いするものであります。

また、給食調理法についても新町で検討するとなっておりますが、自校調理法式は調理完了から食事までの時間が短く、熱いもの、冷たいものをそのタイミングで調理ができる、配送、保管の時間が短いので安全性が高く、調理時間も確保できることから、品数を増やしたり手づくりの献立ができる、地域とのかかわりも強めることができるために、より地産地消に取り組めるものであります。食育教育の取り組みがしやすい、そういう利点があります。そして何よりも自校方式の方がおいしいと言われており、センター方式から自校方式に切りかえる自治体もあります。おいしい給食を子供たちの立場あるいは教育上からも、旧瑞穂町の自校方式はぜひとも堅持をしていただくことが重要だと思っております。

以上のことを申し上げまして、私の第1回の質問とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、東まさ子議員のご質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、中山間地域の直接支払の制度を存続してほしいということでございます。

これは旧丹波町で実施をしてきた町独自の支払い制度でございますけれども、国の補助事業の採択基準に満たない地域をカバーすることを目的に、平成13年度から補助事業と並行して取り組みを始め、現在20集落、農地面積304ヘクタールを対象に、約900万円の補助金を交付しております。

3町が合併をいたしまして、本町全域が過疎地域に指定されたことから、町全域が補助事業の対象となりましたが、今後、旧丹波町内の新たに対象となった地域、竹野地域を除くわけでございますが、補助事業の採択基準を満たすかどうかを調査し、交付金の交付対象になった地域については補助事業へ移行し、今後とも遊休農地や耕作放棄地等の解消に努めてまいりたいと存じております。また、調査の結果、採択基準に合致しなかった地域については極めて厳しい財政状況の中でもあり、また、合併前の事務事業の調整結果にもあるわけでございますが、町独自の事業実施は困難であると考えておるところでございます。

また、旧丹波町の独自施策の中での平成14年11月から旧丹波町で実施をいたしておりますミニデイサービス「みんなおいデイ」につきましては、高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく、健康で生き生きした生活が送れるよう支援をするため、高齢者の閉じこもり

防止、人と人との触れ合いによる老化防止等の観点から事業を実施してまいったところでございます。本事業につきましては、合併協議の中で検討した結果、京丹波町で統一して実施することで調整を行ったところであり、実施内容等については予算措置、他の事業とのバランスを十分考慮して実施することで現在検討をしておるところでございますので、中身等については、いましばらくのご猶予をお願いを申し上げたいというふうに思っております。

また、就学奨励費の関係でございますが、経済的理由によって就学困難と認められる児童または生徒の保護者に対し、義務教育の円滑な実施に資することとして助成援助するものであり、援助費に係る交付要綱は昭和62年5月1日に文部大臣が裁定し、国として一律の基準により運用されていますが、旧丹波町において平成8年2月1日から町単独上乘せ分として教育委員会要綱が適用されておりました。合併協議において合併年度中に支給額を調整し、平成18年度から統合することで確認されております。現在、国の定める基準額の精査を含め検討中であります。また、就学援助の適用基準といたしましては、現在、京丹波町教育委員会としての認定要綱を鋭意策定中でありまして、その基準は国の制度に準じるとともに、教育的見地から教育長が必要と認める場合においても適用できるよう、弾力的に運用することを検討中でございます。策定後は各小・中学校を通じ、広くその趣旨の普及に努め、円滑な義務教育の推進を図りたいと考えております。

次に、新興団地の水道の問題でございます。

未給水区域に対する供給につきましては先ほど来申し上げておりますように、そうした考えのもとで実施をしてみたいというふうに考えているところでございますが、みのりが丘の水道事業については171戸分について応援給水をし、事務を町でいたしております。ことしの10月ごろにポンプが故障いたしまして、また、戸数が増えたことにより応援給水をいたしておるわけでございますが、町が技術指導、水質検査を行っておりまして、日常管理については自治会でお世話になっている状況でございます。

清風台におきましては、造成区画は375区画で、管径25ミリで取水槽へ応援給水をいたしております。現状の使用水量は月当たり1,000トンということでございまして、その応援給水をいたしておりまして、これの月額のコストにつきましては21万4,110円ということになっておりまして、30戸程度の家庭がこの1,000トンをご使用になっていると伺っております。1戸当たり換算いたしますと7,200円ぐらいの使用料になっているということのようでございます。しかし、取水槽から各家庭の送水加圧ポンプを使用されておりまして、これら既設の施設の電気代等が必要となりますことから、使用料がかさむのではないかとこのように考えておるところでございます。

次に、団地内道路の主要道路から町道認定にするよう取り組まれたいということですが、開発団地の道路については、個人名義や開発業者名義で道路が存在するなど、底地の整理ができないところも多々ありまして、その管理の難しさを痛感いたしているところがございます。旧丹波町、旧瑞穂町内でのそうした大規模開発団地での主要幹線道路、縦横断する道路については既に町道認定し、維持管理に努めているところではありますが、碁盤の目のように道路がつくられておりまして、それらを町道に認定するには、先ほど申し上げましたような底地の問題、整理も必要で、また、寄附行為があったとしても、その分筆や登記に要する費用も相当であります。また、現状の団地内道路は構造基準に合わないなど、引き継いだとして、その維持管理費用も相当額に上るものと考えられまして、現状での路線認定は困難と考えているところがございます。

また、安全対策等でございますが、特に近畿紙工付近の問題をお取り上げいただいておりますけれども、この付近の拡線により車道部と歩道部を明示し、狭小部については蓋板により歩道部の幅員を確保されているのが現状であります。地形の悪い箇所につきましては、側溝から改修していくことで今後取り組んでまいります。通学路における舗装工事につきましては、地元の皆様のご理解ご協力を得ながら取り組んでまいりたいと思っております。

また、国道27号の競馬坂の近辺でございますけれども、右折レーンの設置につきましては下りカーブ中であり、かつ、車両止の関係など設置基準的にも大変難しいものと思われまます。また、実施するといたしましても国土交通省や警察公安委員会などの協議をした上となりますが、その事業にかかる費用はすべて町負担となり、またあわせて町道交差点改良も実施しなければならず、相当の費用を要することなどが考えられます。関係機関とも調整をしながら、交通安全対策に向けた啓発など取り組んでいきたいというふうに考えているところがございます。

また、交通安全灯につきましては、区が交通安全、防犯などのために行う交通安全灯の設置事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、管理枠とすることを予定しておるところでございます。設置につきましては、地元区の要望に基づき調整をしてまいりたいというふうに思っております。

また、都市公園についてであります。もっと住民に有効活用を図るべきであるとか、町営住宅用地として活用すべきではないかというお尋ねでございますが、当該地の公園構想につきましては、地元須知区の皆さんにご説明を申し上げ、また、都市計画法に基づく縦覧も行う中で手続を整え、今日その整備に着手するものと聞いているところがございます。当該地

の有効かつ効果的に利活用できる公園整備は国の補助も受けながら、年次計画に基づきながら進めてまいりたいと思っております。なお、公営住宅の建設事業につきましては、先ほど申し上げましたように、旧3町のマスタープランを尊重しながら、先行住宅用地の有効活用や住民ニーズに合わせた住宅建設のあり方を検討して進めてまいりたいというふうに思っております。

以上、東まさ子議員の答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 山本教育長。

○教育長（山本和之君） 中学校の給食についてでございます。東まさ子議員さんのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

中学校の給食につきましては、冒頭、篠塚信太郎議員さんのご質問にお答えをしたとおりでございます。今後、導入に当たりましての条件整備について検討をしてみたいと考えております。

給食方式につきましては、現在、旧瑞穂町の各小学校においては自校調理法式、旧和知町の小・中学校並びに旧丹波町の小学校においてはセンター方式を採用いたしております。いずれも一長一短があるわけでございますが、今後の方向としては運営の合理化、経済性、効率化の観点からセンター方式が好ましいものと受けとめております。全国的に給食率が普及しましたのもセンター方式の採用による効果と考えておるところでございます。ただ、センター方式が自校調理法式に劣る点につきましては、それを補う方式、努力を今後とも大切にしていかなければならないと考えているわけでございますが、現在実施いたしております旧丹波、旧和知のセンター方式につきましては、その範囲も広がるわけございまして、自校給食に準じたものじゃないかというような理解もいたしております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東まさ子君） 中山間地の独自制度であります。国の制度に準じるという、適用もされるということで町独自の分はかなり、今は900万ですけれども、減っていくということでもありますし、丹波の場合は特に平坦地が多くて、かなりの面積が該当しないということもあるので、町長の公約にも農業も支援をしていくということでもありますし、そんなに大きな金額にもならないと思いますので、ぜひとも再考をしていただきたいというふうに思います。

それから、みんなおいデイであります。採算の面と、いろいろと今後検討するのだということでもあります。和知が実施されている中身というのはリハビリということでもあります。

し、そして、午前中に終わるといふうなことでありますし、今、みんなおいデイがされている中身とは根本的に本当に内容が違うということで、いろいろ検討をされるということでもありますけれども、その中身については自治体が一方的にするのではなくて、やはり利用されている方の思いが極力尊重される、そういう形で進めていってほしいということでもあります。それが町長が言われております住民本意というか、そういう住民自治を大切にす町政ということになりますので、その点はぜひともお約束をしていただきたいと思います。

それから、就学援助費ですが、いろいろこれから検討するというので、その中身については小学校へお知らせをするというふうに答弁聞いたんですが、これは、これまでは教育委員会の方で保護者全体に知らせるのではなくて、そういう方式はとっておられなかったというふうにおっしゃるんです。本来は該当する基準を決めていただいて、所得基準でありますとか住民税の額で決めてもらってもいいですし、そういうのを決めてもらって、そして、保護者全体にお知らせする、公平に。そういう仕方をしていただくことが本当に今、必要とされている方にも広く行きわたるわけでありまして、ぜひともそういう形で実施をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、未給水地域の水の供給でありますけれども、いろいろと今、基準をおっしゃっていただいて、3つほど言っていて、みのりが丘はすべて底地も自治会の所有になっておりますし、加入は100%ですし、加入分担金も2回に分けているみたいな感じにはなっておりますけれども、それも了承されているということですね。すべて合致をしております。いろいろと水道事業組合とこれまで相談をされて進められてきた経緯もありますので、このみのりが丘に対してはクリアしているので今後どういうふうに、話し合いも含めてどういうことに進めていかれるのか。それは清風台もかなり前からお住みいただいている団地でありまして、いろいろと新しい町になったのでありますので、町長がそういう今まで不便を感じておられたそういう人たちに、ぜひとも新しい道筋をつけていただきたいと思いますというふうに思っております。

それから、通学路であります、近畿紙工のところでありまして、それは今の答弁では、これまで1回拡幅したさかい、だめだといふうな答弁であったんですが、ちょっと確認をさせていただきます。

それと27号の信号の件は、旧高原小学校のところにある信号を富田の方へ移動をすることではできないのかどうか。移動させてもらえれば、国道を横断して歩道を通って学校へ行けるということでありまして、特に今、いろんな子供をめぐる問題も起きておりますので、より人目につくところからの通学が望まれておりますし、ぜひともそういう要望をこれ

からもやっていただきたいというふうに思っておるんです。

それで小林組の右折レーンというのは、あこはかなり事故も起きてまして、私の主人も後ろから追突うか、そういうことになりましたし、大変危険なところであるんです。ぜひともお金のかさの云々も、それは検討はしなくてははいけませんけど、人命には取り返しがつきませんので、ぜひとも検討をしていただきたいというふうに思っております。

それから舗装を、当面その信号が無理なら舗装をとという保護者の方の要望だったんですけど、それは所有者のということもありましたが、話をして進めていただけるのかどうか。

以上の点についてお聞きをいたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 中山間地域の関係で、いわゆる採択基準から外れた分について町独自の施策を継続してほしいということでございますが、先ほど申し上げましたように、非常にこのことについての考え方は、条件等々を考えますときに、現状の中では非常に継続していくのは難しいということが事務事業の調整をそれぞれされた中でも、そういう結論が出ているようでございますので、現状としては国の制度を活用できる部分のみということで考えているところでございまして、全体的な中でのこれからの農業のあり方等については、また別の角度で検討を加えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

さらに、ミニデイサービスのどういうことをということでございますが、先ほど申し上げましたように実施内容等については予算措置、あるいは他の事業とのバランス、この辺ももう一度、今日まで続けてまいりましたその実施方法、あるいは利用料金、実施の会場、開所の日数、また対象者、それぞれ細部に分けて十分検討をしながら進めていきたいということでございます。中身については今、先ほど申し上げましたように検討中でございますので、ここまで来ているということにはなっておりませんので、ご容赦を願いたいと思います。

就学奨励費の関係等については、教育長の方でよろしくお願いを申し上げたいと思いますし、交通安全対策等につきましても詳細につきましては、担当課長の方から説明をいたさせます。

すべての条件をクリアしているということでございます。

冒頭から申し上げておりますように、未給水地の団地はたくさん存在するわけでございますが、基本的な考え方としては、今日までそれぞれの町域の中で20年30年長くお住まいになって、非常に開発業者の施設でご苦勞をいただいているということも承知をいたしておりまして、そういう中にありますだけに、応援給水等も含めて積極的に進めさせていただいているところでございますが、先ほどから申し上げておりますように、既にお住まいになっ

て、そうした未給水団地への給水条件も一定下げさせていただきながら、また、皆さん方のご理解を深めていただく中で進めてまいりたいということで、今、鋭意取り組んでいこうとしておるところでございますが、東議員もご承知をいただいておりますように、これからの全体の給水計画等につきましては、既存の簡易水道の施設も非常に天候の変化、あるいは環境の変化等もありまして、その確保が非常に難しくなっている状況でございますので、現状の1万4,100トンという1日の確保量につきましては最大限のそうしたものも加えての数字でございますので、先ほどから申し上げておりますように、こうした未給水団地へ安全に、しかも安定して供給していくということにつきましては、どうしても背景的には畑川ダムの日量5,000トンの給水が確定をするということがまず大事なことではないかというふうに思っているところでございます。現状、下山、質美川からの3,000トン、あるいは水原の670トン等々、新たな水源も確保いたしておるところでございますが、そうした部分も含めて、許す範囲で計画的に実施をしていく、その中に住民の皆さん方の負担、また、全体的なご理解もいただきながら進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 山本教育長。

○教育長（山本和之君） 就学奨励費の関係でございますが、町単独上乘せ分は別にいたしまして、基準そのものが旧3町、若干異なっております、現在、京丹波町教育委員会としての認定要綱を策定中というようなことございまして、基準はあくまで国の制度に準じた形で今策定中でございます。

知らせ方でございますが、あくまで各小・中学校を通しておろしていくということでございまして、学校の方では今日までいろいろ対応があったようでございますが、ある学校では2月の入学者説明会において、こうした就学奨励費の要綱等も説明する学校もあれば、またそれぞれ家庭訪問ですとか、またいろんな関係で家庭の経済性といいますか、困難性の家庭を常に把握いたしておりますので、そうした時点で地域の民生委員さんとも相談をしながら申請をしてくるというような状況になっておるわけございまして、広く、そうした普及には努めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 岩田土木建築課長。

○土木建築課長（岩田恵一君） はい。ご指名をいただきましたのでお答えをしたいと思います。

まず、通学路の関係ですけど町長が申し上げましたように、あの区間につきましても、私も現地確認したんですけど、実際の側線でね、白い線で車道と歩道と分けているように私は

感じました。だから、かなり地形の悪いところは、かなり広くとっていると思います。その分け方が。ただ、車道部を狭めているということもありますので、町長が申し上げたのは、今後あこに蓋だけかけるとするのは、たぶんあの状況でしたら車道部が高いということと水路も反対側がかなり低いのでね、いびつな形の中で鉄板をかけるぐらいしかないかなというふうに思いますし、かえって危ないというふうに思いますので、地形の悪いあのカーブ地点については今後順次、側溝の改良も含めて蓋がけをしていきたいというふうに、先ほど町長が申し上げたところでございます。これらにつきましては次年度、18年度の当初予算、維持管理事業の方で計上してまいりますので、何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたしますと思います。

それから、信号機の関係ですけど、旧高原小学校のものを持っていったらどうかということですけど、これは大変、私も今までこの経験しとるんですけど、大変難しい問題だと思います。それから、小林組の前の右折レーンの関係も、実際あそこに車両がたまるかどうかという問題もありますし、確かにグリーンハイツへ入る栄農橋、あそこには右折レーンありますけど、あそこは確かにたまりますのでね。かといって、あこに信号機があるかいうたら、ありませんのでね。この辺は公安委員会なりともいろいろ協議をしていかならんのかないかと、また警察とかという思いはしています。町でできる範囲内で要望もしてまいりますけれども、全般を通じて言えることなんですけれども特にそういった関係機関へ行きましても、地元はどうなんやと。実際そんだけ熱い要望持ってはるのかというようなことも本当にありますので、我々行政主導という形だけではなくて、町長も言うてますようにお互いの、住民と我々も一体となって、あらゆる事業には取り組んでまいります。ともに汗かいてやろかいなということにならんと、実際に事業化されるというのはなかなか難しい話だと思います。

それから、信号機がなかったら舗装してくれという話で、私も過去の経過をちょっと聞かしていただいたんですが、実際着手をする予定で進めたいです。ちょっと余り過激なこと言えへんので、町長の答弁のとおり地権者のご理解ご協力をいただきたいということにしたんですけども、実際反対があったみたいです。そういうことも含めて、先ほど言いましたように、やっぱり地元で、やってほしいんやと、ここ、どうしても子供が危ないんやないかというようなことで持っていてもろた方が、我々も事業化するに当たって、地元が反対して実際に予算化となった上でも地元行って、あかんと言われたんではね。我々も立場もございませんので、そういった声を大きくやっぱり上げていただきたいなあというふうに思っていますので、その点ご理解いただいて、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東まさ子君）　ちょっと町長にお聞きするんですが、水についてですけど、ちょっとあんまりはっきりしない答弁で、もうちょっとはっきり、あこも20年はもう暮らしておられる、みのりが丘もね。私が初めて選挙に出たときから、もう水の問題言うてはりますので、20年は暮れている状況ですからね。そこはほんでクリアしているさかいに予算の許す範囲で、やっぱり計画的に、グリーンハイツみたいにしてもらわへんかったら、どっからか進めてもらわへんかったらね。整ったところからいうて今答弁されてるのやさかいに、はっきりそういう進めていきますいうことで受けとめてよろしいんですね。そういうことですわ。はっきり言うてほしい。

それから、いろいろとグリーンハイツですけど分納されているということで、それと水道料金の半分ぐらいを加入金で貯蓄してはる、貯蓄というたらおかしいけどプールしてはるということではありますが、そういう方式というのはもう、ほかのところでも活用していけるのかどうか。それをちょっとお聞きしておきたいということでもあります。

それから、中学校給食の実施の件についてですけども、条件を整えていくというふうになんかちょっとお聞きしたんですけれども、それはどういう、何かそういう検討するところはあるんですか。自校方式も含めてセンター方式ということで、望ましいということで一方的に言われたんですけど、学校の先生とかの話によりますと、やはり瑞穂の自校給食が一番おいしいということで、規模は、それはひかり小学校でも、もっと大きいところがセンター方式であるかもわかりませんが、やはり小さい規模の方がおいしいし、献立も手づくりのものができて、コロッケでしたらぼんとそのコロッケ買うてこんなと、その加工したやつを。ほんならほかの食材に回すお金がなくて、やっぱり小規模の方が行き届いた、その中身的にもできるということで、学校給食法からしたら費用の面は高くつく面もあるかもわからんけれども、やはり自校方式ということが大切でありますし、そういうことをやはり検討するところも必要なのではないかなというふうに思っておりますので、以上の点についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君）　松原町長。

○町長（松原茂樹君）　みのりが丘の給水の関係でございます。

これまで旧丹波瑞穂水道組合等でその給水条件、その時点ではまだ、今申し上げております審議会等の答申が出た時期なのか、それ以前だったのか、よく確認をいたしておりませんが、条件が下がっておるということでございますので、前後いたしてございましてクリアしとるという認識であります。しかしながら先ほどから申し上げておりますように、そうした旧丹波瑞穂の中での当簡易水道の整備計画を持ちながら、現状168億で推移をいた

してありまして、現在104億まで来とるように認識をいたしておるわけですが、全体的な見直しも加えて今、130億前後で進んでいるというふうに思っておりますし、未給水地への対応についても一定そうした統合整備計画の中で進めていく考え方でおるように承知をいたしております。

そうした中で財政的な部分、財源の確保も当然図っていきながら、未給水地への特に今お住まいになってご苦勞をいただいておりますところから優先して効果的に、その費用対効果も十分表現できる場所に精力的に取り組んでまいりたいというふうに思っておりますし、具体的なことにつきましては、担当課長に現状の説明をさせますので、よろしく願いをいたしたいと思います。また、分納等につきましては、今申し上げました旧丹波瑞穂の水道組合の中でのグリーンハイツの対応というふうに私自身は認識しかいたしておりませんが、他にあるようでしたら、それも加えて担当課長から説明をいたします。

○議長（岡本 勇君） 田井水道課長。

○水道課長（田井 勲君） それでは、私の方から状況についてだけご説明をさせていただきたいというふうに思います。

先ほどもありましたように、旧組合におきましては、70%の条件を50%にとということで、この9月に答申をされたわけなんですけれども、住宅の状況等によりますと、先ほども町長の答弁の中にもあったんですけれども、50%の条件をクリアするということになりますと、区画をいくら小さくしていても、かなり難しい点があったり、また、その区画の小さくしたところで、ここが50%いけるよという話でそこへ持っていったとしても、隣の民家には行かないというふうな条件も出てくるというようなことございまして、現在、本日答申をさせていただきました3つの条件といいますのは、団地にすべて入っておられる方が、すべての方が要望され、また、今後その団地へ移っていきたいという方におかれましては、要望される中で今申し上げましたように負担金なり、給水管の加入金なり給水管の負担金等も納めていただけるというふうな話の中で、また、幹線道路につきましては、今も土木建築の方からあったんですけれども、町道等に認定をされておるわけなんですけれども、支線等につきましては開発会社等、また個人的な名前も残っております、その辺の使用許可というんですか承諾を得ながら、管路は布設していかなあ仕方ないなあというふうに思っております。そうした中でほかにも、その各団地によって条件も変わってくるんかというふうに思いますけれども、今ありましたように統合計画、平成24年度までの計画を持っておるんですけれども、その中でできるだけ入れていきたいなあというふうなことを担当課としては思っておるようなことございまして。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 山本教育長。

○教育長（山本和之君） 中学校給食の関係でございますが、導入に当たっての条件整備について検討してまいりたいと申し上げましたのは、施設面の整備をどうしていくか、これはもう今の丹波センター、あるいは和知のセンターの能力ではもう限界があるわけでございますので、そうした調理場をどこに求めていくか。そしてまた、それぞれ各蒲生野中学校、瑞穂中学校にいたしましても、やはり給食配膳室等々も整備していかならん、いろんな施設の整備をしていかならんという点、あるいは、篠塚議員さんのご質問にもお答えをいたしましたように、学校として受け入れに当たっての現実的な問題もいろいろあるわけでございますので、そうした点も今後、望ましい方法づくりについて検討していきたいというようなことでございます。

それと、センター方式、自校方式、確かに、これは一長一短ありまして、どっちがよいか、なかなか判断はつきにくいわけでございますが、現在、確かに旧瑞穂町さんの小学校につきましては4校すべて自校方式で、本当に顔の見える給食が実施をされておるということでございますが、桧山小学校を除いてほかの小学校については、1人で調理をいただいておりますというようなことでございまして、調理から給食物資の注文からすべて対応されておるといふようなことでございまして、現在やめられる方が出てきまして、その確保に苦慮しておるわけでございますが1人でやっておられますので、なれていただくまでに、やはりいろんなことを皆やってもらいますので1年ぐらいはかかるというようなことも言われておりました、本当にその点心配もしておるわけでございますが、やはりそうしたことも含めてセンター方式の方が、そういった面から見てもセンター方式の方が効率的でありますし、また経済性、また合理性といえますか、そういった点につきましては適しているのではないかというふうに思っております。

それで、やはり確かに一長一短ありまして、やっぱりセンター方式の短所の面につきましては、それを補う努力を今もしておりますし、これからもそういった点につきましては十分配慮していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） お諮りいたします。

本日、議事日程を残しておりますが、16日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって本日は、これで延会することに決定しました。

本日は、これで延会いたします。

午後 4時33分 散会

平成17年第1回京丹波町議会定例会（第3号）

平成17年12月16日（金）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（17名）

- 1 番 西 山 和 樹 君
- 2 番 室 田 隆一郎 君
- 3 番 東 まさ子 君
- 4 番 片 山 孝 良 君
- 5 番 横 山 勲 君
- 6 番 坂 本 美智代 君
- 7 番 今 西 孝 司 君
- 8 番 小 田 耕 治 君
- 9 番 畠 中 勉 君
- 10番 山 田 均 君
- 11番 藤 田 正 夫 君
- 12番 山 内 武 夫 君
- 13番 篠 塚 信太郎 君
- 14番 吉 田 忍 君
- 16番 野 口 久 之 君
- 17番 野 間 和 幸 君
- 18番 岡 本 勇 君

4 欠席議員（1名）

15番 山西 桂 君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

町	長	松原茂樹君	
教	育	長	山本和之君
参	事	片山長男君	
参	事	寺井行雄君	
参	事	田渕敬治君	
瑞穂支所	長	森田一三君	
和知支所	長	片山俊明君	
総務課	長	長谷川博文君	
企画情報課	長	田端耕喜君	
税務課	長	伊藤康彦君	
住民課	長	岩崎弘一君	
保健福祉課	長	野間広和君	
子育て支援課	長	朝倉富雄君	
地域医療課	長	上田進君	
産業振興課	長	山田進君	
土木建築課	長	岩田恵一君	
水道課	長	田井勲君	
会計課	長	下伊豆かおり君	
教育次	長	松村康弘君	

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局	長	谷俊明君
書	記	山内圭司君

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただき、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は、17名であります。

定足数に達しておりますので、平成17年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、3番議員・東 まさ子さん、4番議員・片山孝良君を指名いたします。

《日程第2、一般質問》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、一般質問を行います。

小田耕治君の発言を許可いたします。

8番、小田君。

○8番（小田耕治君） 議席番号8番の小田耕治です。どうかよろしく願いいたします。

議長の発言のお許しをいただきましたので、早速ですが、京丹波町第1回定例会における一般質問を行います。

私は、先に通告しました、1、財政計画について、2、住民参加のまちづくりについて、3、防災計画について、4、税等の納付についての4点について、町長にお尋ねします。

まず1点目の財政計画についてお伺いします。

3町という小さな合併を選択し、京丹波町が発足して既に2カ月余りが過ぎましたが、新しいまちづくりの最大の課題は、財政の健全化を図り、住民が本当に求めている行政サービスを継続して展開していくことだと思っています。

「新町まちづくり計画」に示されている財政計画は、合併協議会において確認された事務事業の調整方針を反映させ、さらには、新町まちづくり計画の実施のために必要となる事業費や、国・府の財政措置を考慮されたものであり、健全な財政運営を行うことを基本にして作成された、財政運営の一つの指針であると思っています。そして、この計画は、合併前に住民に示した内容でもあります。

しかしながら、この推計は、いわゆる三位一体の改革の動向や、経済情勢の変化、あるいは

は京丹波町の行財政計画によって大きく変動するものでもあります。

16年度決算の実績や、17年度事業の進捗状況を評価し、この財政計画は見直しをして、18年度の事業計画の背景として、住民に説明して理解を求める必要があると思います。

財政計画に関連して、次の4点についてお尋ねします。

まず1つ目でございます。16年度の歳入・歳出の決算値は、旧3町の合計値で財政計画とどの程度の差異があったのか、またその主な要因は何だったのかということでございます。

2つ目に、17年度の旧3町の実績と、京丹波町予算値から見た場合、財政計画とどの程度の差異があり、またその要因は何だったのか。

3つ目に、18年度の予算編成も始まっていると思いますが、新町まちづくり計画に示された財政計画の数値をどう位置づけするのか。

4つ目に、財政計画見直しは必要と考えますが、見直しのスケジュールと住民への説明をどうするのか。

以上、財政計画についてお尋ねをします。

次に、2点目の住民参加のまちづくりについて質問します。

旧和知町では、まちづくりに対する考えや課題を住民とともに考えていく機会として、集落単位で「町長と語るつどい」が開催されてきました。

住民と行政の協働は、合併後のまちづくりに不可欠であり、町長も「町民参加」をまちづくりの視点として挙げておられます。

具体的にどのような形で住民参画のまちづくりを進めていかれるのか、次の3点についてお尋ねします。

まず1点目は、現在の行政区のあり方についてお伺いをします。

現行の区の制度については、長い歴史と先人の方々が営々と築いてこられた行政区としての経緯があり、また、税の納入や町の総合振興計画、あるいは防災面等々、行政と深いかわりを持って活動してきた実績があります。

しかしながら、高齢化が進んできた今日、現行の区の役割、区長の役割が負担になっている集落があるのも事実であります。

今回の合併により、85人の区長による区長会が運営されることになり、行政としても区長会の活動に期待するところが大きいと思いますが、現行の行政区や区長会のあり方、将来展望について、町長の所見をお伺いします。

2つ目に、住民自治組織についてお尋ねをします。

合併協議の中でもさまざまな議論がされてきたところではありますが、合併特例法に基づく

「合併特例区」も、地方自治法に基づく「地域自治区」も設置しないとの協議結果となりました。

その理由として、旧町の住民の意見が著しく阻害されるようなことが生じるおそれがある場合には必要であるが、今回のような小さな合併では、その必要はないとのことであったと思います。

私は、住民自治組織の育成強化は行政の責務であり、まちづくりを進めていく上で非常に大切であると思っています。

町長は、施政方針の中で、「現行の行政区のほか、地域振興会などの住民自治組織をつくり、町民自らが地域の問題を考え、具体的な要望を町に提案していただけるような仕組みを構築していきたい」との考えを示されています。

また、「住民自治組織の活動を支援する助成金制度」や「まちづくり委員会」についても述べられていますが、具体的にどのような方法で、どのような住民自治組織の設置・育成を考えておられるのか、お尋ねします。

昨日の室田議員の質問に対し、広島県の例を先進地のモデルケースとして検討したいとの答弁であったと思いますが、広島県がどのような住民自治組織を設置し、行政がどのようなかわりを持っているのかをお伺いいたします。

3つ目に、住民と行政の懇談会の実施については、先日の質問の中で、2月に住民との懇談会を実施する計画があることを伺いましたが、旧和知町が実施してきたような、町長が全集落を回って懇談会を開催することを今までと同じように実施していくことは難しいと考えます。

しかしながら、町民の皆さんとの「対話」を大切にしながら、行政と町民の信頼関係、協働関係を築いていくという町長の方針には大賛成であります。ぜひとも、計画的に継続して、このような懇談会を実施していただきたいと思います。

具体的な実施方法についての考え方について、お尋ねをいたします。

大きな3点目、防災計画についてお伺いします。

地域防災は、自主防災組織である各地区との連携なしでは成り立ちません。情報伝達から復旧までの基本的な内容を早急に各地区と調整する必要があると考えます。

災害の未然防止、災害が予測されるときへの対応、災害発生時の対応の基本となる「京丹波町地域防災計画」の策定がどの程度進んでいるのかお尋ねします。

4つ目に、税等の納付方法の変更に関連して、身近な問題として2点お伺いします。

旧和知町の総合納税システムは、18年3月末で廃止し、口座振替に変更になることにな

っています。

和知地域の住民にとっては、合併に伴う大きな変化であり、住民なり行政区が自ら直接対応していかなければならない変化であります。住民に対して十分な説明が必要と考えます。

まず1つには、口座振替に変更するまでの具体的なスケジュールと住民への説明方法についてお伺いします。

2つ目には、多くの高齢者が利用している和知診療所では、診察・治療費等の現金支払いが必要になり、高齢者やその家族にとっては、現金を持ち歩くことによるトラブルが心配であります。

今までは、税等の納付と同時支払いになっており、現金を持たなくても診察・治療が受けられ、高齢者やその家族にとってはありがたいシステムでもあったと思います。

高齢化社会にとっては、ある面では一歩進んだシステムであり、診療所事務面でもメリットがあると思われる仕組みの変更に対して、どのように考えておられるのかお尋ねします。

また、このシステムの廃止による税の収納率への影響について、どのように評価されているのかお伺いして、1回目の質問を終わります。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） おはようございます。ご苦労さまでございます。

それでは、小田耕治議員のご質問にお答えをいたしたいと存じます。

まず最初、財政計画について、4点お尋ねでございます。

1点目の、16年度決算値と財政計画との差と要因はということでございまして、平成16年度決算額は、歳入合計で約130億2,000万円となり、財政計画の約121億円を9億円程度上回っております。また、歳出合計は、約127億6,000万円となり、財政計画の約121億円を6億円程度上回っておるところでございます。

主な要因は、歳入において、特定目的基金等の取り崩し額がその大半を占め、歳出においては基金への積立額で5億4,000万円となり、基金を積みかえたという形になりました。

その他の財源なり、支出費目においては、多少の増減にとどまる結果でございました。

次に、平成17年度の旧3町実績と新町予算値から見た財政計画との差と要因でございますが、現在、旧町の決算分析がまだできていないため、普通会計の旧町決算見込額と新町予算の総額から見ますと、歳入合計で約132億円となり、財政計画の約110億円を22億円程度上回っております。

また、歳出合計は、約129億7,000万円となり、財政計画の110億円を19億円程度上回っております。

主な要因は、前年度からの繰り越しとなった事業費と、これに充当される国・府補助金や地方債等、今年度に新たに追加された工事費、及び、これに充当される地方債の増加が上げられます。

また、財政計画においては、平年度数値から算定しているため、特殊事情による事業には想定していないものでございます。

3つ目の、18年度予算を新町まちづくり計画数値にどう位置づけるかということですが、平成18年度以降の予算は、旧町から引き継いだ振興計画とまちづくり計画に示された基本方向等をもとに編成するものでありまして、新町まちづくり計画で示す財政計画はあくまでも参考数値にとどめ、常に新しい数値に置きかえることで精度を高め、状況を把握するように努めていきたいと思っております。

4つ目の、財政計画見直しのスケジュールと住民への説明についてでございますが、基礎となる数値は各年度の決算数値でありまして、これをもとに財政計画を見直すこととし、住民への説明については広報し、あるいはホームページ等により公表してまいりたいと考えております。

次に、新町参画のまちづくりについてでございますが、1点目の行政区のあり方についてでございますが、特に合併協議において行政区の扱いは、行政区の組織、区域及び名称については、現行のとおり新町に引き継ぐとなっておりますところでございます。

現在の行政区は、先人から代々受け継がれてきた長い歴史と伝統があり、そこに暮らす人々の生活の基本が行政区にはあります。いわば自治の原点がそこにあるわけですから、行政の力で行政区の形を変えていくものではなく、まずはそこに暮らす区民の皆さんの総意により進めていただくものだと思っております。続く限りは、従来どおりの形で進めていくのが一番いいのではないかと思う次第でございます。

また、住民自治組織のことでございますが、先日、室田議員の答弁にも述べさせていただいたとおりでございますが、先の合併協議でまとめていただきました新町まちづくり計画においての基本目標6本のうちの第6番目に、「時代をたくましく生きる真に自立した町の形成、郷土の共有」ということが明記してあるわけでございますが、具体的には毎日の生活の単位であるまちづくりの基本は行政区でありまして、また自治の基本だと先ほど申し上げましたように思っているところでございます。

行政区による工夫をもっともっと進めて、住みよい町をつくっていくには、何らかの形で自治活動に対する助言や助成を行っていききたいと考えています。

そして、長年培ってきた行政区の歴史も、少子・高齢化という社会背景の中で、今後にお

いて形を変えていくこともあるかもしれません。これらは、今後先進地も研究調査する中で、18年度、新年度の予算で何かの形にしていきたいというふうに思っております。

また、モデルとして私が申し上げております広島県の安芸高田市はどういうことであったかということですが、ここは川根地区というところが既にもう自治組織を立ち上げてから30数年たっているということで、非常に過疎が早くから進んだ地域だったようでございますが、そのころは常に住民が集まると、自分たちの地域には何もないということで、不足ばかり行政に言っていたと。しかし、そのことは、よく考えてみると、自分たちでないものねだり、これはまさしく心の過疎ではないかということに達して、やっぱりそうではなしに、自分たちで本当にこの地域をよくするためにこれまで何をしてきたのかということをもまずみんなで考えていこうではないかということが、この自治組織のスタートのようでもございました。

そうした中にありまして、自分たちのできることを、そして行政がどうしても手がけていただかなければならんこと、この辺をみんなで考えながら進んできたこと。

具体的に申し上げますと、地区の道路を要望するに当たっても、その用地はやっぱり自分たちで、みんなで相談をし合いながら、その確保をして行政にお願いをしていったと、こういう中で、自分たちの地域づくりをとらえてきたということのようでもございました。

また、市も旧町単位で、かなりの額の助成金を出されているようでもございますが、一定率は公平に分配し、全体の7割程度は不公平の公平ということで、事業を展開したところだけがその助成金を活用するという状況のようでもございました。

こうしたことも、やっぱりそれぞれの地域が本当に熱心に取り組んでいくということを行政が裏づけしているのではないかというふうに考えたところでございます。

こうした部分をしっかりこれからの、私たちの地域もまさしく、先ほど小田議員がおっしゃったように小さな合併を選択いたしました。そして、高齢化率も非常に高うございます。こうした中で、これから本当に自分たちの生活の場である地域をどう守っていくかということについては、本当に真剣に考えていく必要があるのではないかというふうにとらえているところでございます。

先ほど申し上げましたように、そうした部分を十分調査研究をしながら、皆さんとともに新しい地域づくりにぜひとも全体で取り組んでいけるような形が構築できればというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、住民と行政区の懇談会の開催について、どう思っているかというお尋ねでございます。

施政方針やまちづくりに寄せる考えを報告すると同時に、住民からのご意見やご提言を得る場として、住民懇談会は有効な手段であると考えておるところでございます。おおむね、小学校区や旧村単位の範囲、約10カ所程度の規模で検討をしてみたいというふうに思っているところでございます。

まずは、第1回目の懇談会を速やかに開催したいと考えていますことから、その節には、議員各位のご協力もぜひともお願いを申し上げたいというふうに考えております。

次に、防災計画でございますが、市町村地域防災計画は、地域における防災の総合的な計画でありまして、災害対策基本法第42条の規定に基づき作成しなければならないとされているところでございます。

実際、阪神・淡路大震災を教訓として、多くの市町村において見直しが進められ、旧3町においても平成10年、11年に見直し等が行われました。

近年、地震や風水害などの大規模災害が多発しており、早急に作成する必要がありますが、新規の策定であることや、府の協議が必要なため、策定公表までには時間がかかる見込みでございます。

そのため、合併直後から資料の収集等を行っておりますが、作成の際には関係機関、代表地域の皆さんもお世話になりまして、地域の実情に合ったきめ細かなものにし、京丹波町の総合的な危機管理計画としてまとめていきたいと存じております。

なお、災害はいつ起こるかわかりませんので、本計画策定までの間は、職員初動マニュアル等を記載した災害応急対策計画に基づき、各地域と連携をとりながら、対応してまいり所存でございます。

町税の納付等についてでございますが、この質問にありました旧和知町における納付金制度につきましては、今年度末をもって廃止し、口座振替への変更をお願いすることとなっておりますところでございます。

過日、11月25日付で、和知支所長から和知地区の区長様あてにご案内をさせていただいておりますが、納金システムの廃止につきましては、合併前に全集落において合併ガイドブックにより説明させていただいております。今回の口座振替への手続につきましては、改めて説明会は行わず、納金システムの廃止と口座振替手続に係るお知らせチラシを、12月に各戸配布する予定にいたしております。

チラシでは、口座振替への切りかえが平成18年4月に間に合うように、2月末までに手続を完了していただくようお願いしているところでございます。個人での手続になりますので、各金融機関において手続をしていただくようにご協力をお願いしたいと存じておりま

す。

また、お尋ねの切りかえによつての影響等はどうかと考えているのかという部分等につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、和知診療所に係る診療費の一部負担金につきましては、総合納入通知書のシステム廃止によりまして、平成18年3月からは窓口徴収等をいたしますが、これまでの間、窓口等で十分な説明をさせていただき、混乱が起きないように周知してまいりたいというふうに思っております。

細かな部分で、この点について残っておる部分につきましては、税務課長の方から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤康彦君） 失礼します。和知納金のシステム廃止に係る影響でございますが、和知納金自体、区長様を初め、大変区の役員さんのご協力を得まして、100%に近い徴収率を上げておったということは、私自体存じております。そのこともあります。

また、和知におきましては、そのほかに納付書の納付及び口座振替による納付がありました。それによりまして、すべて納金が廃止になりますと、納付書等による納金、納める部分と、口座の引き落としになるという形で、予想額につきましては下がるという覚悟はしております。これまで以上の徴収率は得られないということは覚悟はしております。

その意味で、十分今後担当課が相談しまして、和知だけではございません。この京丹波における徴収率の向上に向けまして、皆さんに十分なPRをしてご理解を得る中で対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 上田地域医療課長。

○地域医療課長（上田 進君） それでは、失礼いたします。和知診療所にかかわりますところの、今回システムの廃止によりましてところの一部負担金の納入の件でございますけれども、今後、町長の方が答弁させていただきましたように、窓口でそれぞれ十分な説明をさせていただきましてご理解賜り、混乱の起きないように周知を図ってまいりたいというふうに思っておりますし、また高額な治療費等につきましては、また個々に相談をさせていただきまして、現金収納のときと変わりはございませんけれども、ひとつ混乱の起きないように、先ほど申し上げましたように周知徹底を図っていききたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（岡本 勇君） 8番、小田君。

○ 8 番（小田耕治君） ご丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございました。

財政計画につきましては、既に 16 年度の実績、17 年度の見込みでも財政計画の差異が生じているというような説明がございました。健全な財政運営を行う中で、昨日の質問にもありましたような未給水地域への対応、あるいは情報伝達方法の均一化、若者定住対策や少子・高齢化対策等々、多くの事業を進めていかなければなりません。ぜひとも住民に見える健全な財政運営をお願いしておきたいというふうに思います。

それから、住民参加のまちづくりに関連しまして、先ほど広島県の例を挙げていただきました。また、理想的な形への展開が進んでいるのではないかというふうに思いますが、これから進めていく住民自治の仕組みについては、かなりこれから山あり谷ありになるのではないかというふうに思っております。

それぞれの旧町で今まで培われた住民自治の仕組みや、あるいはスポーツとか、イベント、伝統芸能等々も大切に育てていかなければなりません。また、それに反するといいますか、反するわけではないんですけれども、京丹波町の一体感の醸成も必要であります。

私は、住民参加、住民懇談に関連しまして、すぐにできることとして、旧町、つまり旧和知町、旧瑞穂町で、年 1 回ぐらいこの定例会をそれぞれの地域で開催していただきたいというふうに思っていますが、町長の所見をお伺いいたします。

それから、防災計画につきましては、応急的なマニュアルということで、職員の応急対策計画というのが策定されているということでございますが、この防災計画につきましては、余りゆっくりしているときではないというふうに思います。台風 23 号の経験が風化しない間に、ライフラインも含めた防災会議を早期に開催して、先ほど申し上げましたような地域の防災組織との連携をとれるような仕組みを構築していただきたいというふうに思っております。

台風 23 号のときには、丹波町と和知町が交通の行き来ができないというような状況になっております。和知の方は支所ということで、対応する人間も少なくなっております。そのようなことも含めた防災計画の中身をつくっていただきたいというふうに思います。

改めまして、ゆっくりしているときではございませんので、早急に防災計画を策定され、さらには防災会議を開き、そして機能するような防災組織を構築していただきたいというふうに思います。

税等の納付に関連しましてですが、先日このようなチラシで、それぞれ和知町の各家庭に旧和知町納金システムの廃止についてということで案内がございました。その中で、ちょっと違うのではないかなというような中身でございまして、先ほども町長の説明の中で、合併

前の説明ということでございましたが、京丹波町の合併協議におきましては、京丹波町ではなかったんですけれども、合併協議では、現行のとおり新町に引き継ぎ、その後、取り扱いについて検討するというので、たしか合併の仕組みの説明のときには、この納金システムが残るといふようなことで、後日の説明で、18年4月から口座振替になるというようないふ説明があったというふうに思います。これは、合併協議において確認された内容ではないのではないのかなというふうに思っております。

それから、この中に役場事務の軽減というふうなことで、廃止の理由のところによって上げられるわけですけれども、このシステムは、先ほど課長のお話にもありましたように、収納率向上に大きな役割を果たしてきたシステムでありまして、このままの収納率を維持していくためには、役場事務の軽減ではなくて、役場での事業というか、仕事量がかなり増えてくるのではないかなというふうなことも思っております。

ぜひとも収納率の向上のために仕組みを考えていただいて、納税義務が平等に果たせるというふうな形を構築していただきたいと思います、このように思っております。

2つだけ、お答えいただきたいというふうに思います。

旧町単位での定例会の開催、これについてどのようにお考えかということと、それから、防災計画につきましては、複雑な要因はあるとしても、余りゆっくりしているときではないということ、見通しとしていつごろぐらいまでには防災会議が開ける見通しなのか、そして、実際に訓練をやって機能するようないふ形にいつごろになったら持っていけるのか、その2点について答弁をお願いします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 新町参画のまちづくり等にかかわりまして、すぐにでもできる内容として、旧瑞穂、和知で議会を開くことはできないかというお尋ねでございます。

私も、選挙期間前後、回らせていただく中で、そういうご意見をいただいてまいりました。本会議が主であろうと思っておりますけれども、ここにおいでの方がそこへ移動したら本会議が開けるのかということになりますと、なかなかそうはいかんということも、小田議員、よくご承知のとおりだと思います。膨大な資料もありますし、またそれにかかわって、下で待機をいたしております職員もおるわけでございます。

そうした中に、皆さん方の質問に対して、スピーディーに正確なものをお答えしていく行政側の責任もあるわけございまして、そういうことを考えますと、なかなか物理的に、ご提案はごもっともなことでございますけれども、現実の問題として、それぞれの場所で議会をそのまま移動して開くというのは困難を極めるのではないかなというふうに思っております。

て、もう少し形を変えてという部分で、議会の皆さんともご相談を申し上げながら、例えば常任委員会が開けないかとか、特別委員会が支所で持てないかとか、そういうそれぞれ抱えます課題に応じて、その場で持っていただくということが、詰めていけば可能な部分ではないかと今思っておるところでございますが、十分検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

それから、2点目の防災計画をとということで、早くということでございますが、先ほども申し上げましたように、本当にこれは早急に作成する必要があるということで考えているところでございますが、申し上げましたように、新規の策定であるということもございまして、府の協議が必要ということもございまして。

こうしたことを考えますと、策定公表までに相当時間がかかるということで先ほど説明をさせていただいたわけでございますが、近隣の例で恐縮でございますけれども、京丹後市におきましても平成16年4月に合併をされたわけでございますが、現在策定中というふうに伺っております、17年度中に公表予定ということのようで、おおむねやっぱりどうしても1年ぐらいいは時間がかかるのではないかとこのように思っております。

そうした間の対応は、先ほど申し上げましたように、職員初動マニュアル等の記載した災害応急対策計画に基づいて対応してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- 議長（岡本 勇君） 8番、小田君。
- 8番（小田耕治君） 質問を終わります。
- 議長（岡本 勇君） 次に、野口久之君の発言を許可します。

16番、野口君。

- 16番（野口久之君） まず、松原町長におかれましては、町長選の大変厳しい選挙戦の中に当選をされましたこと、まことにおめでとうでございます。心からお祝いを申し上げたいと思います。

一般質問の通告書に従いまして、3点ばかり質問をさせていただきたいと思っております。

まず、鳥インフルエンザ事件発生後、1年と9カ月になるわけでございますが、一刻も早く正常に戻していただきたいということでございます。

昨年2月に、鳥インフルエンザ事件が発生以来、1年9カ月が経過いたしました。当時、地元住民は、世界的な大問題事件に、ショックと苦痛に包まれたのでございます。そうした中で、住民は、早期処理のために深いご理解とご協力のもとに、町・府・国のご支援をいただきながら、早期に一応の処理をされたのであります。

しかし、現在、24万羽の鶏のうち、22万羽は埋蔵されて、残りの2万羽はどのように処理をされたのか、全く行き先のわからない不明の状態であると聞いております。それは、肉にされたのか、またふんに混入して処理されたのか、全くわからないということでございます。

埋蔵された22万羽の鶏は、3年後に掘り上げて焼却処理をするとのことですが、またふんが、4,000トンのふんも3カ所のハウスに積んだままであるということから、どういう方法で処理をされたのか、処理方法の日程等も各住民においては全く明記されない状態で、また説明も何の説明もなしにということで、住民は怒りを持っておるということでございます。

また、今でも早朝には、カラスが10数羽、あるいは、時にはタヌキやカラスの死骸も出ているということから、我々の鼻には感じないけれども、カラスやタヌキにはにおいが感じるものと思います。

そうしたことから、地域住民は、不安と苦闘の毎日を過ごしているのでございます。町としても、もっと後処理問題の解決に努力をしていただきたい。地元住民は、一日も早く安全で安心できる生活を望んでいるのであります。町・府も地域住民に対し、調査結果をその都度情報提供し、心のこもった説明をするべきではないかと思うのでございます。

今日まで地域住民は、本当に毎日そういった心配をしておるのでございますけれども、町長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

2点目は、「みんなおいデイ」の内容を縮小せずに、今までどおりの活動をすべきであると。今現在、NPO法人クロバーサービスが京丹波町保健福祉課の委託を受けて実施しておりますが、「みんなおいデイ」の事業でございまして、これは旧丹波町内4会場において、大体60歳以上の方で日常介助を要しない人ということで、要介護認定を受けていない人でございまして、を対象に事業をされているのでございます。その4会場を1日ずつ、午前10時から3時まで活動されております。

内容は、保健士による健康チェック、健康相談、健康講話、これは各会場ごとに毎月1回、次に希望により健康体操、将棋、囲碁、手芸、カラオケ、麻雀等、そして昼は手づくりメニューとして、スタッフが3~4人で手づくり昼食をつくっておると。そして、午後にはお茶と手づくりのおやつタイムということで、参加費用が315円ということらしいです。この内容で大変好評であって、「この日は私たちにとっては唯一の楽しみや」ということで、和やかに一日を過ごしておられるのでございます。

しかし、新町になって、内容が縮小されたり、廃止になることは、何としてもやめてほし

いという要望が強いのでございます。町といたしましても、財政的なこともあろうかと思えますけれども、もっと内容を工夫してでも、委託先と利用者と十分検討をいたしまして対応を考えていただきたいと思うのであります。

一方的に進めるのではなく、新しい京丹波町がスタートすることで、後戻りをするようなことについてはいかななものかと思うのでございます。

これからは、高齢化社会に向けて、いつまでも元気で住みよいまちづくりをするために、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

3点目でございますが、温泉地をどう考えているのか、今後の活用と方向づけを聞かせていただきたいと思います。

このことにつきましては、前町長は、大衆温泉ではなく、旧丹波町の北部開発として、下山地域の活性化のために、畑川ダムと関連して取り組むんだということであり、この温泉は健康増進のため、福祉の関係に利活用したいとのことで、温泉掘削に取り組むということでございましたので、私は一応賛成をしたのでございます。

しかし、現在ではふたをしたままの状態、今後の計画として、いつごろからどのような計画で進められるのか、お伺いをしたいのでございます。

また、前町長の考え方を引き継いでいかれるのか、町長のお考えをお聞かせ願いたいというのでございます。

この3点につきまして、ご答弁を願いたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、野口久之議員のご質問にお答えをいたします。

まず、冒頭、私への祝意を賜りまして、ありがとうございます。全力で頑張らせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず第1点目の、鳥インフルエンザ事件発生後1年9カ月にもなったわけでございますが、一日も早く正常に戻すようにというご質問でございます。

本当にこの件につきましては、特に地元の皆さん方には、大変なご心痛の中でこの期間を過ごしていただいておりますのでございまして、町といたしましても一日も早くこの問題を解決しなければならないということで、京都府あるいは国にお願いを申し上げているところでございます。

浅田農産船井農場跡地及び周辺土地につきましては、すべて無償譲渡を受けて抵当権等の解除も完了し、一定整理をされたところでございますけれども、京都府は埋却地のボーリング調査を実施し、専門家の評価に基づき、処理の方法、時期等の参考資料とするため、殺処

分した鳥の腐敗状況などを調べられたということでございます。

農林水産省と府が協議した結果、家畜伝染予防法に基づき、補助事業として府による最終処理を決定いただくなど、かなり進展が今見られてきておるところでございます。また、この7月には鶏舎等内に残された鶏ふん処理につきまして、年内の処理開始を目指すという新聞報道もあったところがございますが、9月の府議会においては、総額で2億9,400万円、うち17年度は1億9,400万円、18年度は1億円の予算が議決されるなど、かなり具体化をしてきたというふうにとらえているところがございます。

現在は、府は、焼却が可能な施設や、運搬業者等の選定など、処理に向けた賢明な取り組みをしていただいているというふうにとらえておきまして、条件が整い次第、地元住民のご理解、ご協力のもとに、粛々と作業を進めていただけるというふうにとらえているところがございます。

また、お尋ねの、今日まで終息に至ります終息宣言、4月13日に行われたわけでございますが、それ以前の鳥の処理のあり方、経過、こうした部分につきましては、担当課長の方で説明をいたささせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、「みんなおいデイ」の内容を縮小せず、今までどおり活動すべきであるというお尋ねでございます。

平成14年11月から、旧丹波町で実施しておりますミニデイサービス事業「みんなおいデイ」につきましては、高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活が送れるよう支援するため、高齢者の閉じこもり防止、人と人とのふれあいによる老化防止等の観点から、事業を実施してまいったところがございます。

本事業につきましては、合併協議の中で検討した結果、京丹波町で統一して実施することで調整を行ったところであり、実施内容等については、予算措置、他の事業とのバランス等を十分考慮して実施することで、現在検討をいたしておるところでございます。

この点等につきましては、東まさ子さんの質問にもお答えをしたとおりでございますが、現状、これまでの中身にも、今野口議員にお触れをいただいたわけでございます。実質お1人ご参加をいただく皆さんに315円ということで、4会場でそれぞれ毎週持っていただいていたわけでございますが、1カ所に5万円の費用がかかっておりまして、週に20万円、月に80万円、おおむね1,000万円ぐらいの年間お金がかかっているということでございます。そうしたことから、昨日も申し上げましたように、その実施内容、利用料金あるいは会場の問題、開所の日数、そしてまた対象者等につきまして、十分その中身等も検討しながら続けていきたいということで今考えておるところでございますので、ご理解を賜りた

いというふうに思っているところでございます。

次に、温泉地をどう考えているのかと、今後の活用と方向づけをということでのお尋ねで
ございます。

このことにつきましては、近い将来、超高齢時代が到来するという事は避けて通れない
というのはもう周知のとおりでございますし、高齢社会に向けましての介護予防の一助とな
るような一面も持ち、また家族のふれあい場所的な性格を持つ施設としての温泉施設活用によ
り、町民の健康づくり、あるいは親子のきずなが確保されるような整備を行ってまいりた
いというふうに考えているところでございますけれども、これまで旧町の丹波町の中でいろ
いろ議論をされてまいりました部分については、野口議員もご承知のとおりだろうというふ
うに思いますが、このことの起こりは、今展開をされつつあります畑川ダムの建設に伴いま
す周辺整備という中で、特に地元の下山地域の皆さん方からの、核になる施設をという強い
要望もございまして、そうした中で地下資源の活用ということが出てまいりまして、15年
4月でしたか、温泉掘削が完了したところでございますが、こうしたものにつきましては、
旧丹波町の第4次総合開発計画の中にも明記をされておりますように、丹波北部地域整備計
画の中でそのありようを明記してあるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、
その時期はいつかということでございますが、本来、畑川ダム完成後のダム湖周辺の整備と
いう中に位置づけられておるものでございまして、きのうも畑川ダムの完成予定等につつま
しても、今用地が70%完了ということで、すべて終了次第、すぐにも着工ということでご
ざいますし、ダム供用開始までおおむね5年という日数がかかるというふうに伺っておる
ところでございますが、そのダム完成についての時期を想定しながら、諸準備を進めてまい
りたいというふうに考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

残余の質問等につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、よろしくお願
い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 野口議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず第1点に、殺処分された鶏につきましては、すべて埋却処分されたということで私は
聞いておりますし、そういう認識をしております。

それから、環境影響についての調査等ということでございますけれども、まず周辺地域に
対する河川とか、あるいは掘削井戸への水質影響という部分につきましては、この事件が発
生して以来、月に一度調査を家畜保健所の方で実施をしております。その経過につきま
しては、役員さん等に報告しているということで聞いております。

鶏ふんの処理につきましては、早急に、しかも速やかに処分をするということで、京都府の指導に基づきまして、特に地域住民の方々に安心をしていただく方法で、早急に処分をしたいということを聞いております。

ですので、地域住民の方に十分その方法等について説明をする中で、ご理解をいただいて、早急を実施をするということでご理解を賜りたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、大変大きな事件でございましたし、地域住民の方の主体と申しますか、理解を十分考慮しながら処分をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 16番、野口君。

○16番（野口久之君） ただいま、鳥インフルエンザの件で答弁をしていただいたんですけども、非常にこれは地元住民は、いまだに安心・安全ということで非常に毎日心配をされておる中で、その役員さんの方々も情報が各地域住民に広がっていないのかもわかりませんが、住民としては非常に心配の毎日が続けておるということでございまして、先日、ちょっとお聞きしたんですけども、この「危機到来」というような本を12月20日発売ということで出しておるわけですね。内容は、ちょっと私も見ていないのでわからんやけれども、どうもこれは内容を見ておると、その当時のいわゆる京都府丹波町がいかに苦労、苦闘の中を歩んできたかというような自慢話みたいなものと違うかなというふうに思うんですけども、こんな本を出しておるということが、住民にとって本当にこれは喜んでおるのかどうやということですよ。これも、こんな問題がまだ解決していないんですよ。そんな中でこんな本を出すということは、ほんまにこれ、住民にとっては大きなまた怒りになると思うんですよ。

これが、12月20日に発売ということらしいんですけども、こういうことを聞いておるということで、本当にまだ、解決をした上でのこういうのを出すのならいいけれども、まだこれは、自分たちだけが言うたら自己満足的なものでこれを出しておるのと違うかというように思うんですよ。

その辺もやっぱり、20日になったら発売されるということで、一遍買ってもろて、私も一遍買っても中身を見ようと思うんですけども、解決しておらんにこんなことで出してくるということは、ほんまにこれは地元にとったらいかに、怒りがまだもう一つ押しかけているようなものやというふうに思うので、その辺もちょっと検討していただきたいなというふうに思います。

どちらにいたしましても、そういう情報を本当に、どういう状態であるのやということも報告をしてあげてほしいというふうに思うのと、ウイルスは完全に消滅したのかというようなことでも非常に心配やということで、カラスやら、またタヌキの死骸があるというようなことから、そういう関連があるのと違うかというようなことで心配をされております。

その点も十分調査をして、説明も住民に納得ができるような方法で、やっぱりこれも行政と地元住民とが一体にならなったら、これはやっぱり解決するものではないというふうに思うので、その辺を十分考慮に入れた中で対応していただきたいというふうに思います。

それと、「みんなおいデイ」の関係でございますけれども、これも財政的な面で町の方も苦労されると思うんですけれども、その315円の参加費をもらっておると。それがたとえ500円になろうとも、やっぱり金の問題じゃなくして、やっぱり気持ちを健康で生き生きとするというものを重視していただいて、やっぱり補助せんらんとときには補助していかないかんし、そういうお年寄りが元気で長生きしていただくというものであって、今、不自由な人とか病気の人をどうするということやなしに、元気な人がいつまでも健康で生き生きとした生活を送るがための事業であるので、その辺も十分考慮していただいて、対応に当たっていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） まず鳥インフルエンザの関係でございますが、現在聞き及んでおりますものとしては、今、野口議員がおっしゃいました処分後の安全状況はどうかということでございますが、いわゆる高病原性鳥インフルエンザのウイルスは完全に死滅をしているというふうに伺っておりますので、その点は心配がないというふうに思っております。

残っております鶏ふんの処理等につきましても、先ほど申し上げました経過をたどって、粛々と進められるということでございますし、埋却をされております部分につきましても、国・府で処理をするということが、先ほど申し上げましたように家畜伝染予防法に基づいて国が2分の1の負担で進められるというふうに伺っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

また、「危機来襲」の出版物でございますが、この辺の出版された方の意図までは私にはわかりませんので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

さらに、「みんなおいデイ」の存続をとということについては、廃止をするということではございません。中身を十分検討しながら、野口議員がおっしゃるように、これからの皆さんが本当に健康で元気にお暮らしをいただくための一つのあり方として、さらに内容を深めて、

多くの皆さんにご利用いただけるためのあり方を今検討をさせていただいておるということでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 16番、野口君。

○16番（野口久之君） そういったことで、京丹波町になって住民の方は、「合併をしてよくなるのやろか、どうやろう」という心配をされております。京丹波町になったら、よい方向に進むのであろうという期待もある中で、大きな問題、ハード的な問題とか、ソフト面とがありますけれども、些細なと言ったら語弊があるかと思いますが、やっぱり地元住民が喜ぶ簡単なことからでも前向きに取り組んでいただきたいというように切にお願いを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○議長（岡本 勇君） ここで、10時30分まで、暫時休憩といたします。

（休憩 午前 10時11分）

（再開 午前 10時30分）

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山内武夫君の発言を許可いたします。

12番、山内君。

○12番（山内武夫君） まずもって、このたびの合併後初の京丹波町長選挙におきまして、松原町長におかれましては、多くの町民の皆様方のご支持を得られまして、初代京丹波町長としてご就任をされましたことに、心からお祝いを申し上げます。

私も、今回の町議会議員選挙におきまして、多くの町民の皆様方のご支援をいただきましたこと、身に余る光栄と存じておりますとともに、議員といたしましてその責務を果たせるように、渾身の努力を傾注してまいりたいというような決意でおりますので、皆様方の格別のご指導とご鞭撻を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告書に従いまして、1点目にはまちづくりの基本方針について、それから行財政改革について、子育て支援対策についての3点につきまして、質問をさせていただきたいというふうに思っております。

なお、先日も他の議員から同様の質問もありましたので、重ねての質問ということになるわけですが、また町長の今年度の施政方針で既にうたわれておる内容もありますので、重複している点もあろうかというふうに思いますけれども、私なりに整理をしながら、私の視点で質問させていただきたいというふうに思っておりますので、ご了承いただきますように、よろしく願いいたします。

まず初めに、まちづくりの基本方針についてであります。

今まさに、地方自治体は、地方分権という荒波の中で大きな変革期を迎えております。国の進めております三位一体の改革など、逼迫する財政状況と、膨張する債務の削減等を行うため、財政の構造改革が進められておりました、地方自治体の財政を支えてきた税、地方交付税、補助金について、厳しい制度改革が進められております。

こうした改革は、特に小規模な市町村に影響が大きく、とりわけ京丹波町の船出は、今後一層厳しい財政運営を迫られることが予想されております。

また一方では、少子・高齢化、情報化、環境問題への関心の高まりなど、時代の流れとともに住民ニーズが多様化、高度化している中で、住民に最も近い自治体である市町村の果たす役割がますます重要になってきております。

地方の時代と言われて久しいわけですがけれども、地方分権推進一括法が制定されて数年が経過をしましました。緩やかに分権が進んでおります。分権は、自らの地域のことは自らが決定するという自主性が確保されると同時に、意思決定における責任や財源の確保などについても、自らの責任と創意工夫のもとで行っていくことが求められております。

今回の合併によりまして、町の規模が大きくなる利点などを生かしながら、将来にわたって行政サービス体制の維持、充実などが可能なように、行政能力の向上を図りながら、自ら住みやすい地域づくりを考え、実践していくための住民参加のまちづくりが求められております。

新町まちづくり計画では、将来像を、「丹波高原につつまれ、人の交流・連携で築く、ぬくもりと躍動のあるまち」として、ここに住む人々が主人公となって、活発に交流し、連携することを基本に、新町のまちづくりを推進するとなっております。

そこで、新しい町が一体的なまとまりのある地域として、さらに魅力あるまちづくりをどのように進めようとするのか、具体的方策を、町長の就任に当たりましてお伺いしていきたいというふうに思っております。

次に、住民自治組織の育成についてであります。

今回の合併によりまして、3つの町にはそれぞれ違った個性があり、多くの魅力的な資源があります。合併によって、それらの個性が一方に吸収されたり、埋没するのではなく、それぞれの地域が個性的で輝いていけるような地域づくりが必要と考えております。

今回の合併協定内容では、支所機能の充実強化と、既存の自治会の連携によって住民の意思が、意見が十分反映されるとして、合併特例に基づく地域審議会を設置しないことが確認をされております。

そのような中で、集落を単位とした従来からある自治会組織等を再活性化させるとともに、

行政との協働によるまちづくりを目指す地域組織、地域振興会的なものの考えを取り入れていこうとする動きが全国的にあります。今後何でも行政任せや行政に頼るのではなく、自主的で柔軟な発想に基づく住民参加のまちづくりをより広範な町民の皆さんに参加していただき、進めることが求められております。

町長の今年度の施政方針では、新たな住民自治組織の立ち上げをうたわれておりますが、具体的にどのような体制を考えておられるのか、改めてお聞きをしていきたいというふうに思います。

また、町民との対話を大切にしながら、情報を積極的に開示していくとともに、自由に意見を述べ、提言をしていただくためのまちづくり委員会の設置についても考えておられますが、どのようなものをお考えなのか、あわせて情報公開こそが住民参加の必須の前提条件であり、情報なくして参加なしと考えておりますが、委員会の設置に当たっては広く住民から公募するというようなことから始めるべきであると思っておりますが、どうでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、住民自治を発展させ、安心・安全の地域づくりを推進するための支所機能の充実についてであります。

このことについては、旧瑞穂町議会でもたびたび議論をされておりましたが、合併に対する不安の声として、行政サービスが低下するのではないか、一部の地域だけが発展し、周辺部が寂れるのではないかと、役場が遠くなり、住民の意思が届きにくくなるなどの多くの声をお聞きしております。

当時の町長は、これらのことに、住民に不便をかけない、サービスを低下させない、住民の視点に立った、そうした支所であらねばならないということのを第一義に考え、充実した整備、職員体制を整えていくべきであると明言をされております。

が、今日、支所の実態を見ますとき、政策決定もできない、予算編成や予算の執行権もない。これでは、本庁との単なる連絡役に過ぎないし、支所機能の充実というには余りにもお粗末というほかありません。また、支所長の決裁事項、決裁額もどの程度なのか、明確にされておられません。

来年発足いたします南丹市では、町長、助役クラスが支所長というようなことも聞いております。

今回の合併により、町の区域が広大なものとなりましたが、住民同士、役場と住民が疎遠にならないように、お互いのつながりを維持していくことが必要であります。そこで、これまではぐくんできた温かい人間関係を大切にしながら、お互いの顔が見える温かいまちづく

りを進めるためにも、この際、改めて支所機能の充実と、支所長の権限を見直すべきと考えますが、町長の所見をお伺いしたいというふうに思います。

あわせて、緊急時や災害時における支所体制についてお伺いをいたしたいというふうに思います。

今年の台風23号の襲来は記憶に新しいところでありますが、近年、地震や風水害など、予期しない災害がいつどこで起こるともわかりません。災害の発生においては、迅速で的確な対応が求められております。このことが、被害を最小限にとどめるとともに、住民の生命と財産を守ることとなります。

今後、大規模な災害や事故といった広範にわたる災害に対しては、行政と関係機関の対応力を強化するほか、地域やボランティアと幅広い連携のもと、総合的に危機管理体制を確立する必要があります。

そこで、不慮の災害に対して適切かつ柔軟に対応できるための防災計画の作成と、防災対応マニュアルを作成するとともに、非常時における適切な判断力を養うため、防災訓練や職員研修の徹底を図る必要があると思いますが、どうでしょうか。

また、万が一災害が発生した場合、情報の収集、伝達、避難、要援護者の保護、救助、救急等に支所として十分対応できるのか、また増員計画はどのようになっているのか、あわせてお伺いをしたいと思います。

次に、行財政改革についてお伺いをいたします。

近い将来予想される厳しい財政見通しの中で、自治体が自立した財政運営を展望しようとするれば、自治体の行財政全体にまたがるシステム改革が不可欠であると考えております。今後予想されます財政縮減を乗り越えていくためには、単なる従来型の歳出削減策では到底対応できません。不要不急の財政支出の見直しは当然として、自治体の歳出構造を大きく変更するような改革が避けられないというふうに思います。

このような改革を抜きにして、歳入と歳出の赤字ギャップをひたすら人件費や扶助費といった歳出の削減や、手数料や負担金の増加などの歳入の増加によって埋めていくだけにとどまれば、住民の生活困難を理不尽にも大きくするだけであります。必要な財政運営上の改革を怠っていれば、すぐにでも大規模な財政破綻が待ち受けていると言えると思います。

既に、国の財政運営の影響によって、合併後直ちに新町建設計画の大幅見直しを余儀なくされている自治体もあらわれてきております。合併後10年を過ぎますと、地方交付税の合併算定外の特例も縮小し、地方交付税は本格的に減少する一方で、合併を機に拡大した地方債の償還のピークを迎えます。

こう考えますと、合併後の10年間をどのように過ごすかということが極めて重要な意味合いを持つと言えます。ここ数年の地方交付税の抑制で、我が京丹波町も財政調整基金の底が見えてきております。取り崩して使おうにも、伝家の宝刀はもう使えなくなって、合併しても財政は一息つく程度で、その先は財政逼迫ではないでしょうか。

そこで、今後安定した財政運営を図るため、具体的にどのような財政改革を考えておられるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

次に、合併特例債の活用についてであります。

京丹波町におきます地方債の残高は、380億円余りとなっております。将来にわたる公債費負担、償還能力というものも十分に考え、一方では、地方債残高を抑えることや、住民負担を軽減させることを念頭に、町政を執行されるべきであると思います。

しかし、その一方、新町における財政計画では、合併特例債の活用を対象事業全体の約6割、50数億円とお聞きをしておりますが、具体的にどのような事業に活用されようとしておられるのか、改めてお伺いをしたいというふうに思います。

合併協議の協定内容では、情報通信基盤について、合併後、速やかに均一な情報基盤の整備について検討を行うことが確認をされております。町民に等しくサービスを共有することが行政の使命でもあることから、一日も早いケーブルテレビの全町普及の事業化に向け、取り組むべきと考えますが、CATVの事業費は10数億円とお聞きしております。そこで、整備に当たっては特例債や過疎債を活用される意思があるのかどうか、その点につきましても改めてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

最後に、子育て支援対策についてお伺いをいたします。

子育て支援施策は、エンゼルプランから始まりまして、昨年からは次世代育成支援という新しい考え方による少子化、子育て支援施策の推進が図られており、今後、市町村を中心として大きく再構成される必要がありますが、なかなか実効性が見えてこない現状にあります。

そこで、すこやかに子どもが育つまちづくりを基本理念として、子育てが安心してできる環境づくり、子どもが安心して成長できる環境づくり、子育てと仕事が両立できる環境づくりを、保健・福祉・医療・教育・労働・生活環境などの分野が一体となって推進することが今求められていると思いますが、町としての具体的な支援策をお示ししていただきたいというふうに思います。

また、本町における少子化対策、子育て支援対策の最大のポイントは、町の活性化にどうつなげていくかということになります。多くの関係機関、町民の皆さんからなる検討委員会を設置し、総合保育施設の整備を初めとする総合的で、かつ計画的な推進と支援体制を構築

するための協議の場が必要と思いますがどうでしょうか、あわせてお伺いをしておきたいというふうに思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、山内武夫議員の質問にお答えをさせていただきます。

冒頭、重ねての祝意のお言葉を賜りまして、恐縮に存じております。今後とも、よろしくお願いを申し上げます。

まず第1点目の、まちづくりの基本方針等について、どのような視点で取り組むのかというところでございます。

先に申し上げましたように、まずは町民の皆さんが、自らが住む町に愛着と誇りを持っていただくために、広報の充実や情報公開の推進によりまして、開かれたわかりやすい行政運営の中で、町民の皆様が一体となってまちづくりに積極的に参加できる環境を整えていくことが大切だというふうに思っております。そこから生まれる集落活動や、自由な発想と意思を持って自主的に取り組みがなされる地域活動等を支援するなど、住民と行政が協働するまちづくりを進めたいと、先ほどから申し上げているとおりでございます。

また、町民の皆様が町政に直接参加するだけではなく、それぞれの立場で福祉、環境、農林業、教育などの分野で活躍され、まちづくりに貢献いただくことも、また住民参加の一つであり、そのための人材育成や健康づくりなどの取り組みも大切であるというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、ご指摘のとおり、合併はいたしましたけれども、なお一層の財政運営の厳しさはついてくるわけでもございますし、また分権時代に入りまして、本当に自らがそういう工夫をしながら、その財源の確保に努めていかなければならない判断と責任がついて回るわけでございますので、心して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、第2点目でございますが、住民自治組織のあり方等のご質問でございます。

先日、室田隆一郎議員のご質問にお答えした内容と同様でございますので、全体的な考え方につきましては省略をさせていただきたいと思いますが、ご指摘のとおり、情報の開示、そしてまたまちづくり委員会の内容は、また公募する気はあるのかなのか、その辺のことについてどう思っているというご質問でございます。

本当に多くの皆さんがかかわっていただくことがこれからのまちづくりには大事な視点だというふうに思っておりますし、そうした意味からは、年代別な部分も大事かと思っております。

そうした中、各年代の層から出ていただくことも大事でありますし、また、この町域に多くの優秀な企業も進出をいただいております。そうした企業の代表の方にもご参加をいただいて、本当にこの地域に新しい風と考え方をもち込んでいただいておりますたくさんの企業がおいででございますので、そうした斬新な考え方をまちづくりにもぜひともお力添えをいただくのがいいのではないかというふうに思っているところでございまして、就任をさせていただきましてから、それぞれの皆さん方にお出合いする機会があるたびにそうしたことも申し上げて、ぜひともまちづくりに参加をしてほしいという要請をさせていただいております。

企業の皆さんも、また自分たちの進出したこの地域が元気に、そしてまた発展していくことを望んでいると、同様のお考えのようでございますし、今後、ご協力をいただけるというふうに確信をいたしております。

そうした中で、公募も含めて、各階層、そして多種多様の皆さん方に参加をいただいて、文字どおり自らの手でまちづくりをしていただく、こういう委員会を十分検討しながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、支所機能の関係でございます。

合併協議におきまして、新町の事務所の位置につきましては慎重に協議に協議を重ねていただきまして、役場の位置が旧丹波町役場、支所がそれぞれ旧瑞穂町、そして旧和知町の各役場と決められたところでございます。

今回の合併の背景は、議員も御存じのとおり、行財政の改革であるということは今さら言うまでもございませんが、しかしながら、合併を進める上で、住民の皆さんには常日ごろの役場を利用するに当たりまして少しでも不便をかけないように、システムの整備並びに課、室の配置及び職員の配置をさせていただいたところでございます。

ですが、国も京都府も財政厳しい状況は変わりはありませんし、このような状況の中で、今後も本町におきましても行財政改革は一層進めてまいらなければならないというふうに思っておりますし、新時代に対応していかなければならないと考えております。

また、合併調整時になされた職員数の適正管理を今後進めてまいりますので、職員の全体数は減少していくということになってまいります。

本庁も支所も、出先等も人数は減少してまいりますので、それらに見合った見直しを進めていかなければならないというふうに思っておりますが、また支所のあり方等につきましては、まだ設置して2カ月少しということでございますので、運用上の課題もあると存じております。

今後、支所長の権限をどうするかということにつきましては、その状況等を見ながら、ご指摘のサービス低下を起こさないという視点で改めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

次に、緊急時や災害時の支所体制は十分なのかということですが、昨年の台風23号による被害などの大規模災害につきましては、支所のみで対応することができないので、応急対策計画では災害対策本部に旧町ごとに支部を設置いたしまして、基本的に旧町の職員で対応することといたしておるところでございます。

町の総力を挙げて応急対策を行いますが、大規模災害にはすべてに対応することは困難であり、自分たちの地域は自分たちで守るという原点に立ち、地域の皆さんが一体となって消火、救出などの活動に取り組み、被害を最小限にとめるような組織づくりを推進していかなければならないというふうに思っているところでございます。

次に、行財政改革についてのご質問でございますが、まず第1点目の今後の具体策を考えているかということですが、平成17年度につきましては、旧町の事業を引き継ぐこととなりまして、実際には平成18年度の予算編成から、新町における具体的な事務事業の見直しを含めて予算措置を図ることになるわけですが、その根幹となるのが合併協議において作成された新町まちづくり計画でありまして、ここに上げられました将来像と基本方向に基づき、事業を計画、展開していくことが大切だと考えております。

これには、当然、財政計画との整合性を図ることが必要でありまして、決算状況等をもとに財政計画を策定する必要があると存じております。

また、2番目の地方債残高の抑制と合併特例債の活用等でございますが、現在、新町における地方債の残高は、当初予算ベースで一般会計と町営バス運行事業会計を合わせまして普通会計で約185億円となっております、町民1人当たり約103万円ということになるわけでございます。

今後においても、投資的事業の増大に伴う地方債の発行残高は増加することが予想されておりますけれども、過疎債や合併特例債など、交付税措置の高い有利な地方債の活用に関心がけることとし、その発行数量も必要最小限にとどめてまいりたいと考えているところでございます。

また、合併特例債の活用方法でございますが、昨日も述べましたように、新町の一体性の速やかな確立と均衡ある発展を図るために必要な支出の整備に充当するものと、地域住民の連帯の強化や、地域振興等のための基金積み立てに充当するものを効率的に活用していきたいと思っておるところでございます。

また、情報の一元化ということでお話をさせていただいておるところでございますが、いずれのものを充てるのかということでございますが、これにつきましては昨日から申し上げておりますように、実施年度がまだ明確に定められておりませんので、そのことにもよるわけでございますが、いずれにいたしましても過疎債、特例債、有利な財源を活用しながら進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

次に、少子化、核家族の中で、子どもを安心して産み育てるための具体的な支援策と総合保育施設の整備が必要と思うがどうかということでございますが、昨日来より篠塚議員、坂本議員のご質問に対して、子育て支援、少子化対策、若者定住にかかわる支援策につきまして述べさせていただいておりますが、平成17年度に策定されました次世代育成支援行動計画に基づきまして、行政はもちろん、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域やボランティア活動等によります世代間交流等を含めた社会全体の取り組みとして、子育て支援を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、総合保育施設の整備についてのご質問でございますが、今後の社会情勢を見極めながら、将来の展望を開くに当たり、各会の調整を図りつつ、検討してまいりたいと存じておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

以上で、答弁とさせていただきますと思います。

○議長（岡本 勇君） 12番、山内君。

○12番（山内武夫君） それぞれ答弁をいただいたわけですが、1点、支所機能の充実につきまして再度お尋ねをしたいというふうに思っておりますが、旧町それぞれの歴史とか伝統文化といった貴重な財産があるわけですが、それを新町にきっちり引き継いでいくというようなことが今後大切であるというふうに思いますし、その役割というのがこれからの支所にも求められているというふうに思っておりますし、支所の活性化こそがまちづくりの基本になるというふうに私は考えておるところでございます。

そういうような中で、今、職員の適正管理の問題もあるわけですが、現に支所の職員が相当数減ってまいっておりますし、また一方で、予算の関係を見ておりましたも、支所の予算といいますと通常管理経費のみで、ましてや予算の執行も支所ではできんというような実態もあるというようなこともお聞きしております。

また反対に、本庁はどうかといいますと、残業続きで目が回るような忙しい毎日を送っておるというようなことも、そういう実態もお聞きしております。

今、町長が運用上の課題やとか、またサービスの低下が起きないように、再度また見直していくというようなことも言われておりますけれども、こういう点につきましても再度体制

を早急にまた見直していただきたいというふうなことを思っておりますのと、職員体制の関連で申し上げますと、先般ですけれども、不幸にも瑞穂支所の職員が公務中に亡くなられたというようなことが発生をしたんですけれども、また、ほかにも職員の中で体調が思わしくないという方もおられるというようなことも聞いておりますが、そういう点での欠員となっている職名における体制を今後どのようにされようとしておるのか、あわせてお伺いをしておきたいというふうに思っております。

それともう1点、支所長の権限の関連でお尋ねをするんですけれども、当然事務執行における権限と責任の所在を明確にするという点では、事務の決裁規定がもう整備をされておるというふうに思っておるんですけれども、私のちょっとこれは勉強不足かもしれませんが、見ておるところでは、どこにそれがあるのか見当たらんというようなことでございますので、改めてお伺いしておきたいというふうに思っております。

それともう1点、過疎債の関係ですけれども、合併をいたしまして、京丹波町が過疎地域ということで全体が指定されたということをお聞きしておるんですけれども、今後、新町の過疎地域の自立促進のための市町村計画の策定、これが必要になってこようかというふうに思っておりますけれども、いつごろまでにこの計画が策定されようとしておるのか、あわせてお伺いしておきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 確かに議員おっしゃるように、これからの支所のあり方をどうしていくかということにつきましては、多くの議論があろうかと思えますし、また先ほど申し上げましたように、今後の状況を見ながら地域の皆さん方の思い、そしてまたそこで展開されます行政サービス等を勘案しながら、そのことが申し上げております均衡ある発展、あるいはサービス低下につながらないということで、十分今後検討を加えてまいりたいというふうに思えますし、そうした中にありまして、伝統文化の継承がそこを中心に進められていることが大事であるということにつきましては、またそのことが役割ではないかということについても、私も同様の思いでございますので、十分検討してまいりたいというふうに思っております。

欠員の体制はどうなっているかという分については、担当課長から説明をいたさせます。

それから、過疎債の関係で、市町村計画は早くすべきでないかと、このご指摘のとおりでございますが、過疎債は時限立法で22年までということで、余りもう年数はないわけでございますが、早急に計画を策定したいというふうに思っているところでございます。

残余につきましては、担当課長から説明をいたさせます。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） 山内議員のご質問にお答えしたいと思います。

最初に職員のご関係でございますけれども、ご不幸がございまして、大変お気の毒なことだというふうにご存じております。

その後の体制につきましては、それぞれの部署で、大変ではございますけれども、補完していただいているというところでございます。17年度中についてはこの体制でまいりたいというふうには考えております。

ただ、あと休んでいる職員はどうかというふうなお話がございましたけれども、気持ちの問題もございまして、課長級等がカバーをするような形で、一日も早く元気になっていただくような手だてをしているところでございます。

それから、決裁規定についてのお尋ねでございますけれども、金額的な決裁区分というのは設けておりますが、今のところ、文章的な格好での決裁規定というものはできておりませんので、17年度中にはそれを整備していきたいというふうに思っておりますが、今のところ、支障なしにクリアできているというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） 先ほどの過疎計画の件でございますが、現在基礎数値のもう一度改めての、京丹波町という区域になりますので、基礎数値の見直しを行っておりまして、既にそれぞれ旧和知、旧瑞穂の中で過疎計画が定まっております、その事業内容も掲載されております。

この内容につきましても、もう一度、いま一度、見直しをさせていただき、また新たに発生いたします旧の丹波の部分もその計画の中に盛り込みの検討をさせていただきまして、計画が定まりましたら議会の方にご報告をさせていただきまして、先ほど町長が申し上げましたように、早急にこの計画を策定したいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 次に、山田 均君の発言を許可いたします。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいまから、平成17年度12月定例議会における私の一般質問を行います。

初めに、先に行われました京丹波町会議員選挙では、合併後の最初の選挙ということもあり、立候補者が24名という多数激戦の選挙でありました。合併によって、周辺部は取り残されないかなど、期待よりも不安の方が大きい、そういう中での選挙で、身近な人が議員に出てほしいという気持ちが強く出た選挙ではありました。

日本共産党は、3議席を獲得し、1,790票という大きな支持を得ることができました。この場をお借りしまして、住民の皆さんへの心からのお礼と感謝を申し上げます。公約実現に全力を挙げる決意であります。

また、今回の町長選挙で見事当選をされた松原町長に、お祝いを申し上げます。

また、それと同時に、3町のよさを生かしたまちづくりを進められることを期待いたしまして、次の5点について町長にお尋ねいたします。

第1点目は、新町のまちづくりについてお尋ねいたします。

新町のまちづくりについては、それぞれ各議員からいろいろな角度からの質問もありましたが、私は、まちづくりの中心、基本をどこに置くのかについてお尋ねしたいと思います。

合併協議会が行ったまちづくりアンケートでは、将来に望ましい町の姿は、「保健・福祉・医療のサービスが充実した、健康で安心して暮らせるまち」が、70.7%で、その説明では健康に対する関心の高さがあらわれたと報告をされております。そして、その傾向は、年齢が高くなるにつれ、そういう回答が多くなったと報告されております。

また、合併の不安の中では、行政サービスが低下し、住民負担が増えることに対して、73.9%の人が不安に感じておられることが数字にもあらわれております。

こうした傾向は、私たち日本共産党が行いました住民アンケートの調査でも、まちづくりの中心で一番充実してほしいのは「保健・福祉・医療」と、こういうことになっておりまして、このように町民の願うまちづくりは福祉を基本に置いて進めていくことを求めていると、このように考えます。

旧瑞穂町では、「いきいき・ふれあいー福祉のまち」を基本に町政が進められておりまして、結果として、船井郡内では福祉が一番進んだ町として評価をされておりました。

京丹波町では、高齢化率は65歳以上では既に30.5%の状況と、主要施策の中で報告をされております。全国的にも総人口が減少に転じる平成18年以降は、高齢化率が加速すると言われており、20年後の平成37年には約30%に達する見込みと言われております。

少子・高齢化社会が一層加速する中で、特色あるまちづくりを進めていくためには、小さな合併を選択した町の特性を生かして、福祉を町政の基本にしっかり据えた町政を進めていくことが特色あるまちづくりだと考えますが、町長の見解をお尋ねしたいと思います。

第2点目は、畑川ダムについてお尋ねいたします。

畑川ダムの見直し廃止については、旧町の時代から住民の声として取り上げてまいりましたが、新しい京丹波町としてダムの中止を求めるものであります。

もともとダムの問題は、旧丹波町、瑞穂の地域が分水嶺で、水の確保がまちづくりの中心課題と位置づけて取り組まれてきたものであります。計画時点では開発団地にも多数の住民が住むことを前提に、水の確保が必要として取り組まれてきたものであります。

しかし、今の状況は、ダム計画時点とは大きく変わり、平成18年から国の人口も減少傾向になり、開発団地に多数の人が急に住むとはとても考えられない状況であります。

また、人口の目標も、当初、丹波町では1万5,000人、瑞穂町1万人に、平成25年には合わせて2万5,000人で水需要を見込んだ計画をして進んでまいりましたが、その後、平成30年の目標を、人口設定として2万2,500人に変更され、水需要の計画になっております。さらに、振興計画の見直しで、丹波1万2,000人、瑞穂7,000人に変更されましたが、それでも両町合わせて1万9,000人の人口目標での水需要計画になっております。

しかし、9月1日現在の人口は、旧丹波町で8,776人、瑞穂町で5,269人、旧2町合わせまして1万4,045人でありました。実際に町内に住んでいる人は、当然これよりも少ないことは明らかであります。計画人口目標に対しても、5,000人も人の差があるわけでありまして、こんな過大な計画は当然見直すべきでありますし、根本的な、そこに大きな問題があるというように思うわけでありまして。

さらに、丹波町では、大きな問題として取り組まれておりますダム上流の家畜ふん尿の野積みによるダム湖への流入問題があります。家畜ふん尿の処理問題については、ダム計画の点から取り組まれておりますが、いまだに解決のめどは立っておりません。新しい施設が稼動しても、すべてが解決できるものではありません。これまで堆積している牛ふんを処理するには、時間と多額の経費が必要であります。

丹波、瑞穂は分水嶺で、水問題の解決が町発展の要とまで言われてまいりました。水が不足しているから、何が何でも水を確保することが最優先と、こうされて、ダムをつくって水の確保となり、一番身近なところによる畑川からの取水となつたとしか考えられません。

畑川ダムの上流は、日吉町の畑郷で、大体10キロ余りもあるその下流にダムをつくらうとしているわけでありまして。

人口の目標、ダム上流の家畜ふん尿処理問題、またダム上流が10キロもあり、行政区の違う日吉町という、こういう条件をあわせて考えると、畑川ダムの中止を京都府に通知して、

まちづくりの基本である人口目標を京丹波町として新たに設定し、その上で、旧和知も含めた中で水問題は対応していくべきと、こう考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

第3点目は、有害鳥獣対策についてお尋ねいたします。

有害鳥獣の被害は、私が今さら申し上げるまでもありません。既にご承知だと思います。町内では、イノシシ、シカ、猿の被害は本当に深刻であります。家の軒先まで来ていたとか、近づいても逃げないとか、人に被害を与える直前まで行っているわけであります。

特に、山すそに金網フェンスを集落で設置したのに、それを乗り越えて田んぼや畑まで出てくる。さらに、網や電気柵を個人で設置しなければ被害防止にならない、こういう状況にもあるわけであります。

また、猿の出没も、旧瑞穂町や丹波町の境まで来ていると、こういう情報もあります。シカなどは、数頭で群れをつくって、どこまでも侵入してきております。こうした被害防止の対策は、各集落の農家組合や営農組合などで集団的に取り組まれておりますし、もちろん個人の対応も、それぞれの田んぼや畑はされておるわけであります。

合併による調整内容の資料では、金網フェンスや電気柵を対象としてきた町、また漁網など、効果のあるそういう防除資材、こうした補助対象にしていた町、これの事業主体を農家組合などにするなど、そういう違いはありましたが、合併に伴い、補助率を8割に統一して、高さも2メートルまで対象とすると、単価も1,200円まで引き上げがされたと、こう聞いております。しかし、漁網や市販の網などのそういうものは、補助対象から除外されたというように聞いております。

農家組合などが集団で取り組む場合には、漁網やフェンスの継ぎ足しなども、有害鳥獣被害の防止に有効であれば、幅広く認めていくべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

第4点目は、重度心身障害者医療費助成事業についてお尋ねいたします。

重度心身障害者医療費助成事業の取り扱いについては、合併協で取り扱いは、第46号「各種事務事業の取り扱いに関すること（その他福祉事業の取り扱い）」の中で提案され、確認された内容を見ますと、調整内容2で、「重度心身障害者医療費助成事業については、瑞穂町の例を基本に新町において統一する」となっております。当然、この調整内容で実施されるものとだれもが考えるわけですが、実際に実施されたのは、瑞穂町の例を基本に統一されておられません。

通知されたのは、11月1日から実施するというので、10月末に通知されたのですが、それによりますと、旧瑞穂町では40人、旧和知町では20人が対象外になったと、こうい

う報告があるわけでありますが、旧瑞穂町の制度として見てみますと、「身体障害者手帳3級または4級を所有する者」、旧和知町では町制度として「身体障害者手帳3級から6級を所有する者」、旧丹波町では町制度として「身体障害者手帳3級または4級の一部に該当する手帳を所有する者」となっております。

これから見ますと、旧丹波町の例に倣って統一をされたというように思うわけですが、その通知を受けた方は、本当に激怒して、訪問してきた職員に詰め寄ったと。しかし、来た職員は、「私は使いで、決まったことを通知に來ただけでどうにもできない」、こういう対応だったということで、本当に合併によるサービスの低下をこんな一方的なやり方で進めていけば、本当に住民の思いと行政との距離が離れていくということになるわけでありませぬ。本当に制度から外れた人は、11月からすぐに医療費の負担をしなければならない。「年金暮らしでは病院にも行けない」、こういう訴えも聞いております。

これから見ますと、合併協の調整内容となぜこう違うことになっているのか。調整内容に基づいて直ちに見直しをすべきと、このように考えますが、町長の見解を伺っておきたいと思ひます。

また、あわせて身体障害者団体などへの説明や協議を行い、理解を求めていくというのが当然だと思ひますが、こういった配慮がもっと必要やというふうに思うわけでありませぬ、その点についてもあわせて伺っておきたいと思ひます。

第5点目は、国道27号の歩道改良についてお尋ねしておきたいと思ひます。

国道27号線は、京丹波町内を起点に走る国道の一つとして重要な道路であります。京丹波町は、国道9号とあわせて国道の要所になっているわけでありまして、国道の改修や拡幅などについては、順次進められておりますが、特に歩道の改良は、交通安全上からも急務の課題であります。特に、国道27号線の中山地内の歩道は、幅も非常に狭く、歩道の真ん中にはグレイチングもありまして、高齢化が進む中で安全で安心して歩ける歩道ということにはなっておりませぬ。これまでに歩道改良の計画もあつたようでありませぬが、今日まで具体化はされておきませぬ。今後、計画的な改良が必要というように考えますが、町としての考え方はどうなのか、1点お尋ねしておきたいと思ひます。

そして、あわせて、特に旧和知町と旧丹波町をつなぐ橋であります「白土橋」というのがあつたわけでありませぬが、これには全く歩道がありません。歩行者はもちろん、自転車通学など、少ないとはいえ非常に危険な状況であります。国への要望・要請など、緊急に取り組むべきと考えますが、町長の見解をお尋ねいたしまして、私の1回目の質問といたします。

○議長（岡本 勇君） お諮りします。

今、1回目の質問が終わったわけですが、このまま継続をすべきか、ちょっと今現在判断に迷っておるところなんです、このまま答弁を受けて終わるまでとなりますと、ちょっと若干時間が12時を回る可能性が出てまいります。それでも続けるべきか、ちょっとお諮りしたいと思うんですけれども。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 了解しました。継続といたします。

松原町長。

○町長(松原茂樹君) それでは、山田 均議員のご質問にお答えさせていただきます。

山田議員からも、私の就任に対するご祝意を賜りまして、恐縮に存じております。

まず第1点目、新町のまちづくりについて、特に福祉のまちづくりについての見解をということでございます。

福祉といいましても、一言に言ってもなかなかいろんなとらえ方があるというふうに思うんですが、特に地方公共団体等がかかわりますことになると、社会福祉という表現が主に使われてくるのではないかというふうに思いますし、これにも社会福祉を社会サービスの一環としてとらえている人もありますし、また弱者を援助するものとしてとらえている方もあるわけで、さまざまそうしたとらえ方があるわけですが、そうした中にありまして、要するに相手の方が何を求めているのか、何を必要としているのか、それを解決していくためのプロセスを含めたものが福祉ではないかというふうに考えているところでございます。

社会情勢は、これまでもまして厳しく、子どもたち、高齢者の方々はもちろん、若い世代の方々にも暮らしにくい世の中になってきておるように思います。これは、たくさんの要因があるかと思われませんが、その中でも、人と人とのかかわり、人間関係が希薄になってきていることも要因と考えるところでございます。

福祉のまちづくりは、公的機関であります京丹波町といたしましても、それぞれこれまでのサービスの充実に努めてまいっておるところでございますし、これからもそのように思っているところでございますが、予算、人的な問題もありまして、限界もあると考えております。すべての人々が安全で安心し、健康で生き生きと暮らせる町、また住民が主体的に活動し、相互に支え合い、助け合いができるまちづくりを目指して、町政を進めていく所存でございます。

具体的には、地域の組織活動を支援しながら、住民一人一人がみずからの健康を自覚し、健康の増進に努めることへの支援策を進めるとともに、町といたしましても、健康増進事業、

各種検診、相談、健康教室等々の各種サービスの推進に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、地域の中での世代間交流を積極的に進めるとともに、高齢者の方々やボランティアの方々による活動支援にも力を入れて推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、畑川ダムの関係でございますが、畑川ダムは、旧丹波町及び旧瑞穂町内での安定した生活用水の供給とあわせて、未給水地域の解消を目的として事業化されたものでございまして、このダムなくして旧両町の水道水の安定供給にはつながらないものと確信いたしておりますし、新町でも大きな町の施策、重要課題として取り組んでまいりたいというふうに思っております。

そのことを踏まえまして、国・府など関係機関の支援を受け、促進されてきたことは、まことに喜ばしいというふうに思っておりますし、一日も早い完成を目指し、関係機関一体となって取り組んでまいる所存でございます。

現水道統合整備計画も、将来人口の予測も基本に置きながら、また一方では、この水資源開発が町の大きな活性剤としての役割を担うものとして位置づける中で、国・府の審査も受け、事業化をしている今日でございます。本整備事業も完成間近となり、引き続きその推進に全力を挙げて取り組む所存でございます。

ご指摘の人口の問題もありますし、畜産環境の周辺整備もご指摘をいただいたところでございますが、やはりこれからの行政がどうしても背負っていかねばならない現状の人口の推移のみではなしに、やっぱり目標といたしております1万9,000人、これは2町の関係でございますけれども、そこに到達するための行政としての安定給水はどうしても図っておかなければならんというふうに考えているところでございます。

また、ダム湖周辺の畜産環境の整備等につきましては、今の当初予算の中でも未完成の部分もお願いをいたしておるところでございますが、12年からこのことに向けまして、周辺の畜産環境の抜本的な改革をということで、今、温風発酵型のシステムを、その機能の十分な発揮をするように努力をいたしておるところでございますし、野積みの部分も、この施設で徐々にではございますが改良をしていくという計画で今進められているというふうに承知をいたしております。

そうしたことで、今後も引き続き、ダムの建設につきましては計画どおり推し進めていくという考え方でおるところでございます。ご理解を賜りたいと思います。

また、旧の和知町内におきましても、簡易水道施設の統合整備計画を実施しておりますし、

住民の皆さんが等しく水道、用水の供給を受けるよう、努力してまいりたいというふうに思っております。

水利関係の問題も含め、旧和知町の水道事業と畑川ダム事業における水道、用水の供給等は異なる点多々あるわけですが、総合的に考えることは困難なものと判断をいたしておるところでございます。

次に、有害鳥獣の関係でございますが、有害鳥獣による農作物の被害防止対策として、農家組合等が金網等の防止施設を設置する場合に、京丹波町農林業関係補助金交付要綱に基づき、資材購入費に対して補助金を交付することとしております。

この事業は、府の補助基準によりまして事業採択を受けたものを対象としておりますが、従来から防止施設の耐用年数5年以上のものが採択要件とされております。旧3町及び新町での対応も、府の要件に準じて行うことといたしてございまして、いわゆる漁網については耐用年数が5年以上であると認めがたいことから、補助対象外といたしてございます。

また、既設の金網等に継ぎ足すことについては、被害防止の対象鳥獣が拡大できると認められる場合、例えばシカのみを柵がシカあるいは猿にも対応できるというようなものでございますが、府と協議の上、対応を検討していきたいと考えております。

なお、強度の高い漁網等、新たな資材を設置される場合につきましても、耐用年数等について府と協議を行い、対応を検討していきたいと考えておるところでございます。

重度心身障害者医療費助成事業についてでございますが、当該事業の合併協議における調整方針では、確かに、「瑞穂町の例により、合併時に統合する。ただし、町制度の『身体障害者手帳5級を所持し』を削るとし、協議会では瑞穂町の例を基本に新町において統一する」となっております。

しかしながら、本件につきましては、その調整方針を経た協議結果、あるいはまた調整結果が合併前に既に明記されているところでございますし、その内容の対象者は、町制度として「身体障害者手帳3級及び4級の一部を所持する者」、2つ目に「知能指数がおおむね50以下と判定された者」、3つ目に「精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の交付を受けた者」、4つ目に「障害年金、国民年金、厚生年金1級、2級の者」となっております。特に身体障害者4級の一部を所持する者の表現はあいまいさを含んでいるところではありますが、これについても、老人保健法施行令に規定する4級の一部の障害のみが対象となることも準用明記されております。

したがって、山田議員のご質問の中の、「実際に該当者に通知された内容は大きく違っている。直ちに是正すべきと考える」というご指摘にはならないのではないかと考えてい

るところでございます。

しかしながら、このたびの施政方針の中で、保健・福祉・医療の充実を基本政策として上げております。財政の健全化を見据える中で、町単費制度としての内容充実については、今後検討を加えてまいりたいと考えているところでございます。

また、制度が大幅に変わる場合には、身体障害者団体等にも説明するなど、配慮が必要ではないかというご指摘であります。内容にあってはプライバシー法の観点も含んでいるものもございます。議員ご指摘も含め、留意しながら、実効性のある説明と配慮に心がけてまいりたいと思っております。

国道27号線、中山地内から白土にかけて歩道設置についてでございますが、ご指摘のとおり狭小で、大変危険な箇所も多くあると存じております。地元皆様のご理解、ご協力を得ながら、国交省に強く要請をしてまいりたいと存じます。

一部、本年度事業化され、施工いただくと聞いており、地域全体的な話として、今後地元の皆様の要望も受けながら、国土交通省と協議をしてまいりたいと存じております。

よろしく願い申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） それぞれ答弁をいただいたわけでございますが、改めまして何点かについてお尋ねしておきたいと思っております。

1つ目には、新町のまちづくりのことについて、私は福祉のまちづくりということをお願いしたわけですが、町長からはそれぞれ予算づけの問題も含めて、そういう福祉という見方をされたわけでございますけれども、私が申し上げたかったのは、その福祉を町政の中心、基本に据えるということは、農業の分野を見ても、もちろん商工業の分野を見ても、そういう福祉の分野で見ていくということが大事だということをお願いしたわけでございます。

町長が今回提唱されております地域振興会、そういう住民組織をつくっていかうということも提唱されておるわけでありますから、そういう上でもそういう視点で考えていくということは非常に大事じゃないかというように考えるわけであります。

私たちが、今、実は地域で地域農場づくりというのを取り組んでおるわけですが、これは地域の農業をどうしていくかということがもちろん中心ではありますが、高齢化していく、後継者がいないと、こういう中で、農業というのを一面的に見るということではなしに、農業に全くかわりのない方も含めてやっぱり地域をどう見ていくかということで、実は取り組んでおります。

その一つの拠点にといいいますか、しておるのは、米倉庫という農業に一番かかわりの深いものを活用させていただいて、その活用をどうするかという視点を考えておるわけでございますけれども、そういう場合にも、例えば近くに共同作業所もあるわけでありますから、そういうところの連携をするとか、例えば会場でも段差をなくすとか、高齢者が使いやすいようにするとか、そういう一つのことを取り組んでいくにも、そういう福祉という視点をしっかり置いて進めていくということが、私は非常に大事やないかと。

だから、そういう視点でいろんな分野を進めていく場合に、そこをしっかりと外さずにまちづくりの中心にしっかりと据えた、そういう取り組みを各方面で取り組んでいくということが非常に大事じゃないかというふうに考えるわけでございます。

そういう視点というのをまちづくりの中にしっかりと据えていただきたいと、据えていくということが本当にまちづくりの、町長が言われる特色あるまちづくりに進んでいくんじゃないかという、そういう思いで申し上げましたので、そういう立場での町政の進め方を私はやっていくべきだということを、これは特にお金がなくてもできる部分もありますし、同じお金を使うのも、そういう視点で見れば有効にお金を使えるという、そういうことだと考えますので、ぜひそういう点でのお考えをもう一度伺っておきたいというように思います。

それから、畑川ダムの関係でございますが、一つは人口問題を私は申し上げたんですが、もともとダムの問題というのは、水が足りないということからきておるわけでございますから、基本はやっぱり人口をどこに置くかということが、これは基本になるわけでございます。全国的なそういう例からも、平成18年度以降は人口が減少に転じると、こういうことを専門家も指摘しておるわけでありますから、現在の人口から、平成30年、今から13年後になるわけですがけれども、5,000人もその旧瑞穂、丹波ですね、本当にどうかするのかと。もちろん、今度は和知も含めてということになるわけでありますから、行政のやはり責任者として、そのことを本当に確信を持って言明できるのかどうかという点を一つお尋ねしておきたいというのが1点であります。

もう1点は、昨日、開発団地の給水の問題について答弁があったわけでありますが、どうも今もあったわけでありますが、ダムができなければ、そういう団地への給水ができないような、そういうように私自身受けとめたんですが、そういうことなのかどうかということと、既に答弁でもあったように、みのりが丘とか清風台の団地へは応援給水を既にしておるわけですね。ですから、もちろんそこに給水をするということになれば、一定対象人口もふえるわけではありますけれども、現在使っておる方にまた使っていただくということになれば、大幅に水量が増えるということにはならないと、こう思うわけでありますし、また平成15

年に調査をされたアンケート結果から、いわゆる区画数が7,000とか8,000区画とも言われているわけでありましてけれども、その所有者、何人の方が給水希望されているのか。

結局、昨日の答弁では、アンケートの33%が給水希望という、そういう答弁もあったわけですがけれども、実際ほんなら回答されたのは何人かということでありまして、実際はその数字としてどれぐらいの方が本当に協議をして水を欲しいと言っておられるのか、また何人の方にアンケートを発送したのかということも明らかにしていただきたいなど。

といいますのは、実際区画数がありますけれども、所有者が本当に不明確であったり、当然何十年も前の話でありますから、所有者が転々としておるということもあるわけでありまして、その点もお尋ねしておきたいというのが2点目であります。

それから、もう1点目は、ダムというのは未来永劫活用できないわけでありまして。当然、土砂が堆積をするということになってくるわけでありまして、これが50年か70年後には再度堆積土砂をどうするかという問題もあるわけでありまして、結局、新たにまたダムをつくるのかということにもなるわけでございます。

そういう問題と同時に、取水にかかわって、その費用、それからダムが当然できれば管理をせんなんわけでありまして、その経費についての負担というものは、取水をする京丹波町としては全く必要ないのかどうか、その点についてもお尋ねしておきたいと思っております。

それから、水というものは無限にあるものではありません。当然、水の確保というものはせんなんと同時に、やはり節水という問題は、これは本当に必要やというふうに思うんです。ご承知のように、九州地域では県を挙げて節水に取り組んでおるわけでありまして、そういう点もやっぱりあわせて必要ではないかと。

結局、1人の使う量を設定して水の確保ということにしておるわけでありまして、計画によりますと、500とか600ℓを使うということにもなっておるわけでありまして、その辺もしっかり、節水という問題も働きかけながら、町の運営をしていくということが基本ではないかというように思います。

もう1点は、先ほど財政の問題もあったわけでございますけれども、結局水道という関係で考えますと、これまでの水道組合を含めていろいろ事業をやっておりまして、和知の分を含めて100億近い起債を抱えていくのではないかとというふうに思うわけですがけれども、結局、これはほんならまた返済をするということになるわけでありまして、もちろんダムについても18.5%の負担が要るわけでございますし、どんどん当初の計画から人口を減らしていけば、当然それに見合う負担というのが京丹波町にもかかってくるんじゃないかと。それはまた負担をしなきゃならん、単費を持ち出さなきゃならん、それが結局は料金にはね

返ってくるということにもなるわけでありますから、やはりそういう問題も含めてしっかりやっぱり見通しをしていくということが大事でありますから、その点についてもどのように考えておられるのか、お尋ねしておきたいと思います。

それから、有害鳥獣の関係であります。漁網とか、市販されている網の関係で、いわゆる耐用年数の問題を言われたわけですが、その耐用年数の見方の問題もこれはあるのかと思うんですが、実際、私の地域でも早くから漁網を使っております。ですから、ほ場の近くに漁網というのは当然するわけでありますから、やはり作業が非常にあることによってにくいということでありますから、本来はそれを、漁網を設置したり、撤収するというのをやっておるわけでありますけれども、私の地域では十数年来それを使っておるわけですね。だから、十分5年以上の耐用年数は私はあるというように思います。

それは、一年じゅう置いておくという方もあるかもしれませんが、やはりそれはそれで、当然電気柵であればそれも撤収をするわけでありますから、やはり金網以外は当然そういう前提で営農組合が対象でありますので、そういうことを考えれば十分、5年以上ももっているわけでありますし、もつということも言えるというふうに思うので、ぜひやっぱりそういう点では、そういうような対応を考えていただきたいというのが一つ。

それから、もう一つは、先ほど申し上げましたように猿の関係ですね。非常に京丹波町の境界まで来ておるということも聞いております。これは、和知へ行きまして、本当に実際状況を見ますと、もう家庭菜園すらつくれないという状況もありまして、相当被害も、人的被害を与える影響もあるわけでありますから、やはりその対策を専門家の協力も受けて取り組んでいっていくということが非常に大事だと思うので、その辺についてもちょっとお考えを伺っておきたいというように思います。

それから、重度心身障害者の関係については、新しい体制の中で検討もしたいということもあったわけですが、特に、私、そこで申し上げておきたいのは、実は今回の通知を、11月1日から対象外になるということを通知に職員が行ったんですが、10月末に行ったんですね。「27日に来た」という方もありますし、「いや、留守にしておったさかいに手紙が入っておった」と、「30日に見た」という、こういう方もあるんですが、これは職務執行者、前の町長の責任かもしれませんが、そういう形でやはりやられるということは、本当に感情的にも合併というものに対する不安と同時に不信が広がるということですので、済んだこととはいえ、そういうことが二度とないようにやっぱりしていただかんと、余計この問題についても、一応怒りが出てるということもあるわけであります。

ぜひ、対象となった4級、旧瑞穂町の例に合わせれば40人と和知20人ということですよ

ので、ぜひその辺はやっぱり、どこでそのようになったのかどうか私はわかりませんが、本来なら合併協で確認されたものに基づいて実施されるというのが当然でありますから、やはりそういう点で、ぜひそういう方向での改善をお願いしたいし、すべきだという点ももう一度申し上げておきたいと思います。

27号の歩道の関係につきましては、そういう形で取り組んでいこうということですが、特に橋の関係ですね、白土橋の。これは、本当に緊急に取り組んで歩道設置というのは、これは用地の問題も必要ないわけでありまして、接点となる部分の一部協力は必要かもしれませんが、非常にこれはやろうと思えばできることですので、ぜひ関係機関への要請をしていただいて、早急な取り組みをすべきだというふうに考えますので、その点も含めてもう一度伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 福祉をまちづくりの中にどう取り入れていくかということで、そういう観点からもう少しということですが、戦後の社会福祉は、生活に困っている人とか、あるいは、それは文字どおり低所得者の保護ということにつながると思うんですが、そうしたことから出発をしたのではないかというふうに思います。

しかし、その後の社会の変化に伴いまして、福祉の考え方、サービスとして求められるもの、いわゆる福祉ニーズも変わってきたのではないかというふうに思っております。

そうした中で、一人一人の生活を尊重して、より個別的できめ細かいサービスが現状は求められているのではないかというふうに思っております。全体としての量も増えてきておりますし、こうしたニーズの変化に対応して、福祉のあり方は大きく今変わろうとしているのではないかという点から言いますと、今、議員ご指摘の中身も当然含まれてくるものだというふうに思っておりますが、しかし、また一方で、それがすべて行政のみでは到底覆いきれるものではございませんし、そうした中に住みよい社会というものは、行政だけではなかなか構築できないのではないかというふうに思っております。日々の暮らしの輪である地域社会を町民一人一人がどうつくっていくかということが非常に大事であるというふうに思いますし、また、そのことに行政も一定のかかわりは当然持っていかなければならないというふうに思っているところでございます。

そうした中にありまして、先ほどから申し上げております住民参加のまちづくりがそこに展開をされていくことが本当に望まれているのではないかというふうに考えているところでございます。

ダムの関係でいろいろご指摘があったわけですが、人口をどう見るかということ

につきましては、議員ご指摘の推定人口を見ながら計画するのは余りにも無謀ではないかという見方もございますし、また、本当にこの分水嶺の地にありまして、非常に長い間、現在もでございますけれども、水不足に悩んできた地にとりましては、そのことによって人口の増が見られない、あるいはまた減少の一途をたどっているという考え方もあるわけでございます。行政といたしましては、その辺をどうしても解消しておきたい、そして多くの皆さんがこの地を求められたときに、しっかり給水はできるという自信を持った水資源の確保というものは当然行政の責任として構築しておかなければならないという観点で、私はこのダムは、当然前職の町長のお考え方を踏襲しながら進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

アンケートの中身、あるいはまた堆積土砂等によります経費、今後のダムのランニングコストによる経費等々につきましては担当課長から説明をさせますし、節水対策、これはもう当然どんな時期、どんな場合でも皆さん方にご協力をいただかなければ、限りある資源でございますので、同感の思いであります。

起債で進めていく中で、人口が減れば負担は増える、ごもっともな話でございますが、このことがないように、人口増につなげてまいりたいというふうに思っているところでございます。

有害鳥獣の網等の耐用年数の見方、また猿対策等につきましてはよく理解するわけでございますが、担当課の方でもう少し補足があれば説明をさせたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

重度心身障害者医療費助成の関係で、60名の方に非常に間際になっての通知はどうであったかと。もうおっしゃるとおりでございます。このことは、これからは避けていかなければならないということは、もう議員おっしゃるとおりだと思いますし、このことを反省しながら、以後こういうことがないように注意を払っていきたいというふうに思っております。

残っております部分については、担当課長から説明をいたさせたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 田井水道課長。

○水道課長（田井 勲君） 山田議員からご質問のありましたアンケートの調査結果について、私の方からご説明をさせていただきたいと思います。

平成15年度にアンケート調査を行っておりまして、ちょっと古い数字でございますけれども、報告をさせていただきます。

旧丹波町、瑞穂町合わせまして、当時7,493という区画数でございまして、発送数が5,540通でございます。回答数は1,977通ございまして、居住済みの方とこちらに

おられない方にアンケートを送付させてもらっております。

水道の要望につきましては、居住済みの給水要望の方が51、それから、こちらに在住でない方の要望される方が95、また交通の便や水道の整備次第で居住したいと言われる方の中の要望が506というようなことで、652名の方が要望されておるといふような結果になっておりまして、これを回答数で割り戻しますと、33%というふうなことになっておる状況です。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 岩田土木建築課長。

○土木建築課長（岩田恵一君） 私の方からは、ダムの管理費用等につきましてのご回答をさせていただきたいというふうに思いますが、管理費用等については、現在まだ策定はされておられませんけれども、議員からありましたように、利水負担金が18.5ということになっております。現在は、水道の方の統合整備事業の中で、水源ということで位置づけられておりまして、18.5%等に対しましても4分の1の補助金が国の方から出ていると。プラスアルファで、京都府さんから10分の1以内の補助をもらっているというのが現状でございますし、管理費用を策定されておられませんけれども、今後は連絡調整会議等で決定されるものと思っておりますけれども、その負担率18.5%は超えないというふうに思っておりますし、それらがまたはっきりしましたら、またお知らせをしていきたいというふうに思っております。

それから、ダムの必要性については、町長の方から申し上げたんですけれども、現に山田議員さんのところも、旧の瑞穂町の三ノ宮地域ということで、例年のように枯渇ということで、時間給水等も経験された地区やないかというふうに思っています。

従いまして、今、和知町さんの方でも簡易水道を統合しながら、自分たちの、開発団地は和知町さんの方はないわけですが、今の給水区域内の安定化を図るといふようなことも含めまして、従来我々旧丹波町も瑞穂町もそうなんですけれども、古くは30年、40年というような施設の中で、従来ですと1人当たりの計画水量が1000とか1500にしかみていないという状況の中で、またこういった経済情勢も大分変わってまいりまして、今国の方で見ていただきますのが最大で370ぐらいでしたかね、それぐらいの補助としてみてやろうというふうなものもございます。

従いまして、開発団地未給水地域だけじゃなくて、現お住まいの地域の方々への安定給水も図るといふことで水量の方も計算しておりますので、当然ダムがなかったら、これらの今お住まいの方々の安定給水に結びつかないというふうに我々も判断しておりますので、ダムの建設は必要と考えております。

以上です。

すみません。27号の白土橋の関係につきましては、議員さんからありましたように、両サイドの用地の地権者の方々のご理解も得ながら、国の方には強く要望してまいりたいというふうに思っています。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 第1点の漁網の耐用年数でございます。

議員おっしゃったように、どういう管理状態でその耐用年数を見るかという部分もございませうけれども、管理状態がよければ、当然おっしゃったように5年等もつということも考えられます。

網につきましては、ポリエチレン製のシカよけネットというものが補助対象になっております。そういう点で、漁網につきましても使用の頻度が高いというのもございますので、再度京都府の方と調整をいたしまして、十分検討していきたいというふうに思っております。

第2点目の猿の防除ということにつきましては、現在、南丹振興局の普及センターの方で、和知町内におきまして猿よけネットですか、そういうシステムの研究をしております。その実証によりまして、どういう効果が出てくるかということも検討しつつ、おっしゃいましたように専門的な見地からも検討いただきまして、良好な防除ができるように取り組んでいきたいというふうに思っていますので、ご了解を願いたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） もう一度お尋ねをしておきたいと思えます。

まちづくりの関係で、町長からもいろいろ答弁があったわけでございますけれども、実際、今ボランティアということはよく言われますが、今の状況は一定の有償といいますか、そういうことを考えたボランティア、満額は払わへんけれども何ぼか払うという、そういう状況に流れとしてはきておると思うんですね。

だから、福祉というものをどう見るかという問題もありますけれども、やはり視点というものをしっかりそこに据えて、いろんな行事や取り組みの中では、そこを外さないということが私はまちづくりの一番大事だという点を申し上げたかったので、ぜひそういう立場で行政運営をやっていただきたいし、やるべきだという点ももう一度申し上げておきたいと思えます。

あと、ダムの関係なんですけれども、水の量をどう見るかということも、これは当然あるわけでありませうけれども、実際そういう人口を増やしていくということでもありましたけれ

ども、結局はそこに投資をするお金と、結局住民負担という問題とのこれは兼ね合いという問題と、もちろん水の確保という問題は、これはどういう形にするかは別にしても、これは当然必要やということは、それはもちろん一致するという問題ではありますけれども、ダムに頼るのか、ほかに求めるのかということもあるわけでございますけれども、そういう面では、特に場所の問題も含めて、下山の方に聞けば、あのダムから取る水は本当に飲みたくないということと言われる水だという点も、これは町長自身がその下山におられるわけですから、そういう声は聞かれると思いますけれど、そういう点はしっかり踏まえたことがまず大事だという点と同時に、もう一つは、ダムの費用の問題はまだはっきりしていないということでありましたけれども、しかし、5年後にはもう、賠償が済んだら5年間で済んだということをおっしゃるわけですから、実際それが本当にどれだけの負担を京丹波として持たなければならぬということ、当然明らかになるべきですし、させるべきだという問題と同時に、実際ダムというのは何年もつんだと。堆積をしたら、それをどういように堆積土砂を、いろいろテレビなんかでもやっていますけれども、一番底にいわゆる流し口をつくっておいて流してしまうということもあるようでもありますけれども、実際そういうことを考えてダムをつくっていくのかどうかということもこれはありますし、全くなければ、50年、70年後には一定堆積して、実際取水する水が本当に取れなくなると、少なくなるということも、これは当然起こるわけですから、その辺もしっかり明らかにしていただきたいという点もあわせて申し上げておきたいというように思います。

その辺が一番大きなことでありますし、それと同時に、やはり給水をしていくということと同時に、水確保と利用という両面がありますから、これは本当に大きな問題ではあります。特にダムの問題について、もう一度その点だけ伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） ダムの関係で、水の確保は認めるけれども、その方法は違うではないかというご意見でございますし、この辺になりますと全く意見の食い違うところでございますので、なかなか埋めようがないかなというふうに思っているところでございます。

また、堆積土砂の関係でございますが、今206万トンで計画が進められておるわけでございますが、私の聞き及んでおる部分につきましては、100年分の堆積土砂を含めて、その余裕でこの206万トンが計算されているというふうに聞いております。

○議長（岡本 勇君） ここで、1時30分まで、暫時休憩といたします。

（休憩 午後 12時11分）

（再開 午後 1時30分）

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤田正夫君の発言を許可いたします。

11番、藤田君。

○11番（藤田正夫君） それでは、議長から発言のお許しを得ましたので、ただいまから一般質問に移らせていただきます。

最初に、多数の町民の支持を得られ、初の京丹波町長に就任されました松原町長に、お祝いを申し上げます。

多くの町民が期待を持って今後のまちづくりを見守っております。また、一部に支持表明をされなかった町民の声にも配慮しつつ、均衡ある行政の取り組みに頑張ってくださいよう、この場を借りてお願いをいたしておきます。

私事ですが、今回の選挙中、私の思いを町民に訴え、理解をいただき、この場に送っていただいたことを感謝いたしております。

まず、真っ先に訴えた事項について質問をすべきと思っておりましたが、昨日から多くの先生方が新しいまちづくりや情報網の整備、バス事業等の問題についてお尋ねをされましたので、私の考えておりますことはまた次の機会に譲るといたしまして、その選挙戦のときに直接お聞きした住民の声、またこの質問を提出する前にお聞きした住民の声、それらについて、当面の課題として身近な問題について私はお尋ねをしたいと思います。

一番目に、区長さんの身分に関する質問でございますが、合併して区長さんの人数も活動範囲も広くなると思われまます。昨日も、今日の午前中もありましたが、自治会の区長さんが85名にも達して、なっておられるということでございます。一口に区長さんと言いましても、少なくとも20戸ぐらいから、多い戸数では100戸、200戸というような戸数の集落等さまざままで、仕事の内容も、区長からの連絡を初め、旧和知町では税金を初め、各種保険、そしてまた各種団体の集金や集落内の集金と、その苦労というのは私も経験がありますが、なかなか計り知れないものがあり、陰に陽に苦労があり、また集落の慣行等があり、一概に定義づけはできないにしても、町行政の協力座としての明確な位置づけをし、事故等にもすばやい対応ができるように、私は図るべきではないかと考えております。

ちなみに、和知町の例を申し上げますと、午前中の小田議員も質問をされておりましたが、この徴収率というものは、和知では大体99%がそれぞれの徴収をしておると。あとの1%は、住民票を残したまま住んでおられない人というような説明がこれまではされておりました。

合併協によりましては、18年度からは和知町にもこの引き落としが適用されると、午前中

でもお答えをいただいておりますが、他の2町の徴収率はかなり低いと言われており、未収金も高額に上ると思われます。財政厳しい町で、限られた職員で収納に当たることは大変であります。また、財政厳しいということで人件費の削減がいち早く手をつけられておるようございまして、当分の間はまた人員の削減にも手が伸びるというようなこともお聞きをしており、収納に当たることは大変であると思えます。

また、住民の自治意識を高めるためにも、自分たちに課せられた義務は果たさなければならぬと、自覚を持ってもらうことが必要であります。そういう点から言いましても、身近な区長さんの協力をお願いして、徴収率を上げ、地域住民の要望にもこたえられるのではないかと考えますが、町長のお考えをお伺いしたいと思えます。

合併協によって決められたことということではあります、やはり和知のこの集金制度のあり方というものには他には類を見ない好成績で、わが国の中でも優秀な区であったと私は考えております。

申し合わせは申し合わせ、しかしながら、そういったよいところは今後もどんどん残していくというのが私の考えでありまして、またいろんな方法を考えても、やはりこれに近いというような町に私はなってもらわなければ町の発展はないと考えております。

続きまして、2番目であります、最近子どもが犠牲になる事件が連日のように報道されておまして、10日に、あるいはそれまでに1人ずつが悪魔の牙にかかるというような事件が報道されており、場所も都会や田舎を問わず、白昼にまで発生しており、人ごととは思えません。

犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、一日も早く社会の敵である犯人の逮捕を願うものです。

当町においても、こういった事件はないという保証は全くありません。町民で守らなければならないことは言うまでもありませんが、町当局や教育関係者はどのようにして生徒の安全対策をとっておられるのか、お伺いをいたします。

また、新町に移行する前日、和知の防犯協会には青パトの許可があり、パトロールをするようになりましたが、新町の防犯協会、この体制づくりはどうなっておるのか、またそうした青いランプによる青パトというのは今後実施されるような計画はあるのかないかということについても、お伺いをいたします。

3番目であります、冬期の除雪についてお伺いをいたします。

冬將軍の到来で、先日から積雪が多い地域では20センチ余りとなり、12月に入ってから、今年のうちの方でも20センチ近い積雪がありました。そして、除雪作業に汗を流す姿

も見かけました。

町も広くなり、地域の天候格差も大きくなり、晴れのところもあれば、雨や雪もあります。ところによっては、一晩に50センチから60センチの積雪は、これまで私の知っておる限りではさらにありました。

高齢者の多い、それも地域ばかりをねらったように雪が積もります。高齢者の多い地域では、里道の除雪がやっとなという状態でありまして、従来は10センチ以上を超えると町や土木事務所で除雪をお世話になっておりましたが、新町になっても以前と変わらず、お願いをしたいと考えておりますが、新町での除雪の対応についてはどうなっているのか、お伺いをいたします。

4番目に上げております弔電の復活ということでございますが、合併協議会の中で、従来、告别式に弔電をこれまでは送っておられたわけなんです、廃止になったとお聞きしております。参列者の中からは、合併によって葬儀が、この電報がなくなったことによって寂しくなったとよく聞きます。

それによって、この合併のイメージが非常に大きくなったと。多くの方が参列されておるときに、長年にわたって地域のために尽くしてこられた人たちの最後を、町長がお礼の言葉としていま一度考えることではないかと。私も、その声に耳を傾けたものでございます。

心豊かな町民を育てる明るいまちづくりに尽くすということではありますが、やはり人の心の問題として、心豊かな町民を育てる糧となるのではないかと思います。

隣町の綾部市や亀岡市は、市長の名で弔電は披露されており、参列者は、自分も地域社会のため貢献し、最後はこうして送られたいと思い、社会への奉仕を心新たに、住みよいまちづくりのために尽くしたいと、そういった非常に住民の心を癒す私は、方法ではないかと思っております。

最後であります、行政機関の人事で、私が余り声を張り上げるというのはどうかと思いますが、全国の町村の中でも、収入役の廃止をするところが出ていると。テレビ、新聞でも報道されております。

当町では、新たに会計課が設置をされておりますので、この収入役の廃止という件について、町長のひとつお考えを願いたいと思うところでございますが、いきなりそういったことということを考えてみますと、助役の2人制ということを考えられる余地はないのか、あるいは、これについては条例の改正等も必要となろうと思いますが、またそこは検討をしていただき、そして期限は切るということはなくても、一度その施行に踏み切られてはと、こういったことを一つご提言を申し上げて、私の1回目の質問といたします。

どうかよろしく申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 藤田正夫議員のご質問にお答えをいたします。

藤田議員からも、冒頭に町長就任の祝意を賜りまして、また、これからの一層町民全体を見ながら励むようにというお言葉をいただきまして、心して頑張ってまいりたいと思います。

それでは、まず第1点目の区長の身分についてでございます。

区長様には、区の代表者として、区内のさまざまな事象の取りまとめのほか、町に対しましても、毎月の広報紙を始め行政文書の全戸配布、町の事業に係る地元調整、意見集約など、多岐にわたってお世話になっているところでございまして、非常に感謝をいたしているところでございます。

そうした中で、区長様の身分についてのご質問でございますが、区は従来からの集落のまとまりとして形成されたところがほとんどで、その歴史的経過や規模の大小はありますが、いずれの区におかれましても、地域の事情や時代の要請に対応し、相互扶助や防災、清掃活動、環境整備、伝統文化の継承、さらには地域づくりに向けての取り組みが盛んに行われ、区はもちろん、地域社会、ひいては町の発展に寄与されてきました。

区長様は、区民から選出された代表として、これらの取り組みにおいて中心的な役割を担っていただく方であると認識をいたしております。

これに加えて、先ほど申し上げましたとおり、区長様には行政運営の補完的な役割と、行政施策推進の一翼を担っていただいておりますことは十分に認識をいたしておりますので、今後におきましてもこれまでと同様にご協力をいただきますようお願い申し上げたいというふうに思っております。

現状のところとしては、これまで区長様に対する区長手当、あるいは行政協力員としてのお支払いをさせていただいたところでございますが、そうした部分での対応の中で不備が生じた場合には、何らかの対応をしていかなければならないというふうに思うわけでございますが、現状におきましては、今何らかの形でそうした身分を定めるという考え方は持っておらないところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、さらに旧和知町での集金制度等につきましては、合併協議の中でもございましたように、個人情報保護のそうした関係にかかわる時代の流れと申しまししょうか、そうしたことで、全体的にはそういう制度を廃止しようということになったところでございますし、これはまたいいところもあるわけでございますが、一方では、今申し上げましたような全体的な

見方もある中での廃止であったのではというふうに思っておるところでございます。

次に、生徒の安全対策についてでございますが、学校はもとより、家庭や地域で防犯、危機管理意識を高揚させ、大人が子どもを守るというコミュニティを芽生えさせ、地域ぐるみで安全対策をとることが大切であると思っております。

既に防犯推進委員の方々には、下校時にパトロールをして子どもの安全確保に努めていただいております。今後も一層、学校を始め、防犯協会、防犯推進委員協議会など、関係機関とも連携し、防犯意識の向上、犯罪の抑止を図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

除雪についてでございますが、従来どおりの除雪対応をというお尋ねでございます。

先般、早くも冬将軍が到来して、降雪に見舞われ、委員ご質問のように、新町となりまして大変地域の広さを実感いたしましたところでございます。

特に、旧和知町内と旧瑞穂町内の北部地域では、除雪作業などの対応に当たられたと聞いておりまして、地域間の降雪量にかなりの差があったように思われます。

本町でも、先の京都府を含めた本年度の除雪会議の内容を踏まえ、従来どおりの除雪計画を立て、対応してまいりたいと考えているところでございます。

基本的に、従来の除雪路線をそのまま継続させ、主要路線を業者委託により対応し、積雪深がおおむね10センチとして除雪作業を実施いただくことといたしております。

なお、住民の皆さんへのお願いとして、除雪車の台数や、移動経路などから、除雪が遅い、早いなどが生じますことと、隣接の町道などの生活道路の確保は、地元住民の皆さんのご協力をお願い申し上げたいというふうに思っているところでございます。

弔電の復活ということでございまして、和知地域における死亡者全員に対する弔電については、対象が新町全域となれば、現状で平成15年10月から平成16年9月というところでございますが、京丹波町合わせて219名ということになっておるところでございますが、そうしたことから、数的なものもあるわけでございますが、さまざまな価値観をお持ちの方もあることから、合併時から廃止となった経緯がございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

一方、町民が健在のうちに感謝の意をあらわせるよう、自治功労者表彰等、町民に対する表彰規定につきましても現在検討しており、早期に制定したいと考えておるところでございます。

さらに、行政人員につきまして、藤田議員から意見をお聞かせをいただいたところでございますが、一つの考え方として拝聴させていただきたいというふうに思います。

今後また十分熟慮をしながら、そういうことにつきましてもご提案を申し上げていきたいというふうに思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（岡本 勇君） 山本教育長。

○教育長（山本和之君） 安全対策につきましても、教育委員会の立場からご答弁をさせていただきます。

最近報道されております、子どもが犠牲となる痛ましい凶悪犯罪につきましては、大変心を痛めておるところでございます。幸い本町におきましては、今のところこうした事態は発生はしていないわけでございますが、何が起こるかわからない時代でもございます。数日前には、町内におきましても不審な車が目撃をされておりました、対応に努めさせていただいたところでございます。常に危機感を持って、学校と連携した取り組みを進めております。

特に、広島、栃木の一連の事件を受けまして、下校時の対応といたしまして、通学路の要注意箇所の把握と再点検、さらに見直し、通学安全マップの作成、交番や「子ども110番の家」の場所の周知、万一の場合の対処方法の指導、そして不審者情報の共有化など、必要な事項について点検を行うなど、学校が保護者、地域社会、警察等の関係機関との連携をさらに深めながら、幼児、児童、生徒の安全確保の徹底をお願いしたところでございます。当然、教育委員会も連携しながらでございます。

さらに、下校時の安全確保につきましては、学校、行政だけでは対応し切れない部分、範囲もあるわけございまして、地域において子どもたちを見守っていただく環境づくりが大切なことでございます。

下校時間を保護者の方に知らせる、あるいは校下の区長さん、また警察当番にも協力を求めるようなことなども含めて、地域の実情に合った対応に努めていただくように、学校にもお願いをいたしております。

この点につきましては、対応いただいている学校もあれば、いろんな思いでそこまで徹底されていないところもあるわけでございますが、実態を把握して、よりよい方途を今後も考えていきたいと考えております。

いずれにしましても、今回の一連の事件によりまして、地域で子どもを見守っていただく活動ですとか、ステッカー、あるいは防犯ビラの作成等、対応いただいている地域が広がっておりますことに感謝し、心強く思っているところでございます。

教育委員会といたしましても、町部局と連携をさせていただきながら、防犯パトロール用物品の調達ですとか、地域情報システムを活用した呼びかけ等によりまして、地域で常に子

どもたちを見守っていただく環境づくりの輪がさらに広がっていくような取り組みも進めてまいりたいと考えております。

先ほど、旧和知の青パトのこともあったわけですが、既に旧和知地域におきましては、青パトの関係も取り入れられておりまして、園部署も、最近でございますが、和知小学校校区を、「お帰り声かけ通学路」のモデル地区に指定をいただいております、こうした取り組みもいただいておりますわけですが、こうした青パトの関係が全町に広がるように、また町部局とも連携をとりながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 11番、藤田君。

○11番（藤田正夫君） ただいま、いろいろと親切なご答弁をいただきましてわかったわけですが、1番の区長さんの身分については、和知の場合は特に3町に比較して区長さんが活躍をされておったと。しかし、町としてもその代償といいますか、そういったことで、区長さん方がやはり自分の自治会の会費とか、あるいは諸団体のいろんな集金面を一応町の方へ持ち込まれて、そして町の方で集計をしていただいて、そして集金をするといった制度がこれまで確立されておったわけですが、先ほど言ったような集金の面についても100%近い高率を上げていたということなんで、これが廃止ということになりますとかなり、先ほどの議員の答弁にも、税務課長さんが、これが廃止をして引き落としになると、そのようなわけにはいかんだろうという、早くも悲観的な答弁もありまして、最初の京丹波町が出発するに当たって、何でも住民に理解をしていただいて、100%納税を完納していただくというのが自治のあり方だと私は思っております。

そういった意味で、和知の区長さん制度がそのまま移行するということはないにしても、やはりよいところは取り入れてもらって、そして効率よく収納していただくというような方法を今後ずっと検討をしていただきたいと思います。

それと、身分のこと、保障というようなことを私は先ほど申し上げたんですが、その手当ということでお答えをいただいたわけなんです、私は、実は昨年10月に国勢調査の担当をさせてもらっておりまして、その間、総務省から辞令をいただきまして、そして夜間にそういった調査に回るということもありまして、その間についての事故、あるいはその他のことについては身分保障していくというような規定を聞いて、そして身分証明書ももらって回ったことを今思い出したわけなんです、できれば、本当は区長さんの身分をそうしたことによって、各身分の保障もある程度今後は考えていかれるのが私は筋やないかと思ってお

ります。そうすることによって、やはり自治意識の向上ということで、皆さんが責任を持って、やはり町内のこと、自分の自治区のことを責任を持って対処しておられるということが私は必要ではないかと思っております。

この点についてのお考えは、もう一度お聞かせを願いたいと思いますし、また、今後そういった従来と和知の変った方向づけになりますと、先ほども言いましたように、やはり収納率が落ちてくると。これまでから、他町においてはかなり和知に比べて低かったということも聞かせてもらっておるんですが、やはり納めるべきは町民の義務でもありますので、やはりごね得というようなことのないように、何らかの対応を私は考えられるべきではないかと思っております。

それといいますのも、関西電力、電灯会社ですね、やN T T、電話、そういったものが引き落としをされておるわけですが、滞納されておっても、やはり電気が消え、そして電話がかからなくなると、すぐに振り込みがあるというような実態もなきにしもあらずで、非常に自分には都合よく、やはりできるならば嫌なことはなるべくは避けて通りたいというのが現在の世相みたいに考えられます。

こういったことも踏まえて、そして何らかのごね得を許さないというような対応を私はお願いするものでございます。

また、子どもの安全対策は、今もお答えいただきましたが、これは和知の防災無線でも、自動車の種類から、府県のわかったナンバーということで周知徹底をされておりまして、私どももそういった不審な車を見れば、これから全員で見守っていきたいと考えております。この点は、くれぐれもよろしくお願ひしたいと思ひます。

また除雪対策については、従来どおりということで、従来和知の場合は、和知町に4カ所か5カ所の連絡所がありまして、朝の3時か3時半になりますと役場へ連絡して、今何センチありますというような報告をして、「除雪は今日は結構です」、あるいは「今日は早く来てください」というような連絡をしておったわけなんです、新町になってからもそういった施策がとられておるのかということもいま一度確認をさせていただきたいと思ひます。

それと、ここでは弔電の復活ということについては、今のところ考えはないとおっしゃることはよく、自治功労者制と考え合わせて私もわかるわけではございますが、旧和知の社会福祉協議会の和知支所からは、この12月10日から弔電を復活して送っておられます。そのこともひとつ申し上げておきたいと思ひます。

以上、私が今申し上げたことについて、おわかりの点だけお答えをいただきたいと思ひます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 議員お尋ねの集金制度等によりまして、これを廃止することによっての徴収率の低下、このことをどう考えているのかということ等でございますが、当然、議員もご指摘のとおり、町民の皆さんにそのあり方は、いずれにいたしましても納税義務を果たしていただくということは当然のことです。こうしたことについてはいろんな機会をとらえて町民の皆さん方をお願いをしていきたいというふうに思いますし、ごね得、そういう部分は決してあってはならないことでございますし、町といたしましても差し押さえも含めてしっかりした対応をいたしておるところでございますけれども、そうした中にありまして、まだ徴収率が旧和知町さんのようにはなっていないことも事実でございますし、これから本当に地方自治の根幹をなす税の納付等のあり方についても深いご理解を賜りながら、やっぱり自分たちの町をしっかり守っていくという観点で、こうした納税義務についても喚起をお願い申し上げたいというふうに思っておるところでございます。

それぞれ細部等につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） 区長さんの関係で、事故等の対応はどうかというふうなお尋ねかというふうに思いますが、旧町、和知町では、行政協力員的な役割を担っていただいていたということから、町の行政範囲の中での保険で対応をさせていただいておったようでございます。瑞穂町については、独自で区長会として町費で保険に入っておったというのが現状でございます。旧丹波では、そういうものがなかったかというふうに聞いております。

今後は、先ほどもございましたように、いろんな役割を果たしていただかなければならないということから、特に広報紙等も配っていただいたりもしておりますので、けががあったときに何らかの対応ができる、そういう制度を考えてまいりたいと思いますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 岩田土木建築課長。

○土木建築課長（岩田恵一君） すみません、私の方から除雪の関係ですけれども、4～5カ所の連絡所を設置、気象観測の関係の委託をしておったということやと思うんですけれども、これにつきましても従来どおりお世話になりまして、降雪量の観測なり、気温の測定とか、そういった状況につきまして、支所等、連絡網を通じまして報告いただけるような体制をとっております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 11番、藤田君。

○11番（藤田正夫君） ありがとうございます。

最初に申しましたように、大変財政が厳しいという、二言目にはこの言葉が出てまいりまして、それによって職員の削減も検討されておるといようなことでございますけれども、やはり財政が厳しいという前に、そして、それによっていろんな住民の要望になかなかこたえられない面も出てくるというお話をされる前に、まずもって徴収すべきものは100%を目指して徴収をしていただいて、そして、それを有効に活用した上で、やはり町民に辛抱してもらうところは辛抱してもらおうと、こういった施策を私は推し進めていただきたいと思うわけでございまして、もうこれに対してお答えは結構でございますので、切にその点をよろしくお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会いたします。

22日に再開いたしますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでございました。

午後 2時10分 散会

平成17年第1回京丹波町議会定例会（第4号）

平成17年12月22日（木）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 事件の訂正について

日程第 3 議案第26号 京丹波町助役定数条例の制定について

（追加日程）

日程第 1 会期延長の件

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（17名）

1 番 西 山 和 樹 君

2 番 室 田 隆一郎 君

3 番 東 まさ子 君

4 番 片 山 孝 良 君

5 番 横 山 勲 君

6 番 坂 本 美智代 君

7 番 今 西 孝 司 君

8 番 小 田 耕 治 君

9 番 畠 中 勉 君

10番 山 田 均 君

11番 藤 田 正 夫 君

12番 山 内 武 夫 君

13番 篠 塚 信太郎 君

14番 吉 田 忍 君

16番 野 口 久 之 君

17番 野 間 和 幸 君

18番 岡本 勇 君

4 欠席議員（1名）

15番 山西 桂 君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（19名）

町 長	松原茂樹君
教 育 長	山本和之君
参 事	片山長男君
参 事	寺井行雄君
参 事	田渕敬治君
瑞穂支所長	森田一三君
和知支所長	片山俊明君
総務課長	長谷川博文君
企画情報課長	田端耕喜君
税務課長	伊藤康彦君
住民課長	岩崎弘一君
保健福祉課長	野間広和君
子育て支援課長	朝倉富雄君
地域医療課長	上田進君
産業振興課長	山田進君
土木建築課長	岩田恵一君
水道課長	田井勲君
会計課長	下伊豆かおり君
教育次長	松村康弘君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	谷 俊明君
書 記	山内圭司君

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、またこの悪天候の中、定刻にご参集いただきましてご苦労さまです。

ただいまの出席議員は、17名であります。

定足数に達しておりますので、平成17年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸報告をいたします。

本会期中におきまして、各委員会が開催され、提出議案等の審議が行われました。

また、昨日には、議会運営委員会が開催され、本日の議会運営等につきまして協議が行われました。

以上、諸報告をいたします。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、3番議員・東 まさ子さん、4番議員・片山孝良君を指名いたします。

《日程第2、事件の訂正について》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、事件の訂正についてを議題といたします。

去る平成17年12月12日、町長から提案されました議案第8号 町営土地改良事業の変更について、本職あてに事件の訂正の請求がありました。

町長から、提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） おはようございます。

議案第8号の訂正について、ご説明を申し上げます。

定例会初日にご提案申し上げた議案第8号 町営土地改良事業の変更についての本文の中で間違いがございましたので、お詫びして訂正申し上げます。

具体的には、裏面の事業内容の中の整地工3.7ヘクタールとしていたのが、正しくは4.2ヘクタールでございます。面積計算上の錯誤が原因で、数字を誤記しておりました。

今後は、このような本文中の間違いは言うに及ばず、附属資料の内容についても誤記等の

ないよう十分注意いたしますので、ご容赦いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号 町営土地改良事業の変更についての訂正について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、事件の訂正は、許可することに決しました。

《日程第3、議案第26号 京丹波町助役定数条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、議案第26号 京丹波町助役定数条例の制定についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） 議案第26号 京丹波町助役定数条例の制定について、ご説明申し上げます。

先の施政方針でも申し上げましたとおり、町域の均衡ある発展を推進していくことがこの合併をよい合併としていくための重要なポイントであると思うところでございます。合併で大きく人口や面積が増えたことにより、今後のさまざまな事業展開を行うに当たっては、これまで以上に意思判断を持った協議や調整が必要になってくると思われることから、これまでのように1人の助役だけでは限界があると存じます。

よって、複数の助役を置き、さまざまな角度からの検討を加える中で、初期の目的を達成したいと思う次第でございます。

助役の定数については、地方自治法第161条の第3項の規定により条例を定めることによつて、その数を増すことができることとなっていることから、今回、京丹波町助役定数条例を提案させていただいたものであります。

なお、収入役については、当分の間、職務代理者での対応とし、近々収入役に関する地方自治法の改正があるようですので、それを待って収入役を置かないことも選択肢の一つとして考えてまいりたいと存じております。

いずれにいたしましても、収入役の件につきましては、年度内に結論を出したいと存じて

おるところでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 提案されております助役の定数条例についてお尋ねしたいと思うんですが、町長の方から提案理由の説明もあったわけでございますが、合併をして、全体の人口1万7,000余りということになったわけでございますけれども、全国的には人口1万、2万までのそういう市町村等については、特に現在の財政状況や国のそういう非常な市町村への締めつけということもあって、助役も収入役も置かないという、そういう町村もふえておるわけでございますけれども、合併をしたとはいえ、あえて助役を2人置くということはいかななものかと思うんですが、その辺の考え方、それから、特に京丹波町の場合については参事が3人もおるといふ、そういう点から言うても、参事3人、助役2人という、そういう体制というのは、非常にこの合併によって職員の削減という方向も示されておる中で、そういうまあ言えば頭の方がどんどん膨れていくというやり方はどうかと、こういうように思うわけでございますけれども、その辺についての考え方はどうなのか。

住民から言えば、やはり職員が増されて、できるだけそういう幹部と言われますか、決裁をする部分は少なくなっていくということが、財政上も当然負担が多くなるわけでありまして、町民から言えばそういう方向というのは当然思うわけでございますので、その点、お尋ねしておきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） ただいまの山田議員のご質問でございますが、説明の中でも申し上げましたように、今回の合併で町民の皆さん方が等しくご心配になられておりますことは、やはり中心部だけがよくなって端は取り残されるのではないかという心配を、ずっとこの合併議論が始まりましたときから、今もなおそうした声をたくさんお聞かせをいただいておりますところでございます。

そうした中にありまして、特にそれぞれの地域の事情あるいはそのことをしっかりとらえながら行政に反映していく、そうした体制こそがそれぞれの町民の皆さん方の不安感を取り除く第一というふうに考えたところでございます。

そうした意味で、助役を2人制にして、幅広くそうした町民の皆さん方への思いへ対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

そうした中にありまして、今議論がされております収入役の関係等につきましても、今後地方自治法の改正等でそのことを自由に選択できるということも、近々そうした動きになるかということもお伺いをいたしておるところでございまして、そうした法制度ができましたときに、そのことは適格に判断をしてまいりたいというふうに思っておりますし、当面の対応としては、職務代理者を置いて、その任に当たらせたいというふうに考えているところでございます。

また、参事を3名置きながらという点でございまして、ご承知をいただいておりますように、旧3町のそれぞれ継続の事業も、また考え方もすべて引き継いで今新町で対応しながら、その整理に努めているところでございまして、非常にこのことにつきましても、それぞれの旧町での考え方あるいは思い、また住民とのかかわり等もございまして、非常に多岐にわたった中での事業のあり方がございます。

そうしたことも含めると、非常にその判断も専門的に、かつ現状と照らし合わせて、いかにそのことを新町で進めていくことがこの新しい町への皆さんの思いにつながるかということも適格に判断をせねばならないということから、既にこの合併協議の中で、体制として参事を3名置く、こうしたことについてはお決めにいただけてきたこととございまして、議員の皆さん方も既にご承知の内容というふうに思っておりますし、このこととあわせて助役の2人制も同時に進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 7番、今西議員。

○7番（今西孝司君） 今、町長から説明があったわけなんですけれども、収入役を廃止するということは、これは非常に今の時代の流れに沿った動きだというふうに思います。

また、会計課も新設されましたので、そちらの方で十分対応できると思うんですけれども、今度新たに支所長という形で、瑞穂、和知の支所にも支所長が置かれておると。支所長は、それほど大きな権限はないとかいうように言われておりますけれども、この支所長にある程度のやっぱり権限を与えることによって、助役の2人制というものは避けられるのではないかと私は考えます。

それと、もう一つ言っておきたいのが、こうしたことが、いつ助役の2人制ということが決定をされて進められておったのか。議会の最終日になってから、急にこういうことを持ち出して、すぐに判断を仰ぐというのには多少無理があるんじゃないかなというふうに僕は考えますんですけれども、議会初日からそれほど長いこと時間をかけずとも、全員協議会のようなものを開いて、こういう経過で進められてきましたよというような説明があつてしかるべきではないかというふうに思って、私はこの動きの中にある程度の議会軽視があつたんじ

やないかなというふうに考えております。

やっぱり議員も、町民の負託を受けて議会に出ているのであって、こうしたことが決まる過程において、町民が本当にこういう助役の2人制を納得するのかどうかということをやはり議員は住民とのかかわりの中で確かめておく必要もあると思いますし、財政的に困難であるから合併をするんだというふうな格好で進められてきたのが、議員定数を、法定数を削減して、4名ほど減っておるわけなんですけれども、そうしておきながら、助役を2人置くとか、支所長を2人置く、参事を3人置くというように、言ってみれば高給取りを増やすことによって、議員を4人ぐらい削減したかって財政的にそれだけ緩和されるというようなこともないと思うんですけれども、こうしたことが決められてきた過程というか、どこら辺まであれが知らされておったのか。一般議員にはきょう初めて議案が提出されて知らされたというようなところにも落ち度はなかったか、そういうことをちょっとご説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） ただいまの今西議員のご質問でございます。

支所長の権限の問題等につきましては、一般質問等でもお答えさせていただきましたように、これからの支所のあり方、また町民と接する中での、その機能も含めて十分検討してまいりたいという答弁をさせていただいたところでございますし、このことと今お願い申し上げます助役の2人制についてでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、現状の支所長の機能というのは限定をされておりますし、特に大きな権限が現状与えられているものではございません。これは、合併協議の中でそれぞれ確認をいただいてまいったところでございますので、ご理解を賜りたいというふうに考えているところでございます。

また、この2人制の部分は何の辺からということでございますが、いわゆる合併協議の中での調整事項として、特に町長会等でもこの助役の定数については議論をされたということで、その中では2人制が妥当ではないかということもお聞かせをいただいておったわけでございますが、条例の改正等については新執行者で提案をされるべきであろうということで、先般、専決処分でご承認を賜りました条例改正の中にはこのことが含まれていなかったということでございまして、その後、私も就任して、すべてのことを熟知しながらという部分も少し欠いております、この助役の定数の関係につきましても、そうした今申し上げましたような経過はお聞かせいただいておりますが、以後、今申し上げましたように、現状の町民の皆さん方の不安な思いをどうして解消すべきかということに考えましたときに、私の思いとしては、助役の数を2名にお願いをして、これからのまちづくりに対応し

てまいりたいというふうを考えてご提案をさせていただいたところでございます。

非常にもう少し前段に時間があつたのではないか、また議会に全協でも相談をしてみてもどうだったのかというお尋ねで、確かに今西議員がおっしゃるとおりな部分もあるわけですが、人事のことでもございまして、なかなかそのことを前もって皆さん方にご相談を申し上げながらということが非常に難しい状況であつたということもご理解を賜りまして、この条例改正にぜひともご理解を賜りたいというふうに思っているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 8番、小田君。

○8番（小田耕治君） 先ほど町長の方から提案説明ということで、町域の均衡ある発展、あるいは人口、面積の増、あるいは中心部のみが発展して周辺部が寂れる、あるいは幅広く対応していくためというふうな理由で2名の助役を設置するというような形の説明であつたわけですが、2点ほどお尋ねいたします。

2名の助役の役割分担というのが、どういう形で分担されるのか、あるいは政策部門的なもの、実務部門的なもの、あるいは技術になるのか、事務になるのか、それとも、先ほどから言われています住民の不安解消のためということで、和知地域担当、瑞穂地域担当というふうな形での助役の役割分担になるのかどうか、この点についてお伺いいたします。

2点目として、将来的な考え方として、今回、合併に伴う経過的な対応という位置づけの助役2名制なのか、将来的にもそういうふうな考え方でいくのか、この2点についてお尋ねいたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） ただいまの小田議員の質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

2名制にして、役割分担はどう考えているのかということでございますが、基本的な考え方といたしましては、事業課、特に産業振興課、土木建築課、水道課、さらには情報の一元化をという私の強い思いがございますので、企画情報課、この4つを主にした役割をいただく方、さらには、福祉を中心にして、住民課、保健福祉課、子育て支援課、地域医療課、あるいは総務、税務、この辺を担当いただく助役、この2つに基本的には役割分担をお願いをしたいというふうに思っているところでございます。

そうした中にありまして、それぞれこれからのまちづくりに重要な柱でございますので、対応をしっかりしていかなければならないということで、役割分担をしていただいて、適切に事務事業の推進に当たっていただきたいというふうに思っているわけでございます。

そうした中に、それぞれの瑞穂、和知の支所のあり方等についても、それぞれ担っていただけのような方をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

失礼をいたしました。

将来的にどう考えているかということですが、まず私の思っておりますところは、先ほどから申し上げておりますように、均衡ある発展をとということでございますし、住民のそうした不安が解消されて、このまちづくりは一本でいくんだと、そして広く隅々の意見も、そしてまた住民自治組織の中で住民の皆さんが提案をされることも中心にまちづくりが進められていくという実感を持っていただいたときには、1人に戻していいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東 まさ子君） 若干、皆さんがおっしゃったことと同じになるかもわかりませんが、私は今町長が答弁されたような、そういうふうに福祉部門とか事業課部門とかいうふうに分けていろいろと進めていこうとしておられるのであれば、余計に今の参事さんが頑張っていたことでそれはやっていけるというふうに思っております。

また、いろんな不安感とかを取り除くためには、やはり町長が出向いて住民懇談会もするし、というふうにおっしゃっておられますし、町長室も開放されて住民が来てくれる日を決めるとか、そういうことをすることの方が、より住民を主人公にしたそういう町政を実現できると思うし、やはり助役さん、相談、女房役として置かれるのであれば、1人の方におってもらってする方が、それこそ今の合併も財源ということが第一に考えられた合併ですので、十分そういった住民感情もくみ入れてもらったら、やはり1人にすべきではないか。住民の不安は、町長自身の対応でそれは解決できる問題であるというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） ただいま、東議員の、特に助役を2人制にしなくても参事で十分対応できるのではないかと、あるいはまた町長自身が多くの皆さん、そしてまた町政懇談会等で住民の不安解消に努めるべきではないかというご意見でございますが、24日、初登庁させていただきまして、おおむね1カ月過ごさせていただいたわけですが、この間に本当に多くの皆さん方にお出合いをさせていただいたり、また町長として出席するよという要請をたくさん承ってまいりました。

しかし、このことをすべて聞くということにつきましては、本当に3町が一緒になりました町域が広がったこと、そしてまたそれぞれの地域でいろんな催しを展開されておまして、どうしても町の理事者に出席をいただく中で自分たちの考え方を聞いてほしいという強い思いをひしひしと感じてまいりました。

そうした1カ月の執行者としてつかせていただきました中で、到底、今の合併間際の、間際といいますか、非常に大事な時期に私一人ですべての町民の皆さん方の思いを聞きながら、そしてまた進んでいくということは、物理的にも到底無理なところも出てくるわけございまして、同じ時間帯に幾つもの会議が重なるということも既に出てまいりましたので、この辺を解消するためにもぜひ助役の2人制は必要であるという判断をお願いをいたしているところでございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと再度お尋ねしておきたいんですが、それぞれ議員の質問にお答えいただいたんですが、一つは、いわゆる事前に相談という問題で、人事の件で事前相談は難しいということもあったんですが、人のいわゆる同意を求めるものについては確かに名前が出てきますので、そういう点はあるかと思いますが、助役を2人にするかどうかという問題は、やはり相談は私はもっと早くすべきやなかったかと。

そのことによって、だれになるかという問題、これはまた別の問題ですので、やはり合併という、今もいろいろ出ておりますように、過程の中で言われるような課題も確かにあるわけでございますけれども、しかし、町民に対して合併の目的や合併の必要性をこの間言われてきたことからすれば、やっぱり財政がやっていけないということを大きな中心点に置かれておりましたし、住民そのものもやむを得ない合併やと、それはもうやっていけないのならという、そこに大きな住民の合併への思いといいますか、そういうことが多かったわけでありますから、そういう点からして、ほんなら新しい町の体制はどうなのかということ、これは当然出てくるわけでありますから、やはりそういう中で合併協で3名の参事を置くということも協議されたんだということでありますけれども、そうすれば、その合併協での議論はどうであったのかということも、本当に私は全体の職員の数を減らすということと同時に、その辺のことがどういように協議されたのかということも非常に疑問に思うわけでありませぬけれども、そういう点から言うと、この体制上をどうしていくかということは、確かに町長が言われるようにいろんな体制を進めていかんらんということでありませぬけれども、そうすると、その参事の役割はどうなのかと。今言われた参事の仕事のことそのものが、また助役の仕事とも絡んできますわけですし、また一つ考えた場合に、やはり新しい町として出発した場合に、直接やはり町長に出会っていろいろ聞いていただきたいと、思いを伝えたいというのは、これは町民の思いでございますので、やはりその点から言いますと、そこに助役が2人おるということになりませぬと、やはりそういうものをみんなクリアせんらんということになりませぬし、決裁一つ考えても、支所から上がってきたものがそれぞれ回っていく

ということになると相当な日数がかかるという、そういう弊害も起こすということもあるわけですので、そういう点では本当にどこの時点で助役というものを考えるかということを考えれば、やはり住民からすればできるだけスリムにしてほしいと、これほど金々ということから出発しておるわけですから。

そういう点と同時に、本当にそういう点では、いろんな住民の願いにこたえていくのが本当にどこに力点を置くかということになれば、やはり末端の職員の充実をしっかりと対応していくということが、やはりこれは一番必要やというふうに思うわけですので、そういう点での行政の進め方というのが私は必要やと思いますし、まさしく、今、町長がいるいる答弁された中身というのは、十分今の参事の体制で私はいけるんじゃないかというように思うわけですので、改めてその点についてお尋ねしておきたいというように思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 現状の組織体制の中ですべてのことが対応できるのではないかとこのことですが、再三申し上げて恐縮でございますけれども、この新町のまちづくりの根幹をなすものが、やっぱりお互いの顔が見えて息遣いのわかるという背景には、これまで50年続けてまいりましたそれぞれの旧町の特徴を生かしながら、そしてまた現状進めてこられました事業をそのまま新町に引き継ぐことが大前提となっておりますことから、やっぱりそのことは、この新町でそれぞれの地域がお互い相手側の思いも理解をしながら取り組んでいかなければならないという、非常に難しい局面もまた同時に抱えているというふうに判断をいたしているところでございます。

その地域では、これまで時間をかけて調整をされて進められておりますことも、またほかの地域にとりましてはなかなか理解を深めることが難しい状況もあるわけですので、そこにかかる費用、そしてまた全体に与える影響等も考えますときに、改めてそうしたそれぞれの事業を引き継ぐことには間違いはないわけですが、相互の理解を深めていくためには、より時間をかけながら、そしてより理解を深めていくということも、この合併のあり方を皆さん方にお示しをしていく、そしてまた結果としてこの合併がよかったというふうにご判断をいただけることではないかというふうに思っております、時間をかけながら、そして多くの皆さん方の知恵を結集して、継続あるいは新たな事業に取り組んでいくことこそが今求められていることであるというふうに思っております、全体の中では、行政の体制もしっかりでございますけれども、町民の皆さん方にもしっかりとその辺については、自らが何ができるかということもお考えをいただきながら、一つ一つ、一步一步前へ進んでいくあ

り方が今求められているというふうに思っております、そうした部分を総合に判断をする、的確に間違いのない進め方をするために、ぜひともこのスタート時、皆さんが本当にこれで合併は安心して見ていける、そして自分たちもかかわって進めていけるというご意見が隅々から聞かせていただけるまでの間、どうしてもこうした体制が必要であるというふうに判断をいたしてお願いをさせていただいておるところでございますので、ぜひともご理解を賜りたいと存じます。

○議長（岡本 勇君） 7番、今西君。

○7番（今西孝司君） さっき私言いましたように、やっぱり手順がちょっと間違っておるんじゃないかなと僕は思うんですね。このまま今採決がとられれば、私としてはこれは賛成はできないと。やはり町民の皆さんの思いというものが、ほんなら本当に町長が言っているように助役を2人置くことを望んでおるのか、それともやはり行政改革をうたい文句に合併をした以上、過大な出費はできるだけ控えるべきだと考えておられるのかというようなことも、いろいろやっぱり我々も知る必要もあると思います。

それで、私、お願いなんですけれど、やっぱり議員の皆さんの意見も、どういうふうに思っておられるかということを一一人確かめる必要もあると思うので、休憩をとっていただいて、できれば全協を開いていただいて、そこで皆さんと一緒にちょっと論議を深めるべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（岡本 勇君） ご意見ございませんので、全協は開催をいたしません。

2番、室田君。

○2番（室田隆一郎君） ただいま急に提案をされたわけですので、やはりこれはみんなが意見を整理して、やっぱり反対が多かったということでなしに、やはり全員の意見を集約した形でこうした採決を持っていきたいと私も思っておりますので、やはり一応全員協議会を開いて、そして意見を集約したほうがよいと思いますけれど。

○議長（岡本 勇君） そのご意見が出ておりましたら、先ほどのあれは出さなかったんですけれども、ほかに今の全協開催について何かございますか。

12番、山内君。

○12番（山内武夫君） 今、この議案が出されておるんですけれども、まちづくりを進める上で大変大事な、重要な案件やというふうに思っておりますので、ここで軽々に多数決で採決するというのはどうかなというような、ちょっと無理があるように思いますので、私も休憩をとってもらって意見をちょっとまとめる必要があるのやないかなというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 17番、野間君。

○17番（野間和幸君） いろいろ助役制そのものについては、それぞれのお考えもあろうというふうに思いますし、一定住民の思いがどのようにあるのかということもまた、議員の視点だけではなく考える必要がありますし、意見交換をする必要があるのではないかな、そんなふうに思っております、全協を開催していただいたら結構かと思えます。

○議長（岡本 勇君） 全協を開催せよと、ご意見が多いわけですが、それにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

直ちに、別室で全員協議会を行います。

休憩 午前 9時41分

再開 午後 2時44分

○議長（岡本 勇君） 大変時間が延長になりまして、恐縮でございます。

では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

議案第26号は、審議の途中ですが、後ほど審議したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、後ほど審議したいと思います。

《追加日程第1、会期延長の件》

○議長（岡本 勇君） お諮りいたします。

会期延長の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、会期延長の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、大雪注意報の発令、現在の降雪の状況と今後予想される積雪により、12月26日まで4日間、延長したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は、12月26日まで4日間、延長することに決しました。

本日の議事日程を残しておりますが、本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、本日は、これをもって延会することに決しました。

本日は、これにて散会します。

午後 2時46分 散会

平成17年第1回京丹波町議会定例会（第5号）

平成17年12月26日（月）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 26号 京丹波町助役定数条例の制定について
- 日程第 3 同意第 6号 助役の選任について
- 日程第 4 同意第 7号 助役の選任について
- 日程第 5 同意第 8号 監査委員の選任について
- 日程第 6 同意第 9号 監査委員の選任について
- 日程第 7 同意第 10号 公平委員会委員の選任について
- 日程第 8 同意第 11号 公平委員会委員の選任について
- 日程第 9 同意第 12号 公平委員会委員の選任について
- 日程第 10 同意第 13号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 11 同意第 14号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 12 同意第 15号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 13 同意第 16号 固定資産評価員の選任について
- 日程第 14 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 15 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 16 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 17 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 18 議案第 1号 京丹波町議員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 2号 京丹波町消防団組織等審議会設置条例の制定について
- 日程第 20 議案第 3号 京都中部広域消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都中部広域消防組合同規約の変更について
- 日程第 21 議案第 4号 船井衛生管理組合の規約の変更について
- 日程第 22 議案第 5号 京都中部地区広域市町村圏協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第 23 議案第 6号 京都中部地区広域市町村圏協議会を設ける地方公共団体の数

の増加及び規約の変更について

- 日程第24 議案第 7号 船井・北桑田地区土地開発公社定款の一部変更について
日程第25 議案第 8号 町営土地改良事業の変更について
日程第26 議案第 9号 平成17年度京丹波町一般会計予算
日程第27 議案第10号 平成17年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
日程第28 議案第11号 平成17年度京丹波町老人保健特別会計予算
日程第29 議案第12号 平成17年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
日程第30 議案第13号 平成17年度京丹波町水道事業特別会計予算
日程第31 議案第14号 平成17年度京丹波町下水道事業特別会計予算
日程第32 議案第15号 平成17年度京丹波町土地取得事業特別会計予算
日程第33 議案第16号 平成17年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
日程第34 議案第17号 平成17年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
日程第35 議案第18号 平成17年度京丹波町宅地等開発事業特別会計予算
日程第36 議案第19号 平成17年度京丹波町須知財産区特別会計予算
日程第37 議案第20号 平成17年度京丹波町高原財産区特別会計予算
日程第38 議案第21号 平成17年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
日程第39 議案第22号 平成17年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
日程第40 議案第23号 平成17年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
日程第41 議案第24号 平成17年度京丹波町質美財産区特別会計予算
日程第42 議案第25号 平成17年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算
日程第43 選挙管理委員および補充員の選挙
日程第44 農業委員の推薦について
日程第45 閉会中の継続調査

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（17名）

- 1番 西山和樹君
2番 室田隆一郎君
3番 東まさ子君

4 番 片 山 孝 良 君
5 番 横 山 勲 君
6 番 坂 本 美智代 君
7 番 今 西 孝 司 君
8 番 小 田 耕 治 君
9 番 畠 中 勉 君
10 番 山 田 均 君
11 番 藤 田 正 夫 君
12 番 山 内 武 夫 君
13 番 篠 塚 信太郎 君
14 番 吉 田 忍 君
16 番 野 口 久 之 君
17 番 野 間 和 幸 君
18 番 岡 本 勇 君

4 欠席議員

15 番 山 西 桂 君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

町 長 松 原 茂 樹 君
助 役 上 田 正 君
助 役 堀 郁太郎 君
教 育 長 山 本 和 幸 君
参 事 片 山 長 男 君
参 事 寺 井 行 雄 君
参 事 田 渕 敬 治 君
瑞穂支所長 森 田 一 三 君
和知支所長 片 山 俊 明 君
総務課長 長谷川 博 文 君
企画情報課長 田 端 耕 喜 君
税務課長 伊 藤 康 彦 君

住 民 課 長	岩 崎 弘 一 君
保 健 福 祉 課 長	野 間 広 和 君
子 育 て 支 援 課 長	朝 倉 富 雄 君
地 域 医 療 課 長	上 田 進 君
産 業 振 興 課 長	山 田 進 君
土 木 建 築 課 長	岩 田 恵 一 君
水 道 課 長	田 井 勲 君
会 計 課 長	下 伊 豆 か お り 君
教 育 次 長	松 村 康 弘 君

6 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長	谷 俊 明 君
書 記	山 内 圭 司 君

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 会議を始めるに当たりまして、一言お断りとお願いを申し上げます。

過日の本会議が悪天候というアクシデントもあったわけでございますけれども、延会に至りました一因を痛感しております。本日再開するに当たりまして、まずもってお断りを申し上げておきます。

また、昨今の寒さでございます。審議の途中になる場合もあるやもわかりませんが、休憩を極力頻度を高めてとりたいと思います。よって、途中での離席は極力避けていただきますことをお願いを申し上げます。

また、本日の日程の都合上、延長となることが起こるやもわかりませんので、その点もあらかじめご了解をお願いしたいと思います。よろしく審議のスムーズな運営につきまして、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） 皆さん、おはようございます。

連日、第1回の定例会のご審議を慎重に、かつまた深くご審議を賜っておりますことに心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

また、先般22日の本会議におきまして、特に京丹波町助役定数条例の制定につきましてご提案を申し上げたわけでございますが、本件につきましては、重要案件にもかかわりませず審議をいただく時間的配慮に欠けておりまして、議会運営に多大のご迷惑をおかけいたしましたことを誠に申しわけなく存じておるところでございます。今も議長の方からお話がございましたように、会期を延長いただきまして、本日ご審議を賜りますことに、心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。どうぞよろしくお断りを申し上げまして、本日のご審議を賜りますことに重ねてお礼を申し上げる次第でございます。よろしくお断りを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

本日、大変お忙しい中、定刻にご参集いただきましてご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、平成17年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、3番議員、東まさ子さん、4番議員、片山孝良君を指名いたします。

《日程第2、議案第26号 京丹波町助役定数条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、議案第26号、京丹波町助役定数条例の制定についてを議題とし、12月22日の議事を続けます。

ほかに質疑はありませんか。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今回提案になっております議案についてお尋ねをしておきたいと思うんですが、これは総務課長にお尋ねしたらいいかと思うんですが、定数条例が今回このように提出をされておまして、いわゆる附則を見ますと、この条例は、公布の日から施行すると、こういうことになっているわけですが、これまで条例がある中といいますか、助役の選任というのが通常行われておったんですが、これからすると公布をして施行ということになると思うんですが、実際のその効力を発するというのは、どういう形になるのか。公示ということをするすると掲示板に張るということも当然あるんじゃないかと思うんですが、ちょっとその辺をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） お答えしたいと存じます。

条例の効力の発行でございますけれども、先ほど議員おっしゃってございましたように、告示等の手続をすることによって、その効力を発するというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今の答弁聞いておきますと、住民からすれば具体的に、いつから施行されて効力を発するかという、直ちに公布して告示をしたら、もうその日から効力を発するかどうかという、その点ちょっと今の答弁ではもうひとつわかりにくかったので、その点ちょっとお尋ねしておきたいというように思います。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） 申しわけございません。

公布の日ということは、公布手続をした日ということでございますので、きょう決めていただければ、直ちに行えば、それで効力を発するということでございます。

○議長（岡本 勇君） 7番、今西君。

○7番（今西孝司君） この助役二人制ということは反対をするわけじゃないんですけども、こないだの説明の中で、助役二人制にすることで参事の人事を18年度人事のときには考え直すというようなことを聞いておるんですけども、そのことは実施をされるのかどうかということと、この助役を設けることで瑞穂町のことについてとか和知町のことについてということじゃなく、仕事の縦割りというか、受け持ちを決めて助役が置かれるようにするべきやという意見が住民の中にも大変多いんですけども、瑞穂町の管轄とか和知町の管轄ということとをせっかく合併したのに、助役をここを受け持つというようなことはしないで、やはりこれから旧町間の壁を取り払っていく上では、やはりそういうことじゃなく、仕事の縦割りの面で助役が仕事をさせていただくというふうなことを望むんですけども、そういうことをちょっと伺っておきたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） ただいま今西議員のご質問でございますが、参事の件等につきましては22日も申し上げましたように、合併直後の組織体系を構築するために合併準備室等で考えられておるところでございますが、このことにつきましては今もご意見をいただいたわけでございますが、十分これからの組織体系全体を見ながら、検討を加えてまいりたいというふうに思っておるところでございます。極力無駄のない配置をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。助役のあり方等につきましては仰せのとおり、私もそのような考え方で、それぞれ助役の役割分担をいただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 6番、坂本さん。

○6番（坂本美智代君） ちょっと町長にお伺いしたいんですけど、今回の会期の延長は新聞に載りましたわね。そのことによって私も、きのう、おとついと、何人かちょっとお出合いした人の中から、向こうからそういった新聞を見て、どうなんやと。合併するのに、人件費削減のために合併したんやないか。1人ならまだしも2人も置く必要があるんかと。議員は減しといて。やっぱり議員は住民の代表で、住民の声を聞いて出すのが議員なんやから、議員は減した上に何で助役を増やすんやと、そういった声も聞いたんです。町長もこの新聞を見られて住民からそういった、どんな意見を出されたかわかりませんが、そういった住民の声をお聞きはしておりますか。その1点だけお聞きします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 私もこのことにつきまして今日までの時間帯の中で、いろいろご意見を賜ってまいりました。非常に、22日も申し上げましたように、合併の難しさも反面ある

わけでございますし、また、合併をなぜみんなで選択をしたかということも一方にあるわけ
でございますし、そうした中での私がこの町づくりにつきまして申し上げておりますさまざ
まな町民の皆さん方の思いの中で、やっぱり最終的に残る部分については、均衡ある発展を
望みたい。そこには中心部だけがよくなるということは、ぜひとも避けてほしいという多く
の皆さん方の思いがございます。

そうした中にありまして、本当にこの合併、全国的には小規模な合併ではございますけれ
ども、やはり町域は本当に広くなりましたし、それぞれの思いも千差万別でございますし、
そうした中にありまして本当に助け合いながら、この厳しい財政状況の中をお互いが理解を
しながら進めていくということになりますと、しばらくの間、助役を二人制にさせていただ
いて、そのかわりということではございませんけれども、収入役等につきましては職務代理
を置かしていただいて、進めていきたいというふうに思っているところでございまして、ぜ
ひともそうした面ではご理解を賜りたいというふうに申し上げてきておるところでございま
す。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私もちっと町長に改めてお尋ねしておきたいと思うんですけれど
も、22日の提案以来、いろんな意見や議論もあるわけでございますけれども、町長自身も
議員をされておったわけでありますから、それぞれ端々のいろんな声をしっかり町政に届け
るというのは、これは議員の仕事でありますので、助役を2人置いて、いわゆる内部の体制
を固めていくということと同時に、そこに町民の声をということでありましたけれども、い
ろいろ町民の願い、声というのは善意でありますけれども、やはり町長自身に見てほしいと。
例えば、今の雪の問題、周辺、全然、いわゆる庁舎のあります近辺と周辺との差というのは
非常に大きく違うわけですね。だから、そういう除雪の問題もありますけれども、やはり
見てほしいんだというのは、これは本当に今町民の声なんです。だから、職員が行ったり、
助役ができて行くということよりも町長に来て見てほしいんだというのが、これが町民の思
いなんです。

それともう一つは、本当にこの合併によって地域とのそういう結びつきといいますか、つ
ながりということがなかなかできないんだということになれば、例えば、出前町長室を地域
ごとにつくって地域との懇談を進めていくとか、やはりもっとその町長自身がそういう形で
行っていただくということが、私は町民の願いだと思うんですね。だから、助役を二人制に
することによって、そういうことがすべて解消するということは、私は考えにくいと思うん
ですが、その辺について町長のちょっと見解を伺っておきたいということと、それから、

端々の声をしっかり聞いて、不安にこたえていくということは、助役を2人置くことによって本当にそれが解消できるのかなあと、そういうことを突き詰めていけば、支所に助役を配置せなったら直接声が届かないということにもなるわけですから、やっぱり行政執行者側という立場に立てば、やはり職員をしっかりと配置して支所を充実して、そして、しっかり町民との対話をしていくと。そして、議員がいろんな声は届けていくという、こういうスタイルが本来あるべき姿だと思うので、ちょっとその助役の二人制ということによって、端々のそういう声がしっかり受けとめられるとか、解消できるんだということには直接つながらないんじゃないかというふうに思うんですが、その辺ちょっと町長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 町づくりにつきましては、町長自身が積極的に動くべきだということにつきましては同感でございますし、そのように努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

助役を2人にしてという中で、どれだけそうした町民の皆さん方の、先ほど申し上げました均衡ある発展に不安を感じさせないかという部分については、どういう物差しではかるかということについては、いろいろ見方もあろうかと思いますが、現状、私がいろんな皆さん方とお出合いをする中では、そうした配慮も当分の間必要であろうという意見もたくさん伺っているところでございまして、先ほど今西議員からもご指摘がございましたように、余り地域にこだわらずに全体を見通しながら、この合併が皆さんの本当によかったと思えるような方向に導いていくために、補助的な役割を果たしていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東まさ子君） 今いろいろと質問をされているんですけど、私も助役を2人置く必要性というのが町長の答弁でははっきりしないということでもあります。合併で、よい町づくりをということが一番大切なことでもありますし、そういう点では、町長が言われている住民の意見を汲み上げるということになりましたら、それぞれ地域から出て働いておられる職員さんを中心にして、いろいろと汲み上げてもらって、そして、職員さんを通じていろいろと地域の声を汲み上げて、そして、町政をしていくということ、そしてまた、住民の皆さんの声を聞くということ2つを大事にしていかれたら、間違った方向を選ぶということにもならないし、そのことが一番大切なのではないかというふうに思っております。

いろいろと住民サービスを低下をしないということも言われておりましたけれども、1、

〇〇〇万余りの特別職のそういう給料を回すならば、いろんなこともできるわけでありまして、特別職のそういう給料を下げても住民のためという、そういうことも行っている町もあるわけでありまして、お金の使い方の面からも、そして、住民の声に基づいた町政をしていくという面からも、助役を2人置いてということにはつながらないのではないかとこのように思っております。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 職員ももちろん地域の中に溶け込んで、これからの町づくりに行政マンとしての役割を果たしてほしいというのは私の思いの中にあるわけございまして、このことについては、町づくりの中で申し上げてきているところでございます。

当然のことながら議員各位にはもちろん、地域あるいは町民のさまざまな思いを議会に反映をいただきながらかかわっていただくことございまして、このことにつきましても、やっぱり町づくりには欠かせない重要なことだというふうに思っておりますし、今日まで本当に多岐にわたるご意見、また、ご提言をいただいておりますことにつきましても、町づくりに十分生かさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

そうした中で申し上げますように、それぞれの違う立場で今日までの旧町の事業もすべてを引き継いでおるわけございまして、それぞれの価値観、また、これからの新しい京丹波町での町づくりの中に、そのことがそれぞれどう理解をいただけるか、こういうことにつきましても当分の間、そうした十分熟知をされている方を助役として、ぜひとも迎える中で調整、あるいはまた方向性を見きわめていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 1番、西山君。

○1番（西山和樹君） いろいろとお話を聞かしていただいて、町長のお考えになっていることについても十二分に、私なりに理解はできるわけございしますが、ただ、その中で、さっき冒頭にお話がありましたように出し方の間違いだったとか単純な、私は一つの進め方の失敗だったのではないかと、私はそのように理解をしておるんですが、今さっき議長なり町長の方からおわびといたしますか、訂正といたしますか、言いわけといたしますか、何とも受け取れんようなお話があったわけですが、私は素直に反省があったんだというふうに理解をしたいと思います。

そこで、その問題はともかくといたしまして、一つ私の方から、これは提案といたしますか、これから先の問題として取り上げて、頭の中に置いておいていただけたらありがたいと思うことがございます。

まず、助役というお話が出ておりますけれども、これは副町長という呼称といたしますか形、これは地方制度審議会の方で、そういうふうな話も出ておる。現実にはそういうふうに進めておるところも何か所かあるというふうに新聞で、過日の朝日新聞に載っておりましたけれども、そういうふうな話がございます。これは複数の副市長を配置して、首長の補佐や代理といった職務に加えて、もっと踏み込んだ、いわゆる権限を拡大すべきだというふうに答申しておるといふふうに記載されております。

ついでの話ですけれども、もう既に教育委員会そのものが不要だというふうな話も出ております。これについては、文部省から水食的な行政系列を乱されては困るということで、かなり強硬な反対論があるようですけれども、これは首長がそれを一から十までということで、権限の拡大という意味も含めてあるようでございます。そういう意味で教育委員会の問題はともかくといたしまして、特に副町長という制度、呼び方が変わるということだけではなくて、多岐にわたることになろうと思っております、副町長ということになりますとね。当然に町長の補佐もしなきゃいかんし代理もしなきゃいかんし、さらにもっと大きく立案して実践していくという段取りもあるんだらうと思っておりますが、私の一つの提案としては、まず、瑞穂と和知には幸い現時点で支所が置かれております。その支所長の権限を拡大して、支所長を助役もしくは副町長という形にすれば、これはもっともっと、さっきから町長の答弁にもありますように、いろんなそれぞれの出先の顔が見える、いろいろと細かいことをというふうなお話もございましたが、現在のそれぞれの支所長さん、現在2名おられるわけですけれども、十分な識見と能力を有しておられるからこそ、支所長の大役を現在実行しておられるんだというふうに私は理解しております。

そういう点で、ぜひそういうことも考えて、そして、ただ、一偏俎上に乗せたものは永久にそれでないといけない、永久とは申しませんが、そういうふうなことに固執するのではなくて、もっともっとフレキシブルに考えていただきたい。例えば、来年の3月で人事が変わるということであれば、その間は無給とは申しませんが、5万でも10万でもボランティア的な給与で、その間を推移すると。これに現在の出ておりますその条例の件に関しましては、給与までは載っておりませんので、それについてこの間お伺いしたのでは、既に町条例に規定してあるというふうに聞きましたので、それがそのとおりにやらなきゃならんというふうな考え方になりますと、いろんな問題が出てきます。

質問といたしますか私の考えという中では、既にもう実行されております瑞穂町の嘱託職、もしくはパートタイマー、これが、よそとの平準化を欠くということからパートタイマーにおいては通勤費を出さない。それから、嘱託職においては一気に3割近い、2割5分から3

割近い給料がカットされる。嫌ならやめなさいというふうな強行的な話になっておるんです、現実も問題。言った方は、言葉は幾ら柔らかく言っても、現実にそういう問題でやむを得ず、現在勤めざるを得ないといって勤めている。それが3割近くも減給を余儀なくされてる人間がおりながら、1,000万にも年収何々とするような職員というか高給者が現在、参事さんも含めてたくさんおられる。さらに、それに助役さんという形で乗ってくるということになりますと、これは町民の同意をそう簡単に得られるものではないんじゃないかと。仮に、ここで可決しましたとしても、私は決して、それがようやったなあとか、なるほどなあと言われる、無条件でそう言われる状態にはなりにくいんじゃないかということを私は感じておりますので、その部分について質問をまとめますと、副町長制度というのをやっていこうという、今後考えておこうということなのか。

それから、現実にそういうふうには減額されていった低所得者、むしろ低給者ですね。弱者の給与と、それから、今回新しい助役を置こうという、いわゆる高給者を追加するという、その矛盾の点について、町長のご答弁を求めておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 助役を副町長と呼ぶか、また、その権限の中身を云々ということにつきましては、今、自治法の改正も含めて検討が加えられているというふうにとらえているところでございまして、私の今お願いを申し上げている範疇は、これまでの助役の範囲をお願い申し上げておまして、現状、収入役も含めて法改正後に適切な選択をしてみたいというふうに思っているところでございます。

また、合併に伴いまして、嘱託職員あるいはパートの給与関係等につきましては、さまざまな旧町間での対応がございましたし、また、それに仕事の内容もそれぞれの町で違っていたということもございました。そうしたことをこの新町で、それぞれの形を引き継ぐということは無理だという中で、給与体系も一本化をされたというふうに理解をいたしているところでございます。

そうした中に、今もご指摘がございましたように、これまでの仕事量とその給与の関係、ここに整合性を欠いているのではというご指摘もあるわけでございまして、今、内部的にそうしたものを人員的に増員を図るのか、あるいはまた中身について十分ご理解をいただきながら進めていくのか、それぞれ部署で検討を加えさせているところでございますので、この件については十分、今お勤めいただいております方々にも、その内容等についてご説明を申し上げ、また、ご理解をいただく中で進めてまいりたいというふうに思っているところでござ

ざいます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

6番、坂本さん。

○6番（坂本美智代君） 議案第26号、京丹波町助役定数条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

今回の提案は、助役を2人にする条例の制定であります。町長の提案理由では、合併によって中心部だけがよくなり、周辺部が取り残されるのではないかと、などの多くの声を聞く中、それらの実情をしっかりと聞きながら、それを行政に反映し、町民の不安を取り除くことが大事であり、今、町民からの要請が多い中、町域の均衡ある振興を行うためには助役を2人にして町づくりに取り組んでいきたい。また、収入役については、当面は置かない。また、参事を3人に置いているのは旧町の継続事業を引き継ぎ、それぞれ旧町の思いや考え方など多岐にわたる事業があり、専門的に現状と照らし合わせ、的確な判断を進めていく必要があるから参事を置くなどの説明がありましたが、合併の目的からして、助役2人を選任することに町民の皆さんが、納得と理解ができるのかということでもあります。

合併問題での説明会では、このままでは財政がやっていけない。このままでは赤字になる。合併によって行財政のスリム化を前提とした行財政改革を進めるとの説明を受け、住民はやむを得なく合併に同意をしたのであります。今、助役や収入役の置かない市町村が全国では増えています。それは限られた財政の中で、町政の中心に何を置くかで判断をしているのではないのでしょうか。合併によって新しく出発した京丹波町で助役を2人置くことは、端々の声を聞き町政に反映させていく均衡ある調整を進めていくことができるというのであれば、全国の町村で助役を複数置けばいいことになってしまいます。何よりも町民が求めているのは、助役を2人にするのではなく、これまでの旧町での施策やきめ細かな対応を求めているのではないのでしょうか。そのためには支所への権限をもっと与えること。そして、一定の支出の権限を与えるなど、支所の充実こそが必要と考えます。助役を2人にすることで町民の不安の声を解消し、均衡ある町政が進むとは考えにくいことを申し上げて、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 11番、藤田君。

○11番（藤田正夫君） 私は、議案第26号、京丹波町助役条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

多くの住民は、現在の町財政情勢から考えて合併は仕方がないと判断し、合併に賛成をいたしました。結果、役場は遠くなり、長年親しんだ町の役場には職員は少なく、議員の数も減少し、過疎と高齢化に悩む住民にとっては、合併によってこの地域を活性化できるのではないかとの思いを持って期待をいたしております。

町長は、選挙戦中は、合併後の町づくりには、顔が見え、息づかいのわかる町づくりに頑張ると公約を掲げ、多くの町民の指示によって当選をされました。公約を果たすべく全力を挙げておられると思います。また、それも私どもには見えてまいりました。大変苦勞の多いことと思います。しかしながら、地域が広くなり住民が多くなれば、そのニーズにこたえることは多難であります。しかしながら、それを避けて通ることはできません。遠く離れた住民ほど、町長をはじめとするトップの方々に地域の実情を話し、現状を見てほしいと願っております。そうした願いにこたえるためにも積極的に出かけ、町民の声を聞き、隅々まで知り、今後の町政に反映すべきであると考えます。そのためには、やはり時間も必要であります。時間づくりにもやはり助役の二人制は必要であります。新しい本当に住みよい京丹波町を一日も早くつくり上げることが急務だと思います。そういった観点からも助役の二人制は必要と考え、賛成討論いたします。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案をされております京丹波町助役定数条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

提案されている条例は、助役の定数を2人にする条例の制定であります。今回の提案で町長は、町域の均衡ある振興を進めていく上には、複数の助役が必要であると。合併によって端々が取り残されるのではないかなどの、こういう不安を取り除くことが第一であり、町民の不安の声を解消するためにも助役を2人にして町づくりに取り組んでいきたい。収入役については、当面置かない。こういうのが主な提案の理由であります。

今、町民は確かに大きな不安を抱えております。今回の大雪でも、その対応の違いに不満と落胆、何とかしてほしいと切実な声も上がっています。その中でも町長に実態を見ておいてほしいとの強い声もあります。これは職員や助役ではなく、町長に周辺部の状況を直接見ておいてほしいという声でもあります。町民の思いは、合併によって行政が遠くなったということがないように出前町長室を地域ごとに開くとか、幅広い町民が参加できる町づくり委員会などをつくり、地域にかかわる問題や将来の町づくりなどの意見やアイデアなど、町民が気軽に町政に参加できる場所の提供などを求めているのではないのでしょうか。また、こういう取り組みが必要だと考えます。

町民の中には、合併をして助役2人の体制などは旧態依然とした考え方で、置かないぐらいの、もっと思い切った考え方で取り組むべきではないかと、そういう強い意見もあります。今全国の市町村では助役や収入役を置かない、そういう方向が大きな流れであります。それは小さな自治体では、限られた財源をいかに町民の福祉や暮らしを支えるために使うのかという苦慮の中で、住民の立場に立った思い切った行政改革に取り組まれているのであります。

新しく合併によって出発した京丹波町で、助役を2人置くことで2,000万以上の費用が必要になります。また、当分の間といっても4年間はかわらないわけであります。先ほどもありましたけれども、職員や臨時・嘱託職員など国の基準を押しつけて、大幅な給与の引き下げが行われています。こういう状況の中で圧倒的多数の町民が望んでいる方向ではないということをお役の二人制について申し上げて、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 17番、野間君。

○17番（野間和幸君） それでは、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

新町発足に伴う町域の拡大は、新たな可能性に対する期待もさることながら、中心地から離れた地域が取り残されるのではないかと、町民の声がしっかり届くのか、行財政改革のもとにサービスだけが低下するのではないかなど多くの不安がある中で、理事者の確かな助け役としての助役の人選は町長就任以来、あの人が助役さんではないかなあ、この人も候補ではないかなあなど、全町民の大きな注目を集めてきたところであります。その助役定数条例が少しの行き違いで今日に至っておりますことには、大変な心配と不安を持ってきたところでありますが、私自身は助役の処遇について人数の問題は余り問題ではないと、そんなふうに思っております。むしろ、その方が何のために何を担当するのが重要であります。そのことによって何をなされていくかが大きな仕事であろうというふうに思っております。

提案理由によりますと、お二人の助役さんがそれぞれ部門を担当され、住民の多くの声を聞きたいとする町長の公約を補佐する役目を担当されるように伺っております。二人助役の配置は、単なる数合わせや地域エゴによる問題や、そんなことによって制定されるものではありませんし、むしろ、いまだ残されております未調整項目の整理や新町まちづくり計画に沿う町づくり実現に向けての第一歩であろうというふうに思っております。旧町の集落の継続の大切さもさることながら若者定住や子育て支援等、本町が抱える最大の政策課題をトータルとして、どのような制度を打ち出していくかが、この二人助役制に大きく問われるものでであろうというふうに思っております。2人の助役によって多くの町民の理解を得る施策が示されますことを期待いたしております。

ただ、先ほど来、反対討論の中でもありますように、町域全体として見る中には、長きに

わたる助役二人制への疑問や戸惑いもあることも事実であります。また他方、参事職についても行政内部の問題ではあるというものの、合併による行政コストの削減が大きく問われている現状も踏まえ、今後の推移を見て判断されることを期待し、賛成討論とします。

○議長（岡本 勇君） 討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

議案第26号、京丹波町助役定数条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

9時55分まで休憩といたします。

休憩 午前 9時44分

再開 午前 9時55分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第3、同意第6号 助役の選任について》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、同意第6号、助役の選任についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） 同意第6号の助役の選任につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

先ほど、ご承認いただいた京丹波町助役定数条例の提案理由の説明の際に申し上げておりました理由によりまして、このたび2人の助役を選任したいと存じます。

まず初めに、上田正氏を選任したいと存じます。

上田氏は京丹波町鎌谷奥道相5番地1にお住まいで、昭和20年10月25日のお生まれでございます。昭和40年から瑞穂町職員として勤められ、土木水道課長、企画調整課長、参事兼企画総務課長を歴任され、また、平成14年からは助役に就任され、合併と同時にご失職ということになりました。行政運営について豊富な知識と経験を有しておられ、助役として最適任者でございますので、地方自治法第162条の規定に基づきまして、議会の同意

を求めるものでございます。よろしくご審議賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 採決に移るわけですが、私どもは、定数条例の2名について反対をいたしました。今回提案になっていますこの助役の選任については、採決に加わらないということを申し上げて退場いたします。

（議員3名 退場）

○議長（岡本 勇君） これより、同意第6号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

同意第6号、助役の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、同意第6号は、原案のとおり同意されました。

《日程第4、同意第7号 助役の選任について》

○議長（岡本 勇君） 日程第4、同意第7号、助役の選任についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） 同意第7号の助役の選任につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

堀郁太郎氏を選任したいと存じます。

堀郁太郎氏は京丹波町本庄木下16番地1にお住まいで、昭和27年12月13日のお生まれでございます。昭和49年から和知町職員として勤められた後、平成15年からは町長にご就任され、合併と同時にご失職ということになりました。行政運営について豊富な知識と経験を有しておられ、助役として最適任者でございますので、地方自治法第162条の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議賜り、ご決定い

ただきますようお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 先ほどの同意第6号でも申し上げましたように、助役の定数条例につきまして反対をいたしました。今回提案になっております同意、助役の選任につきましては採決に加わらないということをお願いして退場いたします。

（議員3名 退場）

○議長（岡本 勇君） これより、同意第7号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

同意第7号、助役の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、同意第7号は、原案のとおり同意されました。

暫時休憩いたします。

10時15分まで休憩といたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時17分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第5、同意第8号 監査委員の選任について》

○議長（岡本 勇君） 日程第5、同意第8号、監査委員の選任についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） 同意第8号の京丹波町監査委員の選任につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

京丹波町の設置に伴いまして、監査委員の見識を有する者の選任につきまして、人見 亮氏を選任したいと存じます。

人見 亮氏は京丹波町豊田家ノ本51番地1にお住まいで、昭和22年10月1日のお生まれでございます。平成15年4月から合併まで丹波町議会議員として、また、平成16年4月から合併まで丹波町・瑞穂町・和知町合併協議会委員としてご活躍いただきました。人格高潔で、監査委員としての知識豊かで最適任者でございますので、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより、同意第8号の質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 提案になっております監査委員の選任の件について、お尋ねしたいと思っております。

今回、人見 亮さんという方が提案になっているわけですが、今、町長の提案理由の中でも知識豊かな人ということで、そういう提案理由もあったわけですが、提案になっております公的職歴ということだけでございますので、町会議員と合併協の委員であったということしかわからないわけですが、実際、京丹波町の今回17年度の予算、いわゆる特別会計も入れますと132億という、そういう大きな規模の予算になっておまして、もちろん監査委員というのは、お金だけということではなしに、事業執行の問題も含めて監査をしていただくわけでありまして、通常ですと議会から選出された監査委員と2人おられまして、代表監査委員になられるということになると思うんですけども、そういう面から言いまして、そういうこれまでの職歴といいますか、それはどのような仕事をされておったのかどうか、お尋ねしておきたいなあと思っております。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 先ほど申し上げましたように、議員におなりになられましたまでは黒井ガラスにお勤めと伺っております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今、黒井ガラスという町長からの説明があったんですが、黒井ガラスという会社に何年ぐらいおらはったかというのがわかるのかどうかということと、また、そういう関係でどういう仕事をされておったのか。黒井ガラスといいましてもいろいろ職種といいますか、中の仕事があるんですけども、もしもわかっておればお尋ねしておきたいなあと思っております。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 詳しくは存じておりませんので、ご容赦を賜りたいと思います。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 採決に入る前に、今回提案になっております監査委員、同意8号でございますけれども、今、町長から提案になっております人見さんのいろんな職歴等もお尋ねしたわけでございますが、実際どういう仕事をされておったかわからないと、詳しくということでございます。私どもとしては、この130億を上回る、また、お金と同時に行政的な監査をしていただくわけでございますから、そういう方が本当にどのように京丹波町の監査委員として適当なのかどうか、今の説明では判断ができないという点から、採決に加わらないということで退場いたします。

（議員3名 退場）

○議長（岡本 勇君） これより、同意第8号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

同意第8号、監査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、同意第8号は、原案のとおり同意されました。

《日程第6、同意第9号 監査委員の選任について》

○議長（岡本 勇君） 日程第6、同意第9号、監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、室田隆一郎君の退席を求めます。

（室田隆一郎君 退席）

○議長（岡本 勇君） 町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） 同意第9号の京丹波町監査委員の選任につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

京丹波町の設置に伴いまして、議会のうちから選任する監査委員に室田隆一郎氏を選任したいと存じます。

室田隆一郎氏は京丹波町中台中垣内1番地にお住まいで、昭和7年2月13日のお生まれ

でございます。瑞穂町議会議員を昭和58年から6期務められ、議長などの要職を務められています。また、平成16年4月から合併まで丹波町・瑞穂町・和知町合併協議会委員としてご活躍いただきました。人格高潔で、監査委員としての知識、経験とも豊かで最適者でございますので、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めらるるものでございます。よろしくご審議賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより、同意第9号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、同意第9号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

同意第9号、監査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、同意第9号は、原案のとおり同意されました。

室田隆一郎君の復席を求めます。

（室田隆一郎君 復席）

《日程第7、同意第10号～日程第9、同意第12号について》

○議長（岡本 勇君） 日程第7、同意第10号から日程第9、同意第12号について一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） 同意第10号から同意第12号の京丹波町公平委員会委員の選任につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

京丹波町の設置に伴いまして、京丹波町公平委員会設置条例を制定しておりますことから、3名の公平委員を選任しなければなりません。

まず初めに、片山確氏を選任したいと存じます。

片山確氏は、京丹波町中中里92番地にお住まいで、昭和13年3月7日のお生まれでござ

ございます。昭和33年から和知町農業協同組合職員として勤められ、参事職を最後に平成8年にご退職になりました。平成8年からは和知町嘱託職員として、また、平成12年からは財団法人和知町ふるさと振興センター「わち山野草の森」園長として務められました。人格高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に見識を有し、公平委員として最適任者でございますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、同意第11号、京丹波町公平委員会委員でございますが、北村勝氏を選任したいと存じます。

北村勝氏は、京丹波町実勢岡ノ段92番地にお住まいで、昭和19年5月6日のお生まれでございます。昭和42年から小学校教諭や中学校教諭として務められ、その後、南丹教育局総括指導主事、八木中学校長、亀岡中学校長を歴任、大成中学校長を最後に、平成17年にご退職になりました。人格高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に見識を有し、公平委員として最適任者でございますので、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、同意第12号、京丹波町公平委員会委員でございますが、大西好美氏を選任したいと存じます。

大西好美氏は、京丹波町質美大西25番地にお住まいで、昭和22年8月7日のお生まれでございます。平成9年から同和教育指導員として、平成16年から合併まで社会教育指導員として、瑞穂町教育委員会に勤められました。また、平成13年から平成17年までは瑞穂町婦人会会長として、女性の地位向上及び社会参加の推進にご尽力いただきました。人格高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に見識を有し、公平委員として最適任者でございますので、議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより、同意第10号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、同意第10号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

同意第10号、公平委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は

起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、同意第10号は、原案のとおり同意されました。

次に、同意第11号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、同意第11号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

同意第11号、公平委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、同意第11号は、原案のとおり同意されました。

次に、同意第12号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、同意第12号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

同意第12号、公平委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、同意第12号は、原案のとおり同意されました。

《日程第10、同意第13号～日程第12、同意第15号について》

○議長(岡本 勇君) 日程第10、同意第13号から日程第12、同意第15号について一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） 同意第13号から同意第15号の京丹波町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

新町発足に伴いまして、旧町の固定資産評価審査委員会委員の中から暫定委員が選任されておりますが、その任期が本定例会をもって満了することになります。これによります新たな委員3人を地方税法第423条第3項の規定に基づき選任するものでございます。

初めに、同意第13号では、藤田義一氏を選任したいと存じます。

藤田義一氏は、京丹波町本庄小田中2番地1にお住まいで、昭和2年9月26日のお生まれでございます。昭和20年から4年間、京都府職員としてご勤務の後、長く司法書士事務所の補助員としてお勤めになっております。昭和60年から和知町固定資産評価審査委員会委員、合併後現在まで京丹波町固定資産評価審査委員会委員を務められております。本委員会の委員として豊富な知識と経験を有する最適任者でございますので、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、同意第14号、京丹波町固定資産評価審査委員会委員でございますが、野野耕太郎氏を選任したいと存じます。

野野耕太郎氏は、京丹波町新水戸東浦7番地にお住まいで、昭和7年5月3日のお生まれでございます。昭和26年から丹波町農業協同組合にお勤めになり、平成2年にご退職になりました。平成3年から丹波町固定資産評価審査委員会委員、合併後現在まで京丹波町固定資産評価審査委員会委員を務められております。本委員会の委員として豊富な知識と経験を有する最適任者でございますので、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、同意第15号、京丹波町固定資産評価審査委員会委員でございますが、上田公美氏を選任したいと存じます。

上田公美氏は、京丹波町橋爪檜山63番地にお住まいで、昭和16年4月13日のお生まれでございます。昭和35年から綾部信用金庫にお勤めになり、平成14年にご退職になりました。平成15年から瑞穂町固定資産評価審査委員会委員、合併後現在まで京丹波町固定資産評価審査委員会委員を務められております。本委員会の委員として豊富な知識と経験を有する最適任者でございますので、議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時40分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、同意第13号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、同意第13号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

同意第13号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、同意第13号は、原案のとおり同意されました。

次に、同意第14号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、同意第14号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

同意第14号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、同意第14号は、原案のとおり同意されました。

次に、同意第15号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、同意第15号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

同意第15号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意すること

に賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、同意第15号は、原案のとおり同意されました。

《日程第13、同意第16号 固定資産評価員の選任について》

○議長(岡本 勇君) 日程第13、同意第16号、固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長(松原茂樹君) 同意第16号の京丹波町固定資産評価員の選任につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

新町設置に伴いまして、地方税法第404条第1項に規定されています固定資産評価員を置く必要がございます。この評価員に先ほどご承認賜りました助役の上田正氏を選任したいと存じます。旧町の課長や助役などを歴任され、評価員として豊富な知識と経験を有する最適任者でございますので、議会の同意を求めますのでございます。よろしくご審議賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(岡本 勇君) 以上、説明のとおりであります。

これより、同意第16号の質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですが、今回提案になっております評価員の選任なんですが、これ京丹波町で1人だけなのかどうかということと、それから、今回提案になっておりますのを見ますと助役という肩書きがついておるんですが、この場合には、助役というのが評価員にならなきゃならんという、そういう規定があるのかどうか、あわせてお尋ねしておきたいと思っております。

○議長(岡本 勇君) 伊藤税務課長。

○税務課長(伊藤康彦君) 今回設置します評価員は1名でございます。それと、助役との関係でございますが、旧丹波町におきましては、助役がその任についておりましたので、合併協議の中で引き続き助役という形になったものでございます。

以上でございます。

○議長(岡本 勇君) これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、同意第16号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

同意第16号、固定資産評価員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、同意第16号は、原案のとおり同意されました。

《日程第14、諮問第1号～日程第17、諮問第4号について》

○議長(岡本 勇君) 日程第14、諮問第1号から日程第17、諮問第4号について、一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長(松原茂樹君) 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由をご説明します。

現在、京丹波町では11名の人権擁護委員さんにご活躍いただいております。そのうち西村晃氏、西田哲氏、野口正利氏、大槻美佐子氏の4名の方が任期満了になることから、後任として4名の人権擁護委員候補者を法務大臣に推薦することといたしたいので、ご意見をお聞かせいただきますようよろしくお願い申し上げます。

諮問第1号から諮問第4号の人権擁護委員候補者の推薦につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます・

初めに諮問第1号では、原澤淑子氏を推薦したいと存じます。原澤淑子氏は京丹波町高岡前川24番地2にお住まいで、昭和18年10月8日のお生まれでございます。原澤淑子氏は、36年の長きにわたり京都府にお勤めになり、行政全般にわたり高い見識をお持ちです。また、その豊富な経験を生かし積極的に活動いただける方でございます。適任と存じますので、人権擁護員法第6条第3項に基づき、人権擁護委員候補者として推薦したいので、ご意見を求めるものであります。

諮問第2号では、西田光子氏を推薦したいと存じます。西田光子氏は京丹波町下大久保ダン20番地にお住まいで、昭和23年1月2日のお生まれでございます。西田光子氏は、37年にわたり瑞穂町職員として保育行政にかかわられました。そのご経験は、子供の人権が犯される事件が相次ぐ昨今においては重要であり、適任と存じますので人権擁護委員候補者

として推薦したいので、ご意見を求めるものであります。

次に、諮問第3号では、西野一志氏を推薦したいと存じます。西野一志氏は京丹波町井脇滝谷61番地にお住まいで、昭和25年3月27日のお生まれでございます。西野一志氏は、31年の長きにわたり瑞穂病院で医療事務に従事され、多くの患者さんの相談にも乗ってこられました。その経験は人権擁護委員として適任と存じますので、人権擁護員候補者として推薦したいので、ご意見を求めるものでございます。

次に、諮問第4号では、野口正利氏を推薦したいと存じます。野口正利氏は京丹波町豊田山内36番地にお住まいで、昭和25年11月3日のお生まれでございます。野口正利氏は、現在2期目の人権擁護委員かつ園部人権擁護委員協議会常務委員として積極的に活動に従事いただいているところですので、人権擁護員候補者として再推薦したいので、ご意見を求めるものであります。よろしくご審議賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより、諮問第1号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、諮問第1号を採決いたします。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり推薦者を適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、原案のとおり適任とすることに決しました。

次に、諮問第2号の質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと一つ町長にお尋ねしておきたいと思うんですが、諮問2と3との関係もあるんですが、旧瑞穂町からの推薦ということになっとなるんですが、いずれも職員を退職された方ということになっておるんですが、幅広く、そういう人権擁護委員になっていただくという意味からも民間の、そういう勤めておられた方も含めて考える人もあるんじゃないかと思うんですが、その辺のちょっと、その人がどうこうということじゃなしに、見解をお尋ねしておきたいなあと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 特に、合併直後の人権擁護委員ということもございまして幅広く、それぞれの地域の皆さん方のご意見をお伺いする中で、今ご推薦を申し上げております皆さんが最適任であるということ承りまして、たまたま行政職ということも重なったわけですが、それぞれの地域で非常に信望のある皆さん方ばかりでございますので、ご理解を賜りたいというふうに存じております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、諮問第2号を採決いたします。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり推薦者を適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は、原案のとおり適任とすることに決しました。

これより、諮問第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、諮問第3号を採決いたします。

諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり推薦者を適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は、原案のとおり適任とすることに決しました。

これより、諮問第4号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、諮問第4号を採決いたします。

諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり推薦者を適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第4号は、原案のとおり適任とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

11時5分から別室におきまして全員協議会を開きます。

休憩 午前10時55分

再開 午後 1時30分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、先ほど選任されました助役から就任のごあいさつの申し出がございましたので、お受けいたします。

それでは、ご就任のあいさつをお願いいたします。

○助役（上田正君） 失礼いたします。

このたび助役を拝命いたしました上田正でございます。貴重な時間をお借りいたしまして、また、高席から失礼でございますが、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

まずもって、岡本議長様はじめ議員の皆様におかれましては、京丹波町初代の町議会議員として見事ご当選され、ご就任いただきましたことに心からお祝いとお喜びを申し上げる次第でございます。本当におめでとうございます。

さて、私このたび図らずも、合併直後の重要な時期に当たりまして助役を拝命し、就任させていただくことになりました。このことは私にとりまして誠に光栄に存じますとともに使命の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。もとより浅学非才で不都合な者でございます。到底その器ではございませんが、幸いにいたしまして皆様方のご協力ご支援を賜りまして、松原新町長のもと町域の均衡ある発展、個性ある町づくり、そして、住民福祉の向上のために、微力ではございますが誠心誠意務めさせていただきたいと、このように強い決意を持っておるところでございます。つきましては、議長様はじめ議員の皆様には格別ご指導ご鞭撻を賜ることと存じますが、どうかよろしくお願い申し上げまして、誠に簡単で意を尽くしませんが、就任に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。お世話になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。失礼いたしました。

○助役（堀郁太郎君） それでは、大変失礼をいたします。

私も先ほど辞令をいただきました。大変厳しい状況であることは十分に存じておりますし、また、皆さん方にも今後とも新たな京丹波町のスタートに向けて、そしてまた新町政、松原町政のしっかりとした思いや考え、そして、新町まちづくり計画、この基本にのっとりまして全身全霊をもって取り組んでまいりたいと覚悟したところでございます。

特に、きょうは、1年前のスマトラ沖の大地震の災害から丸一年というふうなこともございます。被災を受けられた皆さん方にも復興のつち音が聞こえておるわけですがけれども、我々の京丹波町もまさに、その災害が起こった後ではないかなあと、そんな思いでおるところでもございます。

今後におきましては松原町政をしっかりと支え、そして、職員の皆さんとともに、町づくりのために頑張っていきたいと、このような覚悟をしておるところでございます。特に今回新しく議員となられました皆さんや、また、今日まで多くのご研さんをいただきました多くの経験を持たれた皆さんばかりでございますし、特に大きな問題はないとは思っておりますけれども、やはりそれぞれの地域が一つになったと、そんな思いもございます。それぞれいろんな思いもあるだろうと思っておりますけれども、やはり全体が本当にまとまりのある、よい町であることを心から願っておる一人でございます。

年も押し迫ってまいりました。議員各位の皆さん方には本当に寒い時期でもありますし、十分お体ご自愛を賜りまして、そして、新しい町づくりの、まさに住民の代表として頑張ってくださいますように、私と子ども一生懸命頑張りたいと思っておりますので、どうかひとつよろしくご協力いただきますようお願いを申し上げ、誠に簡単でございますけれども、就任のごあいさつにさせていただきます。本日は大変ご苦勞さまでございます。

○議長（岡本 勇君） どうもありがとうございました。

助役お二方には、本職より出席を要求いたしましたので、着席をお願いいたします。

続きまして、同じく先ほど選任されました監査委員さんから、ご就任のごあいさつをいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○監査委員（人見亮君） 失礼をいたします。人見亮と申します。

私に係ります案件にご同意を賜りましたことに、大変恐縮をいたしております。

旧丹波町最後の2年半、私は幸せなことに、この議場にもお世話になりまして、多くのことを学ばせていただきました。しかしながら、多くのことを学ぶということは、とりもなおさず、もともとの力不足や勉強不足のあかしということでもありまして、大変気の重たい恥ずかしい2年半でもございました。異なる立場からではございますが同じこの議場で、また、この議会にもお世話になりつつ学ばせていただくこととなりまして、改めまして恐れ多い重圧を感じている次第でございます。同時に、もったいないことだなあと深く感謝をいたしております。

京丹波町にも行財政改革と行政サービスの維持向上をはじめといたしまして、あまたの重要な課題がございます。そういった中で住民の皆さんに何より安心をしていただける町づく

りこそが議会の先生方、また執行者側、職員の皆さん方の共有をされているご存念でもありましょうし、その一助となりますよう務めさせていただく所存でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。御礼と思いの一端を申し述べ、監査委員を仰せつかったことのごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○監査委員（室田隆一郎君） 失礼をいたします。

午前中に議選の監査委員の任命をいただきました。私も長い間議会生活を送らせていただいておりますけれども、監査委員というのは初めてでございます。初心に返りまして、これから研さんを積んで、また皆さん方のご指導をいただきながら職務を全うしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げまして、簡単でございますけれども就任のごあいさつとさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） ありがとうございました。

人見監査委員につきましては、所用のために退席をされます。
ご苦労さんでございました。

《日程第18、議案第1号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第18、議案第1号、京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長にお尋ねしておきたいと思うんですが、1つ、給与に関する内容でございますので、今度合併をいたしまして、それぞれ3町から職員も集まってきておるわけでございますが、職員組合というのが立ち上げになっておるということも聞いておるわけでございますが、そこの協議というのはできておるのかどうか、まず1点お尋ねしておきたいということと、それからもう一点は、新しい町としてスタートしていくと、そしてまた3町から集まってきた、そしてまた支所もあるという中で、特に労働条件の問題なんかそれぞれ3町とも違ったわけでございますから、やはりそこに対する協議をするということが非常に大事だと。いわゆる働く職員の意欲が後退しないように、十分な協議の場を持っていくということが非常に大事だと思うんですけれども、その点について伺っておきたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） ただいまの京丹波町職員組合との、この給与にかかわります話し合いはどうかということでございます。

先般、総務課長と私とで執行部の皆さんとお出合いをさせていただきながら、今ご提案を申し上げております内容等について説明をさせていただきまして、一定のご理解をいただいておりますところでございます。

また、この合併によりましてそれぞれの職員、非常に慌ただしい中で、それぞれの担当する事務に全力で取り組んでいただいておりますところでございますが、おっしゃるように、いろんなそれぞれの旧町でのあり方等もありまして、今、持てる100%の力を発揮できているかということになりますと、少し戸惑いがありまして、また、チームワークが完璧という状況にはないかと思えますし、この辺については、これからそれぞれの部署で話し合いを進めながら、よりそれぞれの力が発揮できるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

さらに、この合併によりまして、さまざまな格差のごございました嘱託職員、あるいはパート等の条件整備等につきましても十分理解をいただいて、10月11日以降それぞれ仕事についていただいておりますところには少し不安も残っておりますところございまして、十分そうした新町での考え方等につきましても、さらにご説明をさせていただく中で、仕事の内容等についても十分協議をしながら、ご理解をいただきながら進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 改めてお尋ねしておきたいと思うんですが、この定例会開会、臨時会も含めてでございますけれども、堆肥センターの関係で職員のそういう、いろんな問題も出ておるわけでございますけれども、一番指摘もあったように、職員との意思疎通が不十分ではなかったのかという点も指摘があったところでありますが、やはりそういう点では前横山町長は、そういう職員の組合を認めないという、そういう立場でありましたから、やはり個々の職員が直接町長に話をするということは、これはなかなかできないわけでありまして、やはり職員のそういう組合という団体があれば、やっぱりそことも十分話をして、職場で起こっている問題なんかも直接聞いて取り組んでいくということも私は非常に大事だというふうに思うわけです。特に今は合併をして、聞いておりますと、本所は残業が非常に時間が長いと。本当に遅いときやったら、もう12時回るということもあるようでございますし、逆にまた支所は、いろいろ権限もあつたり、なかつたりという問題もあつて早く帰るといふ、そういう非常にバランスの崩れたような状態もあるわけでございますから、やっぱりその辺

も、そういう職員組合とも協議をしながら、やっぱりそういう実態をしっかり把握して改善も図っていったり、声もしっかり聞くということが本当に大事だと。もちろん、できることとできないことがあるわけでありますから、できないことはできないということでありますけれども、できることについては、やはり協議を重ねて、そして前に進んでいくと。そして職員の意欲もやっぱり引き出していくという、ぜひそういう方向での取り組みをしていくべきだと。これは本当に堆肥センターの一つの教訓でもあるというふうに思いますので、その点について町長の見解伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 職員の現状のあり方等につきましては先ほど申し上げましたように、それぞれこの合併に向けましての組織等につきましては、これまでからご説明を申し上げてきたとおりでございますが、現状、今ご指摘のとおり、それぞれの課で過不足は生じておまして、非常に残業を余儀なくされている課もあるわけございまして、現状、今、第1回の定例会を迎える準備等々も含めて非常に、そうした面では全体的なバランスを少し欠いているということもあったと思いますし、この辺については適正な、そうした配置を心がけてまいりたいというふうに思っているところでございます。

そうした中にありまして職員組合の先ほど申し上げましたように、執行部の皆さん方とも現状、今、新町で抱えております財政状況も説明をさせていただきながら、また、民間との関係も説明をさせていただいて、現状、今、この合併によります財政計画の中でもお示しをさせていただいておりますように、適正な人員管理等も含めて今後組合とも適宜話し合いを持つ中で、お互いがこの現況を認めつつ、また、新たな町づくりにお互いが力を出し合って進んでいく、こうした思いでは先般話し合いをさせていただいた中では、それぞれの思いをお互いが確認をしながら、この条例を提案させていただいておるということございまして、今後ともそうした職員とのあり方等については、十分配慮を持って接してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

議案第1号、京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

《日程第19、議案第2号 京丹波町消防団組織等審議会設置条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第19、議案第2号、京丹波町消防団組織等審議会設置条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課長に1点お尋ねしておきたいと思うんですが、今回提案になっております消防団の組織の審議会の設置条例であります、その審議委員の関係でお尋ねしておきたいと思うんですけれども、この設置条例案では、議会が推薦する議員が2人と、それから消防団員が3人と、そして学識経験者が3人と、こういうことになるとるんですが、当然消防団ということになりますと各地域、また集落との関係も非常に強いわけでございます。そういう面で住民代表を、やっぱり参加をしていただいて、非常に消防団がいわゆる団員数も減っていく中で地域との連携、また、消防団として例えば第2消防とか、そういうとこまで考えなくてはならない問題もあるわけでございますので、その辺は今回の審議委員の中には入っていないと思うんですが、その辺の考え方はどうなのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） お答えをしたいと思います。

（3）の学識経験者というところに3名の委員さんを充てるという計画をしておりますが、その中に民意を反映した方々、また、消防団を経験された方あるいは女性の方という、そういう方をこの学識経験者に入れたいというふうに考えておりますし、また、専門的な立場でご指導いただく外部の方も入れたいと、このように考えております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今の答弁を逆に言いますと、この学識経験者3人ということをとるんですが、OB、女性、代表、そしてまた専門的な方となるとちょっと3人では足りないんじゃないかと思うんですが、これは何ぞ特別にそういう形で補充できるようなことがあるのかどうか、ちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） 申しわけございません。

消防団を経験をされた方で民意を反映できる方と、そういう意味でございますので、4人という意味ではございませんので。女性の方についても、できたら婦人消防のご経験のある方と、そういう方を入れていきたいというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

議案第2号、京丹波町消防団組織等審議会設置条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

《日程第20、議案第3号 京都中部広域消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都中部広域消防組合規約の変更について》

○議長（岡本 勇君） 日程第20、議案第3号、京都中部広域消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都中部広域消防組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課長にお尋ねをしておきたいと思うんですが、今回提案になっております規約の改正というのは、南丹市というのが生まれるということで、それに伴う定数の変更でございますが、これまで旧を見ますと亀岡市が9人で、そして、それ以外の町村から選出されておる委員というのは10人であります。亀岡市との関係で言いますと、いわゆるそれ以外の人数を1名オーバーしておったわけでございますけれども、これまで消防組合の実情を見ますと、大体亀岡市から議長が出るというようなことで通例でやられておるわけではありますが、特に、この選出される委員については、京丹波町を考えてみますと総務委員長を中心に出るわけでございますが、亀岡市を見てみますと大体同じ方が4年間ぐらい出ておられるわけございまして、非常にそういう点では、初めて行って消防組合の実情がわからん、2年でまた交代というのが実際の状況でございました。そういう点からすると、これまでの定数の1だけですけど、違いを持っておったわけでございますけど、今回は同数になると、南丹市と京丹波町で8人と亀岡市8人と、こういうことになるんですけど、その辺

の議論というのはあったのかどうか。ただ単なる同数にしたということだけなのか、ちょっとその点伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） 今のお尋ねの件でございますけれども、この条例の中の人数をどうするかということについては、消防の組合の協議の中で行われたというふうに聞いておりますので、中身については私存じ上げておりませんので、恐縮ですけれども、お答えをすることができませんので、お許しをいただきたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

議案第3号、京都中部広域消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都中部広域消防組合同約の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

《日程第21、議案第4号 船井郡衛生管理組合同約の変更について》

○議長（岡本 勇君） 日程第21、議案第4号、船井郡衛生管理組合同約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長にこの関係でお尋ねしておきたいと思うんですが、今回は議員以外から監査委員を選任するという、そういう案件でございますが、一連の事件からこういうことがされたのかと思うわけでございますが、それに合わせてもう一件お尋ねしておきたいというのは、今もありません消防組合の場合には、いわゆる関係する市町長が理事者側で、そして、それぞれの議会から選出された者が議員として出ているわけでございますが、衛生管理組合の場合には、これまではそうになっていなかったわけでございますが、それぞれ選任された中からいわゆる組合の代表を選ぶと。副管理者、正管理者を選ぶというようなことになっておったわけでございますが、そういう関係、今回の見直しの中でそういうようなことは、見直しはされていないのかどうか。今回2つの町になるわけですから、それ以外

のいわゆる協議をされるといいますか、審議をする委員の数というのも、ある程度適正にするということも大事かと思うんですが、この監査委員をいわゆる一般から選任することとあわせて、そういう点についての協議や、また考え方はどうなのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） この件についてでございますが、私の今承っております範疇は、ご承知をいただいておりますように、南丹市が1月1日に誕生するというところでございまして、以後のあり方等については1市1町で、この衛生管理組合を運営していくということになってございまして、今日まで丹波町の横山町長が管理者としてご就任をいただきながら進んでまいったわけでございますが、京丹波町発足に伴いまして、これまで八木の岸上町長が管理者の代行をされておりましたんですが、申し上げましたように、1月1日からは京丹波町のみということになりますので、私が現状、管理者をお引き受けをさせていただいておりますので、以後のあり方等については、南丹市が整いました中で協議をしていこうということでございますので、そこまでは現状の議員のこれまでの考え方を踏襲されておるのではないかというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今答弁いただいて、現時点ではそうだというふうに思うんですが、京丹波町は変わらないわけでございますから、南丹市というのができますと、これはできることははっきりしてるわけでございますから、今おっしゃられたように1市1町というのが運営していくわけでありまして、当然、管理者と副管理者というのは両方あるということになりますと、その運営する議会の関係については、これまででいくと1名ずつとか2名ずつという関係になっておったわけでございますから、本来のあり方からすればもう少し議員の数をふやして、十分審議ができるというようなことも今度の南丹市との協議の中で、町長としても提案していただいて、やっぱり二度とああいうようなことが起こらないというためにも、議会も非常にチェックをしていく立場から大事でございますので、その立場でちょっと私申し上げたので、その辺をちょっと見解だけ伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） この衛管の事象につきまして本当に、それぞれの職員の管理をどうしていたかということも含めて、内部的にチェックをする必要があるということも含めて、専任の副管理者を置くということも既に改革として進められてきておるところでございますし、さらには今、外部監査もご提案をさせていただいておりますけれども、ああした不祥事が発生しないように組合議会のあり方等についても今後の南丹市に、そして京丹

波町の構成の中で、さらに十分協議をしながら、そのことが求められることが適正にできる体制を整えるように意見として申し上げてまいりたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

議案第4号、船井郡衛生管理組合規約の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

《日程第22、議案第5号 京都中部地区広域市町村圏協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について》

○議長（岡本 勇君） 日程第22、議案第5号、京都中部地区広域市町村圏協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

議案第5号、京都中部地区広域市町村圏協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

《日程第23、議案第6号 京都中部地区広域市町村圏協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び規約の変更について》

○議長（岡本 勇君） 日程第23、議案第6号、京都中部地区広域市町村圏協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

議案第6号、京都中部地区広域市町村圏協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

《日程第24、議案第7号 船井・北桑田地区土地開発公社定款の一部変更について》

○議長(岡本 勇君) 日程第24、議案第7号、船井・北桑田地区土地開発公社定款の一部変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 1点、担当課長にお尋ねをしておきたいと思うんですが、今回提案になっております一部改正の中の第21条2項第4号を第5号とし、同号の前に次の1号を加えるということで、(キャッシュフロー計算書)というのを今回加えるということになっておりますが、具体的にはこれどういう計算書なのか、お尋ねしておきたいと思っております。

○議長(岡本 勇君) 長谷川総務課長。

○総務課長(長谷川博文君) お答えさせていただきたいと思っております。

通常こういう土地開発公社の計算については、企業会計というような格好で損益表を用いて計算されるわけですが、それは、近年言われていますお金の流れを正しく反映していない部分があるということから、最近はこのキャッシュフロー計算書を用いる場合が多くなってきているというふうに言われております。つまり、お金の流れを数字としてあらわすというもので、私もその具体的によく表現ができないわけですが、お金が入った場合に、その数値を上げる。これまででしたら、ものが動いたときに数字を上げるという表現になっておったんですが、実際お金が手元に入ったときに数字を上げるという、そういう計算方式でやる方がお金の流れがつかみやすいということから、こういう計算書を用いるということだそうでございます。不十分な説明で恐縮ですが、そういう考え方に基づいた

計算方式書ということでご了解をいただきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

議案第7号、船井・北桑田地区土地開発公社定款の一部変更について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

《日程第25、議案第8号 町営土地改良事業の変更について》

○議長（岡本 勇君） 日程第25、議案第8号、町営土地改良事業の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長にお尋ねしておきたいと思うんですが、この提案になっております議案第8号の町営土地改良事業の関係でございますが、変更のいわゆる手続もされたわけでありまして、実際これまで私も経過や、また委員会でも指摘をしたわけでありまして、実際に現場を見て、そして、つけていただいているような資料があれば、こういう間違った提案というのは私はなかったのではないかと。経過がありましたように、もう既に換地の段階だと。そして、その時点で追加をしたということでございますから、実際に追加した面積が、これまでの整地工より減るといような、そういうことは私は当然おかしいということでお尋ねしたんですが、いわゆるどこでこれがチェックができなかったのかと、いわゆる当然という前提でこのように見られておったのかどうかということもあるわけでございますが、同じとは言いませんが、やはり堆肥センターの問題一つとっても、どこでチェックが本当にされておったのかということをお考えますと、こういういわば初歩的なミスをして提案することとは、私は、町長の立場から言うても非常に恥ずかしいことだというふうに思うわけでございますけれども、あえて私がこういう指摘をしなかったら、これはそのままいっておったんじゃないかと、そういう思いもございまして、あえてお尋ねするわけでございますが、私どもとしては提案された中身は当然正しいといえますか、基づいて提案されているという

形で見ておるわけでありますから、やはりこういうことが起こらないようなシステムといたしますかチェックといたしますか、そういう立場でやらなければ、一つずつもうチェックをせんならんということに、もちろん議会はそういう立場ではありますけれども、しかし、それが提案される側との信頼関係もこれは当然あるわけでありますから、やはりその辺は、これ広域になったわけでございますけれども、やはり現場もしっかり確認したり、そして、提案する責任者は責任者として、やっぱりそこをチェックしてやらなければ、こういうことがまた起こるんじゃないかということもありますので、ちょっと町長のその辺の見解だけ伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） この件に関しましては、ご指摘をいただく中で議案の修正をさせていただいたところございまして、そのときも説明をさせていただきましたように、本当に初步的なミスを犯しまして誠に申しわけなく存じておるところでございます。面積の計算上の錯誤が原因で数字を誤記しておったというのが実際でございますのと、先ほど来申し上げておりますように、合併直後のそれぞれの課においての今日までの経過、あるいはまた議案の作成の中での確認作業、こうしたものが十分注意をしながら進めておったわけでございますが、今ご指摘のとおり、しっかりした内容をもってご提案申し上げるべきところが、今日に至ります間、いろんな面で大変なご迷惑をおかけいたしておりますことも重ねておわびを申し上げます次第でございます。十分体制を整えて、こうした誤りのないような提案をさせていただきたいと、このように思っておりますのでご容赦を賜りたいというふうに思っております。誠に申しわけございません。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

議案第8号、町営土地改良事業の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

ここで、2時25分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時24分

《日程第26、議案第9号 平成17年度京丹波町一般会計予算》

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第26、議案第9号、平成17年度京丹波町一般会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時26分

○議長（岡本 勇君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

7番、今西君。

○7番（今西孝司君） 僕、総務文教委員会でちょっと聞き漏らしたことがあるんですけど、構へんかいね。

40ページの歳出、総務のこの町営バス運営調査業務委託料に関連してなんですけれども、町長の施政方針の中で、旧和知町において行われております高齢者の半額パスを導入するというようなことを町長おっしゃったわけなんですけれども、総務の中でちょっと質問したときには、そういう方向にも考えるというような内容の答弁があって、ちょっとあいまいな内容に後退しとるんじゃないかなというふうに感じたんですけれども、これはやはり全町でバス路線を見直しされるときには、この制度は導入をされるというお考えなのか。それとも、そういう方向で考えるというお考えなのか。ちょっとその辺を聞かせていただいておりますというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） ただいまの町営バスの運営調査業務委託料にかかわってのご質問でございますが、このことにつきましては総務常任委員会でもご説明をさせていただきましたように、現状のそれぞれ町営バス、町民バスの運行形態さまざまでございますが、このいわゆるコミュニティバスのノウハウを非常にお持ちの企業もあるわけでございますが、そこに現状の分析をまずいただいて、町民バスとしての本当に機能的なあり方についてお示しをいただく中で、申し上げておりますように年明け、町政懇談会等を持たしていただく中で一定の考え方を示させていただいて、新たなバス路線の構築をしていきたいというふうに考えておるところでございますが、いわゆるそれぞれの旧町での取り組みもあったわけございま

すが、基本的には皆さんが生活の足としてご活用いただけるということについては、料金の体系等にもあるわけでございまして、そうした部分を十分調査研究をしながら、70歳以上半額という考え方もあるわけでございますし、全体的に料金を軽減できないか、このことも視野に入れながら進めていきたいというふうに思っておるところでございまして、このことが須知高校生徒のいわゆる通学援助にもつながっていくというふうに思っておりますので、現状はとにかく分析をしながら、そうした思いを十分反映させていける新たな路線を構築を、料金ともに進めていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 1番、西山君。

○1番（西山和樹君） 歳出の32ページ、委託料の中でちょっとお伺いしたいんですが、弁護士委託料が80万5,000円とあるんですが、委託ということは何か現在、係争中の事件があるのかなのかということが1つと、それからもう一つ、その下の行政の事務委託料とありますが、どういう関係の事務を委託されるのか、詳細に教えていただきたい。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） まず、32ページの委託料の弁護士委託料でございますけれども、現在1件係争中のものがございます。それは、旧瑞穂町のときに発生をいたしました介護保険をめぐる係争中のものでございまして、今年度中には終結をするというふうなことを伺っておるところでございます。

それから、もう一つの行政事務委託料でございますけれども、これについては区長さんにいろいろお世話になっております経費をそれぞれその量に応じて、お世話していただいているお金としてお支払いするものでございまして、区長報酬というのが報償費でありますけれども、地区にといいますか、旧町によって呼び方が違ってございまして、それがそのまま計上されてございまして、区長報酬に準じたものというふうにご理解いただいたらというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東まさ子君） ページ57ページの外出支援についてですが、常任委員会でもいろいろと論議をしたわけですが、自家用車による低料金の有償運行いうか、その点について最近運営協議会を開いて検討するんだというふうなことをお聞きしていたわけですが、それはどういうふうになったのかということも1点と、それから、食の自立支援事業であります。これは現在行われている配食サービスですが、これは、来年4月以降は介護保険絡みの、そういう事業の中で行われるというふうになっていると思うんですが、いろいろと食材費とか調理費の相当分が全額負担をされるというふうなことで介護保険の法律も変わっているわ

けであります、そういうものがこの配食サービスの値上げとかに関係していくのかどうか。そのことをお聞きしたいのと。

それから、都市公園についてであります、一般質問でもさせてもらったわけですが、区には説明しているということでありましたし、計画の縦覧も行って来たということでありました。しかしながら、住民の皆さんは余り知らされていないというふうなことでありますので、もう一回これについては十分説明をされて、事業を進めていくことが大切なのではないかというふうに思っております。

それから、8億6,000万円事業費ということではありますが、先行取得用地の分につきましては買い戻し皆しておるわけではありますが、この土地について民間の部分が幾らで、開発公社の分が買い戻しが幾らで、従来から持っていた町有土地の分が幾らなのか。その2.8ヘクタールの内訳をお聞きしておきたいと思えます。

それから、町長の施政方針ですか、縦貫道のことについて言っておられるんですが、市森地区につきましては、いろいろと要望も出しておられるわけですが、測量に来て仕事をされて帰ってから何の報告もないということでありましたが、そういう測量した結果というのは放ったらかしのままで、その後は何も報告とか、そういうものはないのかどうか。まず最初に、その点についてお願いをいたします。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） 東議員さんからご質問のありました、まず、運営協議会の外出支援の関係でございますけれども、とりあえずセダン特区の申請をするということでお認めをいただきまして、3NPO法人、そして1社会福祉法人にお願いをするということになりました。なお、利用料につきましては、今後、京都タクシーさんとの兼ね合いもございませうことから、こちらの方から再度、案を考えさせていただきまして、再度、運営協議会あるいは特別に委員の皆さんに、それぞれ協議ということで資料を提供するということになっております。

食の自立支援につきましては、現在配食の方につきましては丹波町が週7回、瑞穂町が週6回、和知町が週1回という形で配食をさせていただいております。なお、1回のお弁当の金額もさまざまございまして、丹波町が1,050円、瑞穂町が1,275円、和知町が500円のお弁当を提供しております。そういった関係で金額の調整も今後必要であるということで、合併協議会の中では、とりあえず1,000円のお弁当で500円の負担をお願いできないかということで協議はさせていただいております。しかしながら、配食サービスをしていただける業者さんにつきましては現在検討、並びに利用者の皆さんにつきましては、

その辺のところが決まり次第通知をしないと、このように思っております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 岩田土木建築課長。

○土木建築課長（岩田恵一君） 私の方から都市公園の関係ですが、先般の一般質問でもお答えをさせていただきましたように、平成14年の2月から地元区長さん以下33名の方が寄っていただきまして、後の説明も行ってまいり、その結果、先ほど出ていましたように、都市公園の知事の認可いきますか、設けまして、その縦覧公告も一定させていただきました。その間、私が聞いておりますのには何ら異議申し立てもなかったというふうに聞いておりますし、順調にその後公告もされて、都計の関係の国費事業についても一定国の方からご承認をいただいて、事業化の方向で進めてまいったということになっておりますし、再度説明をということなんですが、その方向にはないというふうに私は考えております。従いまして、先般も申し上げましたように、本年度は既に国の方が9号沿いに排水柵の設置等もしておりますので、その関係の工事、取りあいの排水路の工事も一定していかならんということにもなっておりますので、これは都市計画決定されたものに従いまして順次整備をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、先行取得用地の民間と公社の割合といいますか面積の関係ですけど、2.8ヘクタールのうち民間から買収したのが0.36ヘクタールということで、以下は公社からも買い戻すということで私の方は聞いております。

それから、京都縦貫の関係ですが、特に丹波インターから瑞穂インター間、これは第1工区と言われておる工区につきましては、平成15年度にそれぞれの地域に入りまして、また、この区間におきましては、特に瑞穂インターにつきましては団地内に瑞穂インターができるというようなことで、相当数の区画数がございまして、延べで大体四、五百人というふうに聞いているんですけれども、その方が全国に散らばっているというような状況の中で、そこを除きましては一定の、旧瑞穂町地内におきましては測量の方も進ましていただいて、府の土地開発公社の方で順次買収、補償の方の交渉に入らせていただきつつあります。

また、今ご指摘の市森から上豊田区間におきましてはすけれども、市森につきましては測量に着手いたしまして、その後いろんな諸条件を市森区の方から出されているというふうに私も聞いておりますし、その関係では一定、旧丹波町なんですけれども、丹波町さんの方でその条件整備、また、いろんなご心配事等についての一定整理、整理といいますか調査もされたように聞いております。特に騒音関係とかにつきましては、専門機関に調査依頼をいたしまして業務委託をされたというふうに聞いておりますし、一定それのまとめが先般ですけ

ど出てまいりました。私の手元にも旧の課長さんから預かっております。そうした中で先般、市森区の区長さんも見えておりました大変ご心配もされておるんですけども、近々いいんですけども、もう来年になるんですけど市森区の方へ、この区間は国の直轄不動産ということで国交省とともに私も同行させていただいて、市森区の方にはご説明を申し上げ、理解と協力を求めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東まさ子君） セダン特区の申請をするということですが、これ、委員会では病院への移送に限るというふうなこともあったんですが、特区申請を認められたら、いろんな買い物とか、そういうものでも利用できるのかということが1点と、それから、配食サービスについては今まではばらばらの、補助の仕方も瑞穂と丹波でいうたら丹波は実績払いでありましたし、瑞穂でいったら包括というか一まとめに、何食利用されても決まった額を補助金として出しておられたように聞いているんですが、次からは同じやり方でそういう調整をされるのかどうかということであります。

それから、都市公園についてであります。今、平成14年の2月に説明してきたということですが、もう大分年がたって平成18年を迎えようとしているところで新しい町にもなりましたし、住民の側からそういうふうに余り詳しく説明も受けていないということでもありますので、もう一度改めて説明をされて、そして、進めていかれるというのがこれまでもいろいろ話題になっておりましたように、みんなが望んでいるそういう調整の進め方になるのではないかなというふうに思いますが、そういうおつもりはないのか、町長にお聞きをしたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） セダン特区についてのご質問でございますけれども、福祉有償運送につきましては、本来なら車いすが乗れるというか、そういった形での車が原則となっております。それを通常の乗用車での送迎が可能になるようにというお願いがセダン特区の申請ということになります。現在、透析患者の人につきましては25名、そして施設につきましては3名の方を送迎させていただいております。その方につきましては、前回の議会でも申し上げましたとおり、ある一定の場所へ来ていただいた場合は800円の負担、そして、自宅の方へお迎えに行った場合は1,000円という形で、これは運営協で認めていただいたところでございます。その他の病院輸送につきましては、福祉有償運送の目的であるところでございますので、その辺のところはお許しをいただいたところでございますけれど

も、買い物につきましては、ふだんからの通常のいわゆる食料品の買い物についても一応お願いをしたところでございますけれども、買い物まで送るのであれば通常の運送許可を取っていただくのが普通ではいかというご意見もありました。そこで何とか、ひとり暮らしの方もすべてタクシーでというわけにもいきませんし大変高額で、あるいはバスにも乗りにくいということで何とかお願いできないかということで、病院へ通う方については当然車も乗りにくいであろうということで、その辺のところまでは明言はありませんでしたけれども、何とか目をつぶっていただけるような形になったと理解をしております。

あと配食サービスにつきましては、丹波町につきましては週7回、丹波高原荘で業者委託をされておりまして、1食が1,050円、自己負担が550円となっております。瑞穂町につきましては週6回、社協に委託をされておりまして、1食1,275円、自己負担費400円、和知町につきましてはボランティアさんにお世話になっておりまして、1食500円で自己負担300円と、こういった形でのばらつきがございます。議員の皆さんおっしゃいますように平等で、そして平準化を目指す施策ということではございますけれども、このすべてを統一するということには、かなりの困難さが実はございます。和知社協につきましては週1回ボランティアでお願いをしているところですが、これを週6回もしくは週7回にしますと、せっかく今まで築いていただきましたこのボランティア活動がなくなるということにもなりまして、社協の方でもアンケート調査を実施していただいております。その中で毎日食事をしたいという方も若干4名ほどおられるわけですが、それ以外のいわゆる週1回分については40名ほどから70名ほどの食事をつくっておるわけですが、あとの6日についての要望を再度聞きまして、和知町内の業者の方、あるいはNPO法人の方、そして瑞穂町については瑞穂町内の業者の方、丹波町につきましては丹波町内のという形での調整を今後図っていきたいと思っております。目指すところにつきましては、とりあえず1食の単価を1,000円とし、負担金を500円いただけたらということで現在調整中でございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 須知都市公園の住民説明に対する考え方でございますが、この公園等につきましてはご案内のとおり、周辺町民の皆さん方の緊急避難箇所としての位置づけをいたしておるところでございますが、当然この公園の利活用等について詳細、特に須知地区の皆さん方との協議、また、今後の維持管理運営の中でのご提言、あるいはまた指定管理者制度の導入等も図りながら、そうした地元の皆さん方とこの公園について十分、行政側の考え

方も説明をさせていただく中で取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（岡本 勇君） 6番、坂本さん。

○6番（坂本美智代君） 私も何点か担当課長にお伺いいたします。

歳出の57ページの社会法人のユニット型個室助成事業というのが120万円上げられております。これは社会法人なので、どこの施設への補助となっておられるのかと、それと何人の方が対象であるのか。そのことをお伺いしたいのと、この10月から介護保険の改正によりまして個室なり、そして食事が実費となって、それぞれ利用されている方の負担がかかってきておりますけど、それぞれこの京丹波町におきまして、そういった方への影響はどのように出されるのか、その点がわかりましたらお伺いしたいのと、その上の56ページの町営バス寿券補助事業というので80万円出ておりますが、これは、目安は何人ぐらいを見ておられて80万円出されておるのか。

それと、ずっと上がりまして41ページの総務の方なんですけれども、工事請負費として市町村合併庁舎の改修工事3,300万円から上がっておりますけれども、その内容はこういったことなのかお伺いします。

それと、ずっとめくっていきまして、土木費の中の96ページです。道路維持費の中での工事請負費、交通安全施設整備工事と275万ですか。合わせてですけど2,755万上がっておりますが、この出していただいた資料を見せていただきましたら、275万の方はガードレール等と書いてあります。その下の道の駅構想策定業務委託600万と、それに伴う用地取得費として1,880万円上がっておりますが、この道の駅構想策定業務というのは、どこに当たる、地域で言うたら、どこでそういった道の駅をされようとしているのか、お伺いいたします。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） 坂本議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、58ページのユニット型個室助成金・負担金補助及び交付金の中の下から2行目になるわけですが、120万円につきましては8人分ということになっております。この部分につきましては、介護保険法の一部を改正する法律が平成17年10月から施行されて、食費及び居住費が全額負担ということになりました。特に、ユニット型特別養護老人ホームにつきましては介護報酬がマイナス改定をされたことによりまして、当該減額分が利用者負担に転嫁をされる可能性があります。そこで、低所得者に対して補助金を出すものでありまして、3万円を上限といたしまして18年の3月31日までとなっております。そ

れにつきましては、平成18年4月にユニット型特別養護老人ホームの介護報酬が改正されることからでございます。なお、施設につきましては南丹管内にはありませず、清和会みわに入所をされておられる方のみということで8名となっております。なお、以前ですと居住費につきましては4万5,000円の費用がかかっておったわけですが、今回この部分につきましては9万3,000円居住費が要ることになりました。そのうち基準費用額というのがございまして、それが6万円、施設負担額が1万円、7万円ということで9万3,000円から7万円を引かしていただいた2万3,000円について助成をするということになっております。

続きまして、利用者負担額軽減制度の助成金610万3,000円についてでございますけれども、これにつきましては低所得者の介護保険サービス利用者負担を社会福祉法人の社会的責任において一定割合軽減していただき、その軽減額の2分の1を市町村が助成するということになっております。なお、対象者数につきましては106名、そして施設数につきましては、丹波高原荘、山彦苑、長老苑、長生園、みわの里、5施設となっております。

内容につきましては、例えば介護給付費が4,000円ですと、その1割が負担金になって400円になるわけですが、その4分の1を社会福祉施設が負担をなさいということになっております。その4分の1が100円としますと、そこから1%は福祉施設の負担分となりまして、99%の2分の1ということがいわゆる保険者であります町の負担ということになります。

なお、その状況についてですけれども、介護保険の見込みということになるわけですが、給付費の増大要因といたしましては認定者数の増加がまず上げられます。16年度末につきましては、887名であったものが今回944名と6.4%の増。そして、認定者数の重度化、いわゆる近隣町における基盤整備等々の増大の要因があります。さらに、今回の改正によりまして、施設介護給付費につきましては、1月で723万円の減額となりました。そのかわりに特定入所者の介護ということで、こちらの方が負担をしなければならない分が560万相当あります。1月に換算しますと160万の減ということになり、残りの10月から2月までの経費といたしましては816万の減額となります。しかしながら、先ほど増額要因を申し上げた分によりまして、平成17年度の見込みにつきましては1.01%の増ということになっております。

バスにつきましては70歳以上の方ということになっておりまして、本年の12月の交付者数につきましては1,100人程度でございますけれども、既に発行した方につきましては無期限ということになっておりましたので、改めて70歳になられた方に対して発行をす

るということでございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 岩田土木建築課長。

○土木建築課長（岩田恵一君） ちょっと先になりましてすいません。

土木費の関係で道の駅構想ということで委託料なり、また土地の購入費を今回計上させていただいておりますが、この件につきましては平成15年に地元の振興会、財産区も含めてですけれども地域の活性化拠点づくり等々いろいろ構想を練られておりまして、これらに対します要望が町の方に参ってございました。あわせまして、この土地につきましては、ちょうど9号線の坂井からちょうど水原にかかるぐらいのところなんですけど、ちょうど上野水原線、井脇から9号線に抜ける道があるんですけども、それが9号線にタッチした前あたりなんですけれども、これ、ちょうど財産区の土地でございます以前に大変、上野水原線から出てきたときに見通しが悪いということで、もともと国土交通省の土地の中にブロックが積まれておりました。大変見通しが悪いということでそれをつぶしていただいた。今、平地になっていますが、あその場所なんですけど、その背面につきましては財産区の土地でございます、そこ等を生かした何らかの地域の、当初は憩いの広場とか、いろんなご提案もいただいていたわけなんですけれども、そうしたものができないかというようなご提案もいただきました。

そうした中で同時に、その土地の背面には河川を挟みまして農地もあるわけなんですけれども、農地の地権者の方のご好意によりまして協力していこうというようなことも固まってまいりましたので、今回提案をさせていただくんですけれども、国の方もその先の水原地内で今回、遠方瑞穂線との交差点改良、特に福知山側の地形が悪いということで、そこに歩道も今は大変狭いものがありますけれども、その歩道の整備ですとか、また交差点改良として右折レーンの設置ですとか、そういったものを国の方が担当してくれまして、次年度発注の予定で今現在進んでおります。そこで出ます発生土の処分についても国の方とのやりとりの中で、この当該地にその発生土を処分をさせていただいて、この財産区の土地と有効に活用できる手だてがないかというようなことで、旧瑞穂町時代にもいろいろ検討も重ねてきたところでございます。そうした中で国におきまして、また、井尻にございます雪寒基地が手狭というようなこともありまして、これらの移設の関係もいろいろ検討もされ、また、地元のそうした熱い要望にもこたえていきたいということから、この地を道の駅構想といたしまして、国とのいろいろやりとりも、これまでやってきたところでございます。

そうした中、国の方でも、大阪の近畿整備局の方でも、そうした話が進む中で次年度以降、

そうした工事に着手するということも踏まえまして、ここでの残土の処分等の関係から早急に、当該地での構想等についてまとめてほしいというようなことが国の方からありましたので、今回そうしたことに地元のまずは皆さん方にもご協力、また、この事業にも参画していただきながら、この構想を練ってまいりたいというふうに考えておりますので、今回ご提案をさせていただいたということでございます。大変わかりづらい説明で申しわけないですけど、そういうことで計上をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） 41ページの市町村合併庁舎改修工事でございますが、この経費のほとんどは、この議場の北側でございますかけだしの部分、今実際、税務課が入っている部分の庁舎の改修工事費でございます。そのほか照明の増設等も入っておりますが、ほとんどが先ほど申した庁舎の増築部分でございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 6番、坂本さん。

○6番（坂本美智代君） 今、土木課長から説明いただきました道の駅の関係ですけど、地元の方からの要望ということで財産区の水原の歩道の整備をするに当たって、その残土をそこに持ってくるということですが、その場所的に私もちょっと思うんですけど、道の駅となったら大きなトラックなんかが入りますわね。それで十分に、その場所があるのかどうか。そして、ちょうどあそこはカーブになっているんじゃないかなと思うんですけど、そういった車の出入りによって交通の面で危なくないかなと、今そのように思ったんですけど、その辺は、土地の広さというのはどのぐらい、十分なものになるのか、その残土を埋めることによって。その1点をちょっとお伺いします。

○議長（岡本 勇君） 岩田土木建築課長。

○土木建築課長（岩田恵一君） ご指摘のとおり、カーブの手前に当該地ございまして、先ほども申し上げましたように、この地を府道も、国道にタッチしているというようなことで、大変以前からこの府道についても改修の要望が高い、また、危険なところであるというようなことから、これらも一体的にこの構想の中に取り入れまして、府なり、また国の支援を受けながら取り組んでいきたいということが一つと、それから、9号をずっと走ってみましても、トラックをとめるようなスペースが今ないわけですね。特に、今ままでしたら居眠りパーキングですとか、そういったところにとめて仮眠をとったりというような状況があったわけですけども、大変ごみの投棄の関係ですとか、そういったことで今はふさがれているところが多いというようなことで、そうしたことにも配慮した中で、トラックもここに止めて

いただけるようなスペースも確保できるようなことにしたいというふうに思っていますし、あわせてまた先ほど言いましたように、府道なりここへの進入については、今すぐできるということにはならないかもしれませんが、府道の改修並びにまた、そこへの右折レーンの接合ですとか、あらゆることを想定して検討して構想を策定し、国なりまた府の支援を受けてまいりたいというようなことで今回計上させていただいたところでございます。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東まさ子君） ページ21ページの寄附金の関係ですけど、全協でもいろいろと話あったんですけども、9月1日付で職員の方は、分限あるいはまた懲戒処分ということでされておりまして、前町長は何も責任をとらず町長をやめてしまったということではありますが、私たち共産党の議員団としても旧丹波町時代に、予算オーバーの部分のお金の処理の仕方について合併までに報告を願いたいということで、申し入れ書を直接役場に来てしたということがあるんです。10月7日に専決処分されているということでありますし、合併前にそういうことをされているのでありますから、当然私たちのそういう申し入れに対しても、きちんとお答えをいただくというのが住民に対する責任の取り方でありまして、自分が自分の責任で処理をしたいというふうに議会でも答弁されてきたのでありますから、そういうことが求められていたと思うんですが、そういう言えばきっちりした、そういう責任をとられなかったということでもあります。

このままうやむやにしていくのではなくて、やはり議会もそうですけれども、執行側としても、こういう点についてはきっちり、報告もいただきましたけれども、町長の責任というのはほんまに問われなくてよいのかどうか、そういうことが今問われていると思うんです。いろいろと課長さんなんかも、それは事業を推進していくために努力をされてきたということでもありますし、そういう町長も課長に自分の権限をもうゆだねて仕事を任しているのでありますから、職員だけ責任を問われて、自らは何も責任をとらないという、そういうことが町長として、そういう立場が本当に許されるのかどうかということについて、まず、今の松原町長は、自らでしたらどのように思っておられるのか、そういう前町長の責任のとり方について、それをちょっとお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 畜産振興対策工事にかかわりまして農業施設整備事業寄附金ということで400万円という中身等につきましては全協等でご説明をさせていただいたとおりでございますし、それにかかわりましての前町長の処分の問題につきましても、これまで説明をさせていただきましたように、理事者の監督責任不備により減給10分の1、2カ月の処分

を特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の改正を、9月定例会中に提案することとしておりましたが、超過した事業費の増額補正ができない状況の中で、本件のみ提案することは議会を混乱させるという判断で、自らの処分は見送ったと、こういう中のご指摘の町としての責任のあり方を追求されたところだというふうに理解をいたしておりますが、その時点でしかるべき時期に理事者としての責任を明確に示したいということで、それは済んだように思っておりますし、そのことが10月7日の専決処分という形になったというふうに思っております。

自分に置きかえてどうかということですが、当然私としては、そういう事態を招いた場合の身の証し方は当然とるべきだというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 7番、今西君。

○7番（今西孝司君） ページ46ページの戸籍住民基本台帳費ということに関連してちょっとお伺いをしたいんですけれども、私、旧丹波町のころに、このことについても質問をいたしましたところ、住民課長からは、カードを受給している人は6人かそこらで、10人に満たないという答弁をいただきました。それにしても出費がかなり多いんじゃないかと尋ねたところ、国の方針だから仕方がないと、こういう答弁やったんですけれども、私はこの制度が導入される当時には、こんなことはする必要がないって反対をいたしました。

全国の市町村を見ていると、この制度を導入していない市町村もかなりあるようですけれども、こないだ新聞等でも発表されておりましたけれども、京都市内においてもこのカードを受給している人は、ごくわずかであるということで、この制度は早まった政策であったというふうにとらえられておりますけれども、ほかの旧2町では、どのような受給率になっておるのか。そして、この制度というか、こういう政策を見直していく考えはないのかということをお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） 失礼します。今西議員さんのご質問でございますけれども、戸籍住民基本台帳費、過去の旧町での答弁等もあったところでございましょうが、私の方としてまず1点目の旧町含めて何件くらいかということですが、私が確認しておる段階では、現在2件でございます。制度的には平成16年の1月29日からサービスを開始をされまして、内容的には、従来窓口に出向く必要があった手続というものが、家庭や職場においてインターネットでできるというものでございますが、実際、現時点でのサービスにかかわりますものについては、現在、国・府等がそういうサービスの内容を示しておりますけれども、非常に狭いものになってございます。例えば国でありますと国税関係電子申告で

ありますとか納税、例えばまた恩給関係とか非常に限られたものとなってございます。

また、京都府におきましてもフロンの回収業者のフロン類の回収料等に関する報告書でありますとか、一般住民から言わせますと非常に現時点では、まだ機能的に充実できていない、そういう部分がございます、非常に少ない状況になっておろうかと思えます。しかし、今後の状況でございますけれども、順次こうしたサービスが拡充をされつつございますので、制度的にどうこうということはあるわけでございますけれども、今後のそうしたIT時代でもございますし、インターネットも非常にもう普及してきた状況もございますので、今後そうした内容の中身の事務的な部分が整備されればということをご期待しておるといってございます。ですから制度的にどうのということではなしに、今後のものとしてのまだ過渡期であると、始まったばかりだということをご理解をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私も何点か、それぞれ担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですが、初めに、先ほど私ちょっと休憩をお願いして申し上げたんですが、京丹波町、これまでのそれぞれの旧町の議会もやはり本会議中心主義でありますので、全協であろうが委員会に付託をしていないわけでありますから、やはり議員が十分審議をできる時間やそういうものを保障するというのが、これは議長の責任だというふうに思いますし、今回提案されております予算は暫定予算からの続きというものの71億を超す予算でありますので、やはりそういう点では一定ルールとしては3回ということになっているわけでありますから、やはり十分そういう場合には審議、質疑ができる、そういうものをとるべきだという点もこの際抗議をしておきたいと思えます。

まず、お尋ねしておきたいのは歳入の6ページであります、今回ゴルフ場の利用税の交付金があるんですが、京丹波町になりましてゴルフ場が何カ所かあるわけでございますが、利用税でございますので利用によって違うわけでございますので、ちょっとどこのゴルフ場にどんだけの交付金を見込んでおるのか、お尋ねしておきたいというのが1点であります。

それから、歳出の関係にいきまして30ページでございますが、議会費がここにありまして、その中のいわゆる需要費の中で食糧費というのが30万円組んであります。これは議会費として、だれにお答え願ったらいいのかわかりませんが、何をこれ目的に多額の食糧費が組んであるのか、この点については明確なちょっとお答えを願いたいというふうに思います。こんなものが必要なのかどうか、あわせてお尋ねしたいと思えます。

それから、いわゆる町長の予算の説明にかかわって一つお尋ねしておきたいと思うんですが、42ページになるわけでありましたが、IT情報の地域イントラネット推進事業費というのがあります。1,267万2,000円というのが。上の基盤施設整備については旧和知町での取り組みというのがあったんですが、このIT情報の地域イントラネット推進事業というのは具体的にどういうものなのか、内容についてお尋ねをしておきたいというのが1点でございます。

それから、79ページにかかわってお尋ねをしておきたいと思うんですが、ここでは府へ土地改良事業の関係で、長瀬橋の負担金ということで1億3,200万円余りがあるんですが、この場合に亀裂が対岸にいったということを聞いておたわけでございますが、その関係は具体的に地元負担として、京丹波町としての負担というのはどうなるのか。また、そういう亀裂がいくという原因といいますか、場所がどうであったのかということと同時に事前の調査、ボーリングも当然されておるわけでありまして、そういうことの上で、そういう亀裂が起こるといことは、なぜ起こったのかお尋ねしておきたい。負担の問題もあわせてお尋ねをしておきたいと思います。今回そこに入るとのかどうかということも、あわせてお尋ねするものであります。

それから、先ほどもお尋ねがあった件なんですが、交通安全施設整備事業ということで道の駅のことが96ページであります。場所につきましては、先ほどの説明では見通しが悪いということで、いわゆるブロックのあった場所の土砂を取り除いたという場所だということなんですが、府道も交差をしておるという場所、説明があったんですが、わざわざ見通しが悪いといって土砂を取ったところにまた道の駅をつくって、そこに車が出入りをすると。こういう考え方は道路上どうなのか。まして今ございましたように、大型のトラックをそこに置くといいますか休憩するということになりますと、実際そこに活用するということになりますと、例えば農産物を販売するそういうものを場所に置くとか店に置くとかということになっても、非常に出入りがそうあれば危険やなあと。またあわせて雪寒の場所も置くということになれば、これまたどうかなあということをお尋ねをしておきたいので、もう少し例えばトイレ等を、そして、そういう長距離のトラックや雪寒の場所を置くというの、もう明確なやっぱりそういうことを考えなければ、何もかもそこでやっていると、活性化を図るんやというようなことが本当に可能なかどうかということをお尋ねをしておきたい。今回提案になっております土地購入、これ一体どれぐらいの面積を買うということなのか、お尋ねをしておきたいというように思います。

ちょっと、とりあえずそんだけ。

○議長（岡本 勇君） 伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤康彦君） ゴルフ場利用税の件ですが、京丹波町におきましては3カ所のゴルフ場があるわけでございます。そういう中でゴルフ場利用税につきましては、ビジターの平日の料金により算定をされております。金額で言いますと950円、1,150円、1,200円の3つのランクがあります。そういう中でゴルフ場利用税につきましては、交付税の基準財政収入額の中に算定されておりますので、それを基準に今回予算として計上いたしました。各施設ごとの利用状況は、手元にはつかんでおりません。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） 30ページの議会費の関係ですけれども、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

議会費の食糧30万円でございますが、これにつきましては初動期でありますので不意の補食経費等も、あるいは各種調整のときの経費も要ろうかということで計上はしておりますが、初動期でございますので不安定な要素もございます。過不足もあろうかと思いますが、その辺はご容赦をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） 私の方からは、42ページの情報推進費の中でIT情報地域イントラネット推進事業の1,267万2,000円の内容のお尋ねでございますが、こちらにつきましては、既にご存じのようにインターネット等を使いまして、それぞれの中継ということで配信をさせていただいております。その分にかかりますイントラの補修の委託料の分、あるいはまた、さまざまな情報をインターネット等で発信する場合にウィルス等が発生しておりまして、そのウィルスを未然に防止できるようにということでウィルスチェックができるライセンスの保守料ということで、それぞれ委託料の方で現在使わしていただいているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 私の方からは、府営土地改良事業につきましてでございます。

議員がおっしゃったように、私が引き継ぎを受けてから亀裂が入ったというようなことは聞いておりません。ご存じのように長瀬橋につきましては京都府が事業主体でございますし、南丹土地改良事務所が施工をしております。ということで、そういう事実は聞いておりません。従いまして、この金額の中には、そういう部分のものは含まれていないというふうに思

っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 岩田土木建築課長。

○土木建築課長（岩田恵一君） 交通安全施設設置事業の関係ですが、この土地につきましては、3筆で4,300平米余りを買収という予定にしておりますが、大変それを買収することによりまして奥行きも広がりまして、特に9号、これまででしたらブロックがあるときには、カーブであり見通しが大変悪いというような状況があったわけですが、あれを取っていただいて、さらに奥行きをとることによって、そう今の現状と変わらないような見通しが確保できるというふうに思っていますし、ここに、そうしたら何をやるのやというのが、これも特に地元の皆さん方にも汗をかいていただいて、これから私ども行政と一体になって計画も練り、また、国としてどこまでやっていただけるのかということも含めて、国にもそこに参画していただくということを問いながら進めていくということで、今ちょっと構想段階で、そういったものも考えられるというようなことでちょっとお話をさせていただきましたけれども、今後は十分、今承りましたご意見も調整しながら進めてまいりたいというふうに思っていますので、ご理解賜りたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） それぞれ答弁をいただいたわけではありますが、1つ町長にお尋ねしておきたいと思うんですが、今、道の駅のことで担当課長にお尋ねしたんですが、まだこれからの構想だということではありますが、実際土地を買う予算も上げておるわけですから、いわゆる具体的な本来は中身がここに示されて、そして審議というのがこれ当然やと思うんですが、とりあえず土地を買って進めていこうということかなあというように思うんですが、それでは余りにも実際のこの何千万という金を予算化しとるわけですから、もう少し道の駅であれば中身をはっきりさせて、やるとすればするということでもありますし、本来は国道にいわゆるかかわるものでもありますから、道の駅というのは建設省がやって、そして、管理地元というのがこれまでの通例でありますので、その辺もやはりもう少しはっきりさせていただかんといかんという問題と同時に、実際に現場も一偏見をいただいて、本当にそこに道の駅ということをつくって、地域の活性化のために農産物を売ったり物を売ることが本当にその場所としていいのかどうか、京丹波町全体の中でやっぱりこれまた考えるべき問題もあるわけですから、実際に15年という地元要望があったんだということではありますが、やはりどんどん時代も変わって、今の責任者や関係者に聞きますと、そんなことあったんかというようなこともあるわけですから、その辺は十分地元との協

議もしながら具体的にやはり、するとすればもう少し内容も整理する必要があるというふうに思いますので、その点についての町長の考え方、ひとつ伺っておきたいというように思います。

それから、担当課長にちょっとお尋ねしたいんですが78ページの、この間全協もふくめている議論になっておりますこの畜産振興対策の工事の関係なんですが、今回追加をして、そして、温度を上げる、周辺の整備もするということになつてくるんですが、この施設そのものの耐用年数ですね。これは一体どういう基準で見ればいいのか、この点伺っておきたいと。

もう一つは、施設そのものの規模の問題なんですが、大体これまでの説明によると700頭の処理ができると、こういうふうに説明もあったんですが、実際に考えた場合に、北部の場合に700頭の頭数の糞尿を処理すると。本当に本来ならもう少し余裕を持って、そういうものができるということにしてやらなければ、やはり故障の問題、また持ち込む量の問題、また周辺にあります野積みされたそういうものを処理するということから考えても、本当に規模そのものが、その700頭規模で適当であったのかということも、これも私は問われるというふうに思うんですが、当初の計画段階とは立場といいますか違うわけでありましてけれども、実際、現時点の担当者としては、その辺はどのように考えておられるのか。また、耐用年数とあわせて伺っておきたいというように思います。

それから、113ページの関係でちょっとお尋ねしておきたいと思うんですが、これ教育振興費の関係で、ちょっと教育長にお尋ねしておきたいと思うんですが、今、全国も含めて、この京丹波町でも不審の車があるとか、そういうことが起こってきとるわけでありまして、実際にその場合の対応の問題なんですが、当然一番担当する現場の先生方が急ぎよそこへ駆けつけるとか、パトロールするとかいうことも、これは当然ケース・バイ・ケースでやらなきゃならんわけでありまして、そういう場合に公用車というのはなかなか学校には用意してないわけでありましてから、自家用車を走らすということにもなるわけでありましてし、幸い、この間そういうことはないようでありますけれども、例えば事故の問題も当然、これ個人の車において起こる場合もあるわけでありましてから、そういう場合はどういふことになるのかどうかということと、それは学校長の判断ということになるのか、例えば、ある町では、自分の車をそういう場合に使う場合には届けをして記入をして、そして上司の許可をいただいて、そして自分の車を公用として走らすということをやっておるところもあるようでありますけれども、やはりこういうことが起こってくると、そういうこともやはりもう少し明確にしておく必要があるんじゃないかということと、それから、もちろん借り上げ料という問

題がどうかという問題もありますし、実際に事故が起こったときは、それならどうするんだという問題もあるわけでありますから、そういう問題はどのように考えておられるのかということと、そういうことはきちっと整理ができてるのかどうかという点もあわせて伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 道の駅の関係でございますが、この当初予算編成する段階にありまして、私も非常に気にしたところございまして、担当課長を呼びまして、これまでの経過の説明を求めました。そういう中に平成15年、梅田財産区を中心としたところからの地域の活性化を求める要望の中に、この種のことが含まれておったわけございまして、場所を限定されてということではなかったわけございまして、その要望を受けて旧瑞穂町の中でその構想が温められてきた、こういうものであったと。そのことが先ほど申し上げましたように、遠方瑞穂線の関係等もございまして、国交省との調整の中で、この地を活用することが一番地元の要望にもこたえることができるという内容でございました。

そこで、再度、この15年の要望の中身に変化はないか、代表者に確認をしてくれということで、その場で課長に電話をいたさせました。中身に変化はないという内容でございましたので、今後のあり方等につきましては、おっしゃるとおり、まだまだ未完成な部分もあるかと思えますし、国交省との調整もしてまいらなければならないというふうに思っておりますし、地元の考え方もさらに煮詰めていただく必要があるというふうには思っておりますが、地元のそうした地域の活性化を願う思いは非常に強いということでございますので、今すべての条件等からいきますと、この時点で予算措置をさせていただくのが一番いいという判断をさせていただいたところでございます。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 耐用年数の件でございます。

機械につきましては5年とか8年、あるいは、建物につきましては25年から40年といういろいろございますけれども、種類がたくさんございまして、今そのものをすべて耐用について記憶しておりませんので、ご了承願いたいと思います。

それから、当初の700頭規模からの計画ということにつきましては、その部分にいわゆる無理と申しますか、余裕がないんじゃないかということでございますけれども、一定そういう部分で計画も上げまして事業認可もいただいております。そういうことで受益者の方に対しましても頭数制限等も理解しながら、事業を進めていきたいというふうに思っておりますので、ご了承願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 山本教育長。

○教育長（山本和之君） 山田議員さんの不審者対応の場合、実際どういう対応をされているかというようなことをございまして、確かに学校の先生方が自分の車を使用されて、そうした現場に駆けつけていただいたり、また、不審者だけでなしに、急に体がぐあい悪くなった場合におきましても、その場合は自宅の方に連絡されるわけをございしますが、家の方がおられない場合につきましてもは当然先生方が病院の方へ駆けつけていただくというようなことをございまして、実際、公用車をございませぬので、個人の車を使用されるというようなケースはあるわけをございまして、学校によっていろんなケースも考えられるわけをございしますが、個人の車を使用されておるといような状況をございます。こうした場合には、あくまで私用の車を公用的に使っていただくということをございますけれども、実際これの対応については、できていないといような実態をございまして、こうした場合の明確な位置づけにつきましてもは、今後統一した形で研究をしていきたいと思っておりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思ひます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長にちょっとお尋ねしておきたいと思ひんですが、今、いわゆる堆肥化のセンターのことで担当課長からその耐用年数の関係で、手元にあるのかないのかわかりませぬが。といひますのは、京都府が推奨する施設を導入したわけでありませぬから、その一番心臓部といような思ひんですが、やっぱりその耐用年数は何年なのかといひことが、これが大前提になると思ひますね。もちろん建物のいわゆる外側の部分もありますけれども、これが傷んだり故障するといひことになるのとトラブルや、また堆肥が堆積するといひことになるわけでありませぬから、やはりこの点については、どこが明らかにされとるのかわかりませぬが、これはもう明らかにしていただきたいといひことを特に申し上げておきたいと思ひますし、当然町長としても前町長からの引き継いでいく事業としても、やはり一つ一つが本当にそういう形で、本当に大きな投資をするわけでありませぬから、どれぐらゐの耐用年数があつて、どうなのかといひことも入れながら、やはりそれに伴う対応や、また、その施設や機械の考え方もしていかなければ、これで万全といひことはないといひこともおっしゃっているとおりでありませぬから、やはりこの施設は施設としても、さらに研究をしていかなんと私はだめだといひふうに思ひますし、最終的にやっぱり自然乾燥的な方法といひのが、やっぱり一番そこから基本が出発するんじゃないかといひ思ひもありますので、その辺も含めて私はよく研究をしていかなんと、傷んでから対応といひのでは、またまた同じことを繰り返

すということになりますので、ちょっとその点、見解を伺っておきたいという問題と、その耐用年数の問題はやっぱり明確にさせていただきたいという点もあわせてお尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 堆肥センターのそれぞれ施設の耐用年数等につきましては、今担当課長が申しあげましたように、それぞれ定まっているというふうに思っておりますし、後ほど、特に心臓部でございます温風ヒーターの関係、さらには攪拌機能関係等につきましてショベルローダー等々もあるわけでございますが、中心的なもの、建物を含めてお示しをさせていただきたいと思っております。いずれにいたしましても新たなシステムの中で、このことが当初畜研が示しております機能が十分発揮されるべき対応もあわせてしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 7番、今西君。

○7番（今西孝司君） 堆肥センターの耐用年数のことでちょっとお聞きしておきたいんですけども、僕は、あの施設を何度か見に行かさせていただきましたけれども、管理が本当に適正に行われておるのかどうかということが、これ大変問題であると思うんですね。管理がきちんとしておれば10年もつものが15年もつことになると思うんです、きちんと掃除も行き届いて。しかし、あの蒲生野の方の施設はわかりませんが、上新田の施設は管理が本当に行き届いてできているとは思えないような状態になっているというふうに思います。これをそのまま今の状態を認めておれば、10年もつものが8年になったりするようなことになってくると私は思うので、やはりこれは丹波ユークに早くもう印鑑押して、責任を持ってきちんとして管理をしていけということを指導して、きちんとした運営ができるようにすべきであるというふうに思います。そうすれば機械も長もちをするし、施設そのものも長もちをしていくというふうに思うので、そここのところをやっぱり担当課の方からきちんとして指導をしていただきたいというふうに希望しておきます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に、原案反対者の発言を許可します。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 提案になっております議案第9号、平成17年度京丹波町一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

今回の予算は、丹波、瑞穂、和知の3町の合併に伴い、平成17年度暫定予算を受けて編成されたもので、旧町で議決された内容のものが大半であります、新町としてスタートし

た予算でもあります。京丹波町として新たな立場で見直すべきものは見直すべきであります。この立場から次の点について指摘するものであります。

まず、初めに指摘するのは、旧丹波町から引き継いだ畜産堆肥化施設建設事業であります。この間明らかになってきたのは、なぜ旧丹波町で対処できなかったのか。責任者であった前横山町長の責任は重大であることです。地方自治法違反や町条例にも違反した行為であることは明らかです。自らも大きなルール違反をしたと認めながら、自らには何の処分も行わないことは責任回避そのものです。為政者としても失格であります。しかも職員には減給や降格処分という退職金や年金にまで影響する大きな処分をしながら、自分の責任は棚上げにするという、公職にある者として絶対に許せない対応であります。

また、予算の対応では、平成17年10月7日に起債対応が確定したので専決処分をしたとの報告がありましたが、地方自治法第208条では、会計年度及びその独立の原則として、普通地方公共団体の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとしております。これは会計年度を定め、年度と年度の区分わけをして、相互の収支が混合しないよう各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないと定めているのであります。これは、会計年度独立の原則と言われるものです。

また、地方自治法第210条では、総計予算主義の原則として、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとしております。これは少なくとも公金と言われる以上、予測し得る収入及び支出は予算に計上し、住民代表の議会の議決を得た予算を通して使用されなければならないということでもあります。

また、町の財務規定などからも大きく逸脱した対応であります。一職員の判断や対応で片づけるのではなく、事の本質を明らかにすることを強く指摘するものです。また、議会としても事の重大性を考え、解明する責任があります。私はこの際、特別委員会の設置を提案するものであります。

あわせて指摘いたしますのは、処理施設が日本でも類のない最新方式の温風処理施設ということではありますが、糞尿の処理機械はアンモニアなどで数年たてば故障してしまう。これが、これまでのパターンでありました。何年もの実績のある機械でなかったら何年間の見通しが持てるのか、耐用年数ももっと明確にする必要があります。保証が本当にできるのか、疑問が大きくなるばかりであります。この機械の耐用年数の問題も指摘をするものであります。

第2点目は、施政方針では、行政内部の再点検、継続している事務事業や住民サービスの

見直し、住民から本当に求められているサービスが提供できるように、真に必要なものを予算で配分し、むだのない行財政運営を図っていきたくいと述べられております。そして、住民参加を行政の中心に置いて町民との対話を大切にし、情報の開示を積極的に進めると表明されています。こういう立場から考えてみましても、畑川ダムは、ダムに負担すべき費用と将来の負担費用などを考えれば中止を決断し、新しい町として出発した京丹波町の人口目標の設定、町づくりの方向などを明らかにし、旧和知も含めた中で水問題は再検討すべきであります。

さらには、都市公園の計画は中止し、住民も参加した検討委員会をつくり、利用方法を再検討すべきであります。この大きな事業に対して日本共産党が行いました町民アンケートでも、見直し反対の意見が圧倒的だったこと、内容が知らされていないことも明らかになっています。こうした実態をよく見るべきであります。

また、温泉施設利活用事業や交差点安全施設の道の駅についても、その必要性や緊急性を京丹波町の視点で再検討すべきであることも指摘するものです。特に、予算化された旧瑞穂町坂井での道の駅構想は、地元要求といっても梅田地域の要望とは本当になっているのかどうか疑いを隠せません。町として要求すれば、京丹波町として維持管理や責任が出てまいります。取り組むとすれば残土処理が目的でなく、利用方法や地元活用など十分な協議が必要であることを指摘するものであります。

合併によってこれまでの施策を後退させないというのが住民説明会での約束でありました。合併協議が進むにつれて町独自の施策は打ち切りや後退など、住民との約束はどんどんほごにされていっております。重度心身障害者医療給付事業は、合併協の協議では3町のうち瑞穂町の例を基本に新町に統一するとしながら、実施されたのは低いランクの旧丹波町の例により統一されたものであります。しかし、町民へのガイドブックでは、ページ29ページでは、町制度により対象を拡充しますと表現するなど、余りにもひどいやり方です。認めるわけにはいきません。少ない対象とはいえ、悲痛な声を受けとめるべきであります。

今回の予算には緊急対策としてアスベスト対策の調査費や、また改修費用、バス運行を全町的に再検討するための費用や道路改良など、住民要求に沿った予算も計上されておりますが、行政内部を再点検し、旧3町から継続している事務事業や住民サービスを見直し、住民の皆さんから本当に求められているサービスが提供できるよう努力していく、また、真に必要なものを予算で重点配分し、遺漏ない行財政運営を図っていくとの立場からも、また、合併の理念と言われる行財政難の克服、自治能力の向上、総合的な行政力の展開、特色ある町づくりを進めていく上からも、大型公共事業や不要不急の事業の見直しや中止を行うべきこ

とを指摘して、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 9番、畠中君。

○9番（畠中勉君） 私は、議案第9号、平成17年度一般会計予算について賛成の立場から討論をいたします。

京丹波町初の当初予算案は、旧の丹波町、瑞穂町、和知町が計上されていた予算のうち、執行できなかった事業経費を精査しながら計上されるとともに、緊急度の高い経費や新町の均衡ある発展に向けて、その課題に対する経費など厳しい財政状況の中であって、新町の円滑な行政運営を速やかに執行できるよう努められた予算であります。

歳出におきましては、厳しい財源の中で急を要するアスベスト対策に2,486万円、情報基盤の整備に向けた地域イントラネット事業には2億8,889万円、引き続き継続して実施すべき農林業基盤の整備では府営土地改良事業に1億3,288万円、南丹農用地整備事業に1億4,229万をはじめ、道路整備事業の促進に5億9,331万円の経費が計上されております。また、地方分権の到来とともに住民自治が基本であるとの観点から、自治活動の促進に向けた調査費や課題であるバス運行について調査研究費も計上されるなど、日常生活にかかわる課題への速やかな方向づけと姿勢が明らかにされた予算であります。

歳入では、旧町に引き継いでの歳入の計上があり、通年予算としての全体枠が把握しにくいところがありますが、一般財源の不足を補う財政調整基金の繰り入れが8,450万円計上されております。内示されました国の予算は、8年ぶりに80兆円を下回る緊縮予算となっております。地方財政は地方交付税1兆円の減額や、単独事業の2兆円減額などに厳しい内容となっております。

本町において基金の留保に留意しつつ、税源の確保をどのように図っていくか。また、新町の均衡ある発展と格差是正を図るため、行政施策のあり方など多くの課題があり、町民の方々のニーズにこたえるため、一層の行政改革に努力をお願いするところです。

平成17年度一般会計予算は、旧3町の予算を引き継ぎつつ旧町での課題事業、施策の完了と新町の課題に向けた取り組む姿勢を明らかにした予算です。一日も早い京丹波町予算を議決し、活気ある町づくりを進めていただくべきだと思います。国の三位一体改革の推進により交付税の減額、補助金・助成金の減額など、厳しい財政状況は続くことは予測されます。18年度からの予算は、このような状況の中、京丹波町の少子化が進むことで福祉関係の経費が増加することが予想されます。行政改革を一層進め、1つでも多くの住民の要望にこたえ、明るく住みよい京丹波町づくりに町長をはじめ全職員が全力で取り組まれることを要望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これで討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

議案第9号、平成17年度京丹波町一般会計予算は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

4時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時59分

再開 午後 4時09分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第27、議案第10号 平成17年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算》

○議長（岡本 勇君） 日程第27、議案第10号、平成17年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課長に1点お尋ねしておきたいと思うんですが、いわゆる国保税料という関係もあるわけですが、それに伴います短期また資格証明書、そういうのが現時点でわかっておるといふふうに思うんですが、ちょっとお尋ねしておきたいと。短期保険証の方が何人で、資格証明の方が何人という点、お尋ねしておきたいと思うんですが。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） ただいまのまず短期証でございますけれども、現時点で156名、また、資格書につきましては80名程度ということになってございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長にお尋ねをしておきたいと思うんですが、今、短期または資格証明書の方の156名、80人という説明があったんですが、今のこういう経済の中で実際に、失業とか仕事を失うとかそういうのも起こってきておるわけでありまして、いわゆる課

税や料も含めてですけれども、前年度の収入に対して課税されていたり保険料が決まるわけで、それに基づいて納めていただいておりますが、当然払う、いわゆる能力のある人が払わないというのと、そういう収入が激減して払えないというのは、これはあると思うんですね。だから、そういう場合には、減免というのをやっぱり認めていくということも非常に大事ではないかと。どんどんそういうのが、未収の方が増えるというのは、これはまた収納率が出てきて、いわゆる国からの助成金も下がるという、そういうこともあるわけでございますし、当然実態に合わせてそういうことも収入が激減した場合には、やっぱりきちっと認めると、減免もということもやっぱり考えるべきだと思っておりますが、その辺についてのちょっと考え方、伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） その件に関しましては十分お話を聞かさせていただき中で、いわゆる短期証あるいは資格書の発行をさせていただきとるということでございますが、そうした予測できない状況もあろうかと思っておりますが、まずはそうした状況をお知らせをいただく中で対応をしてみたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 7番、今西君。

○7番（今西孝司君） 私の場合は建築国保ということになって、建築関係の組合で国保を運営しとって、そこへ国の方から補助金をもろうておるなんですけれども、今の建築職人というのは、この組合は収入が結局少ない団体の組合ということで20%の補助金が、積み立ての最後のところで20%なんですけれども、国の財政が非常に厳しいということで来年度からは18%になるということで、この2%が下げられることによって、かなりの額が減らされるわけなんですけれども、この町が行っておる国保はただの国保ですけれども、これの方にも国の方針でそういう補助が下げられるとか何とかというようなことは、国の方から通達が来たりしとるんですかね。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） 町の国民健康保険の財政でございますが、確かに国の補助金につきましては平成17年で36%、来年度18年度からは34%ということで、国の方からにつきましては2%減額になる予定でございます。なお、その2%につきましては京都府からの財政調整交付金というものがございまして、現在5%でございますが、そこに2%を加えて7%ということでございます。よって、町財政そのものには全体としては変わらないという状況が平成18年度ということでございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 6番、坂本さん。

○6番（坂本美智代君） 私も何点かお聞きします。

16ページの保険事業費の中の疾病予防であります、その中の負担金補助で人間ドックの助成金456万9,000円出ておりますが、これは大体何人分を見込んでおられるのかというのと、その下の17ページのスポーツ講座開催事業費の中で26万9,000円というものが上がっておりますが、こういったことをどこでされるのかなというのをお聞きしたいのと、それと質美診療所のことなんですけど、今まで合併するまでは週3回、9時から12時まで坂本先生にお願いして来ていただいていたんですけど、合併してからは、週3回は変わりませんが時間帯が変わりました。月曜日と水曜日は10時から12時と。これまでは9時から12時でありましたが、それが10時から12時に。そして、金曜日はお昼からということになったんでありますが、これもまた医師の関係、体制のようにお聞きしましたが、今後こういった医師の体制いうものは、きちっと確定しないのか。その都度その都度、時間帯も変わり、ころころ変わっていくのかというのは患者にとったら、やはり診療所の場合は特に先生との話の内容も、やはりそういったことを踏まえての地域医療でもありますので、こういった医師の体制がころころ変わっていくのかどうか、今後のことをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） まず1点目の人間ドック助成金456万9,000円の関係でございますが、人数的には191名を予定しております。

もう一点、スポーツ講座の内容でございますけれども、エアロビクス等でございます。場所につきましては、旧丹波町の健康管理センター内でございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 上田地域医療課長。

○地域医療課長（上田進君） それでは、ご質問にお答えいたします。

質美診療所の医師の確保の件でございますけれども、ちょうど合併前から坂本医師の方が体の方を壊されてしまったというような関係もございまして、一定坂本医師については金曜日の昼からというふうなことで今診療を続けておるわけでございますけれども、一定坂本医師の健康回復も見ながら検討させていただきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

議案第10号、平成17年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

《日程第28、議案第11号 平成17年度京丹波町老人保健特別会計予算》

○議長(岡本 勇君) 日程第28、議案第11号、平成17年度京丹波町老人保健特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

議案第11号、平成17年度京丹波町老人保健特別会計予算、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

《日程第29、議案第12号 平成17年度京丹波町介護保険事業特別会計予算》

○議長(岡本 勇君) 日程第29、議案第12号、平成17年度京丹波町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

○議長(岡本 勇君) 3番、東さん。

○3番(東まさ子君) 介護保険の法律が変わりまして、来年度から新予防給付というのが原則施行されることになっているんですが、いろんな準備の関係で2年の範囲で、その施行時

期を遅らせるということも言われているんですが、この会計に関連してですけど、京丹波町の場合はどういうふうにされるのか、方針が出ておればお聞きをしたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） 現在検討中でございますけれども、近隣町の動向も踏まえてでございますけれども、包括支援センターの設立に向けて検討をしております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

議案第12号、平成17年度京丹波町介護保険事業特別会計予算、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

《日程第30、議案第13号 平成17年度京丹波町水道事業特別会計予算》

○議長（岡本 勇君） 日程第30、議案第13号、平成17年度京丹波町水道事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東まさ子君） 歳入の3ページですが水道事業の分担金として、説明ではグリーンハイツ600万円ということでありまして、歳出で積立金として900万、基金積立をしておりますが、この差額の300万円というのはどういうふうになっているのか。

それから、町長の資料説明にありますように、水道につきましては来年度、新田の配水という整備ができれば、グリーンハイツの水道を町水道ということで完全に移行するというふうなことに書いてあるんですが、そうした場合、今ある古い水道管というのは給水栓までも含めて皆、し直しになるのか、その点についてはどういうふうになっていくのか、ご説明を

お願いしたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時25分

再開 午後 4時27分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田井水道課長。

○水道課長（田井勲君） 大変すいませんでした。

ただいまの収入にあります600万円につきましては、毎月100万円の加入金をお支払いをいただいております、それが合併後6カ月分の600万円を充てております。

繰入金につきましては、ただいま申し上げました600万円と旧町の時代に入っております300万円の金額、合わせまして900万円を繰入金としております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東まさ子君） 工事はどうするのかと。

○議長（岡本 勇君） 田井水道課長。

○水道課長（田井勲君） すいません。

工事につきましては、現在新田の宅造工事をしておりまして、今後、18年度に向けまして配水池を建設しまして、グリーンハイツの水源の配水に間に合わせていこうというふうに考えております。

すいません。グリーンハイツの現在の管につきましては、今のまま使用させていただきまして、水源のみが変わってくるということになっております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東まさ子君） 直接的には、数字的にはなんですけれども、この水の需要と供給の関係ですけれども、町長はダムをつくって1万4、100トンというふうに言っておられるんですが、未給水世帯の解消と、それから事業所の要望している分と将来の人口増ということを含めて1万4、000トンなかったら足りないということで説明があるわけですが、将来人口増というのはもう限りなく、これは望めないというふうに思っておりますし、事業所要望にしても既存の事業所が説明では3、780トンということでありましたし、造成の開発している、そういう企業からの要望が945トンということでありました。大方についてが、この事業所の要望によるダムの建設が必要だというふうになってくるわけですが、特

別委員会でも有収率ですね、浄水場から出ているところの水量と各家庭のメーターで供給している水量との差が大方80%だというふうにお聞きしたわけでありますが、私たちは、ぜひとも早いこと皆さんの要望されている、そういう水道の供給を未給水のところにしてほしいというのがあるんですが、いろいろ考えてみますと、十分に新しくできた質美のところの分と水原の分で供給はできるというふうに思っておるんです。

それで、ここでちょっとお聞きしたいんですが、毎月使っている水の量の最大の使用月の平均使用料というのは、わかっておりましたらお聞きしたいと思っております。財源の有効活用という点からしてもきっちりと、そういう実態に合った水の需給関係をつくっていかなくてはならないと思っておりますので、その最大月はどのぐらい必要としているのか、使っているのか、昨年度の実数で結構ですのでお聞きをしたいと思っております。十分に、その水は需要者が要望している分も確保できているというふうに思っております。

以上であります。

○議長（岡本 勇君） 田井水道課長。

○水道課長（田井勲君） 大変申しわけないんですけれども、使用水量につきまして現在ちょっと持ち合わせておりませんので、申しわけありませんけれど。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東まさ子君） それでは、議案第13号、平成17年度京丹波町水道事業特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

新しく誕生した京丹波町の町民の願いは、これまでの町のよさを生かして、町民みんなが健康で安心して暮らせる町づくりであります。今、町づくりにとって大切なことは、限られた予算をみんなの要望に沿って有効に生かすことではないでしょうか。畑川ダムは未給水世帯の将来の人口増、事業所要望などに対応するためとして平成4年度から19年度までの計画で進んでおります。既に周辺工事も進み、いよいよダム本体工事の段階に来ています。その事業費は、当初計画の40億円から計画変更されて77億円と膨らんでおります。町の負担は14億2,000万円となります。ダムは本当に必要なのでしょうか。平成16年度に2カ所の新たな水源が整備をされ、現在1日に9,100トンの水を確保しております。将来の人口増、水需要を考慮しても十分賄うことができ、ダムは不要のものとなっております。

これまで事業費として29億円余りを投入しております。町の負担は今後8億9,000

万円と推計されます。今中止をすれば約9億円の町の負担をなくし、町民のために使うことができます。ダム計画は将来人口を現在の約1万4,000人から1万9,000人と推定しておりますが、平成12年度や17年度の国勢調査の人口推移では、17年度人口は1万3,224人と5年間で701人減少をしております。また、2006年度からは人口減少が始まるとされているところです。既存の事業所からの要望となっている4,725トンは現在の事業所の使用水量の1,730トンの3.7倍であり、4倍近い事業拡大は考えられない数字であります。机上での過大計画するのではなく実態に即して見直せば、ダムの必要性はなくなっています。ダムはきっぱり中止すべきであり、今回ダム関連予算も予算化されており、その立場からも反対を表明いたしまして討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 11番、藤田君。

○11番（藤田正夫君） 議案第13号、平成17年度水道事業特別会計予算について賛成の立場から討論をいたします。

歳出面におきましては、合併前から整備事業に着手されています。水道事業、旧丹波・瑞穂地区の統合整備事業において1億9,300万円を計上され、今年度は質美から水呑への配水管、加圧ポンプの施設の整備や新田配水池の造成工事を完成させ、来年度はグリーンハイツ、新田地域への給水に向け積極的に取り組んでおられ、また、旧和知町の簡易水道整備事業においては4億1,000万円を計上し、今年度から供用を開始した新中央浄水施設からの配水区域拡大のため加圧ポンプの施設、配水池、また、各集落をつなぐ配水管管理設工事に取り組んでいただいております。また、昨年、台風23号で被災を受けた瑞穂中央簡易水道第2取水池の復旧工事を実施され、町民に安全で安心な水の供給に対してご努力をいただいております。

収入面におきましては、厳しい財源の中で国庫補助金、府支出金を有効に利用され、不足する部分においては基金や有利な地方債を活用し、努力をされております。なお、未給水地域、団地も多く、多くの町民が給水要望をされております。現在、京都府において実施されております畑川ダムの建設を推進され、一日でも早く未給水地域の解消を目指し、「丹波高原につつまれ人の交流・連携で築くぬくもりと躍動のあるまち」として発展することを祈念し、平成17年度水道事業特別会計予算に対する私の賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

議案第13号、平成17年度京丹波町水道事業特別会計予算、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立多数であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

《日程第31、議案第14号 平成17年度京丹波町下水道事業特別会計予算》

○議長(岡本 勇君) 日程第31、議案第14号、平成17年度京丹波町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。

○10番(山田 均君) 町長に1点お尋ねしておきたいと思うんですが、町長も議員という立場でありましたのでご承知かと思うんですが、この下水の場合、いわゆる処理区域といいますか、いわゆる農集や特定環境の場合には区域設定がされるわけでありましたが、その場合にいわゆる未使用の人に対して使用料を半額取っておると。これは、瑞穂町は取っていませんでしたけれども、旧丹波町、和知町では取っておるというふうに聞いておるんですが、本来は、もちろん区域として同意をしとるわけですが、使用していないのに使用料の2分1払うというのは、これは大きな問題があるんじゃないかと。老人家庭とか、なかなかお金の工面ができないので、やりたくてもできないというのは、もう本当にそういうところだと思うんですね。それはだれであろうと、そういう水洗化をしたいという思いはあろうと思うんですが、実際にやろうとすれば、つなぐだけでも何十万、ちょっと改修すれば何百万という金がこれ要るわけですから、なかなか金の工面も含めてできないという方が残ってきくおると思うんですが、実際そういう点では非常に矛盾をしておるというふうに思うので、やはり、もちろん3年以内という問題がありますが、水洗化をもちろん要請をして進めていくということは基本でありますけれども、未使用の人から取るという考え方ですね。私は、これはもう改めるべきじゃないかというふうに思うんですが。

また、例えば取っていくんだということになれば、旧瑞穂町でも取るのかどうかという問題も出てくるわけでありますので、合併協でどういう協議がされたかわかりませんが、基本的な考え方、町長の考え方を伺っておきたいと思います。

○議長(岡本 勇君) 松原町長。

○町長(松原茂樹君) 未使用の皆さん方から2分の1の負担をいただいていることをどう思

うかということですが、それぞれの処理区でこの事業についての説明会等々を持つ中で、皆さん方にこのことも含めてご理解をいただきながら今日まで来ているということですが、それを引き継いで現状来ておるわけですが、新町になりまして、こうした部分をどう整理していくか、今後の検討課題だというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

議案第14号、平成17年度京丹波町下水道事業特別会計予算、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

《日程第32、議案第15号 平成17年度京丹波町土地取得事業特別会計予算》

○議長（岡本 勇君） 日程第32、議案第15号、平成17年度京丹波町土地取得事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

この表決は、挙手により行います。

議案第15号、平成17年度京丹波町土地取得事業特別会計予算、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 3 3、議案第 1 6 号 平成 1 7 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算》

○議長（岡本 勇君） 日程第 3 3、議案第 1 6 号、平成 1 7 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第 1 6 号を採決いたします。

この表決は、挙手により行います。

議案第 1 6 号、平成 1 7 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第 1 6 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 3 4、議案第 1 7 号 平成 1 7 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算》

○議長（岡本 勇君） 日程第 3 4、議案第 1 7 号、平成 1 7 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第 1 7 号を採決いたします。

この表決は、挙手により行います。

議案第 1 7 号、平成 1 7 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第 1 7 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 3 5、議案第 1 8 号 平成 1 7 年度京丹波町宅地等開発事業特別会計予算》

○議長（岡本 勇君） 日程第35、議案第18号、平成17年度京丹波町宅地等開発事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東まさ子君） ちょっとわからないのでお聞きをするわけではありますが、これはあれですか、債務負担行為の利子を100万払っているわけではありますが、この利子だけをこういうふうに払っていくということになるんですか。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） 現在のところ、お見込みのとおりでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

この表決は、挙手により行います。

議案第18号、平成17年度京丹波町宅地等開発事業特別会計予算、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

少し、お断りを申し上げます。

本日の会議時間が迫っておりますが、本日は、全議事日程が終了するまで会議を延長いたします。事前のご了解お願いいたします。

《日程第36、議案第19号 平成17年度京丹波町須知財産区特別会計予算》

○議長（岡本 勇君） 日程第36、議案第19号、平成17年度京丹波町須知財産区特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

この表決は、挙手により行います。

議案第19号、平成17年度京丹波町須知財産区特別会計予算、原案のとおり可決すること
に賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

《日程第37、議案第20号 平成17年度京丹波町高原財産区特別会計予算》

○議長(岡本 勇君) 日程第37、議案第20号、平成17年度京丹波町高原財産区特別会
計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

この表決は、挙手により行います。

議案第20号、平成17年度京丹波町高原財産区特別会計予算、原案のとおり可決するこ
とに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

《日程第38、議案第21号 平成17年度京丹波町桧山財産区特別会計予算》

○議長(岡本 勇君) 日程第38、議案第21号、平成17年度京丹波町桧山財産区特別会
計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。

○10番(山田 均君) 担当課長に1点お尋ねしておきたいと思うんですが、歳出の5ペー
ジの諸費の中に繰出金であります、生産基盤等振興対策事業繰出金というのが106万3、
000円あるんですが、具体的にはこれ、どういう内容のものなのか、お尋ねをしておき
たいと思います。

○議長(岡本 勇君) 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） お答えをいたします。

そのうち95万5,000円が中台の共同作業所の屋根の改修工事の経費に繰り出すものでございます。残りについては、井脇の林道整備の経費に繰り出すものでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） その中身がどうこうというよりも、例えば集落公民館の改修事業の繰出金はこういう形で明確にわかるようになってるんですが、この生産基盤等振興対策というのは非常に幅広いわけですので、明確に出す中身を明らかにした方がはっきりしてよいんじゃないかと思うんですが、その点ちょっと見解を伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） 補助をさせていただくための要綱というのをこさえておりました、その名称がこういうふうになっておることから、まとめて出ているということでございますが、今後わかりやすい表記に工夫を重ねたいというふうに思いますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

この表決は、挙手により行います。

議案第21号、平成17年度京丹波町桧山財産区特別会計予算、原案のとおり可決することと賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

《日程第39、議案第22号 平成17年度京丹波町梅田財産区特別会計予算》

○議長（岡本 勇君） 日程第39、議案第22号、平成17年度京丹波町梅田財産区特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） 6番、坂本さん、

○6番（坂本美智代君） 1点だけお伺いします。

歳出の6ページで、補償補てん及びのところで、土地売払金補償料が1,810万1,000円出ておりますが、これに対して歳出が出された場合は、歳入にも記入されるべきでは

ないかと思いますが、歳入の方には入っていないように思いますが、その点をちょっとお聞きしたいです。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） お尋ねでございますが、歳入の3ページの不動産売払収入のところの土地売払収入759万5,000円と、それから次のページ、4ページに旧町の歳計余剰金収入というのがございますが、この中に既に旧町で入っておる分1,500万円強がございます、この中に含まれて入るといふふうにご理解いただいて、その中から歳出、先ほどの6ページの補償料が出ているといふふうにご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですが、私も歳出の5ページの関係で、工事請負費の関係なんです。ここで林道の災害復旧工事というのが280万、予算が上がっておるんですが、いわゆる財産管理の中で工事請負費ということは、直接財産区が工事を発注するということなのか。本来なら町営施行といいますか、災害復旧工事でございますので町とかがやって、それに負担金を財産区が持つとかいうのが通常の会計の流れではないかと思うんですが、この場合には具体的に直接やるということなのかどうか、復旧工事ということになっておりますので、お尋ねしておきたいと思います。

それから、諸費の林道整備の補助金というのが500万上がっておるんですが、これは具体的にはどういう基準といいますか、林道整備に対する補助金なのか。そしてまた、どこの集落といいますか地域への補助金なのか、あわせてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） まず、5ページの方の作業道災害復旧工事でございますけれども、これは当初の部分については簡易な工事を予定しておりましたが、その後、台風等の被害で工事が必要なところがあるといふことで若干の見込みを含めて、この上に計上をさせていただいたところでございます。議員ご指摘のとおり、本来なら繰り出しといふこともしなければならぬんですが、簡易な工事の複数といふことで、こういう計上の仕方をしております。

続きまして、諸費の関係でございますけれども、この林道整備補助金でございますが、直営地が何カ所かあるわけですが、そこに行く道ですね、これを地元の方が整備していただいておりますということから、財産区としては、その経費を見ていくべきではないかといふふうな議論のところから、この補助金の創設をさせていただいたところでございまして、直

営林がある集落でございますので、ざっと数えますと5地区程度になろうかというふうに思っています。具体的な割り振りについては、私ちょっと今記憶をしておりませんので、ご容赦願いたいと思います。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

この表決は、挙手により行います。

議案第22号、平成17年度京丹波町梅田財産区特別会計予算、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

《日程第40、議案第23号 平成17年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算》

○議長（岡本 勇君） 日程第40、議案第23号、平成17年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。

この表決は、挙手により行います。

議案第23号、平成17年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

《日程第41、議案第24号 平成17年度京丹波町質美財産区特別会計予算》

○議長（岡本 勇君） 日程第41、議案第24号、平成17年度京丹波町質美財産区特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、議案第24号を採決いたします。

この表決は、挙手により行います。

議案第24号、平成17年度京丹波町質美財産区特別会計予算、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

《日程第42、議案第25号 平成17年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算》

○議長(岡本 勇君) 日程第42、議案第25号、平成17年度京丹波町瑞穂病院事業会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。

○10番(山田 均君) 担当課長にお尋ねをしておきたいと思うんですが、13ページの収益的支出で医師給というのが節で上がっておるんですが、ここを見ますと2名ということになっております。瑞穂病院の場合には新しく改築をして、それぞれ新たなスタートを切っておるわけですが、この医師2名というのは本当に、病院の運営にとっても非常に大きいことだと。やはり患者は医師につくということもあるわけでありまして、医師確保というのは、これまでからですけれども大きな病院運営でも大きなウエートを占めるというふうに思うんですが、この辺、担当課長としては、これまでの経過があらうかと思いますが、今後の見通し、また、こういう状態を続けていくことによって経営の問題も大きくかかわってくると思うんですが、その辺は、担当課長としてはどのように考えておられるのか伺っておきたいと思っております。

○議長(岡本 勇君) 上田地域医療課長。

○地域医療課長(上田進君) お答えをさせていただきます。

現在、おっしゃられているとおり医師2名ということですが、嘱託医師が1名おります。こういった地方自治体病院の医師不足というのがもうマンネリ化しておるような状況でござ

いまして、現在のところ府立医大の方へ院長等の方が医師派遣の要請等に行っておりますので、そういう点で医師確保につきましてはぜひとも、大変重要なこととございますので、そういうふうな要請を事務長、理事者等も含めまして、さらに要求をしてみたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長にお尋ねしておきたいと思うんですけれども、今、担当課長からは嘱託医を含めて、これでいくと3名ということになると思いますし、臨時的に鍼灸等からも来ていただいているというふうには思うんですが、実際、病院の実態というのは、泊まりも当然、医師としてもあるわけとございまして、いわゆる通常の職員となつとる医師が中心になるわけとございますので、非常に宿直にしても本当に大きな負担といたしますか、そういうことになってくるんじゃないかと思うんですが、要は、この医師確保という問題は、これまでからですけれども大きな課題でありますし、実際いろんな医療制度が変わっていく中で、医師の確保というのは非常に難しい問題も抱えております。

そういう点では、今、担当課長が事務長やそれぞれ院長ということもありましたけれども、最高責任者である町長自身も、やはり積極的に働きかけていくということが非常に大事だと。実際、医師のそういう派遣といいますか、というのはもちろん京都府の衛生部ですか、関係や、また、当然その大学という関係も教室というのもあるようございまして、実際そういう医者の間でもフリーターのそういう医師もおるようございましてけれども、そういうところへうっかり手を出すと、その病院の致命傷にもなりかねんわけとありますから、やはりそういう点ではしっかり医師を確保していくということが本当に大きな課題だと思いますので、その点、町長としてもどのように考えておられるのかということと、そういう努力をね、私は大いにすべきだと。積極的に働きかけをしていくべきだというふうに思いますので、その点、町長の考え方や見解を伺っておきたいとします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） この医師の確保の件につきましては、前任者からの引継の中にもございまして、本当に現状を思いますときに、このことについては急がなければならないというふうに思っているところとございますが、ご案内のとおり全国的な医師不足ということもございまして、府立病院にお願いをするだけでは、なかなかこのことの改善は図れていけないということもありまして、現在、自治体病院開設者協議会あるいは船井の関係自治体とも連携をとりながら、そして、京都府にも、ぜひともこのことについては全面的にご支援を賜る中で、問題の解決を図っていきたいというふうに思っているところとございます。少し時間

がかかる状況かもしれませんが、粘り強く医師確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 6番、坂本さん。

○6番（坂本美智代君） 今も医師不足もありましたが、これ看護師のことも関連してくるんですけど、合併のときに正職の看護師が何人かやめて、パートなり嘱託で勤めておられる方がおられるんですけど、看護師となったらパートでしたら宿直はありませんし、その分正職の方にかかわってくるんですが、そういったこの医療というのは、やっぱり人命にかかわることで、本当に宿直の看護師は物すごく宿直が増えたということも聞いておるんです。やっぱりちょっとしたミスで人命にかかわることありますし、そういった看護師の体制もきちっとできておるのか、その辺もちょっと担当課長にお伺いします。

○議長（岡本 勇君） 上田地域医療課長。

○地域医療課長（上田進君） 今おっしゃられましたように、今のところ臨時といいますか、パートの看護師さんで昼間お世話になっておるといような状況が続いておるわけですので、これにつきましても今後きちっとした整備が必要かと私は思っておりますので、そういう点でまた検討をしてみたいと思います。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論を省略いたします。

これより、議案第25号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

議案第25号、平成17年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

《日程第43、選挙管理委員および補充員の選挙》

○議長（岡本 勇君） 日程第43、選挙管理委員および補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に、大西新一さん、安井安郎さん、高畑 満さん、正田恭丈さん。

以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した大西新一さん、安井安郎さん、高畑 満さん、正田恭丈さんを選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました大西新一さん、安井安郎さん、高畑 満さん、正田恭丈さんが選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員には、十倉さちよさん、谷垣 忠さん、荒井しづ江さん、比村住ノ江さん。

以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した十倉さちよさん、谷垣 忠さん、荒井しづ江さん、比村住ノ江さんを補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました十倉さちよさん、谷垣 忠さん、荒井しづ江さん、比村住ノ江さんが補充員に当選されました。

次に、補充の順序について、お諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、議長が指名いたしました順序に決しました。

《日程第４４、農業委員の推薦について》

○議長（岡本 勇君） 日程第４４、農業委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は３人とし、小森芳江さん、神谷みつ子さん、山本眞寿美さん。

以上の方を推薦したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は３人とし、小森芳江さん、神谷みつ子さん、山本眞寿美さん。

以上の方を推薦することに決定しました。

《日程第４５、閉会中の継続調査》

○議長（岡本 勇君） 日程第４５、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決しました。

以上で、本日の議事日程ならびに本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成１７年度第１回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

午後 ５時１４分 閉会